

大森彌先生 追悼講演会

講演録

特別区の自治と
今後を考える



[編集]

公益財団法人特別区協議会

大森彌先生 追悼講演会

講演録

特別区の自治と
今後を考える

[編集]

公益財団法人特別区協議会

大森彌先生 追悼講演会

講演録

特別区の自治と今後を考える



おおもり わたる
大森 彌

(専門：行政学、地方自治論)
東京大学名誉教授

1940年 東京生まれ
1968年 東京大学大学院修了、法学博士
1984年 東京大学教養学部教授
1996年 東京大学大学院総合文化研究科教授
1997年 同研究科長・教養学部長
2000年 東京大学定年退官後、東京大学名誉教授、千葉大学法経学部教授
2005年 千葉大学定年退職

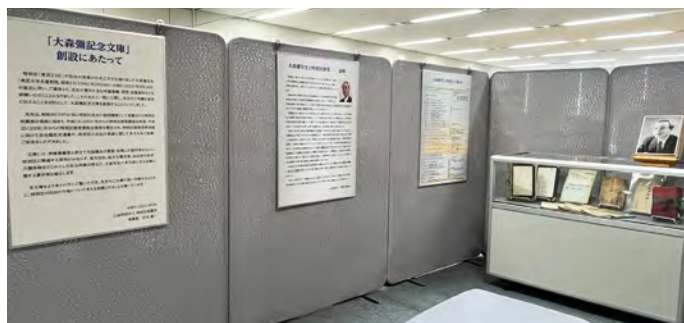
特別区制度調査会会長、特別区制度懇談会座長、地域活性化センター「全国地域リーダー養成塾」塾長、成年後見制度利用推進専門家会議委員等を歴任。

<主な著書>

『自治体行政学入門』(良書普及会、87年)
『自治行政と住民の「元気」』(良書普及会、90年)
『自治体職員論』(良書普及会、94年)
『官のシステム』(東京大学出版会、06年)
『変化に挑戦する自治体』(第一法規、08年)
『東京23区 自治権拡充運動と「首都行政制度の構想」』(公益財団法人特別区協議会編、日本評論社、10年、監修)
『政権交代と自治の潮流』(第一法規、11年)
『特別区制度改革の軌跡』(学陽書房、13年)
『自治体職員再論』(ぎょうせい、15年)
『町村自治を護って』(ぎょうせい、16年)
『自治体の長とそれを支える人びと』(第一法規、16年)
『人口減少時代を生き抜く自治体』(第一法規、17年)
『老いを拓く社会システム』(第一法規、18年)
『これからの地方自治の教科書』(第一法規、19年、改訂版21年、共著)
『自治体議員入門』(第一法規、21年)









故大森彌先生追悼講演会講演録 刊行にあたって



公益財団法人特別区協議会理事長
特別区長会会長／新宿区長

吉住 健一



このたび、令和5年9月18日に逝去された、東京大学名誉教授・故大森彌先生の追悼講演を記録した書籍を刊行することといたしました。

この追悼講演会は、特別区（東京23区）の自治の発展のため長年にわたりご尽力いただいた大森先生に感謝し、そのご功績を今後につなげるために開催いたしました。講師は、いずれも特別区制度調査会とそれに続く特別区制度懇談会において、大森会長・座長のもとで委員として検討に参画していただいた4人の先生方を中心にお願ひしました。特別区制度懇談会座長を引き継いでいただいた大杉寛東京都立大学大学院教授、同懇談会副座長の沼尾波子東洋大学教授、委員の伊藤正次東京都立大学大学院教授、同じく委員の金井利之東京大学大学院教授に、大森先生との思い出や先生のお人柄・ご功績の紹介とともに、これからの特別区政への期待や課題などを語っていただきました。今後の取組みに向けた貴重なご示唆をいただいたことに感謝申し上げます。

振り返りますと、大森先生と特別区の関わりは、先生が中野区の特別区制度調査会専門調査員となられて以来半世紀以上に及びます。特に、昭和49年に特別区長会の諮問機関として設置された特別区政調査会の委員となられてからは、特別区制度改革の実現に向けた自治権拡充運動に常に寄り添っていただき、時に叱咤激励とともに、様々なご助言をいただきました。地方自治法改正により平成12年4月に実現した、特別区を



基礎的な地方公共団体に位置づける都区制度改革を成し得たのは、先生のご尽力、ご指導があったからこそと深く感謝しております。

その後も、平成15年から特別区制度調査会の会長として、制度改革後の特別区のあり方について、二次にわたりさらに自治を強固なものとするためのご提言をいただき、平成20年からは特別区制度懇談会の座長を務めていただくなど、特別区の自治の発展に向けた様々なご指導、ご助言を賜りました。

先生は、特別区のみならず、各地域に暮らす人々の目線を大事にされ、全国各地の自治体等と関わりつつ、地方分権改革や介護保険制度の創設をはじめ、多くの改革に主導的な役割を果たされました。日本の地方自治発展に関する先生のご考察やご示唆は、自治に携わる関係者にとって大きな羅針盤となってきました。

本書は、こうした先生のご功績を後世に残すべく、追悼講演会の講演録と合わせて、大森先生と特別区の関わりに関する資料のほか、ご遺族から寄贈いただいた論文を含む先生の蔵書や当協議会所蔵の関連資料をもとに特別区自治情報・交流センター内に開設した「大森彌記念文庫」の目録を収録しました。

多くの方に本書をご覧いただき、先生のご功績に思いを馳せるとともに特別区の自治の今後について考える糧としていただければ幸いです。

当協議会は、大森先生の地方自治への思いを受け継ぎ、特別区政の更なる発展に資するため、今後も力を尽くしてまいります。皆様のご理解、ご支援をいただけますようお願いいたします。

刊行に寄せて

東京都立大学大学院
法学政治学研究科・法学部教授

大杉 覚



大森彌先生を偲ぶ追悼集が刊行されるにあたり、特別区制度懇談会の委員を代表しまして、謹んで一文を添えさせていただきます。

まず、刊行にあたり多大なるご尽力を賜りました特別区長会、公益財団法人 特別区協議会の皆様に心よりお礼申し上げます。本書所収の追悼講演会の企画・実施はもとより、追悼集として刊行するに至るまでは、事務局の方々のお骨折りがなくて実現できなかったことばかりです。ここに深く感謝申し上げます。

追悼講演会には、筆者と同様、特別区制度調査会、特別区制度懇談会を通じて長年委員を務められてきた、伊藤正次東京都立大学大学院教授、沼尾波子東洋大学教授、金井利之東京大学大学院教授がご登壇されました（登壇順）。筆者は大学院時代から大森先生を指導教授と仰いできましたが、他の三氏もまた特別区関係外の学術研究の場などにおいても大森先生にご指導を受けてこられた方々ばかりです。大森先生のご功績はもちろん、そのお人柄に直に触れてこられてきただけに、それぞれの講演には深い思いが込められたものと拝察いたします。

また、沼尾先生ご登壇の折には、岡崎昌之法政大学名誉教授、小野文明全国町村会経済農林部長を講師としてお迎えしました。両先生からは大森先生の農山漁村との深い関わりを熱く語っていただいたことで、都市・農山漁村を通底した自治に対する大森先生の学識の幅と深みを浮き彫りにしていただけたことを感謝申し上げたいと思います。

大森先生のご功績を顕彰する企画として、「大森彌記念文庫」の創設

についてもこの場を借りて触れさせていただきたいと思います。大森先生のご遺族より、先生の著作を含む所蔵書籍や研究・収集資料などをご寄贈いただいたことを受けて、東京区政会館4階の特別区自治情報・交流センター内に開設されたのが同文庫です。寄贈書籍を手にとることができるほか、大森先生の著作目録が整理されています。同目録には現在では入手困難な雑誌掲載論文や講演録などもリストアップされており、大森彌自治体行政学研究には欠かせない第一級の資料であるばかりでなく、地方自治研究全般にとっても貴重な資料となっています。

これら図書・資料をご寄贈いただいた大森先生のご遺族の皆様にも厚くお礼申し上げます。

また、実は文庫開設前に段ボール箱詰の資料を一通り拝見する機会があったのですが、どう整理をしたものか筆者には想像さえつかなかったところを、一般利用ができるまでに整えていただいた特別区協議会の皆様にはあらためて敬意と感謝の念を禁じ得ません。

さて、筆者が大森先生のお元気な姿を拝見した最後が、亡くなられる一月半前（2023年8月7日）に開催された特別区長と特別区制度懇談会委員との意見交換会という特別区関係の場であったのもやはりご縁だったというべきでしょうか。久々に直接お会いできるのを楽しみにしていたのですが、残念ながら大森先生は急遽オンラインでの参加でした。とはいえ、いつもながらに舌鋒鋭く論理立てて議論を展開され、その健在ぶりを存分に発揮されておられた姿が強く印象に残っております。それだけに、ほどなく訃報に接することになろうとは想像もしていませんでした。

大森先生が特別区政に残されたものは、過去の功績にとどまるものではありません。情勢を見極める力量がますます問われるこれからの時代にあって、未来への指針としての意義を持ち続けるはずです。最後になりますが、本書刊行が、一人でも多くの方々にこのことを再認識していただくきっかけとなれば幸いです。

目次

故大森彌先生追悼講演会講演録刊行にあたって

公益財団法人特別区協議会理事長／特別区長会会長／新宿区長 吉住 健一

刊行に寄せて 東京都立大学大学院法学政治学研究科・法学部教授 大杉 寛

大森彌先生追悼講演会講演録

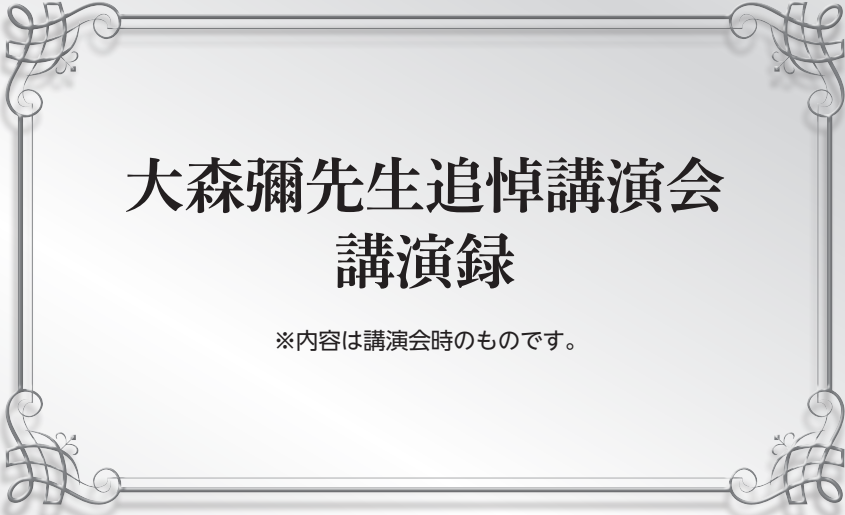
大森彌先生追悼講演会……………	2
特別区の自治・分権の軌跡とこれからの特別区職員への期待…………	4
東京都立大学大学院法学政治学研究科・法学部教授 大杉 寛	
東京の「2055年問題」と都区制度の展望……………	68
東京都立大学大学院法学政治学研究科・法学部教授 伊藤 正次	
(鼎談) 大都市と農山漁村の共生・対流……………	115
東洋大学国際学部教授 沼尾 波子	
法政大学名誉教授 岡崎 昌之	
全国町村会経済農林部長 小野 文明	
大森自治体行政学と特別区……………	164
東京大学大学院法学政治学研究科教授 金井 利之	

大森彌先生と特別区との関わり

大森彌先生と特別区との関わり……………	222
(年表) 大森彌先生と特別区との関わり……………	224
講演「特別区の進むべき道」……………	227
「新生」特別区に寄せて……………	243
「都の区」の制度廃止と「基礎自治体連合」の構想……………	247
平成12年改革とその後の特別区……………	265

大森彌記念文庫の目録

大森彌記念文庫 著作関係資料目録について……………	286
大森彌記念文庫 著作関係資料目録……………	287



大森彌先生追悼講演会 講演録

※内容は講演会時のものです。



大森彌先生追悼講演会



於：東京区政会館



第1回 2024年11月25日

特別区の自治・分権の軌跡と これからの特別区職員への期待

東京都立大学大学院法学政治学研究科・法学部教授

おおすぎ きとる
大杉 覚

大杉覚（専門：行政学、都市行政論）

東京都立大学大学院法学政治学研究科・
法学部教授

1997年 東京大学大学院修了、博士（学術）

1999年 東京都立大学法学部助教授

2005年 東京都立大学大学院法学政治学研
究科・法学部教授



第2回 2025年3月3日

東京の「2055年問題」と都区制度の展望

東京都立大学大学院法学政治学研究科・法学部教授

いとう まさつぐ
伊藤 正次

伊藤正次（専門：行政学、都市行政論）

東京都立大学大学院法学政治学研究科・
法学部教授

2001年 東京大学大学院法学政治学研究科
博士課程修了、博士（法学）

2001年 東京都立大学法学部助教授

2007年 首都大学東京大学院社会科学研
究科准教授

2009年 首都大学東京大学院社会科学研
究科・都市教養学部法学系教授

2018年 首都大学東京大学院法学政治学研
究科・法学部教授

2020年 東京都立大学大学院法学政治学研
究科・法学部教授



(鼎談) 大都市と農山漁村の共生・対流

おまぬ
沼尾

なみこ
波子

おかざき
岡崎

まさゆき
昌之

おの
小野

ふみあき
文明

全国町村会経済農林部長

岡崎昌之 (専門：地域経営論、
コミュニティ政策論)

法政大学名誉教授

1970年 早稲田大学第一政治経済学部
卒業

1994年 福井県立大学教授

2001年 法政大学现代福祉学部教授

2015年 法政大学名誉教授

全国町村会経済農林部長

A black and white photograph showing three individuals seated at a long table in a meeting room. From left to right: a man in a light-colored jacket, a man in a dark suit, and a woman in a dark jacket. Each person has a laptop and a nameplate in front of them. The man on the left is looking down, the man in the center is looking forward, and the woman on the right is looking towards the camera. The table is covered with a dark cloth, and there are some papers and a small container on it. The background is a plain wall.

2013年 經濟農林部副部長

2022年 経済農林部長

4

大森自治体行政学と特別区

かな い
金井としゆき
利之

東京大学大学院法学政治学研究科教授

1994年 オランダ国立ライデン大学社会科学部客員研究員（～96年）

2006年 東京大学大学院法学政治学研究科
教授

特別区の自治・分権の軌跡と これからの特別区職員への期待

東京都立大学大学院法学政治学研究科・法学部教授 大杉 覚

開催挨拶・講師紹介

事務局 定刻になりましたので、本日の講演会を開催させていただきます。

この講演会実施の趣旨でございますが、特別区の自治の発展のため、ご尽力を賜りました東京大学名誉教授・大森彌先生が2023（令和5）年9月18日にご逝去をされました。先生の長年にわたる多大なるご指導に感謝をするとともに、これまで特別区制度懇談会委員の皆様とともに取り組んでこられました特別区の自治の進展につきまして、改めて考える機会とするために、この講演会を開催させていただくことになりました。本日を皮切りに制度懇談会の各委員の皆さんに講師をお願いいたしまして、全4回の実施を予定しております。

それでは、本日の講師をご紹介します。

東京都立大学法学部教授、また特別区制度懇談会座長の大杉覚講師でございます。本日は「特別区の自治・分権の軌跡とこれからの特別区職員への期待」というテーマでご講演をいただければと存じます。大杉先生、よろしくお願いいたします。

講師挨拶

大杉 皆さん、こんにちは。ただいまご紹介にあずかりました東京都立大学の大杉です。

本日は90分ほどのお時間をいただいております。「特別区の自治・分権の軌跡とこれからの特別区職員への期待」というテーマでお話を進め

てまいりたいと思います。

今日、このような機会を与えていただいた特別区長会、特別区協議会、それから関係者の方々、そして、思いがけないような方々が会場にも、オンライン上にもたくさんご参加いただいております。もちろん私に対する期待などではなくて、当然ながら大森先生に対して、いろいろな形で関わられた方々の思いがあつてのことかと思ひます。

本講演シリーズ「特別区の自治と今後を考える」は、「大森彌先生追悼講演会」と銘打たれております。特別区の自治の発展に比類のない貢献をされてきた大森先生に対しまして哀悼の意を表明するとともに、先生の遺された足跡を具体的に振り返りつつ、今回の一連のシリーズを通してこれからの特別区政に向けた新たな道しるべを探り当てられないか、私自身もそうした絶好の機会と考えております。

私は、大森先生が座長を務められた特別区制度調査会、それから特別区制度懇談会の委員としまして、また僭越ながら先生の後を継ぎまして同懇談会の座長を務めさせていただく機会を得たことから、今回この講演会シリーズの初回の報告者を務めさせていただくことになりました。

生前、大森先生は、よく職員研修の報告会などで報告者の順番を野球の打撃順に喩えることがありました。例えば、大森先生が長らく塾長を務めておられた地域活性化センター主催の「全国地域リーダー養成塾」では、塾長のもと、私や特別区制度懇談会の副座長である沼尾波子さんなどが主任講師を務め8人ほどのゼミ生を担当してきていたのですが、年度末のゼミ報告会などの場では総括の講評を務める大森先生からは今年の4番バッターはいま一つだとか、何でこんなオーダーにしたのだというように、報告者の報告内容よりも、ゼミというチームを率いるいわば監督に当たる私の采配ぶりのだらしなさにいろいろご批判をいただくことがありました。

今回、私を含めてメインの講師は4人ですが、私がトップバッターと

ということになります。取りあえずヒットを打てるかどうか。四死球を選ぶ手もありますけれども、いずれにせよ出塁するのが、まずは私の使命と心得ております。幸いなことに、本日会場にお越しの金井利之先生をはじめ、この後続く先生方はいずれもホームランバッター級ですので、私は気負いなくお話を進めさせていただこうと思っております。

講師プロフィール・大森先生との関わり

まず講演に入る前に私自身のプロフィールと大森先生との関係と併せてお話をさせていただければと思っております。まず何よりも私にとって大森先生は、大学院生時代の制度上の指導教官であられました。研究者人生を歩む上で、指導教官は非常に重要な意味合いを持っておりまして、私にとっては、学問上の恩師であり続けていただいたことを抜きには考えられません。

大森先生の訾咳に触れたのはもう随分と時間を遡る学部生時代でしたが、本格的な指導といえば1989（平成元）年、大学院修士課程に進学してからになります。学部卒業から大学院入学にかけてのエピソードについては、過日（2024年）発行されました自治体学会の年報、『自治体学』37巻第2号「特集 自治の現場に寄り添う―追悼大森彌先生」に「方法としての「現場」と「臨床の知」 自治体行政学の希望へ」というタイトルで小文を寄稿させていただいております。既にお読みになった方もいらっしゃるかもしれませんが、ご関心のある方は、この区政会館4階の図書館にも所蔵されていると思いますので、ぜひ手に取っていただければと思います。

今申し上げたとおり、端的に言えば、私と大森先生とは指導教授と教え子、師匠と弟子という関係になります。大学院時代はもちろんのこと、大学に職を得てからも非常に多くのことを学ばせていただきました。大森先生が座長を務める研究会に参加する機会をいただく、先生の紹介で公務員向けの研修講師を務める、自治体の審議会・委員会の委員を務め

ることなども多々ありました。当然ながら研究や仕事の後の飲み会などの場で教え諭されたり、僭越ながら議論を挑んだりといったことも含めて、全てが貴重な学びの機会だったと思い起こされます。

また講演レジュメのプロフィールに主要なものだけでも、大森先生と共著という形で出版させていただいた著作を挙げました。中でも地方自治のテキスト、『これからの地方自治の教科書』（第一法規、2019年、改訂版2021年）を刊行できたことは、私にとってたいへん光栄なことと思っております、学恩を感じてやまないところです。

本日ここに登壇させていただいていることも含めて、私が曲がりなりにも特別区政の研究に携わって関連する論文を書いたり、あるいは実務上個別の特別区の政策や計画づくりに関わる、こういうきっかけも大森先生からお誘いを受けたのが事の始まりということになります。直接大森先生を介してご紹介を受ける場合だけではなくて、大森先生の弟子筋だということが一種の信用保証になったこと、それによって依頼を受けた場合なども含めれば、私が関わった仕事の相当数・相当割合は大森先生案件だといって差し支えないぐらいです。

また、私の立場からしても、純然たる研究者として見れば特別区というのはあまたある研究対象の中の一つに過ぎないともいえるわけで、行政学あるいは地方自治の研究をしているからといって、特別区政の研究にこれほどのエネルギーを注ぐ必然性があったわけではないのですけれども、やはり指導教授と弟子という関係性が土台にあった上で、このように関わりを持たせていただいている、これは非常に幸運なことだと思っております。

私のプロフィール紹介は若干回顧談のようになりましたけれども、本日のテーマ設定にも関わるので多少お話をさせていただいたところですので。

「特別区の自治・分権の軌跡と これからの特別区職員への期待」

今日のテーマは「特別区の自治・分権の軌跡とこれからの特別区職員への期待」とさせていただきます。特別区政の改革に大森先生がかくも深くコミットしてきた、その実績を振り返りつつ制度改革の意義をあらためて考えてみたいというのがこの講演の主旨になります。ここでは大森先生の足跡を踏まえながら三つの視点を特に取り上げて考えてみたいと思います。

一つは地方分権改革と特別区政改革。

二つ目は大都市制度改革と特別区政改革。

そして三つ目が住民自治の拡充と特別区政改革ということです。

これら三つの視点から特別区政改革の意義を私なりにお話したいと思いますが、本日で参加の聴衆の皆さんの中には都区制度改革の最前線で熾烈な交渉にあたり、私など足元にも及ばないほど詳しい知識を持ち合わせの方も少なからずおられますけれども、他方で特別区政について、あるいはその歴史について、あまり詳しくない方もいらっしゃるかと思います。そこで、特別区の歩んできた自治権拡充運動や特別区政改革の歩みをごくごく簡単ですが、振り返ることから始めたいと思います。

今日、皆さんがお越しいただいたときに会場の入り口に、いろいろなパンフレットや冊子が置かれていたかと思います。特別区の歴史につきましては、特別区協議会が5巻にわたって『東京大都市地域の物語』というシリーズを出しております。明治初期の「区」制度に始まって、今日に至る特別区の歴史が分かりやすく、かつ詳細に書かれています。これらの冊子もありますし、ホームページにも掲載されておりますので¹、ぜひ参考にしていただければと思います。それから金井先生も参加され

1 公益財団法人特別区協議会ホームページ、「東京大都市地域の物語」<https://www.tokyo-23city.or.jp/chosa/tokei/shodana/monogatari.html>。

た鼎談をまとめたブックレット²からも引用させていただいていますのでご覧いただければと思います。

特別区政改革の歩み

1947年地方自治法で誕生した特別区

さて、特別区政改革について、歴史的に語ろうとすれば、先ほども申し上げたように、明治初期には必ずしも東京に限らない区制度があったのですが、ここでは概略を述べるにとどめたいので、戦後改革の初期段階での地方自治制度改革を経て、新憲法の公布とともに1947（昭和22）年地方自治法が施行されたあたりを起点に考えたいと思います。以後、今日まで特別区制度に関して主要な法改正が4回にわたって行われてきましたので、これら法改正を中心にかいつまんで特別区政改革の歩みを概観してみたいと思います。

まず起点となる地方自治法の改正についてです。それまでは戦時下の1943年に帝都の一体性を確保すべく東京都制という法律で、東京府と東京市が統合されてつくられた東京都のもとに、東京市域に35の区が置かれていたわけです。東京都制の区は法人格を持ち、財産・営造物に関する事務や都条例に定める区の事務を処理する権限を与えられていました。また、区の議会ともいえる区会も設置されていましたが、区長は都長官からの命令を受ける官選の区長だったわけです。区は第一次的には都長官、第二次的には内務大臣の監督下に置かれた都の内部団体とされていたわけで、独立した自治体ではなかったのです。

先ほど紹介した特別区協議会編『東京大都市地域の物語』をひもときますと、地方自治法が制定されるまでの戦後改革の過程で、これら35の

2 公益財団法人 特別区協議会編、大森彌、金井利之、中原正淳『特別区自治情報・交流センターブックレット第5巻 特別区が歩んだ自治のまじり』学陽書房、2017年。

区の区長が「都制度改正に対する区の自治権拡張について」という意見書を決定して、自治権拡張に向けた運動の展開を始めたことが紹介されています³。詳細は同書に譲るとしまして、こうした運動の甲斐もあってか、地方自治法制定の前段で東京都制が改正されて、区長公選であるとか区会の条例制定権の拡充など、区は従来の都の内部団体から実質的に自治体と位置づける性格変更がなされたのです。

ところが1947年地方自治法ではどうなったかということ、同法の第3編で「特別地方公共団体及び地方公共団体に関する特例」に関する規定が設けられまして、その中の「第一章 特別地方公共団体」に特別市（自治法制定当初はいったん実現していたのですが）、これと並ぶ形で「第二節 特別区」が置かれたのです。三つの条文から成っていて、第281条では「都の区は、これを特別区という。」とあり、ここに特別区制度が誕生したのです。

注目すべきは、特別区はあくまでも「都の区」だということです。この点が、その後の特別区を考えていく上で非常に重要な意味を持つてくるわけでした。地方自治法の中で、市町村について都道府県との関係で同様な表現で示す規定は見られません。また、他の市町村が普通地方公共団体とされていたのに対して、特別区が、特別市と並んでということになります。そのほか財産区や一部事務組合などとともに特別地方公共団体と位置づけられたことが挙げられます。こういったことから地方自治法誕生当初から特別区はまさに特別視された、微妙な立ち位置にあったと考えてよいと思います。

では都のほうについてはどうかといいますと、都については法律上何か明文化されているわけではありません。都といえば当然ながら東京都のことだという前提に立ったということかと思いますし、特別区制度は

3 公益財団法人特別区協議会編『東京大都市地域の物語 東京23区のなりたち』2017年、53頁。

東京都の区にだけ適用される制度だろうという理解が長年されてきたように思われます。もっとも東京都以外にも都制度を適用しようという考え方は折に触れてなされてきたわけで、特に今世紀に入ると、いわゆる大阪都構想が提起され、それを受けて法制化された大都市地域特別区設置法によって新たなタイプの特別区制度がつくり出されたわけです。こうなりますと特別区制度は東京都のみの固有の仕組みだという理解には修正が必要になったかといえます。

現在では制度としては2種類の特別区制度があって、そのうちの一つが「都の区」という地方自治法で規定された特別区制度として現に23ある特別区制度であって、大阪都構想は実現しておりませんので、もう一つの特別区制度というのは、法制度としてはありますけれども、現在は存在しないということになります。

ともあれ、都の区である特別区は市とは違って都条例による影響を強く受けるような法規定が置かれ、これによりいろいろな制約が課されたことが実質的には重要な点だったといえます。地方自治法第283条では、「政令で特別の定をするものを除く外、第二編中市に関する規定は、特別区にこれを適用する」とされたように、原則として市相当の権能が特別区には予定されたはずなのですが、実際はどうであったかといえば、法施行時には市の事務の相当数が都に留保されるなど、特別区の権能は制約されていたのです。

また、地方自治法施行令で都知事に人事権の属する都職員を特別区に配属する都職員配属制度が導入されました。つまり、区役所で働いていながらもその職員は都職員だということで、区長が人事権を持たないということです。1889（明治22）年のことですが、市制という地方制度が明治政府によって作られたとき、東京市は京都市や大阪市とともに特例として、府知事が市長を兼ね、市職員が置かれなかったことと似ていなくもありません。地方自治法の規定ではかろうじて区長が独自に存在したとはいえ、集権的・官治的な色彩の濃い仕組みだったといえます。こ

のように区の人事権が制約を受けたほか、財政権・課税権についても著しく制約が課されたかたちで特別区は発足したのです。こうした実態からすれば、区の自治権拡充を期待した立場からは、地方自治法への期待は完全に肩透かしに終わったと評価されるものだったでしょう。

以降、地方自治法制定を契機として、「普通」の自治体を目指す特別区自治権拡充運動へと本格的な取組みに発展していくわけですが、その背景には、民主化・分権化を志向する戦後改革期に醸成された自治権拡充志向の存在が指摘されます。地方自治法施行直前に実施された初めての区長選挙で選ばれた区長には、先に紹介した官選区長時代に区の自治権拡充運動に関わっていた者が多く、自治権拡充に積極的な姿勢を示す区長が多かったことは重要でしょう⁴。1947年に特別区協議会が組織され、運動展開の拠点を整備したことが今日に至る特別区自治権拡充運動の原点となり、原動力となったわけです⁵。

特別区自治権拡充運動と改革の軌跡

さてその後、様々な運動が展開されていくわけですが、そうした活発な運動を展開するものの都区間における見解の相違は大きくて、権限その他を巡る都区間の協議は難航・紛糾していくのが1940年代から50年代にかけてです。ここで詳細を述べる余裕はありませんけれども、皮肉にも時代の流れは戦後改革で獲得した民主化・分権化という流れから逆回転し、特別区の自治権の大幅な後退を招く方向に向かっていったのです。

戦後改革が全般的に見直されていく中、特別区制度も例外ではなくて、1952年地方自治法改正では、特別区を都の内部的団体として位置づける改革がなされました。特別区の事務権能を地方自治法で制限列挙し

4 公益財団法人特別区協議会編『東京大都市地域の物語 自治へのたたかい』2018年、14頁。

5 同33頁。

たほか、特別区の区長については公選制を廃止することとなりました。「特別区の議会の議員の選挙権を有する者で年齢二十五年以上のものの中から、特別区の議会の議員が都知事の同意を得てこれを選任する」(第281条の2)という仕組みに切り替わったわけです。自治権拡充を求めてきた特別区を制圧する、特別区の自治否定の改革だったといっても過言ではないでしょう。

追いうちをかけるように、1963年区長選挙を巡る贈収賄事件に関連して最高裁で判決が出されます。判決は、特別区を憲法第93条第2項の地方公共団体と認めることはできないとして、(それまで区長公選制、52年の地方自治法改正で区長公選を廃止したことは憲法上問題ではないかという議論が多々あったわけですが、)最高裁の判決が出されたことで、「立法政策の問題」であって違憲ではないという判断が示され、決着がついたこととなります。

ちなみに、この判決で憲法上の自治体である要件として、①「事実上住民が経済的文化的に密接な共同生活を営み、共同体意識を持っているという社会的基盤が存在」すること、②「沿革的にみても、また現実の行政の上においても、相当程度の自主立法権、自主行政権、自主財政権等地方自治の基本的権能を附与された地域団体であること」、この二つの基準が示されたわけです。この二つの基準が、現在考えて適切な判断基準かどうかはともかくとして、その後特別区が区政改革を進めていく上で強く意識したことは間違いのないことでありまして、当然ながら憲法上の自治体を目指すという明確な目標につながっていったわけです。

しかし、こうした後、特別区の自治権拡充の観点からしますと、50年代から60年代前半にかけては猛烈な逆風が吹き荒れていたといってもいいわけですが、それがまた特別区側の粘り強い運動が続けられていく中で変化していきます。この逆風下で、例えば、1955年に特別区長会・議長会による「首都自治制度の構想(試案)」が特別区を二十三首都市とする提言を打ち出したり、あるいは1961年には特別区議会議長会

が「首都行政制度の構想」を提言したりしたことも記憶にとどめられるべき成果だと考えられます。加えて1960年代を迎えますと、オリンピック開催を控えまして、また高度成長期の大都市問題が深刻化するなど都行政の行き詰まり、都政の機能不全があらわになってきます。そうした中で、都と特別区との合理的事務配分が検討されるようになって、その結果として、1964年地方自治法改正がなされ、都から特別区へと福祉事務所の権限をはじめとして大幅な事務移管が行われました。また、区の課税権や都区協議会が法定化されるなど、特別区の自治権回復・拡充に向けて前進することになったわけです。

そして、懸案として残った区長公選の復活、それから都の配属職員制度廃止、これを実現したのが、その次の1974年の自治法改正です。このときの改正で特別区は一般市の事務のみならず保健所事務が移管されたことをはじめとして、やはり大きな事務移管がなされて、ほぼ市並みの権能を持つようになったわけです。ただし、この段階でも残された課題というのが、依然として東京都が東京の大都市地域では基礎的自治体であって、特別区は特別地方公共団体としての位置づけのままであったことです。

区長公選復活に至るプロセスで、長期にわたって区長が不在になる中で、準公選制を求める運動が高まり、実際実施に至ったことから、当時の自治省が急遽法改正に踏み切ったという経緯があります。後の2000（平成12）年に実現した都区制度改革が東京都と特別区といういずれも自治体同士が議論を重ね、粘り強い交渉の結果実現したことから、「地域発の改革」と私は呼んできました。区長公選復活こそ、真の意味での「地域発の改革」ではないか。もっといえば「住民起点の改革」であり、「住民自治発の改革」と呼ぶべきだといえるでしょう。日本の地方自治の歴史の中でも稀有なケースとして誇りにし、しっかりと記録と記憶に残されるべきことだといえます。

ところで、この時の法改正に併せて都配属職員制度が廃止されたわけ

ですから、既に廃止から50年経ちます。つまり、都配属職員として区職員に転出された職員は、年齢的に既に退職され、もう区役所に職員として残っている人はいないはずです。ただ、現在、現役世代である50代の区職員の方々であれば、若い頃、普通に都職員採用で入都して区役所に配属され、都配属職員制度廃止を受けてそのまま区職員にとどまり区役所に定着した職員が少なからず周囲にいたはずで、23特別区採用の職員へと切り替わっていく中で、そして、区長が名実ともに人事権を掌握していったことで、区役所の組織文化も大きく変容したはずで、それを実体験された方も残り少なくなってきたことでしょう。

基礎的自治体と位置づけられた悲願の2000年改革

最後になりますが、1998年の法改正です。これは2000年に実現した都区制度改革ということから、「平成12年改革」と呼ばれることもありますが、ここでは2000年改革と呼ばせていただきます。

2000年改革とはいったい何だったのか。改革の主たる内容を見ると、一つには、特別区を基礎的な地方公共団体、基礎的自治体に位置づけたこと、二つ目には、都区間の役割分担の原則を打ち出したこと、三つ目には、都区財政調整制度を法定化したこと、そして、四つ目には、清掃事業の区移管等の事務移譲を行ったこと、とまとめられます。一言でいえば、大都市行政の一体性・統一性確保の要請に配慮しつつも、特別区の自主性・自律性を強化する方向で都区関係を見直すことを目指したものであったといえます。

なかでも特別区が基礎的自治体と位置づけられたのは、特別区の「悲願」の達成だとして大歓迎されたのです。1986年に都区間で合意した「都区制度改革の基本的方向」から約15年、1990年の第22次地方制度調査会答申からも約10年経ってからのことですし、遡れば1952年地方自治法改正で都の内部団体とされてから実に約半世紀を費やしたことになります。特別区長会がこの改革に「都区制度の一つの到達点と呼ぶことの

できる意義」（特別区長会「未完の都区制度改革の解決をめざして」2004年9月）を認める所以だといえます。

都にとっても、特別区の区域で基礎的自治体の役割を担うという変則的な役割から解放され、広域的な大都市行政に徹しきれず、都区の役割分担や住民に対する行政責任を不明確にしてきた事態を打開し、広域自治体が果たすべき行政責任を明確にしていく道が開かれたこととなります。

しばしば地方制度改革が国主導で進められてきた「上からの改革」であったのとは違って、今述べたような意味で、2000年改革は都区双方が希求したものであって、そのプロセスは都区双方が合意を積み上げてきた「地域からの改革」であった点でも高く評価されてよいと考えます。

以上述べたことが、「一つの到達点」の光の側面だとすれば、その一方で影の側面を指摘しないわけにはいきません。現在の特別区長会のホームページを見ますと、「都区制度改革から20年」という比較的近年掲載されたと思われるページがありまして、そこには次のように述べられています。

「平成12年4月1日、改正地方自治法の施行により特別区が「基礎的な地方公共団体」に明確に位置づけられ、区のマークを入れた清掃車が街を走るようになってから、20年が経過しました。

この平成12年都区制度改革により、都区の役割分担の原則が法律上規定され、住民に身近な事務として清掃事業その他の事務が都から特別区に移管されました。併せて、入湯税等の税源移譲や財源保障制度としての都区財政調整制度の法定など特別区の財政自主権が強化されました。

この改革は、長年にわたる自治権拡充運動の成果であり、現行の都区制度における到達点となるものでした。特別区は、同じ時期に施行された国と地方の関係を大幅に見直す地方分権改革によって強化された基礎自治体としての歩みを開始したのです。」⁶

これは先ほどの光の側面だといってよいでしょう。この引用に続いて、改革時の解決しきれなかった課題で、その後の検討に委ねられたもののうち、「都区間の財源配分等に関する課題は、都区間で協議が続けられ、事務配分、区域、税財政制度など都区のあり方を見直す検討に引き継がれましたが、解決には至っていません。」⁷と述べられているのです。

少しだけ詳しく述べますと、既に述べたように地方自治法改正から施行まで2年ほどの期間があったわけですが、その法改正から施行までの準備期間にあって、本来法施行までに決着をつけておかなければいけなかったにも関わらず、都区間で合意に達せずに未解決のままの課題が積み残されたことが事の発端です。積み残された課題とは、第1に、都区の役割分担を踏まえた財源配分のあり方、第2に、清掃関連経費の取扱い、第3に、小中学校改築需要急増への対応、第4に、都市計画交付金のあり方、第5に、平成17（2005）年度までの大きな制度改正等に対応する都区財政調整での配分割合の変更、といったいわゆる主要5課題です。これらほとんどが都区財政調整制度に直結するなど、財源に関わるだけに、都区ともに非常に関心が高く大きな課題であったわけです。

結局、これら主要5課題は法施行後も未解決のまま持ち越され、2005年度中の解決が確認されたにも関わらず、その年限でも解決は得られず、さらに協議が継続されたわけです。四半世紀経とうかという今日でも、かたちを変えてこの問題を引きずっているのが現状です。2000年改革は確かに「一つの到達点」なのですが、法制面で到達できたとしても、実態や運用面では未達成・未解決のことが少なくなかった、しかもその後長期間にわたって莫大なエネルギーを協議に費やし、それでも解決に至らない、そうした歴史をたどってきているわけです。いわば「一つの到達点」の影をいかに光に変えるかが問われ続けてきたということです。

6 特別区長会ホームページ、<https://www.tokyo23city-kuchokai.jp/gaiyo/seidokaikaku20.html>。

7 同上。

しかしながら、近年、新たな動向が窺えることも指摘しておかないといけません。

児童相談体制のあり方

それは、今述べたような都区財政調整制度にまつわる協議と並行して、児童相談体制のあり方が都区間で検討されるようになったことです。2020（令和2）年4月に世田谷区と江戸川区、同年7月に荒川区が児童相談所を開設したのを皮切りに、その後順次児相を開設する区が続いたことはご承知のとおりです。児相設置経費が都区財調でしっかりと措置されなければならないにも関わらず、それが不十分なままなのは問題であり、その是正は喫緊の課題であることは間違いありません。こうした見方をすれば、「一つの到達点」の影、つまり、制度的には担保されつつも、運営面での問題が増幅されたともいえます。

ただ、私は「一つの到達点」の影はそれだけではないと思っております。それは、2000年改革から時間が経過する中で、もともと特別区政改革にあって、足並みをそろえて求めてきた児童相談所の開設のような重要な事務権限に関してであっても、そもそも目標としての到達点を23区全体で完全に一致して共有することが難しくなってきたということです。児相に関していえば、当初から開設しない方針を明確にしてきた区もありますし、それから児相開設に必要な人材の確保は困難だということで設置方針を変更したり、実施時期を延期したりする区も出てきます。このように特別区間で児相設置の判断が分かれるようになったことをどう考えるのか。一般論でいえば、望ましいかどうかは別として、一つひとつの特別区が独立した基礎的自治体である以上、政策的対応が分かれること自体はあってしかるべきことだと考えられます。

大都市行政の一体性、統一性の確保というマジックワードの呪縛から逃れて、場合によっては異なる到達点を目標に掲げることが許容されていくような多様化、多元化の段階に一步踏み込んだと考えられるかもし

れません。ただし、これを強調し過ぎるのは実態を見誤ることになるかもしれませんし、23区のあり方にとっても必ずしもプラスにならないかもしれません。まだまだ「大都市行政の一体性・統一性確保の要請に配慮しつつも、特別区の自主性・自律性を強化する方向で都区関係を見直す」という発想が大きな比重を占めているかと思います。しかしながら、こうした変化の兆候をどう捉えていくのかは、今後の特別区政改革のあり方を考える上で重要なポイントになると考えております。

だからこそなおさらなのですが、原点である特別区が長年進めてきた自治権拡充運動についてしっかりと把握しておく必要があるといえます。とりわけ大森先生のコミットメントは、大都市行政の一体性・統一性の呪縛を巡る問題を考える手がかりとして重要な意味を持つと考えます。

特別区政改革と大森先生の関わり

さて、特別区の歩みについて少々詳しく述べましたが、大森先生がどのようにして特別区政改革にここまで関わられるようになったのか。大森先生自身が語っておられるところが多々ありますけれども、大森先生が特別区政と接点を持つきっかけとなったのは、大森先生の師匠であり、言わずと知れた行政学の大家である辻清明先生からの誘いによるものだったということです。大森先生が監修された特別区協議会編『東京23区自治権拡充運動と「首都行政制度の構想」』（日本評論社、2010年）の「発刊に寄せて」で次のように大森先生は書かれております。

「昭和47年9月のことであつた。「大森君、ちょっと、頼みたいことがあるんだが」と恩師・辻清明先生（東京大学法学部教授）から声をかけられた。先生は、昭和47年5月に東京都中野区が設置した「中野区特別区制度調査会」の会長を引き受けられており、当時、國學院大学法学部（そこには調査会の委員であつた高木鉦作さんがおられた）の専任講師であつた私を調査会の専門委員にというご配慮であつた。以降、一時期、米国留学で中断があつたが、今日まで

特別区制度の改革に関係することになった。」⁸
続けて次のように書かれています。

「昭和48年11月に特別区長会設置の「特別区政調査会」（会長・辻清明）の委員として、昭和50年3月の第1次答申「特別区政のあり方」から昭和56年8月に第5次答申『「特例」市の構想—特別区制度の将来—』まで、答申案の起草をお手伝いした。昭和49年6月には地方自治法が改正され、（中略）昭和50年4月、23区一斉に区長選挙が実施された。平成10年5月には、地方自治法改正によって、特別区は「基礎的な地方公共団体」と規定され、清掃事業の区移管が定められ、平成12年4月に施行された（「平成12年改革」）。」⁹

つまり区長公選が復活した地方自治法改正が行われる前夜、準公選制が現実化する中で特別区政に関わられ、やがて地方分権改革と重複するかたちで2000年の都区制度改革のプロセスにコミットされてきたことになります。こうした時代状況にあって、大森先生が特別区政改革に関わられたことは、決定的といってよいほど、特別区政改革にとって、そして、大森先生の地方自治論の展開にとって、極めて重要な意味を持ったのではないかと考えています。このことを、先にお示しした、地方分権改革と特別区政改革、大都市制度改革と特別区政改革、そして住民自治の拡充と特別区政改革の三つの視点に即して、お話を進めたいと思います。

地方分権と特別区政改革

二重の分権問題に直面した特別区

第一の視点として、地方分権という大きな改革の文脈の中での特別区

8 大森彌「発刊に寄せて」、特別区協議会編『東京23区自治権拡充運動と「首都行政制度の構想」』日本評論社、2010年、i 頁。

9 同上。

政改革の位置づけです。特別区が目指した自治権拡充運動は、都区間の一種の分権化ですから、地方分権改革と方向性が合致し、親和的な改革であったのは確かでしょう。実際、1990年代に都区制度改革が進展したのは、改革の具体的なプロセスとしてある程度切り離されて進行してきたものの、地方分権の追い風を受けた面は少なくなかったからだといえます。

言い換えますと、特別区にとっては分権とは二重の意味合いを持ったことが指摘されます。大森先生ご自身もこのことを指摘されています。1997（平成9）年3月15日に文京シビックホールで開催された文京区制五十周年記念講演で大森先生は講師として「区制五十周年を迎えて」と題して講演を行っていますが、講演の一節で次のように述べておられます。

「地方分権推進というのは、そこに暮らす住民の方々とその住民の方々が選んでいる代表機関、ここで言えば区長さんと区議会の議員の皆さん方、この方々の自己決定権が拡充すること、自分たちの地域の事柄は自分たちで決定して、自分たちで責任を取っていく、そのことによって、暮らしや地域をいいものにできるんだということが基本的な考え方になっているわけです。私が地方自治の勉強をし始めて、やっと今回本格的に分権が進むんです。間違いなく進みます。それ自体はいいことなんですけれども、特別区については分権が二重になっています。一つは、東京都は大きい自治体ですけれども、ここはちゃんと仕事をやっていただきますけれども、住民に身近な仕事は特別区こそが最も大事な自治体なんだから、東京都から自立して、特別区の方で自分たちで物を考え決め責任をとるような仕組みに変えたい。ですから、分権の議論で言うと、東京都と特別区の関係の中に分権の話がまずあるわけです。それと同時に、今、日本全国で行おうとしている大きな制度改革としての分権があるんです。したがって、特別区は分権の課題は既に二重になっている。

だから大変です。』¹⁰

このように特別区にとっては二重の分権が突きつけられた課題であることを強調された上で、大森先生は続けて懸念を示されています。

「都区制度の改革は1日も早くやっていただかないとどうなるかという、大きな分権の改革はものすごく大変なことですから、明治以来の集権的な仕組みを変えることを含んでいますので、大わらわになります。大わらわになるということは、そういう大わらわな仕事をしている人から見ると、たかが都区の問題じゃないか。そんなことのためにだけに法律の改正ができるかと、どうしても思われやすいわけです。両方とも大事なんですけれども、日本全体にわたるような分権の大きな流れがきて、その流れの中に巻き込まれていって、都区改革がかすんでしまうようになることはどうしても困る。ですから、1日も早く都区制度の分権改革がまず先行させていただいて、大きな分権の改革も直ちにやっていただくような手はずはどうしてもしていただきたいというのが、都区制度の改革問題なんです。」

以上のように述べておられるのです¹¹。

この講演が行われた1997年とは、2000年改革につながる都区制度改革が法制化された1998年地方自治法改正の、まさに前年のことでした。法改正が本当に実現するのか、ギリギリの交渉で詰められた最終局面での緊迫感が講話からも伝わってきます。そして、大森先生が二重の分権であるがゆえに懸念事項だとして指摘した点は、都区制度改革の法制化が地方分権一括法の制定による地方分権改革の実現よりも1年先行したことで払拭されたことは、今日の私たちの知るところであるわけですが、当事者からすれば全く予断を許さない切迫した状況だったのでしょう。

10 『文京区区制五十周年記念講演記念誌』1997年、8～9頁。

11 同9頁。

制度改革には非常に長時間を要した（特に2000年改革に至るまでがそうであった）ことから、大森先生は焦燥感を次のように露わにしています。

「実は私は、この二十三区の自治権拡充の大きな集まりで、あるときにたんかを切ってしまして、日比谷公会堂だったと思うんですけれども、もう推進大会には出てこない、法律改正ができて祝賀会をやる時だけだというふうにいいました。それ以降大きな大会に行っていません。今日は文京の記念大会でございますので出てきているわけで、二十三区の大会にはもう出ない、出るときは、もしお呼びかけていただくならば、法律改正が通った、みんなで長い間の労苦をお互いに喜び合いたい、それだったら私も出させていたでもいいかなというふうに思っています。ですから、皆さん方も今までずいぶんお力添えをいただいていますので、もう一步でございますので、気を抜くことなしに、この改革をやり遂げていただきたいと思います。」¹²

当時の雰囲気や大森先生のお考え、思いがよく伝わる内容でしたので、多少長めに引用させていただきました。

こうした特別区を巡る状況を二重の分権と捉え、その懸念を鋭く察知されたというのは、やはり大森先生が特別区政改革、地方分権改革いずれの改革にも深くコミットされ、重要な役割を果たされていたからこそだといえます。

地方分権推進委員会における活躍

ご承知のとおり、大森先生は、地方分権改革については、地方分権推進委員会の専門委員として、委員会に設けられた部会のうちの一つ、くらしづくり部会の部会長を務められていました。また、学者が中心とし

12 同10～11頁。

て構成された行政関係検討グループの一員として、改革の最前線といつてよい、機関委任事務制度の廃止に向けた抜本改革が行われた場合の従前の機関委任事務の具体的取扱い方針や、国・自治体間の関係調整ルールの基本的内容や方式などに関する論点整理、改革に向けての試案の作成などにあたり、グループヒアリングという個別省庁とのひざ詰め談判の個別ヒアリングを繰り返すことで地方分権に抵抗する省庁と渡り合つて改革の成果を導いたのです。地方分権改革にまつわるエピソードとして語り継がれてきたことですので、ご承知の方も少なくないでしょう。例えば、大森先生の代表的著作の一つである『官のシステム』では、「学者連合は機関委任事務の全廃とその新たな事務区分にあたり、交渉のための事前準備を含め文字通り昼夜を分かたず休日を返上して作業に当たった。委員会の意向を受けつつ、学者グループが霞ヶ関官僚と膝詰めで交渉するという異例のやり方をとったのは機関委任事務制度を確実に廃止に追い込むために不可避の手法となった」¹³と述べています。当時、大森先生をはじめとする学者グループの獅子奮迅ぶりや分権委での検討状況など臨場感あふれるお話を、雑談の折、あるいは少人数の内輪の勉強会などで伺うことができたのは私にとっては本当に貴重な機会でした。

「二重の分権」という関係性に加えて、特別区政改革と地方分権改革とのつながりといえば、既に紹介してきたとおり、いずれも改革の成果である法施行が2000年であったことです。国会議決という法制定段階では1年のずれがあるのですが、現在に至る都区制度の骨格を決めた地方自治法改正と、第一次地方分権改革の成果である地方分権一括法とはいずれも2000年に施行されたということです。政府の取組みとしての地方分権は現在も進行中ですが、やはり、ザ・地方分権といえば、2000年改革を指すといっても過言ではないでしょう。それまでに今では考えられ

13 大森彌『官のシステム』東京大学出版会、2006年、179～180頁。

ないほど改革に向けてエネルギーが注がれ、機関委任事務制度の廃止など地方分権改革が断行されたわけですが、それから早くも2025年で四半世紀を迎えます。ということは、都区制度改革からも同様に四半世紀の時を刻んだことになります。

そして、いずれも「未完」の改革と形容されてきたように、到達点前にして改革の熱気の消失や改革の失速を経験してきたことも共通した特徴といえるでしょう。そもそも改革というものは、いかに成功したと評価されるものであっても、揺り戻し、反動を経験するものです。もともと改革とは既得権益を打ち破って事をなすわけですから、既得権益側も隙あらば反転攻勢に出ようと機会を窺っているはずだからです。

2000年改革に向けて、地方分権の機運が都区制度改革を進展させる上で追い風となったことを考えると、分権改革が失速し分権推進に向けての機運が萎む、さらに新たな中央集権的な機運が高まったりしたとなると逆の作用が起きないとも限りません。つまり反動＝バックラッシュが懸念されます。それは全国的な地方分権改革に対してだけではなく、特別区にとっての分権、自治権拡充に向けての特別区政改革に対してもその追い風は止んでしまい、今度は反対に逆風を送り込んでくることにならないとも限らないわけです。そうすると今まで獲得してきたものを失うことも考えられなくはないはずです。2000年改革で基礎的自治体になったからといって、特別地方公共団体であることに変わりはなく、だとすれば特別区はやはり憲法上の自治体ではないのではないか、区域の再編や自治権の召し上げを図る改革は可能なのではないか、あるいは特別区を再び都の内部団体にしてしまっても構わないのではないか。こういった議論を呼び起こす可能性が全くないわけではないかもしれません。そこまでは行かずとも、実際に今年になって行われた国の補充的指示権の創設を含む地方自治法改正などといった動きを見ますと、様々な懸念を抱かざるを得ない気がします。こうした点からも二重の分権という意味合いを、いま一度特別区政改革の中でも考えてみる必要があります。

ます。

大都市制度改革と特別区政改革

特別区を「市」にする改革構想を提唱

第二の視点として、大都市制度改革としての文脈で捉えたときの特別区政改革の意義について考えたいと思います。この論点は、結局のところ、東京の大都市地域でどのような自治の姿を実現させるべきなのかという究極の問いに直結する論点だといえます。

大森先生が関わられてきた特別区政調査会、そして特別区制度調査会は、いずれも都区制度改革後の構想を打ち出してきましたが、結論としていえば、いずれも特別区を「市」にすることで都を広域自治体に、特別区を基礎的自治体に純化することを基調としつつ、新たな「市」の間で大都市事務を処理するための何らかの特例的な「連帯」の仕組みを併せ持った構想であったと総括してよいのではと考えます。

特別区長会会長から「特別区の将来構想の具体的なあり方について」の諮問を受けて、特別区政調査会はまず「特別区の将来構想—その基本的な考え方—」を1979（昭和54）年7月24日に答申して、特別区を地方自治法上の普通地方公共団体に改めることを提案しています。その方式として、同答申では、「市に改める方式」「政令指定都市に改める方式」「市に特例を設ける方式」「新しい種類の自治体を設立する方式」の四つを提示したのですが、このうち「市に特例を設ける方式」が他に比べて巨大都市東京の特性に対応し得る点で、また、改革の影響を直接他の自治体に及ぼさない点でより現実的な改革案として検討に値するとしたものでした。この答申を受けて、同調査会の最終答申では、『特例』市構想を提言することになったのです（なお、ここで「特例」市は、後に地方自治法上の大都市等の特例の一環として、2000（平成12）年から2015年まで制度化された「特例市」とは異なります）。その理由として、

「特別区制度の将来にかかわる改革構想の基本は、まず、こうした区長公選制の実現と事務移管による権能の充実とにともなう区政の動向に適応し、これをより促進しうる制度を設計することにある」とし、「この観点にたつならば、地方自治法上、特別区が一部事務組合や財産区などと同じ特別地方公共団体として位置づけられていること自体、不自然である。その意味において、区長公選制を復活させ、原則として特別区を市として扱うこととしながらも、特別区を特別地方公共団体から普通地方公共団体に改めなかった、昭和49年の地方自治法改正は不十分であった、といわざるをえない」としています。

続いて、「制度上、特別区を自立した基礎自治体として確立するためには、地方自治法の改正によって、特別区を普通地方公共団体としての市に改める必要がある」としたのです。特別区を市に改める意義として、第一に、特別区の区域において、制度上、東京都から自立した基礎自治体を名実ともに成立させる点、第二に、東京という巨大都市において一定地域の諸問題を、自らの判断と責任で解決する中心主体を制度上確立すること、を挙げたのです。その上で、東京という巨大都市の都市構造の特性を重視して、安全で快適な住民生活の基礎条件を保障するためには、基礎自治体である「特例」市相互の間にも、基礎自治体と広域自治体である東京都との間にも、制度上、他の府県と市町村との関係とは異なった役割分担や協力方式を設けることが必要だとしたのです。特例市構想に「特例」が冠されているのもそれがゆえだということになります。各「特例」市の自主性を前提としつつ、相互に支援する新しい協力関係を形成することが望ましいとして「特例」市間の連帯を重視した点は重要だといえます。

大森先生は後にこの答申について、次のように述懐しています。

「当時の自治省の中では、どうして辻先生がこんな構想を出すのかと、相当問題視されたんです。

「特例」市と、特例にかっこしたのは、高木先生と私がやったん

です。何か言い方がないかと言われて考えたんです。市にするけれども、それに特例があるというアイデアはそれほど斬新なものではないんです。「特例市」と呼ばれるものをつくるのではなく、「市」なんだけれども、これは特例の制度の中にある市にするんだという発想だったんです。(中略) 当時は分かりにくかったんです。(中略) 私は「特例」市というのはフレーズとしてはあまり成功しなかったんじゃないかと思っているんだけど、発想としては当時23区が乗れる案で、次の改革をするときにどうすればいいかを考えて、まとめたものなのです。」¹⁴

このように基礎的自治体であり普通地方公共団体であり、市という形に特別区を改めていく。この構想は、その後、今世紀に入って、私も参加した特別区制度調査会の答申にも現れてきます。2007年12月に特別区制度調査会は最終報告「『都の区』の制度廃止と『基礎自治体連合』の構想」を公表しました。第1次、第2次調査会合わせて4年余りの審議をまとめて提言したものです。

報告書タイトルにあるように、「第2次報告」の基本的な考え方は、特別区が「都の区」であること自体が「集権体制」なのであり、したがって、「都区制度の枠内で行われた『平成12年改革』は、依然として、東京大都市地域を一の市ととらえ、広域自治体である都がこの地域の主体であるかのように振る舞う制度的可能性を内包しているといえる」とし、「『都の区』を特別区とする都区制度に内在する『大東京市の残像』であるとして都区制度そのものの廃止を提言しました。これは「行政の一体性」からの脱却を明確に打ち出したものです。

これまで特別区長会など特別区側は、改革後の都区協議が遅々として進まないことを批判して「未完の都区制度改革」と表現してきたのですが、そこには2000年改革そのものはポジティブな意味での一つの到達点

14 前掲注2、57～58頁。

と見なして評価する考え方が根底にあったといえます。これに対して、特別区制度調査会の最終報告では、2000年改革をそもそも到達点と見なすことへの限界を表明したものだといえます。

注目されるのは、「都の区」の制度廃止後の東京大都市地域の基礎的自治体を、新しい「対等・協力」の関係を前提として現行の23特別区を「東京〇〇市」に移行させ、これら「東京〇〇市」で構成されるとした点です。この「東京〇〇市」とは、例えば、新宿区であれば、東京新宿市、港区であれば、東京港市などとするということです。これら「東京〇〇市」が法的根拠を有する「基礎自治体連合」を形成し、特別区間に現に存する地域特性を踏まえて、「東京〇〇市」間の財源の均衡化をはかるために、「対等・協力」の関係のもとでの自主的な財政調整を行う税財政制度を設けるとしたのです。

ポイントは、財政調整における都の介在、いわゆる垂直調整を廃止して、23の「東京〇〇市」の間でのいわゆる水平調整をベースとして維持しようとした点にあったわけです。

いずれの調査会の構想・提言も、特別区を何らかの「市」として位置づけることで、都を広域自治体に、特別区を基礎的自治体に純化することを基調としつつ、新たな「市」の間で大都市事務を処理するための何らかの特例的な「連帯」の仕組みを組み合わせる構想であったと総括されます。いずれにしても、それ以前までにはなかった大都市制度の創造に挑んできたことを評価できるのではないのでしょうか。

これは言い換えると、現行の日本の地方自治制度における今一つの仕組みである指定都市制度については、特別区政改革を経た後に特別区が移行すべき主要な選択肢としては考慮しないことを意味します。また、指定都市制度なのか、それとも、再び構想として語られ出した特別市制度なのかはともかくとして、他の大都市と制度的に再合流する発想は、特別区政改革の当事者側からはほとんど見られなかったということです。

実は、自治権拡充を求めて長期間にわたって運動を展開してきたという点で、特別区と指定都市は共通した面があります。児童相談所業務を担えるようになった点で、特別区の権能が指定都市のそれに近づいた面もなくはありませんが、やはり消防や上下水道、都市計画に関する事務が法定で都の事務とされ特別区がそれらを担っていない分、両者の権能の差は圧倒的な開きがあるといえます。しかしながら、自治権拡充を希求するという方向性に着目すれば、両者は共有する面があるはずです。それに、戦前の六大市時代（すなわち、東京・京都・大阪・横浜・名古屋・神戸）から特別市制度の実現を求めて運動を展開していたことを考えると、自治権拡充運動としては特別区に先立って展開してきたわけで、その点で先輩格だともいえるのです。

しかしながら、指定都市制度は1956年地方自治法改正で誕生して以来、総合区制度が導入された2014年地方自治法改正を除けば、制度の枠組みそのものを大きく変える改革らしい改革はなかったといえます。既に見たように、特別区政改革が何度も地方自治法改正をともなう大改革を経験してきたのとは大きな相違点だといえます。特に、地方分権改革が活発に議論された20世紀末にあっては、地方間の足並みを乱さないためということで、実質的に指定都市制度に関する大都市制度改革は棚上げされ、封印され続けたのです。このため、結果として二重の分権が長らく許容されてこなかったことが重要な相違点だといってよいと思います。

いずれにしても、指定都市制度でも現行の特別区制度でもない、「市」制度を^{たゆ}弛まず追求されてきたのが大森先生の姿勢であったのではないかということです。その際、「都の区」という一体性の原理から脱却せんがため、特別地方公共団体のカテゴリーから外れるギリギリの範囲での基礎的自治体間の連帯性を熟慮されてきたことも併せて述べておきたいと思います。

住民自治の拡充と特別区政改革

住民自治の現場と「最初の政府」

三つ目の視点に移りたいと思います。住民自治の拡充と特別区政改革という視点です。近年の、都区制度改革に偏った改革のあり方からすると、意表をつく視点かもしれません。しかしながら、何のための特別区政改革なのかを考えるとときに欠かすことのできない視点であり、また、大森先生が最も強くコミットした視点ではなかったかと私は考えています。

この視点に関しては、大森先生が特別区政改革に関わるきっかけを得たことと密接に関係すると考えています。中野区特別区制度調査会、それから特別区長会が設置した特別区政調査会と続けて、辻先生の導きで大森先生は特別区政改革に関わられるようになった経緯については先ほど述べました。

ところで、大森先生が辻先生のことを敬愛してやまなかったことは、しばしば「辻先生はこんなことをおっしゃっておられた」と、辻先生の発言を引き合いに出されて私など大学院生を指導されてきたことからよく分かります。

私自身は生前の辻先生にお会いする機会は残念ながら一度もなく、もっぱら著作を通して接したのみなのです。ただ、大学院生時代、麻布で行われた辻先生のご葬儀を手伝わせていただいたのが辛うじての接点だったといえます。それから、辻先生の追悼集の編集作業の際に、第一次校正を大森先生に仰せつかる光栄を得たことが挙げられます。もっとも当時大学院生の私にできたことといえば、文字どおりの誤字脱字の修正程度で、実質的なチェックは、第二次校正を担当された國學院大学の高木鉦作先生に委ねられたとあってよいと思います。

その追悼集『回想の辻清明』に、大森先生は「先生の文章指導」というタイトルの小文を寄せられています。その一節に、次のようにあります。

「修士論文の骨子をもってくるようにいわれた。あの法学部研究室のうす暗い先生の部屋で、書籍や文書が山積みになった机の上になぜかなスペースをつくり、そこに私の文章をひろげて一読した後で、やや不機嫌な顔をされて「君の文章は平板だね。大学院の入試のときの解答の文章は良かったのに。」と言われた。このときの一言は堪えた。入試のときの文章をほめられたとはとても思えず、一時、修士論文の提出を諦めかけさえしたほどである。私にとっては、今も、辻先生の推敲された達意の文章が手本である。」¹⁵

ちなみに、本講演シリーズで後に登壇予定で、私の同僚である東京都立大学の伊藤正次さんを含む研究チームがレジェンド級の行政学者を対象としたオーラルヒストリー研究を行っています。その成果は、『オーラルヒストリー 日本の行政学』（勁草書房、2020年）という一書にまとめられているのですが、大森先生もそのお一人として取り上げられています。その中でも辻先生から「君の文章は平板だね」と言われたというエピソードが紹介されています。それだけ印象に強く残った出来事だったのでしょう。

そして、実は、私も修士論文のドラフト（草稿）を大森先生に見ていただいたときに、大森先生が辻先生から指導を受けたのと全く同じく「君の文章は平板だね」と大森先生からいわれたことがありました。論文をまとめるのに憔悴しきっていた身にはやはり応えた記憶があります。後でこのエピソードを知ってからのはなるほど、師匠を真似してその教えをさらに伝承したのだなと思った次第です。大森先生の辻先生への敬愛の度合いたるやかくの如し、です。

やや脱線気味となってしまいました。本当にお伝えしたいのは、大森先生が書かれた「先生の文章指導」の後段で、次のように述べられている

15 大森彌「先生の文章指導」辻清明追想集刊行会編『回想の辻清明』有斐閣、1993年、253頁。

ることです。

中野区特別区制度調査会でいちばんの若手だった大森先生は専門委員として答申原案の作成を任されていたところ、最終答申の取りまとめの最終段階で、辻先生から文章添削を受けたというのです。

「確か、新宿駅の西口の喫茶店「滝沢」であった。向かい合って先生のご意見を伺った。先生は、ご自分の文書に鉛筆で書き入れたものを見ながら、そして、しばしばこれは何と書いたのだったかな、とおっしゃりながら、ここはこうしたらどうか、と懇切に指摘して下さった。この添削から、例えば、『『自主』や『参加』の原理が、もし無限の自己利益の主張を意味するものであれば、地域社会に存在する多様な利害を公正に調整することは不可能になる。『連帯』の原理によって初めて、すべての区民は自治区政を平等に享受することができる」とか「区民にとって、自ら治めるという意味で、もっとも接近しやすい『最初の政府』であり、文字どおり、区民の区民による区民のための身近な自治体でなければならない」といった含蓄のある文章が生まれた。」

さらには「この中野区の調査会での先生のご指導こそが私の地方自治研究への出発点であった」とまで述べているのです¹⁶。

この「最初の政府」という表現は、大森先生には相当にインパクトを持ったことばだったようで、当時の中野区長の大内正二さんがおっしゃったと大森先生は度々回想で述べておられます。そしてそれだけでなく、ご自身でもその表現を繰り返し使うようになっていきます。冒頭でご案内した自治体学会の学会誌に寄稿した追悼文では、大森先生が中心となって国際研究プロジェクトの成果をまとめられた『日本の地方政府』（東京大学出版会、1986年）に、私が学生時代に出会ったときのことを言及しています。私自身も、自治体を「地方政府」と呼び、国と自

16 同255頁。

治体との関係を「政府間関係」に準えて論じる視座に、触発されたところか凄まじい衝撃をともなう体験だったと書かせていただきました。

私の個人的体験はともかくとして、「最初の政府」という表現は大森先生の学問上の概念として定着させられ、さらにそこから改革実践のことばとして、やがて地方分権改革を導く主導的な理論の一つとなったわけですから、歴史的意義が評価されるべきでしょう。

さて、中野区特別区制度調査会答申取りまとめのくだりは、特別区協議会が特別区制度70年を振り返るとして企画された、大森先生と金井利之さん、中原正淳さんとの鼎談でも触れられています。特別区自治情報・交流センターブックレット第5巻の『特別区が歩んだ自治のみちのり』（学陽書房、2017年）です。大森先生は、「内容的に検証したわけではないけれども、特別区政の改革にタッチすることによって、辻先生の地方自治論にある変化が起こった可能性もあるのではないのでしょうか」とも、また、「最初の政府」の概念に触発されてという意味だと思いますが、「辻先生は住民自治のあり方をお考えになっていたんではないかと思います」とも述べられています¹⁷。

辻先生といえば、その代表的な著作の一つであり、岩波新書として出版されたことから最も広く手にとられてきたであろう『日本の地方自治』（岩波書店、1976年）という著作があります。同書では、日本でも先駆的に「地方政府論」を唱える井出嘉憲先生の議論を取り上げ、他国の地方政府論の紹介をされたこともそうですが、住民自治を強調する議論が隔々にまで展開されています。1976年にこの書籍の初版が出版されたことからすると、中野区で特別区政の改革に携わられたことの影響、とりわけ「住民自治のあり方」に関しての影響を伺うことができるかもしれません。

例えば、辻先生は次のように書かれています。

17 前掲注2、62頁。

「しばしば、「地方自治の本旨」は「団体自治」と「住民自治」から構成されていると説明されます。現実の場でも、公法学会でも、これは常識とすらされています。たしかにそのとおりです。けれども、それを口にするひとは、両者がどのような関係にあるかはあまり究明していません。その結果、住民自治よりも団体自治のほうが優先的な役割を占めている現状に、それほど注意していないようです。団体自治と住民自治とが対立するとき、団体自治はともすれば既成の国や中央政府の立場に立つこともすくなくないのです。」¹⁸

また次のようにも書かれています。「団体自治は住民自治の存在によって、初めてその価値を発揮するという発想に立ったとき、地方自治の「本旨」は、文字どおり地方自治の「本姿」となるでしょう。」¹⁹。後者の「ホンシ」に、本当の姿、という字を当てているところが注目されます。

辻先生の『日本の地方自治』は文字どおり最後の一行に至るまで「地方自治の本旨」とは何かにこだわり抜いた著作として読むことができます。そこに住民自治概念を基軸として展開された特別区政改革の影響を色濃く見出すことは難しくないとい個人的には考えています。皆さんにもあらためて読み返してほしい一書です。

そして、辻先生への影響ももちろんそうですが、住民自治を基軸とした特別区政改革への関わりは、大森先生ご自身の方がより深くあったのではないか、その後の大森先生の地方自治論や自治体行政学の構築にあたえた影響は並々ならぬものであったのではないかと推測します。

基礎自治体を特色づける 4 つの柱

市区町村は「最初の政府」だという観点から、自治体行政の特色を、

18 辻清明『日本の地方自治』岩波書店、1976年、163頁。

19 同164頁。

①身近さ、②現場性、③透明さ、④先端性、にあるとする簡潔にして要領を得た説明を、大森先生は至るところでされてきたのは、その一つでしょう。大森先生のオリジナルテキストを編纂するかたちで共著とさせていただいた前掲『これからの地方自治の教科書』でも、当然ながら詳しく解説しておりますので、ぜひ参考にいただければと思います。

さて、住民自治をどのような観点から論じるかはいろいろ考えられますが、こと住民と自治体との関係や住民参加という住民自治の基本となる部分に関して、特別区に対しては大森先生の評価はかなり手厳しい姿勢を一貫して示されてきたように考えられます。

例えば、1987（昭和62）年から財団法人特別区協議会が、大森先生を座長とする「明日の東京23区を考える懇談会」を開催しています。当時の東京区政会館で開催された第1回の会議で、大森先生の次のような発言が見られます。

「私が知っている限りでは、区は自治体らしくないんですから。参加がほとんどない、驚くべきです。東京のこの中で参加の区政掲げている区がほとんどないのが実態なんですから。」²⁰

大森先生のこうした思いは晩年に至っても同様だったと考えられます。東京23区を考える懇談会からちょうど30年後、特別区制度の70年を振り返る座談会の最後の方で、次のように問題提起していることから明らかです。すなわち、

「東京という大都市の中の住民の人たちにとって都区制度改革がどれほどの意味を持っているのか。制度改革自身がそんなに意味を持っているわけではなくて、日々の暮らしの中で特別区という自治体が、人々と一緒にどんな自治を形成していられるのかと考えると、やはり弱いのではないかと思うんです。全国から若者たちを毎

20 財団法人特別区協議会制度改革推進室『第1回 明日の東京23区を考える懇談会』（昭和62年10月26日）、25頁。

年たくさん吸収しながら、その若者たちが安心して結婚し、子どもをつくれないうち。この都市の実態を見るときに、23区の中の住民自治をもっと強めるべきではないかと思います。」

続けて、次のようにも述べています。「制度改革のほうにエネルギーを取られたから、住民自治はあまり目が向かないできたかなと思います」²¹。

このことばの重みは大きいと思います。こうした手厳しい評価をなぜされたのか。私なりに表現すれば、特別区政改革がもっぱら都区制度改革として、とりわけ財政調整による財源配分等の問題に局所化されてしまい、都民・区民不在の「ガラスの中のコップ」の争いに都区双方が終始陥りがちな状況が長らく続いてきたことが原因の一つとしてあるのではないかと考えます。

しかし、それだけではなく、やはり既に指摘したように、大森先生が特別区政に関わられたタイミングが深く関わっているかと考えたいところです。大森先生が中野区の調査会に関わられた1970年代初頭といえ、区長公選の実現に向けて自治権拡充運動がピークに達していた時期であったことです。

大森先生は、区長準公選制を求める運動を高く評価したことはよく知られているかと思いますが。当時の区長公選に向けた自治権拡充を、「運動のいき詰まりを打開し住民自らが法律と実態のずれを是正しようとしたのが、いわゆる区長準公選運動であった」²²と述べています。特別区の歴史を振り返った際に述べましたように、区長は都知事の同意を持って区議会が選任することになっていたわけですが、区議会の混乱で区長選任が困難になるなど、長期にわたって区長不在が続くケースが多かったことから編み出されたのが区長準公選方式です。実際、住民が直接請

21 前掲注2、90頁。

22 大森彌『特別区制度改革の軌跡』学陽書房、2013年、14頁。

求によって区長準公選条例制定を要求する運動が展開されたのです。こうした中、中野区議会は、23区最初のケースとして、区長準公選条例を議決したのですが、当時の区長職務代理者によって再議に付され、継続審議になったことから、この問題が当時の区政の大きな課題として受け止められ、調査会設置の理由の一つとなったという経緯があったのです。

先ほども挙げた鼎談で大森先生は次のように述べられています。

「私が関わった「中野区特別区制度調査会」で重要だったのは、メンバーに憲法学者が二人、芦部信喜先生と和田英夫先生が入っていたことです。私は専門委員で原案書きをさせられていたのですが、当初はこの答申の書き振りほどの意義を考えていたわけではないんです。でも、特に芦部先生が準公選運動について非常に高い評価と論拠を提示されて、私はこれならいけると思ったんです。芦部先生がメンバーで準公選運動についてポジティブだったことが重要だったと思います。（中略）これは一種の住民自治の発露であると、その理由をいくつか挙げているんです。しかし、どうして国が公選に踏み切ったかという、公職選挙法の外で住民投票が行われるということは、国がおよそ想定していない事態だったからなんです。それが整然と行われたわけです。既存の秩序の中へ抱え込まなければいけないと国が考えたことが、最も重要な隠されている理由だったというのが当時の解釈だった。準公選運動は、明らかにインパクトを与えたと思います。」²³

さて、中野区調査会の最終答申である「特別区の制度とその運営について」（昭和49年4月15日）では、「区長準公選は、区長公選がとざされている不自然な現行制度のもとで、区議会が区長候補者の決定にあたって、事実上、区民の意思を直接反映させる方式である。この方式自体は、

23 前掲注2、50～51頁。

区長公選を可能にする法改正までの過渡的なものである。しかしその意義は、法改正によって区長公選が実現すれば消滅する一過性のものではない。区長準公選は、住民自治の観点からみて、次のような普遍的な意義をもっている。すなわち、区政担当者が解決できない事態を住民が条例の制定を求める自発的行動によって解決しようとしたこと、住民と区政担当者が制定した条例に基づいて公正な区民投票を行なう能力を発揮し、自主的な行動とそれにともなう責任の自覚という自治のあり方を示すと同時に、その責任ある行動によって国段階の法改正を触発し、推進したことである」と高らかにその意義が述べられています。区長準公選運動を「一過性のもの」ではなく、そこに普遍的な意義を見出そうとした姿勢は重要だといえます。

この調査会に対する諮問事項は、①特別区制度のあり方について、②特別区の区長の選任方法について、③民主的かつ合理的な行政運営について、と広範にわたったこともあって、この答申では、様々な提言がなされています。例えば、コミュニティ施策として全国的に注目された「住区協議会」が「新しい参加の方式」として提唱されたのもそうですし、都主導の現行都区財政調整制度の廃止にまで踏み込んだ議論を「特別区制度のあり方」で論じるなど、興味深い点は尽きないのですが、ここでは、「最初の政府」であるがゆえの特別区における住民自治の重要性が、特別区政改革において大きな比重を占める問題として捉えられていたことを強調しておきたいと思います。

さて、振り返って現在はどうでしょうか。特別区政改革について住民自治を基軸として考えようとする発想や機会が非常に乏しくなってきたように思われます。改革という実践の場にあっては、「最初の政府」としての自負と覚悟を当事者である特別区がしっかり認識できてこそ、基礎的自治体となった意味があるのであり、さらにいえば、その先の「到達点」を目指す運動に価値が見出されるのではないのでしょうか。だからこそ、住民自治の拡充と特別区政改革という視点は再認識されるべき欠

かせないものとあらためて強調しておきます。

自治の原点を見据えて

宣誓書への署名の意味を問い直す

特別区政改革における自治・分権の軌跡を大森先生の功績と照らし合わせながら、三つの視点からその意義を確認してきました。最後に、これからの特別区政、それを支える特別区職員に向けた期待について述べることで、この講演を締めくくりたいと思います。

大森先生が特別区政改革において区を可能な限り市に転換することに傾注してきたこと、住民自治の可能性を豊かに開くことに何よりも思いを込められたことに思いをいたすとすると、特別区を東京の大都市地域を構成する基礎的自治体であるとともに、法制度上は普通地方公共団体か特別地方公共団体かはともかくとして、市町村同様の普遍的な自治体と捉えようという姿勢を保ち続けることが肝要だと考えられます。

今回の講演を準備する中で、弟子として不明にも、はじめて見つけ出して読んだ論稿の一つに、「分権時代の地方公務員 宣誓書への署名の意味を問い直す」²⁴というものがあります。まさに2000年改革スタートの前年にあたる1999（平成11）年に公表された論稿です。

自治体職員は職員サービスの宣誓が地方公務員法で義務づけられています。公務員の方々は、初任時に宣誓書に署名・捺印をしてから入庁式に臨まれたことを記憶されているはずです。

では、宣誓した内容についてはどの程度意識されていたでしょうか。儀式的な手続きだと受け流した人も少なくないかもしれません。文面など忘れたという人もいるでしょう。

24 大森彌「分権時代の地方公務員 宣誓書への署名の意味を問い直す」『晨』第18巻第1号、1999年、14～16頁。

宣誓書の文面は、職員の服務の宣誓に関する条例の本文ないしは別記で定められているので、省略されている場合を除けば、ホームページ上の例規集で確認できます。23区について確認したところ、少なくとも省略されずにホームページに掲載されている区の宣誓書に関しては、奇妙なことに句読点の打つ場所が若干違う区があるのですが、確認できる限りでは、全国の自治体とほぼ同一の文章です。すなわち、

「宣誓書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います。」

といったものです。

大森先生が真っ先に取り上げた宣誓書の中の文言は、「地方自治の本旨を体する」に相当する部分です。日本国憲法92条の表現である「地方自治の本旨」の英語表記が the principle of autonomy であることは「あまり知られていないかもしれない」と述べた上で、このことから議論を説きおこします。先ほど、大森先生の恩師である辻先生が名著『日本の地方自治』で「地方自治の本旨」にこだわりを見せて論じたこと、そして、「団体自治は住民自治の存在によって、初めてその価値を発揮するという発想に立ったとき、地方自治の「本旨」は、文字どおり地方自治の「本姿」となるでしょう。」と記したことを紹介しました。大森先生は、辻先生の議論を継承しつつ、その延長上に議論を展開されています。

すなわち、

「ここに出てくる「ローカル・オートノミー」こそ、既に実施に移されている今次の分権改革における「分権」の定義、「一定の地域における住民とその代表機関の自己決定権の拡充」にいう「住民とその代表機関の自己決定権」に他ならない。オートノミーの核心

は、自治体がいかに多くのあるいは広範囲の仕事をやっているかではなく、その仕事の内容・執行方法・資金配分を自治体がどれほど独自に決めうるか、その裁量権の程度にある。オートノミーは、この自律性を意味している。

地方公務員は、本来、この意味での「地方自治の本旨に則り」職務の遂行にあたることになっている。分権改革と結びつけて言えば、それは、明治以降一世紀を超えて自治体を縛ってきた、国地方関係における上下・主従の意識から脱却することである。自治体職員の問題として言えば、自分たちの意欲と能力を卑下する発想を克服することである。公務の担当者としての意欲や能力という点で国と都道府県と市町村の間で決着などついてはいない。」²⁵

と、大森先生は断固として述べています。大森先生らしい自治体職員へのエールだといえます。

その一方で、大森先生は「草の根反知性的保守主義」と呼ぶ自治体職員の意識のあり方にも注意を向けています。地方分権改革でいえば特に小規模町村で見られる言説だとして、「中央で大学の先生と霞ヶ関の官僚とが中心になって、分権改革を推進する案を取りまとめたというが、自分たちは、本音では分権には反対である。いまでも、一人二役も三役も仕事をさせられていて忙しく、しかも、二、三年に一回は人事異動があり専門的な能力を備えようもなく、新しい仕事が来てもこなせない。首長は選挙がらみでいろいろ無理を言うし、時には法令に違反のこともやれとさえる。しかも、税源が乏しく、何をやるにしても国や県の補助金に頼らざるを得ないので、結構、上手に工夫してやっている。仕事はこれ以上いらぬ、欲しいのは自由に使える金である」²⁶。こういった意識を、「草の根反知性的保守主義」と呼んだのです。かなり厳しい

25 同15頁。

26 同上。

ネーミングです。さらに、厳しく畳み掛けます。「小規模町村の困難な状況の中でも、見識ある首長の下、住民に最も身近な自治体の活動を担うことの意義を自覚し、住民に顔を向け自治体改革に取り組み、愚痴などこぼさず地域の施策の立案と実施に意欲と能力を発揮している職員のいる町村もある。そうした事例を現地でつぶさに知ることによっても、こうした「草の根反知性的保守主義」を克服することは難しいであろうか」²⁷とまでいうのです。広く他自治体の動向など外部に目を向けず、実際に足を運ばず、内向きな姿勢でいてどうする、との痛烈な批判だといってよいでしょう。

文章の端々に苛立ちが窺えるのは、察するに、当時、地方分権推進委員会の活動も終盤に差し掛かり、難題の公共事業移管などで中央省庁のみならず自治体からも猛反発の声が起こったことへの憤懣やる方ない思いも含まれていたかと思えます。

ただ、ここで注目すべきなのは、どんなに小規模な自治体であっても、「見識ある首長の下、住民に最も身近な自治体の活動を担うことの意義を自覚」した自治体職員であれば、その意欲と能力を発揮して現に立派に「地方自治の本旨」を体していると言い切った点ではないでしょうか。自治体の現場から解決策を見出せという現場主義の発想でもあります。自治体の現場を大切にしてきた大森自治体行政学の面目躍如なのですが、加えて、1970年代からの中野区調査会をはじめ、特別区政改革での様々な住民発の自治を求める運動へのコミットメントが原点となっていたこともまた見逃せないと考えます。

「特別区職員への期待」とは

大森先生は折につけ特別区職員向けの講演などで檄を飛ばし叱咤激励されてきたと思うのですが、文章としては実はなかなか見当たりませ

27 同上。

ん。

強いていえば「特別区職員への期待」というタイトルの文章が、特別区の職員の方であれば手にされたことがあるはずの特別区職員研修所発行の『特別区職員ハンドブック』の1992年版、それから1994年版に同じものが巻頭論文として掲載されています。時代的にいうと、地方分権改革がはじまる少し前、とはいえ都区間合意後のことです。

全体は4つの節で構成されています。すなわち、

- 1 地方自治の独自性
- 2 「最初の政府」としての特別区
- 3 自治体職員としてのあり方
- 4 大部屋主義の職場と管理職のあり方

です。

正直なところ、この文章を読んだ人は、タイトルと内容のあまりの乖離に拍子抜けされたのではないのでしょうか。なにしろ、特別区職員に向けて具体的に何か期待を述べている部分が全くといってよいほど見当たらないからです。

そればかりか、特別区に関する記述は「2「最初の政府」としての特別区」の中の一項目でかろうじてなされているぐらいで、他は自治体一般に関する記述に終始しているのです。

穿った見方をすれば、区長公選復活など、既に特別区が実質的に市並みの自主・自立した自治体への道を歩みだして10年以上経過し、1990年に出された第22次地方制度調査会の「都区制度の改革に関する答申」では特別区は基礎的な地方公共団体と位置づけられたのだから、もう特別区は一端の自治体であるとして、特段特別区職員だからといって固有の事項を期待するというより、一般の自治体職員同様の水準の仕事をこなせばよいと突き放したようにも受けとれます。

さて、今一つ、1990年に特別区人事委員会から発行された『人事委員会年報』に掲載された「特別区職員に求められるもの」という論稿があ

ります²⁸。この中で大森先生は、特別区政調査会について冒頭に触れ、案文の取りまとめに最も苦労したのは、分量は少なかったが1978（昭和53）年公表の第3次答申「特別区人事行政の改革」（昭和53年7月6日）であったと振り返っています。同年4月に特別区人事委員会が設置されたことから、それに対応した答申としてまとめられたのです。論稿で大森先生は、答申の中からこの3箇所だけは引用したいとして述べています。

一つ目は、「公選区長のもとに再出発した特別区の行政が、区民の期待と要望にこたえ得るか否かは、特別区に勤務する職員が、ほかならぬ特別区の職員であることに誇りと意欲をもち、行政の専門家としてすぐれた能力を発揮し得ることに大きく依存しているといっても過言ではない」。

二つ目は、「特別区は、もとより、都とは別個の自治体であり、その役割も異なっている。広域の自治体である都とは異なり、特別区は、区民にとってより身近な自治体として、その生活に密着した仕事を、常に区民との接触を通じて適正かつ弾力的に行うことを強く求められている」。

そして三つ目は、「当面、特別区にとって最も重要な課題は、区民の多様な要求への的確な対応、創造的な政策発案、職員に対する適切な指導、民主的な職場環境の形成などを通じ、管理的な機能を果たすすぐれた人材をいかにして育成し、登用するかについて、早急に検討を加え、それを実行に移すことである」。

既に区長公選が実現し、都配属職員制度は廃止されてから10年以上経った1990年代に入っても、やはりこれらの箇所を引用して強調する必要があったということです。さらにいえば、これらは今日でも再度引用

28 大森彌「特別区職員に求められるもの」特別区人事委員会『人事委員会年報』1990年、3～10頁。

され突きつけられてもおかしくない内容だといえるかもしれません。大森先生は、その論文の中で、「もっと感じ、もっと考え、もっと行動する区役所」であることや、特別区職員が「地域をまっとうに知る」職員たることを切望しているのです。

特に「地域をまっとうに知る」職員に関しては、「初任者研修からはじまって部課長研修に至るまで、まちの中に入って行って、自分の目で見、住民と対話し、問題を発見する、そうしたトレーニングが不足しているように思えるのであるが、どうであろうか」²⁹と、職員研修・人材育成のあり方を問いただしています。柳川市の堀割りのあるまちづくりで著名な柳川市職員だった廣松傳さんの「プランニングには机はいらない」ということばを引き合いに出して、そのことの「意味を本当にわかる職員が特別区からでてこない限り、廣松氏のように全国で頑張っている市町村の職員と対等にはわたりあえないと考えるべきである」³⁰と叱咤激励したのです。ちなみに、廣松さんの柳川での取り組みは、宮崎駿・高畑勲によって『柳川堀割物語』というドキュメンタリー映画にまとめられているのをご存知の方も多いかと思います。ぜひお勧めしたい映画です。

いずれにせよ、大森先生の手記「特別区職員への期待」に関わる二つの論稿を突き合わせてみると、特別区職員が普通の、そして普遍的な自治体職員であること、このことが、未だ達成できていない、「一つの到達点」であるかのように受けとめられます。

ミッシング・リンクの人材論

私が特別区政改革に関わるようになったのは、第1次特別区制度調査

29 大森彌「特別区職員に求められるもの」特別区人事委員会『人事委員会年報』1990年、7頁。

30 同上。

会からですが、今振り返って考えてみますと、第1次・第2次の特別区制度調査会では、中野区特別区制度調査会や特別区長会特別区政調査会などと比べたときの決定的な違いとして、職員論・人材論に属する議論が欠落していた点（ミッシング・リンク）が指摘されます。

2000年改革による「二重の分権」以降は、全国の市町村自治体と同じ並びで職員論・人材論が語られればよいということになるので、特別区職員にまつわる議論に関してはそれぞれの特別区に委ねられたのかも知れません。実際、23区合同の研修は大幅に削減されてきたはずです。

あとはただ、例えば、中野区特別区制度調査会答申で、「最初の政府」をキー・コンセプトとした厚みのある住民自治論を基盤として、新たな人事・組織など内部行政管理事項についても構想されていたのと同等のことを、個別の特別区がどこまでできるかが問われることになります。

特別区職員へのメッセージ——「臨床の知」の発揮を

特別区を普通の自治体である「市」に移行させたいという大森先生の思いは、現状では見果てぬ夢かもしれません。このことに関して、職員個人レベルでは、日々の実務がある中で、なかなかとっつきにくい問題なのは当然かと思います。ただぜひ、こうした歴史の上に現在があることを頭の片隅にでもおいていただきたい。そして、何か新たなことをしなければいけないというよりも、自らの本務の中で何ができるのかを考えることが大事かと思います。繰り返しになりますが、「最初の政府」としての自負と覚悟をしっかりと持ち、住民自治の可能性を最大限に発揮させることこそが「地方自治の本旨」を体することであって、このミッションを自らの仕事の中でしっかりと認識し実現していくことが肝要かと思います。

最後に、大森先生が好んで用いた表現を紹介することでこれからの特別区職員の皆さんへのメッセージとして締めくくりたいと思います。

大森先生がよく口にされたことばに、「臨床の知」ということばがあ

ります。哲学者の中村雄二郎が提唱した概念です。大森先生は中村の「臨床の知」という表現を自らのことばとして取り込み、自治を語ることばとして提示されています。自治体行政学シリーズの第2巻、『自治行政と住民の「元気」』の中では、「よき臨床医が患者との対話を大切に、文字どおり手を当てて診断することによって患者との間に理解と交流に基づく信頼関係を創り出しうるように、自治体職員は住民と対話し地域に手を当てて本当の「知」を獲得しているであろうか。地域の独自性こそが自治体の存立根拠であるがゆえに地域と住民を真に知ることなしに自治体の施策は立たないはずである」³¹と述べています。「臨床の知」とは、「地域をまっとうに知る」職員になるために求められる条件だといえます。

今一つは、「文化」としての自治体職員という発想です。大森先生は、「行政の文化化」についてしばしば語っております。ここで「文化」とは「心と技の表現」だとしていますが、「文化はまず表出・表現のこと」だとも述べています。「さまざまな要望・批判・注文という形で現れ始めている地域住民の「心」に敏感に反応し、それに対処できる施策を企画立案する、そういう職員の心と技」³²が問われるわけです。肝心なのは、そうした職員の「心と技」をいかに「表出・表現」するかにあるということです。

「心と技」とともに「表出・表現」にも従来以上に力点をおいて考えるべきことを強調しておきたいと思います。デジタル時代が到来し、最近の選挙結果などでは顕著ですが、SNSの持つ影響力が非常に大きくなってきました。ますますコミュニケーション力、プレゼンテーション力、デザイン力が問われるようになってきました。もちろん、これらの能力・スキルを身につけ、高めていくこと自体も大事かもしれません。

31 大森彌『自治行政と住民の「元気」』良書普及会、1990年、353頁。

32 大森彌「「文化」としての自治体職員」『自治研究』第71巻第11号、1995年、17頁。

ただし、これら能力を駆使する上で、自治体職員としての特別区職員が
拠り所とすべきことに、これまでの特別区政改革が地方分権改革などと
ともに獲得してきた自治・分権という成果があることは忘れてはならな
いでしょう。そしてなんのための「表出・表現」か、たとえば、「地方
自治の本旨」を体するためであり、どれだけ住民自治の可能性を拓くこ
とができるか、であるべきだということです。こうしたことを、自らの
職務を通じてじっくり考え、職場で共有されることを願って、私の話を
終えたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

質疑応答

質問者　大杉先生、どうもありがとうございました。

私は大阪市の公募区長をやり、例の都構想を1回・2回体験してきた
者です。それも踏まえまして、2点お聞きしたいのです。

仮に大森先生がご健在であれば、あるいは大杉先生の研究の今後の延
長線上で、これから例えば東京都の区を一般市に、しかも内容的には特
例市並みの色彩を持った一般市、市のほうにもっていくとした場合、そ
の先にどんな形を大森先生はイメージされていたのか。あるいは大杉先
生は特別区が一般市になったときの姿はどういう形がいいのかについて
イメージされているか、あるいは議論をされているならば教えていただ
きたいというのが1点です。

それから、大阪がまた都構想をやるという、政治家主導で職員主導と
大分違う、こういう研究会の形も違うと思います。大阪の特別区制度は
道州制がゴールにあって、その一里塚として特別区を捉えているという
のが維新の一つの流れなのです。そんな中で東京は、どういう形に都区
制度を持っていくのか。その先の日本における東京はどうなっているの
か。一方、大阪の今の動きがいいのかどうか。その辺も踏まえて教えて
いただければと思います。

大杉 ご質問をありがとうございます。

たいへん難しい問題といいますが、なかなか短く答えるのは難しいのですが、二つの問題、私はやはり重なっているところが実はあると思っております。一つ目、一般市ということで、仮に現行の制度のまま日本全国の地方自治の仕組みが変わらなければ、まさに一般の市という形で、どこまでどのようにやっていけるのかということが試されていく。そこは今日の話の中でも強調したつもりですけれども、どうしても大都市部で定着させるのが難しい住民自治をしっかりと定着させていくところに傾注していくべきだと考えます。つまり、もう制度いじりの話ではないということです。ですから、どうしても、都区制度改革は都区財調問題に傾斜しがちという話をしましたが、それと併せて改革構想も極端に言えば組織機構といいますか制度いじりに走ってしまっていた面があったと思うので、それだけではないところできちんと自治を充実させていく。そこがそれから先の話だと思っています。

ただ、それだけではなくて、道州制の話はやはり今後も出てくるかと思っています。道州制の議論においては、特に東京という地域をどう考えていくのかは非常に難しいということがありまして、他の地域とは違うと思います。個人的な立場としていうと、私は仮に道州制が導入されるとしても、現在多くの各政党で考えられている案も含め、現行の都道府県を廃止するのが前提になっているかと思いますが、果たしてそれでいいのかは疑問に思っているところです。そことの関係も生じますので、将来というのはどこまで先を見据えるかによっても、また違ってくるかなと思っています。

そういったことと関連して2点目でいいますと、大阪都構想に関しては、生前大森先生はかなり厳しく批判的な立場を取られていたということで、今日お話をしてきたように、東京特別区では一般市に戻そうとしているのに、大阪ではそれを逆行させて特別区にさせるわけですから、やはりそこは反対したのは当然ということになります。私自身も都区協

議や特別区政改革に関わった2000（平成12）年以降、厳密にいうと2003年以降ですが、こちらにいらっしゃる特別区協議会の皆さん、それから特別区長会の区長さんたちが東京都の方々と非常にエネルギーをかけながら交渉しているのを見て、ここまでやらないといけないのかと感じる中で、こうした都区制度を、わざわざなぜ大阪でやるのかというのが正直なところですよ。やはり大森先生と同様一般市という形で純化させていくことを支持しているという意味からすると、いかがなものかと思っております。

ただ道州制という話、それから関西にあっては関西広域連合という他の地域では見られない成熟した仕組みがあって、いろいろな面で重要な役割を果たしている中で、一律に考えていけないところがある。ですから、道州制にせよ、大都市制度のあり方というものにせよ、もう少し柔軟にそれぞれの地域のあり方に即した形で、まさに特別区制度は都の区の制度と、それから大都市地域設置法の特別区とに分かれたように、もうちょっと柔軟に考えていくということはあっていいのではないかと思います。

差し当たり私からのお答えとさせていただきます。

質問者 ありがとうございます。

事務局 大杉先生に貴重なお話をいただきました。盛大な拍手をよろしく願います。

以上で本日の講演会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

11.25.2024

特別区の自治と今後を考える～大森先生追悼講演会～

特別区の自治・分権の軌跡と これからの 特別区職員への期待

東京都立大学法学部教授 大杉 寛

プロフィール 大杉 寛 おおすぎ さとる

東京都立大学法学部教授

行政学、都市行政論／東京大学大学院博士課程修了、博士（学術）

- ・（公財）特別区協議会 特別区制度懇談会座長
これまでに、
- ・（公財）特別区協議会 特別区制度調査会（第1次・第2次）委員（大森彌先生座長）
をはじめ、国・自治体等の審議会・委員会等委員や職員研修講師等を歴任



著書のうち、大森彌先生との共著で主要なものは、

- ・『これからの地方自治の教科書 改訂版』第一法規、2021年
- ・『人口減少時代の地域づくり読本』公職研、2015年
- ・『実践まちづくり読本』公職研、2008年
- ・『地方分権推進と自治体職員』ぎょうせい、1998年
ほか



本講演の主旨

大森先生の特別区政改革への功績を振り返りつつ、改革における自治・分権上の意義を

- 地方分権改革と特別区政改革
- 大都市制度改革と特別区政改革
- 住民自治の拡充と特別区政改革

の視点から考える

特別区自治権拡充

1947年

特別区の創設

自治法制定：「都の区」／特別地方公共団体、区長公選
～原則市の権能、都に事務留保、都配属職員制度

1964年

区の事務権限強化

自治法改正：福祉事務移管、課税権の獲得

1952年

区の自治権制限

自治法改正：区長公選廃止、事務制限列挙
～都の内部的団体に

1974年

区長公選復活

自治法改正：一般健所事務の移管、度廃止

1963年

憲法上の地位否定・最高裁判例

1950

1960

1970

1955年特別区長会・議長会『首都自治制度の構想（試案）』～二十三首都市

〈区〉

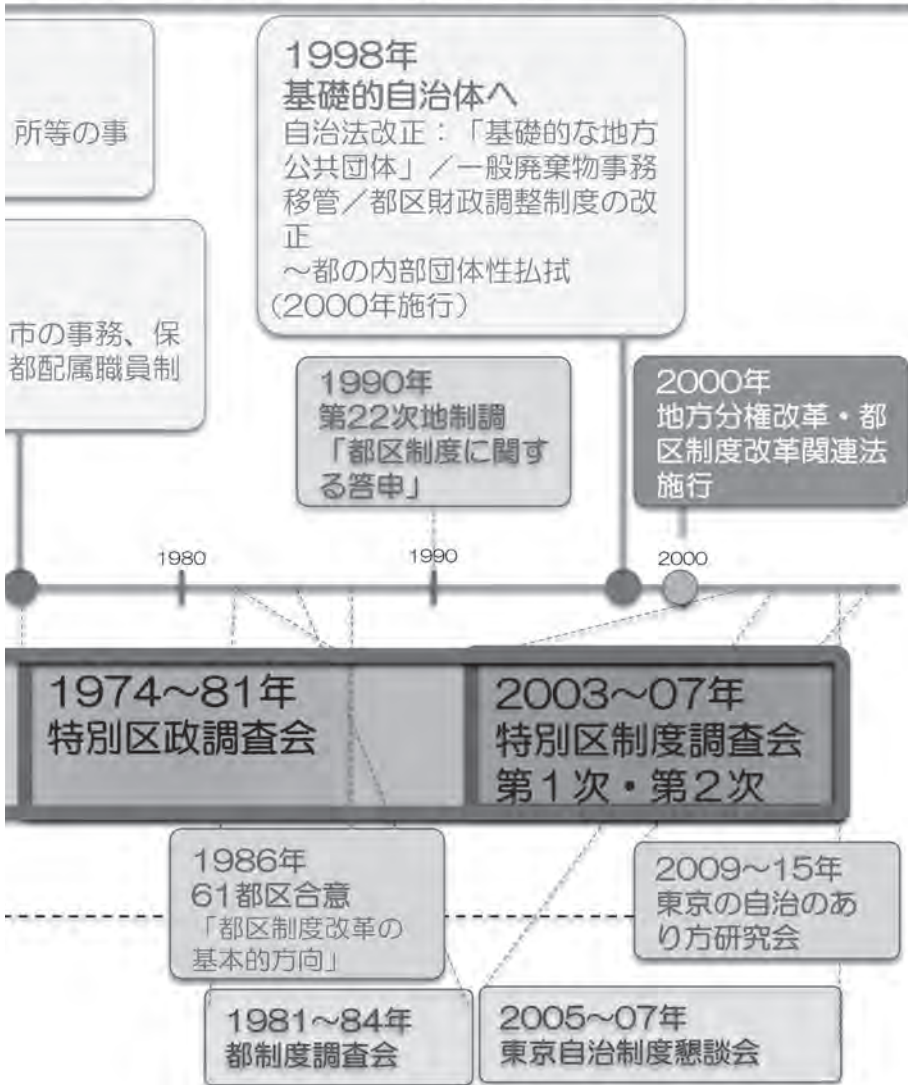
1961年特別区議会区制調査特別委員長会立案、特別区議会議長会承認『首都行政制度の構想』

1972～74年

中野区特別区制度調査会

〈都〉

の運動と改革の軌跡



(参考) 2000年改革前後

特別区制度をめぐって



(出典) 特別区長会資料、<https://www.tokyo-23city.or.jp/chosa/tokei/>

から最近までの動向

動 き

19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31/1	2～
				(H23.3 東日本大震災)					(H28.4 熊本地震)				
									東京2020オリンピック・パラリンピック → ●R3.7～				
					●H24.9 大都市地域における特別区の設置に関する法律公布								
					●H28.5 大阪市で特別区設置住民投票否決								
					大阪市で2度目の特別区設置住民投票否決 → ●R2.11								
は共同処理)													
1)「当分の間」一組で共同処理(その他関連課題整理)													
1) 区職員に身分切り替え													
に伴う自主調整)													
会館館舎移転 ●H22.4 特別区協議会公益財団法人化													
●H19.4～ 研修所共同研修機材搬入(H19.9九段下に移転、H28.3秋葉原に仮移転、R4.10九段下に復帰)													
●H19.4～ 互助組合会費負担廃止													
●H19.3～ 後期高齢者医療広域連合基金													
→ ●H19.4～都区財政調整配分割合変更(52%⇒55%) → 都区財政調整配分割合変更(55%⇒55.1%) → ●R2.4													
<52%+三位一体改革+補助切替え> <児童相談所関連の特例的対応>													
への反映(償還費等)													
財調協議会関係問題決着時の懸案)													
と財源配分のあり方(「協議案」の懸案)													
った都市計画交付金の配分(「協議案」の懸案)													
議論													
行う大都市事務の分析(都区の分析結果参照)													
都区協議会													
り都区のあり方を検討													
足分のあり方はその結果に依り整理													
5) 都区のあり方に関する検討会(検討の方向整理)													
●H19.1～ 都区のあり方検討委員会 → (H23.12以降保留状態)													
<事務配分、区域のあり方、税財政制度>													
●H21.11～ 東京の自治のあり方研究会 → ●H27.3 最終報告													
●H24.2～ 児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会													
●H28.6 改正児童福祉法等公布													
(H29.4から特別区の児童相談所設置が可能に)													
世田谷区、江戸川区が児童相談所設置 → ●R2.4													
(荒川区R2.7、港区R3.4、中野区R4.4、板橋区R4.7設置)													
足 → ●H19.12「都の区」の制度廃止と「基礎自治体連合」の構想													
●H20.6 特別区制度懇談会発足													
●H20.8 特別区制度研究会発足(以後2年ごとに報告)													
! 28次地制調「道州制のあり方に関する答申」 ●H25.6 30次地制調「大都市制度の改革及び基礎自治体の													
941町村) → 行政サービス提供体制に関する答申													
の改革(国庫補助負担金、税源移譲、交付税) 地方法人課税見直し等「偏在是正」措置													
●H19.4 地方分権改革推進委員会発足													
●H23.4 第1次一括法成立													
●H23.8 第2次一括法成立													
●H25.6 第3次一括法成立													
●H26.5 第4次一括法成立													
<以後提案募集方式>													
●H27.6 第5次一括法成立													
～第12次一括法公布 → ●R4.5													

/shodana/documents/0202kouenhosokusiryou1-29r61028_1.pdf

特別区政改革と大森先生の関わり

● 主な役職上の関わり

- ・ 中野区「中野区特別区制度調査会」専門委員（1972-1974年）
- ・ 特別区長会「特別区政調査会」委員（1974-1981年）
- ・ 特別区協議会「特別区制度調査会」会長（2003-2007年）
- ・ 特別区協議会「特別区制度懇談会」会長（2008-2023年）

● 著作等の主要な業績（特別区関係）

- ・ 特別区研修所発行『特別区職員ハンドブック』各年版、総論・巻頭論文
- ・ 大森彌監修、公益財団法人特別区協議会編『東京23区自治権拡充運動と「首都行政制度の構想」』日本評論社、2010年
- ・ 大森彌著、公益財団法人特別区協議会編『特別区制度改革の軌跡』学陽書房、2013年※
- ・ 大森彌・金井利之・中原正淳著、公益財団法人特別区協議会編『特別区が歩んだ自治のみちのり』学陽書房、2017年※

※特別区自治情報・交流センターブックレット<https://www.tokyo-23city.or.jp/chosa/tokei/shodana/booklet.html>

地方分権改革と特別区政改革

- 地方分権推進委員会専門委員として活躍
 - ・ 機関委任事務制度廃止をめぐる中央省庁とのグループヒアリング（膝詰め談判）
- 「二重の分権」
 - ・ 国と地方／都と特別区
 - ・ その懸念
- 地方分権改革と特別区政改革の共通性
 - ・ 2000年法施行
 - ・ 「未完の改革」と反動（バックラッシュ）

大都市制度改革と特別区政改革

- 東京の大都市地域での自治の姿とは
- 特別区と指定都市の自治権拡充運動および改革実績の差異
 - ・ 4度の特別区政改革：「地域発の改革」
 - ・ 指定都市制度発足後、改革実績は乏しい
 - ・ 指定都市は二重の分権ならず
- 「都の区」／一体性からの脱却
 - ・ 宿痼ともいうべき地方自治法上の規定
 - ・ 「特例」市構想（特別区政調査会答申）から基礎自治体連合（特別区制度調査会答申）まで「市」への転換の希求とその未達

住民自治の拡充と特別区政改革

- 中野区調査会参加から得た「最初の政府」という視点
 - ・ 区長公選実現の“原体験”と大内正二中野区長の「最初の政府」
 - ・ 区政の基本理念「自主・参加・連帯」、住区協議会制度、教育委員準公選などに見る住民自治の理念
- 地方自治理論への昇華（大森自治体行政学）
 - ・ 「地方政府」論から地方分権改革へと還元
 - ・ 自治体行政の特質（身近さ、現場性、透明さ、先端性）の提示：住民と向き合うこと

終わりに：自治の原点を見据えて

- 特別区を普遍的な存在として捉え直す視点を持つことのできる、「自治体職員」としての特別区職員であること
- 服務宣誓した「地方自治の本旨を体する」を、改革の軌跡とその意義を踏まえ実質化しようと絶えず努めることが大切
 - ・ こだわりとしての「地方自治の本旨」＝the principle of autonomy

（参考）大森彌「分権時代の地方公務員：宣誓書への署名の意味を問い直す」『晨』1999年1月号、14～16頁

「特別区職員への期待」とは①

- 「特別区職員への期待」『特別区職員ハンドブック』（1992年版）巻頭論文
項目：
 - 1 地方自治の独自性
 - 2 「最初の政府」としての特別区
 - 3 自治体職員としてのあり方
 - 4 大部屋主義の職場と管理職のあり方
- （参考）『特別区職員ハンドブック』（1980年版～1990年版）巻頭「総論 これからの区政」（※は1988年版から）
 - 1 自治の原点
 - 2 地方自治制度の独自性※
 - 3 区長公選と区政の課題
 - 4 区政運営の基本
 - 5 都市社会とコミュニティ形成
 - 6 自治体職員としての課題
 - 7 大部屋主義の職場と管理職のあり方※
 - 8 巨大都市東京の自治構造と特別区の将来

「特別区職員への期待」とは②

- 「もっと感じ、もっと考え、もっと行動する区役所」と「地域をまっとうに知る」職員
- 特別区政調査会第3次答申での着目箇所：

「公選区長のもとに再出発した特別区の行政が、区民の期待と要望にこたえ得るか否かは、特別区に勤務する職員が、ほかならぬ特別区の職員であることに誇りと意欲をもち、行政の専門家としてすぐれた能力を発揮し得ることに大きく依存しているといっても過言ではない」

「特別区は、もとより、都とは別個の自治体であり、その役割も異なっている。広域の自治体である都とは異なり、特別区は、区民にとってより身近な自治体として、その生活に密着した仕事を、常に区民との接触を通じて適正かつ弾力的に行うことを強く求められている」

「当面、特別区にとって最も重要な課題は、区民の多様な要求への的確な対応、創造的な政策発案、職員に対する適切な指導、民主的な職場環境の形成などを通じ、管理的な機能を果たすすぐれた人材をいかにして育成し、登用するかについて、早急に検討を加え、それを実行に移すことである」

（参考）大森彌「特別区職員に求められるもの」特別区人事委員会『人事委員会年報』1990年、3～10頁

ミッシング・リンクとしての人材論

- 二重の分権（＝倍速での分権の体感）をこなすに相応しい人材論を構想する必要性
 - ・ 地方分権推進委員会第1次・第2次勧告で人材の育成・確保の重要性、人材交流の意義を「行政体制の課題」として指摘
 - ・ 知力の充実／「横結」の実践／管理職昇任前後の能力アップ、の確立を大森先生は主張

「分権改革に伴って、…自治体はこれまで以上に、その仕事のあり方を基本から見直すことをはじめ、政策形成過程への地域住民の広範な参画を要請し、情報を公開し、行政と住民・関連企業との連携・協力による地域づくりとくらしづくりに努め、地域住民の期待と批判に鋭敏かつ誠実に応答する責任を負うことになる」

（出典）大森彌「分権改革と人材育成の基本戦略」『都市問題研究』第51巻第9号、1999年、11～12頁

特別区職員へのメッセージ

- 特別区政改革が地方分権改革とともに積み重ね、獲得してきた自治・分権を区政運営、職員としての自己形成に活かすことの大切さ
- 「臨床の知」の要請
（参考）大森彌『自治行政と住民の「元気」』良書普及会、1990年、353頁
- 「文化」としての自治体職員：特別区職員（・組織）にとっての「文化」＝「心と技の表現」の探究
（参考）大森彌「『文化』としての自治体職員」『自治研究』第71巻第11号、1995年、14～23頁

ご清聴ありがとうございました

東京の「2055年問題」と 都区制度の展望

東京都立大学大学院法学政治学研究科・法学部教授 伊藤 正次

講師紹介

事務局 本日の講師をご紹介します。東京都立大学大学院法学政治学研究科・法学部教授で特別区制度懇談会委員の伊藤正次先生でございます。

本日は、「東京の「2055年問題」と都区制度の展望」というテーマでご講演をいただきます。

それでは、伊藤先生よろしくお願いいたします。

講師挨拶

伊藤 今、紹介いただきました東京都立大学の伊藤と申します。

本日はこのような機会をいただきまして、誠にありがとうございます。本日の大森彌先生追悼講演会におきまして、私からは「東京の「2055年問題」と都区制度の展望」と題してお話をしたいと思います。

私は特別区制度懇談会の委員を務めておりますけれども、それ以外にも幾つかの活動をしております。本日の講演のテーマに関わるものについては、総務省に置かれている「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」が2024（令和6）年11月に発足しております、これにも参加しています。このワーキンググループは、都区制度も扱うことになっておりますので、それについては講演の後半でお話をしてみたいと思います。

講演の構成といたしましては、まず個人的なお話で恐縮ですが、大森彌先生との思い出について、若干冒頭でお話をさせていただきます。

ます。それから、大森先生がリーダー、私が副リーダーとして、特別区長会調査研究機構から委託された調査について、東京の2055年問題と題してご紹介します。さらに、これを踏まえまして、将来の都区制度の展望について若干の私見を申し述べたいと思います。

前回の講演会は大杉覚先生によるものでございまして、大森彌先生が特別区の自治の拡充・発展に果たした役割について詳細にお話しになったと理解しております。私の今回の話は、大森先生の事績を直接にたどるというよりも、大森先生と私が担当した調査研究を通じて、都区のあり方について将来展望を行うという点を中心にしたいと考えております。

大森彌先生の思い出

大森彌先生との出会い

まず、大森彌先生の思い出ということで、皆さんには関心がないかもしれませんが、少し私的なお話をさせていただきます。

大森先生に初めてお目にかかったのは、私が大学に入学した1年生の時のことでした。もう今から35年近く前ですけれども、私は1991（平成3）年度に大学に入学いたしました。そのときに、いわゆる教養課程の様々な科目の中で政治学の入門的な講義がございました。その政治学は、前期と後期にそれぞれ別の先生が毎年ローテーションでいろいろな組合せでお話をするという講義でありまして、文科一類というところに入學したので、「文一政治学」と呼ばれている科目でした。前期の担当は佐藤誠三郎先生で、もうお亡くなりになりましたけれども、松崎哲久氏と共著で『自民党政権』（中央公論新社、1986年）を出版され、中曽根康弘首相のブレーンとしても活躍した政治学者です。佐藤先生の授業は非常に興味深く、私が広い意味での政治学に関心を持つきっかけになった授業だと思っております。

その後、後期の講義を担当されたのが大森彌先生でした。大森先生の政治学の授業もたいへん面白くて、非常に軽妙な語り口で、政治学そのものだけではなく、いろいろな素材を紹介しながら政治の本質について議論をするという講義スタイルで、私も含めて多くの同級生も非常に関心を持って聞いていた授業でした。

大森先生は、当時、教養課程の1・2年生向けにゼミナールも担当されていたのですけれども、その中で「日本官僚論」を毎年開講されていました。日本の官僚について勉強するゼミなのですが、実は私もこれに参加いたしました。ただ、人気のゼミでしたのでたいへん多くの学生が参加していて、一般のゼミのような感じではなくて人の出入りが非常に激しいゼミでした。官僚に関する研究書や書物だけではなく、例えば、司馬遼太郎の『「明治」という国家』（NHK 出版、1989年）など、いろいろな本を取り上げて読んだ記憶があります。後日、大森先生に「実は私はこのゼミに出ていたのです」とお話をしましたけれども、私が参加していたことは当然のことながら全く覚えていらっしゃいませんでした。

大学卒業後の大森彌先生との交流

その後、私は大学を卒業して、大学院に進学して行政学を専門とするようになりました。大森先生の専門分野と同じなのですが、当時、大森先生はおそらく教養学部の学部長などをされていて、大学院の講義は持っていらっしゃらなかったもので、大学院では大森先生の授業や演習を取ることはありませんでした。

さらにその後、私は東京都立大学に就職して研究者になったわけですが、その際、特別区制度調査会や後の特別区制度懇談会に委員として参加しまして、それらは大森先生が会長を務めておられましたので、その下でいろいろとご指導をいただきました。

それから、私は総務省の自治大学校で客員研究官を務めたことがあります

まして、それが縁で自治大学校の講義を持つことができました。大森先生も長年、自治大学校に出講されていて、時間割によってたまに一緒になる機会がございまして、その際にお話をしたという記憶もございします。当時、大森先生は「自治体行政学」という授業を持っていらして、これは辻清明先生から引き継いだもので、たいへん大事にされていたと度々お話を伺いました。

また、私はある仕事を受けるかどうか迷っていたときに、たまたま自治大学校で大森先生にお会いして雑談をする中で、その件について触れたところ、「仕事は断ってはいけない」と言われまして引き受けたということもございしました。もっとも、この教えには私は最近、従っておりませんで、いろいろな仕事の依頼を断っているのですけれども、非常に印象に残っています。

その後、特別区長会調査研究機構が立ち上がったときに、後ほど触れます調査研究が行われまして、大森先生がリーダーで私が副リーダーを務めることになりました。さらに、2020年に縣公一郎先生と稲繼裕昭先生の編著で『オーラルヒストリー 日本の行政学』（勁草書房）という本が出ていますが、これは日本の行政学会で活躍された先生方にご自身の生い立ちですとか、学問の形成等についてお話を伺うという趣旨の研究会による

企画で、私もメンバーとして参加をいたしました。大森先生もオーラルの対象になり、お話を伺うことができました。このオーラルヒストリーを行う際には、事前に質問票を作って準備をして聞いていくわけです。研究会のメンバーの中では私が相対的に大森先生のことをよく知っているだろうということで、私が質問票を作りまして、大森先生にお話をいただいたという経緯がございします。その内容についてはこの本に収録さ



縣公一郎・稲繼裕昭『オーラルヒストリー 日本の行政学』（勁草書房、2020年）

れていますので、関心がある方はぜひお読みいただければと思います。

思い返すと、大森先生は、私が大学生になったときに初めて授業を聞いて以来、非常に長くお付き合いをさせていただきました。前半は私が一方的に知っているだけでしたけれども、先生が発せられる一言一言の言葉の重みというものも、今あらためて感じています。

東京の「2055年問題」

「大局的に見た特別区の将来像」に関する調査研究の発端

私的なお話はこれまでにいたしまして、二つ目のテーマとして、「東京の2055年問題」についてお話をしたいと思います。

こちらは、先ほど申しましたとおり、特別区長会調査研究機構の調査研究として進めたものでございます。こちらは2年分の報告書になっておりますけれども、タイトルは「大局的に見た特別区の将来像」となっています。関心がある方は後ほどご覧になっていただければと思います。

その「大局的に見た特別区の将来像」に関する調査研究は、令和元(2019)年度から2年度間にわたって行われた研究です。当時、総務省に、「自治体戦略2040構想研究会」が設置されて、その報告書がいろいろな方面で反響を呼んでいました。これは、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者になる2040年頃を見据えて、人口減少が進む



調査報告書

日本社会における地域のあり方、あるいは自治のあり方について各方面から検討した研究会です。

この総務省研究会に刺激を受けまして、大局的に見た特別区の将来像、いわばこの2040構想研究会の報告書が描いたような将来のあり方を、特別区全体について構想してみてもどうかという江戸川区の提案に基づいて研究機構が設置したものということになります。

リーダーは大森先生で、副リーダーが私、それから令和2年度からは研究員の方や若手の行政学者の方にもお願いをし、江戸川区の職員の方も参加することになりました。さらにデータ等の分析については、日本総研をお願いをした調査研究でした。

ここでは、この調査研究の概要についてあらためてご紹介し、2055年というのは何が課題となる年なのかという点についてお話をしていきたいと思います。

令和元年度調査研究の目的と特別区の総人口推計

まず、令和元年度の調査研究は、先ほど申し上げたとおり、総務省の2040構想研究会に刺激を受けて、東京圏についても指摘があったことを踏まえて、特別区における人口動態を念頭に、特別区の視点から将来のあり方を考察することを目的にしていました。まずは特別区における将来人口の推計を行ったり、あるいは各行政分野における様々な基礎データを収集して、将来どういことが特別区で起こり得るのかについてまとめるのがその趣旨でした。

次ページのグラフは特別区における総人口推計、令和元年度の調査研究に基づくデータで、日本総研が国立社会保障・人口問題研究所のデータを基に推計を行ったものです。それで見ますと、特別区、区部の人口は2035年に約977万人となり、人口のピークを迎えます。このことは、これからまだまだ人口が増えることが予想される一方で、2055年頃に高齢者人口のピークを迎えるということが示されたことになります。後ほ

- 令和17年（2035年）頃に約977万人で人口のピークを迎える一方、令和37年（2055年）頃に高齢者人口のピークを迎える



出所：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」を基に日本総研作成

どうぞ紹介するように、現在の新しいデータではまた状況が変わってきているのですが、基本的にこのトレンドは当時推計したものから変わっていないことになります。

しかも、特別区それぞれの区の人口動態を見ると、それぞれ特色が見られることも指摘をしております。ベースとした2015（平成27）年から高齢者人口がピークを迎える2055年について見てみますと、半数以上の区で、15歳から74歳人口は減少しますが、75歳以上人口が急増することが示されています。都心部の8区（千代田、中央、港、文京、台東、江東、品川、荒川の各区）は、2055年にかけて15歳から74歳人口も増え、75歳以上人口は急増するところです。それ以外の15区では、15歳から74歳人口が減少し、75歳以上人口が急増します。都心部の区はまだ人口が増えるが、75歳以上人口は急増する。周辺部の区は15歳から74歳人口は減少し、75歳以上人口が急増するということが示されております。

それから、特別区における75歳以上人口の指数（2015年を100としたときに2055年にどうなるのか）で、8区（千代田、中央、港、江東、渋

谷、世田谷、杉並、練馬の各区）では、75歳以上人口が2055年の時点で2倍以上になることが想定されます。北部の3区（北区、葛飾区、足立区）は、もう高齢化がピークに達してしまっていて、75歳以上人口も2015年を100としたときの1.5倍未満になっているような状況です。このように区によってかなり状況が異なりますけれども、全体としては75歳以上人口が非常に増えていくことが想定されるということでございます。

総人口推計を踏まえた将来の課題

この報告書では、例えば、教育や福祉、医療、あるいは産業など、それぞれの分野について使えるデータを使って、将来の2055年の状況を推測して様々な課題についてまとめています。ここでは、自治体行政に関わることだけをご紹介します。

その内容はやはり、将来は非常に厳しい状況が特別区においても発生することを示しています。既に、2008年度から2018年度までの11年間で、特別区では職員数を約1割削減してきている一方、今後まだ特別区部は人口が増えていくことが想定されますので、少ない人員で行政サービスを維持することがますます課題になると見込まれることから、優秀な職員を継続的に確保・育成することが必要だということになります。

さらに、厳しい財政状況下におけるサービス提供方法の見直しということで、様々な需要が今後拡大するわけですが、それに財政的な裏づけが伴わないと非常に厳しいということで、デジタル化を推進することや、長期的な視点から職員を確保・育成することを提言しています。

先ほど、将来の人口推計についてお話をしましたけれども、東京都が2024年8月に改訂した『「未来の東京」戦略 附属資料 東京の将来人口』が、公開されております。

これによりますと、我々が令和元年度に推計したものよりも、実は特別区部は人口がさらに増えることが想定されています。ピークとなる時期は2035年で同じなのですが、我々は977万人と言っていたとこ

ろ、1,000万人を超えて1,005万人と予想されており、ますます特別区部に人口が集中する傾向が示されていることになります。ちなみに、多摩・島嶼部の人口はもう今年がピークで、以後減少することが想定されています。

年齢階級別人口の推計を見ても、我々が特別区部だけを見て2055年と言ったのとは異なり、2050年に老年人口が東京都全体でピークを迎えるとしています。これは団塊ジュニア世代が75歳を超える2050年に東京都全体で398万人ということになっています。我々には東京都のデータがないので何とも言えないのですが、特別区に関しては東京都全体よりももう少し後ろ倒しに老年人口のピークが来るので、やはり2055年頃に特別区は高齢者が最も多くなることが想定されます。

令和元年度調査研究の総括

令和元年度の調査研究についての総括ですが、一般的にも分かるとおり、全国の動向とは異なって特別区における高齢化のペースは相対的に遅いということがあります。ただ、ほかの地域とは異なる形でソフト面・ハード面両面の需要が顕在化すれば、その将来は楽観視できません。というのも、高齢者人口が絶対的に増加していけば、医療・介護ニーズが長期にわたって増加し続けていきますから、インフラや公共施設の整備も課題になってきますし、首都直下地震への備えも必要になります。

しかも、日本全体で見ると、2055年に向けて東京の特別区部でも需要に対する供給力を十分確保できない可能性、つまり「供給の危機」に直面する可能性が高いことを示しています。ほかの地域は人口が減少して、今は東京に人が流入する状況ですが、特に若者、生産年齢人口が東京に流入する傾向が弱まっていくことになれば、やはりその需要を満たすだけの人材が足りなくなってくるだろうと予想され、人材供給源を失った特別区では、「公共私」の領域を問わず各種サービスの供給

令和元年度調査研究の総括

- 特別区は、全国の動向とは異なり、高齢化のペースが相対的に遅い
- 令和37年（2055年）を見据えた特別区の将来像は、ソフトとハード両面の需要が他の地域とは量的にも質的にも異なる形で顕在化、決して家観視できるものではない
 - ・ 高齢者人口の絶対量の増加は、医療・介護ニーズが長期にわたり増加し続けていくことを意味
 - ・ インフラ・公共施設や都市整備の面では、各種施設の更新に加え、新規需要の考慮が必要
 - ・ 首都直下地震をはじめとする大規模災害への備え
- 令和37年（2055年）に向けて、需要に対応する供給力を十分に確保することができないという「供給の危機」に直面する可能性が高い
 - ・ 生産年齢人口は減少、生産活動や行政運営に必要な担い手は絶対的に不足
- 2040研究会の第一次報告では、「若者を吸収しながら老いていく東京圏」
 - ➡ 特別区を中心とする東京圏に若者を供給してきた地方圏における若年人口が減少
 - ➡ 人材供給源を失った特別区では、公共私を問わず各種サービスの供給力が低下、社会経済活動の深刻な縮退への懸念

「2055年問題」の深刻さを認識した上で、
「供給の危機」への備えを万全にしておくことが必要

出所：当日レジュメより

力が低下して、社会経済活動は深刻な縮退を招くおそれがあるということになります。

したがって、総括では、この「2055年問題」を深刻なものとして捉え、供給の危機への備えをすることが必要だと締めくくっております。

令和2年度調査研究の目的・概要と総括

これを受けまして、令和2年度の調査研究は、供給の危機という観点から特別区の行政サービスの供給体制についてより質的、あるいは詳しく分析をすることを目的に行いました。ただ、ちょうどコロナ禍の時期でしたので、なかなかうまく研究が進められなかったのですけれども、先ほど触れた若手の方々のご協力をいただいて、いろいろな分野における供給体制の分析を行いました。

具体的には、特別区の方にヒアリングを行いまして、それを踏まえて特別区の行政サービス供給体制の現状と課題を分析しました。大きく三つの柱で分析を行いまして、一つは人材育成と人事管理、二つ目が専門人材、土木職・建築職に関する研究、最後に行政サービスの外部化とデ

デジタル化に関する分析という観点で進めていきました。

その結果、2055年に向けた行政サービス供給体制の課題ということで、この三つの分析に基づいて結論を出しています。

人材育成と人事管理では、職員数が近年削減されてきたことから職員の年齢構成上の歪みが生じていて、将来的には供給体制の不安定化を招く可能性があるということと、特に係長職の質の向上と数の確保が課題であることが示されております。

専門人材については、かつては、特別区はほかの地域とは異なって、まだ人材の需要数を満たしているとされていましたが、技術職の受験者数の確保はやはり長期的には苦しくなっており、技術継承の問題などもあって、専門人材の育成などに関しては特別区間の連携・協力体制の強化が必要ではないかと示しております。

それから、行政サービスの外部化とデジタル化に関しては、特別区ではかなり進んでいますけれども、ノウハウの継承や責任の所在の曖昧化、非正規人材への依存が課題として存在すること、それからデジタル化の取り組みも特別区は非常に意欲的に進めているのですが、全体

令和2年度調査研究の総括

研究の総括

- ・ 特別区の高齢者人口がピークを迎える令和37（2055）年に向けた行政サービス供給体制の課題

人材育成と人事管理

- 特別区の職員の年齢構成に歪みが生じており、今後、職員数の削減は供給体制の不安定化を招く可能性
- 特別区の業務の実施において重要な役割を構成する係長職の質の向上と数の確保が重要
- 働き方をめぐる考えの変化や近年の制度変更、柔軟な定員管理と必要に応じたきめ細かい職員サポート体制の充実が必要

専門人材の確保と育成

- 現時点では、特別区が必要とする専門人材の需要数は満たしているが、技術職の受験者の確保は長期的に苦戦。今後、専門人材の量と質の低下が懸念
- 技術職の定員が少ないことや年齢構成が歪みることによる技術継承の問題の発生可能性
- 専門人材の確保・育成に向けた特別区間の一層の連携・協力体制の強化が必要

行政の外部化とデジタル化

- サービス供給の外部化は特別区で相当程度進展しているが、委託化の進展によるノウハウの継承や責任の所在の曖昧化、窓口業務の外部化に伴う偽装請負問題への対応、非正規人材への依存等の課題が存在
- デジタル化の取り組みでも特別区が先行しているが、特別区全体の足並みが揃っておらず、課題が存在
- サービス供給の外部化とデジタル化のメリットを活かすには、特別区間でのスケールメリットを活かすための広域連携・共同利用が重要

出所：当日レジュメより

としては足並みが揃っていないということで、スケールメリットを生かして、やはり広域連携・共同利用ができるような仕組みをつくることが重要ではないかということを示しております。

2055年を見据えた対応の必要性

このように、2年度間の調査研究の結果、特別区において高齢者人口がピークを迎える2055年に向けてその状況を見据えた対応をする必要があると示したところです。今後、特別区部では、当面は人口増加が見込まれるわけですが、いずれ人口が減少していきます。全国的に高齢者人口がピークを迎えるのが2040年頃とされており、特別区部はその時点から15年後に問題が生じるということで、時間的余裕があるように見えますけれども、やはり日本全体で考えると、東京への供給を担ってきた地方の人材が流入してこなくなってくることから、非常に危機感があることを示しております。ほかの地域に比べてやはり危機感を感じにくい可能性がありますので、注意が必要だと示したということです。

この2055年問題に対応するためには、もちろん各区がそれぞれ対応するということも必要なのですが、専門人材の問題のように限られた資源を有効活用するためには、むしろ連携や協力を進めることが重要ではないかということを示しています。報告書は、情報システムの標準化や専門人材をはじめとする人的資源の共同採用・共同育成といったことも提案をしています。

ただ、このような提案については、特別区の自治という問題を考えた場合、どう捉えたらいいかという疑問や懸念もあるかもしれません。大森先生は特別区の自治について長年にわたって非常にご尽力をされてきたわけです。しかしながらこの調査研究では、自治をそれぞれの特別区が自己完結的に求めるよりも、将来に備えてむしろ連携・協力しろということを基調としておりまして、大森先生が長年ご主張なさってきたそれぞれの特別区の自治を実現するという観点と、ややそごが生じる可能

性がある主張ということになります。これについては、また後ほどお話をしたいと思います。

ちなみに、この調査研究のリーダーは大森先生ですが、基本的には私がいろいろと差配をしておりました。もちろん報告会などは大森先生もご出席いただいていろいろご意見を賜ったところです。こうした結論自体に特に大森先生が異議を唱えたということでは全くございませんが、論理的には、特別区の自治のあり方と、この2055年を見据えた特別区の連携のあり方の関係をどう捉えたらいいかという課題があることは、認識しておく必要があろうかと思っています。

都区制度の展望

都区制度改革の経緯

三つ目のテーマとして、都区制度の展望についてお話をしたいと思います。

これまでの都区制度改革の経緯については既に皆様ご案内かと思いますので、ごく簡単にご紹介するにとどめます。平成12年改革、2000（平成12）年の都区制度改革で、特別区は「基礎的な地方公共団体」と位置づけられたわけです。その後、都と区の役割分担については、継続的に議論が積み重ねられてきて、一時は区に移管する事務の範囲も一定の合意を見ました。ただその後、事務配分の取扱いについて都区の見解が相違をするということで、都区のあり方に関する検討は中断しているとされています。

他方で、都のみに適用されている特別区や都区のあり方については、2012年にいわゆる「大阪都構想」を受けた大都市地域特別区設置法が制定されまして、都以外の道府県も特別区を設置できることになりました。そのように特別区が都だけの仕組みではなくなっている中で、今はまだ設置例はありませんけれども、これも東京の制度に影響を与え得る

ことになります。

他方で、2016年の児童福祉法の改正によって、特別区も児童相談所の設置が可能になったことで、現在9区で児童相談所が設置済みになっています。

都区制度改革の動向と都・特別区の連携協力

都と区のあり方の検討が進められた後にいったん中断する中で、大森先生が会長を務め、私も委員で参加した第二次特別区制度調査会の報告書が2007年12月に出ています（『『都の区』の廃止と『基礎自治体連合』の構想』）。ここでは、かなり大胆な改革案を提案しておりまして、大阪では区をつくりたいということですが、東京では区の制度を廃止するという踏み込んだ提案になっています。区は新たな基礎自治体として自主性・自立性を強化し、都の大都市事務は基礎自治体連合が引き受けて、都は府県事務に専念するということが基調の内容になっております。

もちろん、都のほうはこのような提案は全く受け入れないという反応で、その後も都と区の役割分担については内部での調整がいろいろと続いています。かつての2000年代のように、都と区の間で正面切った役割分担論あるいは権限移譲論は、現在、やや鳴りを潜めている傾向があるのではないかと、私は個人的に見ております。つまり、現状維持志向がかなり強まっているのではないかと思います。

いろいろな原因はあると思いますが、一つは、大阪都構想が頓挫したことで、特別区がほかの地域に設置される可能性は、以前に比べると小さくなったことが原因としてあって、特別区と広域自治体の関係についていろいろと検討を進めるきっかけがなくなりつつあり、現状でも構わないという傾向になっているのかもしれない。

それから、特別区が児童相談所を設置できるようになったことも大きな成果です。権限移譲の中でもかなり大きな案件が実現したことで、特別区の立場としてもいったんここで様子見といいますか、これ以上権限

移譲を進めるよりも、児童相談所を着実に運営する方向にシフトしている可能性があると言えます。

また、何よりコロナ禍において、保健所設置自治体でもある特別区と都の関係が非常にクローズアップされた時期もありました。やはり背景には、感染症が拡大するなどの危機において、都と区の間で連携協力関係を築くことの重要性が再認識されたということがあったのかもしれない。

さらに、以前の都は、特別区が権限委譲を要求するのであれば、それにふさわしい受け皿となる規模が必要だということで区域の再編をに合わせることを行っていたわけですが、最近は都もあまり区の再編などを正面切って打ち出さなくなっています。

2020年代は、区の自主性・自立性の強化というトーンから、都区間の連携協力を強調するトーンに変化してきているようにも見えるということです。

総務省ワーキンググループにおける自治体アンケート

冒頭でご紹介したとおり、総務省は2024（令和6）年11月に「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」を設置いたしました。私が参加しているこのワーキンググループでは、いろいろなアンケート調査を行うとともに現在は当事者からのヒアリングを行っている段階ですけれども、そこで見る限りにおいて都と特別区の当事者の方々は、やはり都区間の連携協力を正面に打ち出してきております。

また、第1回ワーキンググループでは自治体アンケートの結果が示されておりますが、その内容が興味深いので紹介しておきます。

これは総務省の事務局が大都市制度に関わる自治体、具体的には20の政令指定都市と都の23特別区、それから政令指定都市がある道府県と東京都の計16都道府県に対して、アンケート調査を行ったものですが、その結果の概要が示されています。

それによると、指定都市と道府県では、指定都市側がいろいろと問題を挙げて、道府県側がそれに対して対抗するというか、反論するような回答が多く、両者の見解の違いがかなり浮き彫りになったのですが、都と特別区の調査結果に関しては、あまりそういった面が見られず、支障や課題を指摘する回答は全体的に少なかったと総括されています。特別区が求める権限移譲についても幾つかありますけれども、具体的に挙げた回答は全体的に少なかったとされています。

東京都の意見を見れば「特別区の主張が相違して協議が複数年度に及ぶこともあるが、最終的には合意に至るものも多い」ということや、「都区協議会で協議・調整が行われることが望ましいものの、協議・調整が行われていない行政課題」については、特別区のほうからは「都市計画交付金について見直しが必要という意見もあって、都区間の役割分担をあらためて考える時期に来ている」という意見もあるのですけれども、必ずしも全ての区がそのような回答をしているわけではないということです。

しかも、さらに権限移譲が考えられる都の事務として、公立小・中学校の教職員の人事定数に関する権限や都市計画決定権限について触れている区もあるのですけれども、それ以外の区は「特になし」という回答でした。このように、全般的にいろいろな問題はもちろんありますけれども、都も区もそれぞれ調整して対応しており、具体的な権限移譲を求めるものや、あるいは都が処理することが望ましいと思うものに関しては、あまり回答が具体的には出てきていないということが示されています。

第3回ワーキンググループのヒアリング結果

2025年2月18日に開催された第3回のワーキンググループでは、特別区長会と東京都からヒアリングを行いました。

その際に提出された資料では特別区の連携・協力について、「もちろ

ん見解に相違が生じることがあって複数年にわたる懸案事項になる場合もあるけれども、協議を重ねて妥協点を見いだして、合意に至ってきた」と示されております。

また、今後も「見解の相違を乗り越え特別区の自治に取り組んでいく」ということが特別区長会の資料から出てきています。

東京都も基本的に特別区をパートナーと位置づけて連携・協力をしてきていますということを、いろいろと具体例を挙げて説明なさっておられました。

例えばデジタル化です。デジタルを活用した共同化や効率化という観点から「GovTech 東京」と協働しているということですね。それから首都直下地震等への備えとして、特別区と連携した防災訓練の実施等、一体的に対策しているとしています。さらに、コロナ禍における都と特別区の保健所の連携については、患者情報の共有体制を整備して、感染者数等を統一して公表する取組みがなされました。これは、流行当初は直接保健所設置自治体である特別区に感染者数等情報が入るため、特別区についての情報を東京都が持てなかったという状況でしたが、すぐにその状況を改善するために都と保健所の間での連携が進められました。その後、国へ要望を出し改正された感染症法によって、平時からの情報共有連携を目的とした協議会を設置できるようになったと東京都は主張しています。

さらに、都区間の連携の基盤を強化するため、今後は都区間相互の人事交流を促進するという話で、都から特別区に職員を派遣して現場を知る機会を与える一方で、特別区の職員が都に派遣されて東京全体という視点から様々な業務に従事することを目指しているということです。

都は結論として「大都市東京を共に支えるパートナーとして、特別区とこれまで以上に連携・協力をして、日本や東京の持続的発展を牽引する」ことを強調しています。

連携・協力を模索する都と特別区の関係

このように見ていきますと、都と特別区は、現段階では、形式的には相互に連携・協力することを非常に強力に打ち出しています。部分的には対立があるけれども、話し合い・協議を進めることで問題を解決していくことが強調されています。

現在の2020年代の都と特別区の状況は、大森先生が会長を務めていた特別区制度調査会で様々な議論していたとき、さらにその後、都と特別区の協議を中断した頃、そして2000年代から2010年代の都と特別区のいわば対立的な構造が、鳴りを潜めたとも理解することができます。

もちろん対立する争点がなければ両者が無理に対立する必要はないことになるので、このこと自体は、現状は望ましい方向なのかもしれません。ただ、その背景にはもちろん本来的に解決しなければならない課題も含まれている可能性があることになります。

私も大森先生と共に特別区制度調査会、さらに特別区制度懇談会に参加させていただいて、この間、特に特別区の自治を重視したあり方を模索してきた立場としては、この現状はやや意外でありまして、都と特別区の間での連携・協力を双方が強調する現状については、どのように理解したらいいかとややとまどいを感じている部分もございます。

2055年に向けた体制整備

先ほどご紹介したとおり、特別区長会調査研究機構の調査研究では、将来の2055年に向けて非常に危機的な状況が東京にも訪れることを自覚しつつ、行政サービスの提供体制を整備する必要があると整理しました。そこでは都と特別区が対立するよりも、まず特別区間で連携をし、そして場合によっては都と特別区の間での連携も考えることを強調していたわけです。ただ基本的には、ここでは一義的に特別区間の連携を強調したつもりです。一つの区が全ての課題に対応することが困難である場合には、専門人材の育成確保を含めて、まずは特別区間で連携をする

ことが必要ではないかと主張しました。

しかし、現状では、都区間連携が強調されていることと比べると、むしろ特別区間の連携という要素が若干弱いような印象を個人的には受けております。つまり都区制度の展望という観点から今の状況を見てみますと、近い将来において都区制度を抜本的に改革するような動きが出てくることはおそらくはないだろうということになります。

その上で2055年問題を見据えますと、まずは特別区間の連携、そして場合によっては都区間の連携・協力が一層重要になってくるということになります。しかし、私個人としては、まず特別区の間での連携を進めた上でそれでも対応が難しいような課題がある場合、あるいは東京全体に関わるような問題の場合にはもちろん東京都と連携・協力関係をつくるが必要になるわけですが、一足飛びに都と直接連携するよりも、特別区間でできることがあれば、まずはそこを検討していくという立場も必要ではないかと考えております。

「最初の政府」特別区は2055年問題にどう向き合うか

大森先生は特別区を市町村と同じく「最初の政府」と位置づけておりました。基礎的な自治体として、身近さ、現場性、透明性、先端性を備えていることがその理由です。具体的にいえば、身近さというのは、もちろん住民に身近な最初の第一層の自治体であるということであり、現場性というのは、実際に様々な課題が起こり、解決しなければならない問題を提示する現場が、市町村と同じく特別区にも備わっているということです。

透明性というのは、住民に身近な政府であるがゆえに行政の様々な動きが見えやすいことを意味しています。透明性があるため、行政にも規律が働くという効果があります。さらに、基礎的な自治体は、課題が先端的に現れる現場を備えているので、実際に課題解決に向けて様々な工夫を凝らしていけるという先端性をもっているために、「最初の政府」

であると位置づけられていました。

ところで、2055年問題に伴う様々な課題は、これから特別区がそれぞれ解決していかなければならない課題として認識されるべきですが、それぞれの特別区が単独で対応できる課題は限られていると言えます。

ただ、実際に様々な問題が具体的に発生するのは、それぞれの特別区における現場ですので、まずはそうした問題を拾い上げて解決していく姿勢を取るのが「最初の政府」としての特別区の責務であり、そこで働く職員の皆さんの役割ということになるかと思います。よく「鳥の目」、「魚の目」、「虫の目」と言われるように、大局的、鳥瞰的、俯瞰的に見る「鳥の目」と、変化を捉える、潮目を見るという「魚の目」、非常に細かい実際の具体的課題を見つけてくる「虫の目」というように対比されることがあります。

特別区が直面する2055年問題をはじめとするこの人口減少社会における課題は、もちろん日本全体の問題とも密接に関係していますから、俯瞰的に見る「鳥の目」、それから時代の変化の潮流、節目、潮目を見る「魚の目」を備えて日本全体あるいは東京全体として対応していく課題であろうかと思います。

ただ繰り返しになりますけれども、実際に問題が起こるのは現場であり、現場の課題を見つけれられるのは「最初の政府」である特別区の役割でもあると考えています。独居老人の問題、空き家の問題、あるいは医療に関する問題、介護に関する問題、これから様々な形でいろいろな問題が複合的に現場で起こってくるのが想定されます。

そういった問題を実際に解決しなければならない局面で、個々の特別区では解決が難しい場合も出てくるだろうと思います。しかし、現場で具体的な課題として認識し、それを解決策につなげていくことが特別区の役割でもあるわけです。

特別区単独では解決できないものについては、まずは特別区が連携し

て対応することが可能かどうかを検討する。その上で、東京全体の課題であるならば、都の課題認識とすり合わせを行うことによって、協力しながら解決を進めていく。そういう積み上げ方で課題解決を図るということも、これからの2055年問題の解決には重要なのではないかと考えております。

もちろん全体を見てスピード感を持つこと、あるいは迅速に問題を解決することも重要なのですが、片方だけではなくて、両方向の視点を持ちつつ、課題に一つひとつ対応していくことも重要です。その面での特別区の役割は非常に大きいものがあると思います。

大森先生の考えた方向性

「最初の政府」として特別区を捉えた大森先生は、もちろん自主・自立という意味での自治を強調されましたし、東京都が主張する「大都市の一体性」なるものに対して、それをアプリオリに想定することに対して非常に強い警戒感を持っていたと認識しております。

ただ、もちろんそうした面もありますが、将来あるいは現時点でも様々な課題に直面する特別区が、それらを解決していく上で、特別区単独、それが無理なら連携した形での課題解決というのは、「最初の政府」からの積み上げという意味での課題解決方法として、おそらく大森先生ご自身も理解をされていた方向性ではないかと思っています。

一見すると現状では、都も特別区も都区間の連携・協力を強調しているという、やや奇妙な空気感が漂っております。もちろん背後にはいろいろな争いがあるとはいえ、東京という大都市が今後も持続可能であり続けることは日本社会全体の持続可能性とも関わるわけですから、そうした持続可能性を維持していくためにも、特別区の立場での自治から出発し、「虫の目」を持って精密に地域の課題と向き合っていくことの重要性は、今日でも依然として非常に重要な課題なのではないかと考えております。

まとめ

まだ将来展望を見通せない部分もございますので、最後はやや曖昧な言い方になってしまったかもしれませんが、後ほどの質疑で対応したいと思います。

本日は私の拙い講演をお聞きいただきましてありがとうございます。

あらためまして大森先生の御霊に、安らかにお眠りくださいとお声がけをしたいと思います。

私個人のできることは非常に小さいですが、今後も先生から受けた学恩に応えるべく、学問や教育活動に尽力してまいりたいと思います。

どうぞ清聴ありがとうございました。

質疑応答

これから、質疑に入らせていただきたいと思います。

質問者1 講演ありがとうございます。

高齢化についての質問です。特別区は高齢化のペースが相対的に15年差で遅いというお話がありました。もちろんこちらも危機感を持っていかなければならないと思いますが、逆に東京都特別区がこの15年の間に何ができるのか、あるいはすべきことというのは何かありますでしょうか。

伊藤 ありがとうございます。

なかなかこれは難しい問題で、実際に高齢化が進んでいくときにどう対応をしなければいけないのか、あるいは対応したくてもそれができるだけの財源、様々な資源があるのかどうかという問題はあろうかと思います。いろいろな側面から議論ができると思うのですが、全国で高齢化が進み、特に東京で高齢化が進んでいくときには介護・医療に関

わる人材がこれからどんどん不足してくる。現状でもかなり不足している部分があると思うのですけれども、これからさらに不足していくと見込まれています。今まではもちろん、地方圏から特に医療・介護に関わるような方が、就職で東京に来て対応するというようなことがあったのですけれども、その流れがおそらく今後どんどん先細りになることが想定されます。つまり人材の確保が重要です。ただ、その人材も地方にもういないかもしれないということになるわけです。

ここから先はおそらくいろいろな議論があり得ると思います。外国人への依存も、もしかしたら出てくるかもしれないですね。しかも現時点でその人材確保に東京が動くと、地方圏、ほかの都市圏などにとっては人が取られてしまうという問題も出てきますので、難しいところですが、やはり人材確保策を今までの枠組みにとらわれずに考えていくことが重要ではないかと思っています。

質問者2 伊藤先生どうもありがとうございました。たいへん勉強になりました。

都と特別区の連携・協力に関して、2020年代に入ってからかなり連携の方向にきたということで、本日は、総務省の研究会のこともお話しくださったわけですが、他方で、例えば、都区財調の配分問題を考えますと、児童相談所に対する財政需要をどう分けるのかということも含めて、やはり課題もあるのかなと思います。今後の人口減少と超々高齢化社会の中で、必要な介護サービスをどう提供するかとなったときに、東京都全体としては医療については考えると思うのですが、身近な介護や見守りも含めて、特別区の役割はかなり重要になってくるのではないかと思います。

その辺りも含めて、連携という形で考えていくことはすごく大事なのですが、実際にどの程度同じビジョンを描けているのか、そこにギャップはないのか、今後のそういった見通しとその財源配分の問題も含めて、伊藤先生が感じておられることをお聞かせいただけないでしょ

うか。

伊藤 ありがとうございます。これもなかなかお答えが難しい問題かもしれません。財源配分については、先頃また比率が変更になったと言われておりまして、都と区の間でずっと綱引き・駆け引きがあるということだと思えます。

今後もいろいろな課題が出てくる度にやはり議論が続いていくだろうと思うのですが、全体的な制度といいますか、枠組み自体は基本的には変わっていないわけで、その部分が何か抜本的に変わるとか、あるいはそれに付随した都と区の役割分担について公式に両方が合意して、その内容を外部に打ち出すということが果たしてあるのかというと、私はどうも今の感じだとなさそうだと思います。実態としては、例えば、財源配分について都と区のそれぞれの取り分を巡って、いろいろと調整したり妥協したりということはあるのだろうけれども、公式のロジックとして今の財調の仕組みを少し整理するとか、見直す、権限の配分と一体化するような形でオフィシャルに打ち出すところまではどうもいかなのかなと、今のところは見ております。

それからの都と区の連携・協力ということですが、おっしゃったように連携・協力自体は望ましいけれども、果たしてビジョンを共有できているのかというと、私もやや疑問なところがあります。また、私は先ほど特別区間の連携が重要だとお話ししましたがけれども、特別区もそれぞれの区の立場があり、一種ゼロサム的なものが出てくる世界になっていきますので、特別区間の連携・協力というのも実は難しい。さらに、都と区の間での連携・協力はできることはできると思うのですが、都と区の間で明確にビジョンを持って、役割分担をきちんと決めて、ここまでは区がやり、そのほかは都がやるとか、あるいはここまでは特別区間で連携するといったような整理を、全体として議論できているかは確かにやや疑問ですので、その部分の課題はあるのかなと思います。

お答えになっていないかもしれませんが、ご質問ありがとうございます

す。

事務局　伊藤先生、本日はお忙しい中ありがとうございました。改めて盛大な拍手をお願いいたします。

以上で本日の講演会を終了させていただきます。ありがとうございました。

●講演会資料（PPT）

第2回「特別区の自治と今後を考える～大森彌先生追悼講演会～」

東京の「2055年問題」と都区制度の展望

令和7年3月3日

東京都立大学大学院法学政治学研究科・法学部教授

伊藤 正次

自己紹介

◆専門分野・研究関心

- ・行政学・都市行政論、とくに日本の行政組織・制度や地方自治・地方分権に関する研究
- ・主要著作：『日本型行政委員会制度の形成』（東京大学出版会、2003年）、『多機関連携の行政学』（編著、有斐閣、2019年）、『ホーンブック地方自治（新版）』（北樹出版、2020年）、『はじめての行政学（新版）』（有斐閣、2022年）等

◆社会活動（主なもの）

（公財）特別区協議会・特別区制度懇談会委員、内閣府・公文書管理委員会委員・委員長代理、内閣府・地方分権改革有識者会議議員・提案募集検討専門部会構成員、総務省・社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会構成員、総務省・大都市における行政課題への対応に関するWG構成員、財務省・独立行政法人国立印刷局の業務実績評価に関する有識者会合委員、国土交通省・地域インフラ群再生戦略マネジメント計画手法検討会委員、国土交通省・地域インフラ群再生戦略マネジメント実施手法検討会委員、川崎市・行財政改革推進委員会会長、川崎市・公共施設マネジメント推進委員会委員、横浜市・横浜市大都市自治研究会委員、松戸市・庁舎整備検討委員会委員・副委員長等



講演の構成

I 大森彌先生の思い出

II 東京の「2055年問題」

III 都区制度の展望

※この講演は、私的な見解に基づくものです。

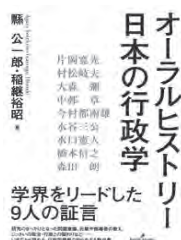
I 大森彌先生の思い出

◆出会い

- 1991年度・文 I 政治学
- 「日本官僚論」ゼミ

◆研究者になってからの交流

- 特別区制度調査会、特別区制度懇談会
- 総務省自治大学校
- 特別区長会調査研究機構「大局的に見た特別区の将来像」に関する調査研究（2019-2020年）
- 縣公一郎・稲繼裕昭編『オーラルヒストリー 日本の行政学』勁草書房、2020年



Ⅱ 東京の「2055年問題」



「大局的に見た特別区の将来像」に関する調査研究

- ◆特別区長会調査研究機構「大局的に見た特別区の将来像」（令和元年～2年度）
- ◆総務省・自治体戦略2040構想研究会→江戸川区提案
- ◆研究体制（肩書はいずれも当時）
 - リーダー：大森彌・東京大学名誉教授
 - 副リーダー：伊藤正次・東京都立大学教授
 - 研究員：深谷健・津田塾大学教授、箕輪允智・東洋大学准教授、前田貴洋・琉球大学講師（以上は令和2年度から）、江戸川区職員
 - データ分析等の委託：（株）日本総合研究所

令和元年度調査研究の背景・目的

研究の背景

● 自治体戦略2040構想研究会（2040研究会）

65歳以上の人口がピークになる令和22年（2040年）頃を見据えた自治体の持続可能な行政サービス提供について検討

⇒ 東京圏の課題として、以下の視点を指摘

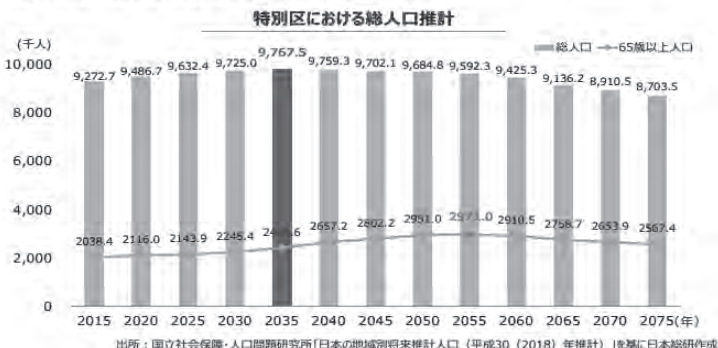
- ・ 急速な高齢化による医療・介護サービス供給体制の不足
- ・ 人口急増期に集中的に整備した公共施設・インフラの老朽化
- ・ 首都直下地震が発生した場合の広域的な避難体制

研究の目的

- 特別区における人口動態を踏まえ、2040研究会における指摘に基づき、特別区の視点から考察、特別区特有の課題やその対策について検討・整理
- 今年度、特別区における将来人口推計及び特別区に関する各種基礎データの収集、各分野の行政課題について特別区の視点から分析、整理

特別区における総人口推計

- ・ 令和17年（2035年）頃に約977万人で人口のピークを迎える一方、令和37年（2055年）頃に高齢者人口のピークを迎える

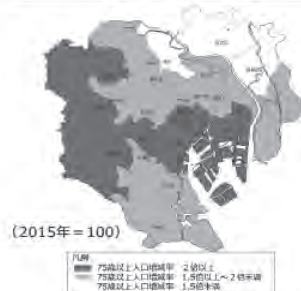


- 平成27年（2015年）から令和37年（2055年）における人口の増減では、半数以上の区で15～74歳人口が減少しかつ75歳以上人口が急増
- 75歳以上人口では、都心3区に加え、5区で2倍以上の急増

特別区における人口の増減率
（2015年～2055年比較）



特別区における75歳以上人口指数
（2055年）の分布



出所：本調査研究における人口推計を基に日本総研作成。

自治体 行政の 課題



● 行政サービス水準の維持に向けた職員数増への対応

- 平成20年度（2008年度）から平成30年度（2018年度）までの10年間で、一般職の職員数を約10.1%（6,283人）削減
 - ➡ 人口増加と行政サービス水準の維持
 - * 今後の10年間で職員の大規模退職
 - * 若年労働力の減少下、優秀な職員を継続的に確保・育成

● 厳しい財政状況下におけるサービス提供方法の見直し

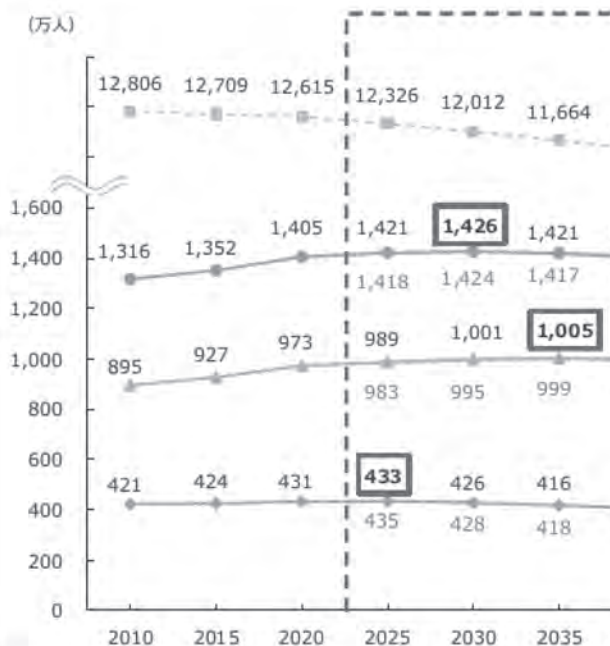
- 高齢化の進展に伴う扶助費の増加、災害対応やインフラ更新等の財政需要拡大
 - ➡ 従来と同様のサービス提供方法を維持することはもはや不可能
 - * AIやロボティクスの活用による業務の効率化・標準化
 - * 長期的な視点から職員の確保・育成方法や税財政を展望する必要

『「未来の東京」戦略 附属資料 東京

02 東京都の将来人口及び世帯数の推計

1 東京都（区部、多摩・島しょ）の総人口の推計

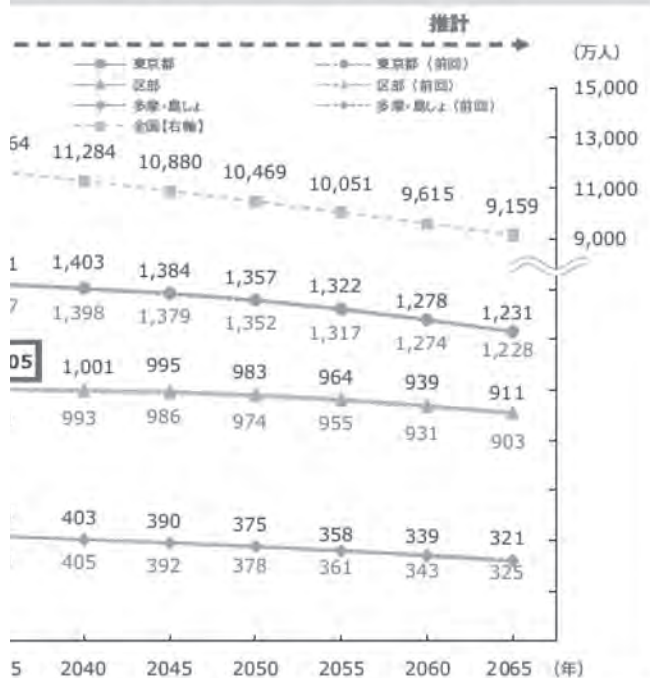
- 2020年国勢調査による東京の人口は**1,405万人**となり、前回の2015年国勢
- 今後もしばらくは人口の増加が続き、**2030年の1,426万人をピーク**に減少に転ずる。地域別にみると、**区部は2035年の1,005万人**、**多摩・島しょは2025年**の
- が80歳以上となる2030年以降に自然減（死亡数>出生数）の影響が強まる



(資料)
(編纂)

『東京の将来人口』（令和6年8月改訂）

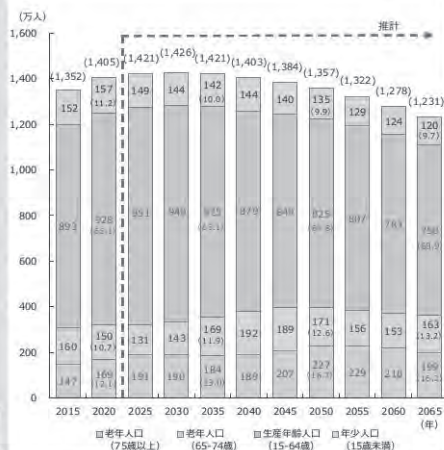
国勢調査（1,352万人）と比べ53万人増加、全国の11.1%を占める。
これに転じ、**2065年には2020年比で約1割減少し、1,231万人**となる見込みであ
年の433万人がピークとなる。以降、少子高齢化が進行する中、いわゆる団塊世代
減まることなどにより、東京の人口は緩やかに減少していく。



資料：「国勢調査」（国勢調査）、「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）等より作成
備考：2025年以降の東京都の人口は東京創設政策企画部による推計

- **2020年国勢調査**における東京都の人口に占める老年人口の割合（**高齢化率**）は**22.7%**であり、既に**超高齢社会**に入っている。全国（**28.7%**）よりも低い水準であるものの、東京都でも**高齢化が進行**していくと予想される。
- 高齢化率は、**2035年には24.9%**（約4人に1人が高齢者（65歳以上））、**2050年には29%**（約3人に1人が高齢者）以上で推移する。
- **老年人口**は、団塊ジュニア世代が75歳を超える**2050年に398万人**ピークを迎え、以降は減少していく。
- 一方、年少人口（15歳未満）・生産年齢人口（15〜64歳）については、**2065年には2020年比で年少人口は23.8%・生産年齢人口は19.2%減少する見込み**がある。
- 2020年には現役世代（生産年齢人口）約3人で1人の高齢者を支えていることになるが、**2065年には約2人で1人の高齢者を支えることとなる**。

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年
城镇化率 (%)	22.7 (22.74)	22.7 (22.67)	23.4	24.9	27.1	28.6	29.3	29.1	29.0	29.4



【資料】「令和2年臨時国勢に関する詳細調査結果」（総務省）の作成
 【備考】1. 2025年以降は、東京都区政決定計画による推計
 2. グラフ上での「1」内の数字は、総人口、内訳の「1」内の数字は、人口に占める割合
 3. 図表1により、内訳の合計が総人口と一致しない場合がある。

令和元年度調査研究の総括

- 特別区は、全国の動向とは異なり、高齢化のペースが相対的に遅い
- 令和37年（2055年）を見据えた特別区の将来像は、ソフトとハード両面の需要が他の地域とは量的にも質的にも異なる形で顕在化、決して楽観視できるものではない
 - ・ 高齢者人口の絶対量の増加は、医療・介護ニーズが長期にわたり増加し続けていくことを意味
 - ・ インフラ・公共施設や都市整備の面では、各種施設の更新に加え、新規需要の考慮が必要
 - ・ 首都直下地震をはじめとする大規模災害への備え
- 令和37年（2055年）に向けて、需要に対応する供給力を十分に確保することができないという「供給の危機」に直面する可能性が高い
 - ・ 生産年齢人口は減少、生産活動や行政運営に必要な担い手は絶対的に不足
- 2040研究会の第一次報告では、「若者を吸収しながら老いていく東京圏」
 - ➡ 特別区を中心とする東京圏に若者を供給してきた地方圏における若年人口が減少
 - ➡ 人材供給源を失った特別区では、公共私を問わず各種サービスの供給力が低下、社会経済活動の深刻な縮退への懸念

「2055年問題」の深刻さを認識した上で、
「供給の危機」への備えを万全にしておくことが必要

令和2年度調査研究の目的

- ・ 本研究の目的：特別区部において高齢者人口がピークを迎える令和37（2055）年頃に向けた課題を整理し、人口減少・超高齢社会における特別区の将来像を大局的に展望することを目的
- ・ 令和元年度報告書：「2055年問題」と「供給の危機」を解明
- ・ 「2055年問題」：特別区は、全国の人口動態とは異なり、令和17（2035）年頃に約977万人で人口のピークを迎える一方、令和37（2055）年頃に高齢者人口のピークを迎える
- ・ 「供給の危機」：医療・介護ニーズの長期的な増加、インフラ・公共施設・都市整備の更新と新規需要対応、大規模災害への備え等
- ➡ 地方圏の若年人口の減少により特別区の各種需要に対応する供給力を確保できない
- ・ 令和2年度の研究は、こうした「供給の危機」を見据えつつ、とくに人材と組織に関する問題に着目して、特別区の行政サービス供給体制の現状と課題を明らかにすることを目的に実施

令和 2 年度調査研究の概要

- ・特別区の多様性に配慮し、江戸川区、江東区、杉並区、豊島区および港区（ヒアリング順）の企画・人事等の担当者へのヒアリングを実施

➡これを踏まえて特別区の行政サービス供給体制の現状と課題を実証的に分析

■特別区の人材の管理と育成に関する分析

■特別区の専門人材（土木職・建築職）に関する分析

■特別区におけるサービスの外部化とデジタル化に関する分析

令和 2 年度調査研究の総括

研究の総括

- ・特別区の高齢者人口がピークを迎える令和37（2055）年に向けた行政サービス供給体制の課題

人材育成と人事管理

- 特別区の職員の年齢構成に歪みが生じており、今後、職員数の削減は供給体制の不安定化を招く可能性
- 特別区の業務の実施において重要な階層を構成する係長の質の向上と数の確保が重要
- 働き方をめぐる考えの変化や近年の制度変更、柔軟な定員管理と必要に応じたきめ細かい職員サポート体制の充実が必要

専門人材の確保と育成

- 現時点では、特別区が必要とする専門人材の需要数は満たしているが、技術職の受験者の確保は長期的に苦戦、今後、専門人材の量と質の低下が懸念
- 技術職の定員が少ないことや年齢構成が歪なことから技術継承の問題の発生可能性
- 専門人材の確保・育成に向けた特別区間の一層の連携・協力体制の強化が必要

行政の外部化とデジタル化

- サービス供給の外部化は特別区で相当程度進展しているが、委託化の進展によるノウハウの継承や責任の所在の曖昧化、窓口業務の外部化に伴う偽装請負問題への対応、非正規人材への依存等の課題が存在
- デジタル化の取り組みでも特別区が先行しているが、特別区全体の足並みが揃っておらず、課題が存在
- サービス供給の外部化とデジタル化のメリットを活かすには、特別区間でのスケールメリットを活かすための広域連携・共同利用が重要

2055年を見据えた対応の必要性

◆人口減少時代の特別区

- ・特別区は、高齢者人口がピークを迎えるまで、全国に比べて約15年間の時間的余裕がある

➡しかし、「供給の危機」に直面し、経済社会活動が大幅に縮退する可能性

- ・他地域に比べて危機感を感じにくい可能性があり、注意が必要

◆特別区間連携

- ・「2055年問題」に対応するためには、各特別区が自己完結的な行政主体となることよりも、限定された資源を有効活用するための**連携**を進めることが重要ではないか
- ・情報システムの標準化に加え、専門人材をはじめとする人的資源の共同採用・育成等も検討していく余地があるのではないか

➡大森先生のご主張に反する展望？（後述）

Ⅲ 都区制度の展望



都区制度改革の経緯

- ◆平成12年（2000年）地方自治法改正：清掃事務等を特別区へ移管、特別区は「基礎的な地方公共団体」と法定
- ◆以後、都区の役割分担を踏まえた財源配分の協議が難航、都区のあり方検討委員会を設置し、内部管理事務を除く都のすべての事務（444項目）のうち、53項目について区へ移管する方向で検討する事務として都区で一致（2011年1月）
- ➡その後、事務配分の取り扱いについて都区の見解が相違、2011年12月に中断
- ◆「大阪都」構想：大都市地域特別区設置法の制定（2012年）
- ◆2016年の児童福祉法改正により特別区も児童相談所の設置が可能に（9区が設置済み）

都区制度改革の動向

- ◆特別区制度調査会報告『「都の区」の制度廃止と『基礎自治体連合』の構想』（2007年12月）
 - ・区は新たな「基礎自治体」として自主性・自立性を強化
 - ・都の大都市事務は「基礎自治体連合」が引き受け、都は府県事務に専念（東京都から「東京府」へ）
- ◆2020年代の現在、都も区も現状維持志向？
 - ⇨「大阪都」構想の頓挫？
 - ⇨児相設置という成果？
 - ⇨コロナ禍➡都区間連携の必要性？
 - ・都も区の区域問題を持ち出さなくなる
- ◆「区の自主性・自立性の強化」から「都区間の連携・協力」へ？

総務省・大都市における行政課題 自治体アンケートの結果

特別区・都間の協議・調整、役割分担・権限移譲

○ アンケートでは、都区協議会で協議・調整を行うにあたっての支障や課題を移譲についても、いくつか挙げられたものもあったが、具体的に事務を挙げ

Q. 都区協議会で協議・調整を行うにあたっての支障や課題

- ・ 協議内容によっては、都と特別区の主張が相違し、協議が複数年度に及ぶものも多い。【東京都】
- ・ 特別区財政調整交付金の都区の配分の見直しにあたって、都区の方針の
- ・ 都と特別区の役割分担、特別区財政調整交付金のあり方含め、具体的に検討
- ・ 上記以外は、特段、支障や課題についての回答なし。

(参考) 都区協議会以外の特別区・都間の協議・調整のための枠組みの例

- ・ 都区協議会にあわせて、毎年度、都と特別区長会との意見交換を実施(例:)
- ・ このほか、個別事業・政策により都区の協議会等が設けられる例がある。

Q. 都区協議会で協議・調整が行われることが望ましいものの、協議・調整が行

- ・ 都市計画交付金について、都区の都市計画事業の実施状況に見合った配分
- ・ 特別区の領域は、大都市として一体的な対応が求められる「広域・専門行政
- ・ 行政課題における都区の役割分担を改めて考えるべき時期にきている。【特

Q. 特別区への更なる権限移譲が考えられる都の事務

- ・ 公立小中学校の教職員の人事・定数に関する権限【特別区】
- ・ 用途地域等の都市計画決定権限【特別区】 ※21区は「特になし」等の回答

Q. 特別区が処理しているものの、都が処理することが望ましいと考えられる

- ・ 公立小中学校の庶務事務システムの導入【特別区】
- ・ 児童相談所に係る事務、保健所のパンデミック対応【特別区】等 ※20区

国への対応に関するWG 結果(概要)

国を指摘する回答は全体的に少なかった。役割分担や権限
を上げる回答は全体的に少なかった。

ぶこともあるが、協議を尽くすことで、最終的には合意に至
るものの相違から合意に至らないこともある。【特別区】
は検討する時期に来ていると考えるが、都区双方の認識に隔

例:令和5年度「防災対策について(マンション防災)」)。
。

が行われていない行政課題

配分となるよう抜本的な見直しが必要。【特別区】
行政」と、住民に寄り添って生活を支える「身近な行政」の境
界(保健所のパンデミック対応など)。本来であれば、こうした
。【特別区】

回答

1. 事務

第1回WG(2024年12月16日)の事
務局提出資料で紹介された自治体アン
ケート(20指定都市23特別区16都道
府県を対象)の結果

0区は「特になし」等の回答

都と特別区

<令和7年度財調方針より>

- ・ 都と特別区は、大都市東京を共に支えるパートのインフラ整備、無電柱化の推進や調節池等の壱シヨンに向けた先進的な取組など、ハード・ソフトを向上させる施策を行い、特別区は、住民を身近における地域生活を充実させる施策を行うこと

- 都区間の協議においては、広域的見地と生じることがあり、複数年に渡る懸案事項
- そうした場合にあっても、協議を重ね、妥
- 今後も、大都市東京を共に支えるパートより見解の相違を乗り越え、特別区の「自治

・特別区長会提出資料、9頁

の連携協力

トナーであり、都は、鉄道・道路ネットワークなどの整備による強靱化、産業力の強化、ゼロエミッション両面において東京の都市基盤や国際競争力増進で支えるきめ細かいサービスにより、東京とで、もって東京の持続的発展を実現していく。

と地区別の見地などによる、見解の相違が項になる場合もある。

妥協点を見出し、合意に至ってきた。

トナーとして、都区制度の下、都区協議に「自治」に取り組んでいく。

第3回WG（2025年2月）

都区連携による具体的な取組例

1

デジタルを活用した共同化や効率化という観点から、「GovTech東京」*との協働により、東京のDXを推進

→ 区市町村協働事業の実施（共同調達・開発、人材シェアリング）

（例）e-Learningや物品調達など、5つのツールの共同調達に、特別区をはじめ都内自治体等が延べ48団体が参加（R6.4月時点）

* GovTech東京は、多様なパートナーと共に都と区市町村を育めた東京全体のDX推進の場となる新たなプラットフォームとして、2023年に東京都庁の外側に設立された組織

2

首都直下地震等へ備えるため、都市の強靱化や災害対処能力の強化を推進

→ 耐震化・不燃化の促進や無電柱化の推進、安全・安心で快適な避難所への改善、特別区と連携した防災訓練の実施など、ハード・ソフト両面から一体的に対策を実施

（例）都は、特別区と連携し、特定整備路線の整備を推進。特別区が進める老朽化建築物の除却などに対し、専門家の派遣や助成により、特別区を支援

（例）今後、都区で連携し避難所における避難生活を改善

→ ベッドや仕切り等の速やかな提供、衛生的で十分なトイレ環境の整備など

（例）首都直下地震、弾道ミサイル、テロ等を想定し、都区共同で住民参加の訓練などを実施

18日）・東京都提出資料

3

コロナ禍における都と特別区保健所の連携

- ✓ 特別区の区域には23の特別区保健所が設置され、保健センターと一緒にきめ細かいサービスを提供

都から特別区への保健所移管以降、

特別区保健所への公衆衛生医師の人事、都区保健衛生連絡協議会など都区間・各区間で事業調整

- ✓ 一方、新型コロナウイルス感染症の急速・広範囲にわたる拡大に対しては、都区一体で対応

⇒ 都と特別区保健所間における患者情報の共有体制を整備し、感染者数等を統一して公表

都の主な取組

保健所体制の支援

- 応援職員の派遣
- 保健所支援拠点

業務支援

- 患者情報管理センター
- 自宅療養サポートセンター
- 入院・入所調整本部
- 宿泊療養施設



こうした都区の先進的な取組をベースに、国に要望し・・・

- ✓ 感染症法改正 ⇒ 平時からの情報共有・連携を目的に協議会を設置へ

第3回WG（2025年2月

4

都区連携の基盤を強化するため、今後、都区間相互の人事交流を促進

- ・ 都の職員は都民と直接接する「現場」を知る
- ・ 特別区の職員は「東京全体」を俯瞰

→ 都区双方の職員が、都区制度の実態を深く理解し、大都市東京を発展させていく必要

人事交流の現在

- 都 → 特別区 一体的なまちづくりなどに必要となる高度な専門知識・調整力を有する都職員が、「現場」で特別区職員と連携・協力
- 特別区 → 都 次代の区政を担う若手職員が、都職員とともに、「東京全体」という観点から、まちづくりや財政、福祉、デジタルなど、様々な業務に従事

18日）・東京都提出資料

- ✓ 都市のインフラ更新、D X 推進、国際競争力の向上など、東京を取り巻く複雑な課題が数多く存在
- ✓ また、足元では、都市強靱化を進める技術系職員など、次代の行政を担う人材不足が懸念
- ✓ 将来的に人口が減少していく局面にあって、インフラの更新や行政サービスなど、効率的・効果的に対応していくための方策について考えていくことが必要

都と特別区が、大都市東京を共に支えるパートナーとして、これまで以上に連携・協力し、「車の両輪」となって、東京・日本の持続的発展を牽引

都区間での協議・調整に加え、相互の人事交流の促進など、都区連携の具体的な取組を重ねながら、都と特別区が新たなステージへと歩みを進め、東京の未来を共に創り上げていく

「最初の政府」としての特別区

◆都区制度の展望

- 近い将来、抜本的な制度改革の動きはない？
- 「2055年問題」を見据えると、特別区間、都区間の連携・協力がより一層重要に

◆「最初の政府」としての特別区

- とはいえ、特別区は「基礎的な自治体」として、身近さ、現場性、透明性、先端性を備えた「最初の政府」（大森彌）
- 「鳥の目」「魚の目」だけではなく「虫の目」で東京の課題に向き合うことの重要性

ご清聴ありがとうございました



(鼎談) 大都市と農山漁村の共生・対流

東洋大学国際学部教授 沼尾 波子
法政大学名誉教授 岡崎 昌之
全国町村会経済農林部長 小野 文明

講師紹介

事務局 本日の講師をご紹介します。本日は3人の講師による鼎談方式で実施をさせていただければと存じます。

まず、東洋大学国際学部教授で特別区制度懇談会の副座長である沼尾波子講師です。

次に、法政大学名誉教授、岡崎昌之講師です。

最後に、全国町村会経済農林部長の小野文明講師です。

本日は、「大都市と農山漁村の共生・対流」というテーマでご講演をさせていただきます。

それでは、講師陣の皆様にはバトンをお渡しさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日のテーマ

沼尾 東洋大学の沼尾と申します。よろしくお願いします。

大森彌先生の追悼講演会の3回目にあたり、今回は「大都市と農山漁村の共生・対流」というテーマを取り上げました。第1回の講演会では大杉覚先生から大森先生の特別区における自治権拡充への取組みをテーマに、1972（昭和47）年の中野区特別区制度調査会に始まる議論とその経緯をご紹介いただきました。いったいどのような問題意識と過程を経て、大都市における基礎自治体のあり方について検討が行われたのか、

また特別区の自治権拡充運動や、特別区が「基礎自治体」とする上で検討された事柄、さらに都と区の連携についてどのような構想をお持ちだったか、ご紹介をいただきました。

大森先生は、「最初の政府」¹としての基礎自治体に非常にこだわりを持って自治を考えておられました。大杉先生の講演では基礎自治体の中でもいわば大都市自治体にフォーカスして、大森先生のご研究や活動についてご紹介されていましたが、実は、大森先生が住民に最も身近な政府としての基礎自治体を核とした自治制度を取り上げられた際には、もう一方で、農山漁村へのまなざしがありました。私は大森先生と特別区制度調査会や懇談会でも一緒にさせていただきましたが、他方で全国町村会での「道州制と町村に関する研究会」、あるいはその後の「町村に関する研究会」でも一緒にさせていただく機会がございました。そこでは、大森先生が平成の大合併や道州制推進といった動きを憂慮されながら、「最初の政府」として地域に根差した農山漁村の自治について語っておられたことが印象に残っております。農山漁村の自治は単に農山漁村だけの問題ではなく、この国全体、さらに言えば都市部のことを考えるうえでも非常に大きな課題であるとお考えだったと思います。

日本の市区町村は面積も人口も地勢も実に多様です。「最初の政府」としての基礎自治体について大森先生はどんなことを考えてこられたのか。大森先生のご研究の中で大都市、農山漁村がどう取り上げられてきて、その両者の連携のあり方、協働のあり方についてどういったことが提示されていたのか。今日はそういった視点に立って考えてみる機会を持ちたいと思います。

本日は岡崎昌之先生と小野文明様にお越しいたきまして、三つの

1 「最初の政府」について、大森先生は、「私たちの地域のくらしに最も身近な活動を行って」いて、「住民が最も接近しやすい自治の実践の場というイメージ」と述べ、そこには①身近さ（近接性）、②現場性、③透明さ、④先端性、という4つの主な特色があると論じている。（大森彌・大杉覚『これからの地方自治の教科書（改訂版）』第一法規、2021年、67～69頁。）

テーマ、①大森先生の思い出、②農山漁村に学ぶ暮らしの未来、そして③大都市と農山漁村の共生・対流というテーマについてお話ししていきたいと思います。

大森先生の思い出

大森先生のご経歴と原体験

沼尾 それでは最初に、大森先生のご経歴について振り返っていききたいと思います。先生ご自身が講演などでお話しされている内容を見てみたのですが、大森先生が大都市と農山漁村の両方に深く関わりを持っておられた姿がそこから見えてきます。

大森先生は、1940（昭和15）年に世田谷で生まれ、主として東京暮らしであったそうです。幼い頃は、父の顔を知らずに母子家庭で育ったこと、4人の兄弟姉妹の次男で非常に貧乏な暮らしだったこと、生活保護を受けていたこともあると、そういった子ども時代を過ごしたという回顧の記録が残されております²。

また、高校は夜学で都立大森高校に学び、昼間はベークライト製造の小さな町工場で働いていたとのこと。仕事は手袋3枚はめても火ぶくれができて、夏は裸の腕に塩の結晶ができるといい、「人間はうんと汗を流すと塩が結晶して出てくる、そうやって東京で青春期を過ごしました」³という言葉も残しておられます。そういった中で、その後、中央大学の法学部法律学科に進まれて、そこに非常勤講師でいらしていた辻清明先生との出会いがあり、東京大学大学院法学政治学研究科への進学につながったと『オーラルヒストリー』などで語っておられます。

東京での生活が長かった大森先生ですが、他方で大森先生には農山村

2 縣公一郎・稲継裕昭『オーラルヒストリー 日本の行政学』勁草書房、2020年、67～68頁。

3 同上。

の原体験もあったそうです。戦争中に疎開をしたという経験があり、最初に山梨県甲府市、その後、長野県の湖南村（現在の諏訪市）に移られました。当時、小学校は国民学校と称していましたが、成績も悪く栄養不良だったと文献⁴に記載されています。また、そのときの村の人たちは皆優しくたと振り返っておられます。家は貧しかったからお風呂はなく、隣のお宅からのもらい風呂で、その代わり薪を提供するのが務めで、なかんずく私の仕事だった。山に入って薪を背負って帰ってくるのが日課だったことから足が鍛えられて、ずっとリレーの選手だったとも回想されています⁵。

そのほか、げたスケートをやったことや、八ヶ岳の水彩画を描いておられて、その後、小学校4年生で東京に戻り大田区の池上第一小学校に転校するのだけでも、大森先生の水彩画が校長先生の部屋に飾られるほど、八ヶ岳が腕を磨いてくれたのだというようなことも回顧されています⁶。

そういう意味で大森先生は、「農山村の原イメージが自分の身体の中にあるように思う」⁷とおっしゃっており、都市的なものと農村的なものが共存しているというふうに述べています。そして、ある意味、都市的な消費者としての自分、それから自分たちで何かをつくり出している、生み出しているといった農村的なもの、それが一人の人間の中に共存しているか、折り合っているかがとても大切なのだということを語っておられます。

農山漁村と都市の連携をめぐる大森先生のご発言

一方で、農山漁村と都市との連携について、大森先生がどういったこ

4 大森彌「農村と都市の共生」『信州自治研』222号、2011年、4頁。

5 同上。

6 同上。

7 大森彌「農山漁村の自治の力」『平成15年度全国町村議会シンポジウム「都市と農山漁村の共生と対流～スローライフをめざして～」講演録』2003年、20頁。

とをご発言されているかという、「土地と住民を守れなければ自治体の価値はない。それは都市も農村も同じ」⁸。また、「都市と農村の共生の問題は自然観に関係している。自然は人間が制御できず、共に生きるしかない。自然の営みが強い農山漁村・地域をないがしろにすると社会が滅んでしまう。農山漁村が滅ぶと都市が滅ぶ」⁹と話しておられます。「お互いが必要としていることを実感し、都市側から歩み出してほしい。共存はお互いを邪魔しないという関係。共生は共存より強く、相手がいないと生きていけない」とおっしゃっていて、また、「明治以来続く田舎を軽蔑する見方を克服すべきだ」ということも語っておられます¹⁰。

他方で、「東京圏では、地方から若者を吸収し続けながら、どうしてその若者が安心して結婚・妊娠・出産・子育てができないでいるのか、その生活構造こそが問題である。この点では東京圏こそが、今や、過疎地域とは違った意味で条件不利地域であると言える。これに新たな展望を開くような具体的な政策を打ち出せなければ、創生法による人口政策は成功しないのではないか」¹¹ということも語っておられます。

このように、大森先生はいろいろな箴言を残してくださっているわけですが、そういった問題意識に立って大都市と農山村との関係、住民に身近な最初の政府としての特別区のあり方、そして農山漁村のあり方、その連携のあり方をどう考えるか。それを農山漁村の自治にフォーカスして学べるものはないのだろうか、農山漁村の共生・対流を通じてやれることはないのか、ということを本日のこの企画では考えていきたいと思います。

8 自治体学会「第32回自治体学会青森大会第2分科会 都市と農山漁村の共生」『自治体学』vol. 32-1、2018年、11頁。

9 同上。

10 同上。

11 大森彌「田園回帰の意味するもの—共生の思想と地域の自治」、大森彌・小田切徳美・藤山浩編『世界の田園回帰—11か国の動向と日本の展望』農山漁村文化協会、2017年、15頁。

それでは早速話に入っていきたいと思います。

最初に、大森先生との思い出についてですけれども、まず小野様からお願いします。

全国町村会の活動と大森先生との思い出

小野 皆様、こんにちは。全国町村会の小野と申します。

全国町村会は、全国知事会・全国市長会と並ぶ町村長の連合組織です。現在、町村の数は926あります。

早速ですが、私のほうから大森先生と全国町村会との関わりについてご紹介申し上げます。私は研究者ではありませんので、分析的な話はできませんが、事実関係だけ少し振り返ってみたいと思います。

まず、表をご覧くださいなのですが、全国町村会と大森先生

大森先生と全国町村会との関わり

2025年6月

年	月	項 目	提言・報告等
研 究 会			
1987・S62	10月	町村自治研究会・町村研究フォーラム 代表	1989年報告書「高齢化時代と町村自治」刊行 1991年報告書「地域を拓き地域を結ぶ」刊行 1993年報告書「地域を拓く人材」刊行
2000・H12		地域政策フォーラム（外部研究会） 代表	2001年提言書「21世紀の日本にとって、農山村が、なぜ大切なのか」
2002・H14	5月	町村の新しい自治制度に関する研究会 座長	2002年提言書「いざ町村は甦える」 2009年提言書「町村の再生」、提言書「町村からの提言」 2004年提言「町村自治の発展を支える財政制度の構築に向けて」 2005年提言「地方分権の確立と町村行政基盤の強化をはかり住民一人ひとりが誇りと愛着を持ち生きがいを実感できる魅力ある町村の実現を目指して」 2006年提言「私たちは再び農山村の大切さを訴えます」
2007・H19	4月	道州制と町村に関する研究会 座長	2008年報告書「『平成の合併』をめぐる実態と課題」 2010年報告書「『平成の合併』の終わりと町村のこれから」
2014・H26	9月	人口減少対策に関する有識者懇談会 座長	2014年提言書「地方創生の推進に関する提言」
2016・H28	8月	地域運営組織に関するタスクフォース 座長	2017年報告書「町村における地域運営組織」
		町村に関する研究会 座長	2020年提言「コロナ下・コロナ後社会を見据えた町村からの日本再生に関する提言」
2019・R01	9月	町村に関する研究会 座長	
市 村 会 報			
1999・H11	3月	町村速報・コラム2023年7月まで91本誌	ほか雑誌7本
全 国 町 村 会			
2010・H22	12月	全国町村長大会・応援メッセージ	登壇
2013・H25	11月	全国町村長大会・応援メッセージ	登壇
2018・H30	11月	全国町村長大会・応援メッセージ	登壇

出所：当日レジュメより

の記録に残る最初の関わりは1987年で、「町村自治研究会・町村研究フォーラム」という組織がございました。これは町村会の中の組織ではないのですが、そこの代表を務めておられて、この研究で、「提言・報告等」欄にありますけれども3冊の報告書を刊行しておられます。この内容などにつきましては、この後、岡崎先生からご説明があると思います。

それから、その後、少し時間が空くのですが、2000（平成12）年に地域政策フォーラムを開催し、外部の先生方と町村会が連携をしまして、2001年に「21世紀の日本にとって、農山村が、なぜ大切なのか」という提言書を発表いたしました。全国町村会の様々な政策提言等はこれからご紹介申し上げるのですが、まさにその理論的な支柱として大森先生が打ち立てられたこの2001年提言は非常に重要でありまして、全国町村会の活動指針、あるいは基礎をこのときに築かれたなと思います。

それから2002年、「町村の新しい自治制度に関する研究会」を発足させまして、その座長を大森先生にお務めいただいたわけですが、毎年のように提言を出しました。2002年に「いま町村は訴える」、その翌年には「町村の訴え」、さらに2004年は「町村自治の発展を支える財政制度の構築に向けて」、2005年には「地方分権の確立と町村行財政基盤の強化をはかり住民一人ひとりが誇りと愛着を持ち生きがいを実感できる魅力ある町村の実現を目指して」というたいへん長いタイトルの提言書をお出しになりました。私はこの2002年以降、事務局をずっとやってきたのですが、当時こんな長いタイトルでいいのかを議論した記憶がございます。しかし、大森先生はこのようなタイトルでいいのだと、多面的に訴える必要があるというようなことをおっしゃいました。

さらに2006年には「私たちは再び農山村の大切さを訴えます」という提言を出しました。このように提言が続いたのは、ちょうど小泉政権時代、新自由主義的な考え方が非常に蔓延したというのでしょうか、「聖域なき構造改革」として既得権益の打破が言われていて、今日の問題に

出てくるかもしれませんが、財政効率的な側面で自治行政が語られた時期がございました。これは市町村合併の時期とも重なります。非常に農山漁村地域に対する見方が厳しい中であって、何とかそれを跳ね返していいのではないかとということで、提言や非常に密度の高い研究事業がこの頃になされたということでございます。

それから2007年に「道州制と町村に関する研究会」を設置しましたが、これはその前の町村自治制度研究会のメンバーがそっくりそのまま移行した形で、研究会の名前だけが変わったものでした。当時、自由民主党が道州制基本法を出すという動きがございまして、全国町村会は、市町村合併の経緯ですとか、道州制はやはり自治体の再編を伴うだろうという予測もあって、これに対して町村会として反対の立場で提言をまとめて、そのときに平成の合併を巡る実態と評価、検証もしました。報告書としては出していませんが、このとき全国町村会の名前で道州制に対する反対の提言なり要望をつくりまして、自由民主党議員を中心にたいへん強力なロビー活動を展開した時期でもあります。

それから、2014年には「人口減少対策に関する有識者懇談会」で、地方創生の推進に関する提言を公表、その後は地域運営組織 RMO の報告書を2016年にまとめ、それから2019（令和元）年、町村に関する研究会というものを設置して、ポストコロナについての提言をまとめていただきました。

また私ども全国町村会は『町村週報』という広報誌を毎週発行しております。この冒頭のコラムに、大森先生には実に91本もご執筆をいただきました。それから、内記事としての論説記事も7本ございました。

後述しますが、全国町村長大会を毎年11月に NHK ホールで開催しておりますけれども、そこに3回ご登壇いただきまして、応援メッセージとして全国の町村関係者を前に熱弁を振るっていただいたということもございます。

現場重視の大森先生——東日本大震災の被災地で懇談

さて、ここからは少し大森先生の関わりを写真編としてご紹介したいと思います。大森先生は研究会活動にたいへん熱心に加わっていただいたのですが、写真があまり残っていません。ただちょうど東日本大震災が発災した後、これは僕たちも現場を見なければいけないということで発災から半年ぐらいたったときに被災地を回っていただきました。そのときの写真を紹介します。

これは岩手県田野畑村の当時の模様、大森先生が右の奥のほうに写っていらっしやいます。これは村長さんとの懇談シーンです。

それから、これは岩手県岩泉町（冒頭口絵に掲載）ですね。大森先生が写っていらっしやいます。たいへん心配そうな表情が印象的です。ここ平泉でも議論をさせていただきました。

これは岩手県山田町ですね。ここも津波と火災に見舞われたところです。山田町は、こんな状況でした。

それから、岩手県大槌町、ここは町長が亡くなられたところです。これは仮設の役場庁舎です。そこでもヒアリングをしまして、お相手をしている方は当時の総務課長さんと、現町長さんです。岡崎先生も写っていらっしやいます。これも大槌町の現場です。

それから、岩手県遠野市です。ここは後方支援の基地になったところでした。岡崎先生と法政大学の学生さん、ボランティアの方が写っている写真です。

それから、これは岩手県宮古市です。帽子をかぶっていらっしやるのが大森先生ですね。沼尾先生もご参加いただいた写真がございました。

そしてこれは宮城県石巻市ですね。小学校です。津波に見舞われた小学校を視察している写真です。これは仮設で再開された青果店を訪れている写真。それから、その関係者と車座になってお話を聞いた写真です。

そして最後に先ほどご紹介申し上げました全国町村長大会において大森先生が応援メッセージをお話しになっている様子です。

とりあえず全国町村会との関わりにつきましては以上です。

沼尾　　ありがとうございました。

あらためて、大森先生が全国各地を丁寧に回りながら、それぞれの地域と接点を持っておられたことがうかがわれます。農山漁村の自治に向き合い、地域の現場と、本当に丁寧に関わっていらっしゃったのだなということであらためて感じながらお話を伺いました。

それでは、続きまして岡崎先生、お願いいたします。

日本の「まちづくり」をけん引した70年代の活動

岡崎　　皆さん、こんにち。岡崎です。私と大森先生の関係、また一緒にしてきた中で大森先生がどんなことをお考えであったか、などについてご紹介できればと思っています。

大森先生は1940年生まれ、私は45年生まれですので、ちょうど兄のような感覚で非常に親近感が強かったものですから、一昨年、お亡くなりになったときには大きな喪失感がありました。

もともと私は日本地域開発センターという民間の研究財団に勤務をしておりまして、ここはアメリカのフォード財団からも資金を得て日本の国土開発を考えるという研究財団でした。私はまだ入ったばかりの若手で、自分の生活感覚とは随分違うという感覚を持っていました。そうした折に当時の理事の磯村英一先生、高山英華先生などから、では若い者で自由にやってみたらどうかと機会を与えていただき、1972年に始まったのが地域社会研究会でした。当時、立教大学におられた奥田道大先生、町田市に籍がありました森戸哲さんなどと、町田市を連携の拠点にしながら地域の現場を回り始めました。

ただ現場を回るだけではなく、きちんと議論し、その研究蓄積を固める場も持とうと、最初は西尾勝先生をお呼びしました。「アメリカのコミュニティ・アクション・プログラム」をテーマに報告をいただき、この機会に西尾先生にぜひ研究会に入ってもらいたいとお話をしたとこ

ろ、「皆さん方にもっと近い、いい人がいる」と紹介していただいたのが実は大森先生でした。先生がまだ30代半ばの頃で、それ以降のお付き合いとなりました。

研究会にとって大きな転機となったのは、北海道池田町との出会いです。当時、革新自治体が花盛りで、ベースにしていた町田市の大下勝正市長をはじめ、横浜市や藤沢市なども革新市長で、それらの自治体の現場を回っていました。あるきっかけから町田市民の一人が北海道池田町の出身だと分かり、早速連絡をとって池田町へ飛びました。というのも当時、町で、しかも赤字再建自治体であった池田町が、大蔵省（当時）と折衝して、ワインの酒造免許を取り、1963年からワイン醸造を始め、利益を上げて赤字から脱却するのだと取り組んでいたからです。子どもたちの給食費を捻出するなど、様々なことを試みていました。役場の一角を町営レストランにして、ワインと牛肉を出して、昼休みには役場の職員が上っ張りを着て給仕係をしていました。

話や情報は得ていたのですが、実態はそれ以上で、ユニークな事業に取り組んでいる。革新自治体もいいが、地域や市町村のあり方を、地域社会から考え直すという視点を示唆されました。そこで皆さんとも相談をして、池田町を現場にしてまちづくりのシンポジウム、意見交換の場を持とうと全国に呼びかけました。

後でもう一度触れますが、それまで研究会では革新自治体を巡りながら地域社会の新しい動きをどう表現したらいいのか言葉を考えていたのですが、池田町シンポジウムを呼びかけるときに、その趣意書の中に「まちづくりとは」と定義づけを試み、「地域社会の歴史的、文化的な個性を基礎にして、その地域に真に必要なものをそこに生活する人々が自らの知恵と活力で発見し実現していく創造的な過程」と言えば理解してもらえるのではないかと、平仮名の「まちづくり」という概念を提示し、1975年9月に全国に呼びかけました。今でこそまちづくりシンポジウムは全国各地で開かれていますが、池田町シンポジウムの出席者等を見て

いただくと、それまでとは異なるシンポジウムで、KJ法発案者の川喜田二郎さんなども、面白そうだからぜひ行きたいと参加され、2泊3日、一緒に徹夜をしながらKJ法で皆さんの意見をまとめていただきました。

ここで中心的な役割を果たしていただいたのが実は大森先生だったと私は考えています。シンポジウムの最後、参加していた大分県湯布院町の清水喜徳郎町長と中谷健太郎さんから、来年は湯布院で開催したいと意見が出て、引き継がれることになりました。私も事前の準備で何度も湯布院に伺いましたが、大森先生にも随分ご足労をお願いし、全国に呼びかけたところ、翌年、1976年7月には200人を超える参加者でした。大森先生はちょうどアメリカ留学中でしたのでシンポジウムには参加できませんでした。

シンポジウムもそれ自体意義があったのですが、その後、湯布院町（現在の由布市）と密接な関係ができました。当時、高度経済成長で湯布院の盆地の中も土地の買占めや高層ホテルの計画が出たり、湯布院町には本来の姿と違うまちになってしまうという強い危機感があり、研究会でも町へ出かけて現状を見るとともに、地元住民や自治体職員と議論し、1990年には「潤いのある町づくり条例」策定のお手伝いをしました。また将来的に湯布院をどうすべきか、2年半ほどかけて「一人からはじまる湯布院のまちづくり」という総合計画を町職員や住民の方々と議論し、作成しました。

これらは大森先生との出会いの最初の頃でしたが、その後、様々な活動で一緒しました。今日、オンラインで参加していただいている北海道ニセコ町の片山健也町長や、愛媛県内子町など、様々な地域にご一緒に、現場でいろいろと議論もさせていただきました。その後私も財団を辞め、大学に転出することになり、1994年には都内の神田神保町で、大森先生や法政大学総長もなさった清成忠男先生とご一緒に地域政策フォーラムという事務所を立ち上げました。その事務所では、大森先生が部会長をなさっていた地方分権推進委員会の暮らしづくり部会の関係



出所：当日レジュメより

者が土日に集まり熱心な議論をされていたことをよく覚えています。

全国町村会については先ほど小野さんからお話があったとおりで、東大の地理学の西川治先生と大森先生が、自治省（当時）の行政局長等をなされた木村仁さんの呼びかけに対応して「町村自治研究会」を立ち上げました。西川先生、大森先生がそれぞれ関係の若い研究者を糾合し、10人ほどが参加した研究会でした。その成果物は上図の3点の、かなり大部のもので、その一部が特別区協議会の4階資料室にあります。研究会は6年間続きましたが、その後、先ほど小野さんからお話のあった、21世紀の町村の存在価値についての報告書・冊子（『21世紀の日本にとって、農山村が、なぜ大切なのか』2001年7月）を取りまとめました。

これは実は1999年に農業基本法が「食料・農業・農村基本法」となり、そこで初めて謳われたのが「農業の多面的機能」です。農業は多面的機能を持っている、だから重要なのだと1999年の法律で書かれたわけですが、私どもは町村という生活の場は単なる機能だけではなく、多面的な価値を持っているということを議論しながら、五つの価値を挙げたわけです。これに対して多くの研究者、町村関係者から、町村という自治体

が管理している国土にはそういう価値があるのだという共感も得られました。

その後、全国町村会では大森先生とご一緒しながら、市町村合併に対する考え方であるとか、道州制についても議論を重ねました。道州制は戦後、何度か出ているのですが、関東圏を一つの州にすると3,500万人という規模です。他方で九州、沖縄を一緒にするわけにはいかないので、沖縄だけが一つの道州になるとすれば150万人です。そんなアンバランスな道州制は絶対成り立たないのですが、この議論が出ることによって町村はさらなる合併に追い込まれるという危機感があったものですから、全国町村会の事務局メンバーの力を借りながら道州制には断固として反対するという提言をきちんとまとめていけたと思います。

もう一つ、実は私が大森先生にお世話になったのは自治体学会です。自治体職員、研究者等と一緒に日本の自治体のあり方を研究する学会で、1986年に設立したわけですが、大森先生は1994年から1999年にかけて代表運営委員をなされています。そのときにさすがは大森先生だなと思ったのは、初の女性の代表運営委員として滋賀県の上原恵美さんを登用されたこと、そして遠野市の千葉富三さんを自治体職員としては初めて代表運営委員に登用したことではなかろうかと思っています。

山間過疎地域の国際研修・研究調査

最後に、実は山間過疎地域の国際研修・研究調査というプロジェクトを10年間にわたって進めたことがあります。きっかけとなったのは、スイス在住経験の長いある研究者が日本に帰国してきて、その当時スイスでは山間部で人口が増えている、なのに久しぶりに日本に帰ってきたらなぜ日本では山間部で人口が減っているのだろうか、そういうことを私に言ってこられた。それでは研究してみようと、日本とスイスに加えて、アメリカのオレゴン州、あそこも山岳地域が中央部にありますので、その3拠点を軸にしながら、国内は東大、鳥取大、山梨大、東北芸工大と

組み、そして海外ではオレゴン大学とスイス山岳地域センターSAB と連携し、国内の数か所の過疎地域を研究、研修拠点にして、この研修、研究、交流活動を進めました。日本からは毎年、十数名の研修生を募集してオレゴンとスイスに約2週間ずつ派遣するという10年間の事業で、研修生は150人以上になり、その中から3人の町村長も生まれています。

大森先生とスイスとオレゴンの現場によく伺っていましたが、1994年でしたか、SAB の案内でスイスの山間部を回り、最後にローザンヌというレマン湖のほとりの大きな都市に着き、あとはジュネーヴに行って帰ろうと夕食をしていました。すると、大森先生が「ローザンヌといえばオードリー・ヘップバーンが住んでいたところで、つい最近亡くなったのではないか。お墓参りをしていこう」と突如言われました。大森先生は意外と、そういう分野にも関心をお持ちの方で、すぐホテルで話を聞き、そこの住所を訪ねていくと、そこはお墓ではなくヘップバーンが住んでいた大きな民家だったのです。広大なブドウ畑があって、前にレマン湖が見える素晴らしい古い邸宅でした。近くの人に聞いてもそこしか教えてくれない。フランス語圏なのでなかなか言葉が通じないのです。たまたま通りかかった老婦人に聞いたら「お墓がちょっと先にあるよ」と教えてくれ、お墓参りをして帰りました。木の十字架で土葬をした周りには一面にデイジーが植わっていた素朴なお墓でした。

こういうことも含めながら、大森先生に随分とお世話になりました。当然、私が今お話しさせていただいた以外に、介護保険や地方分権等では、大森先生の役割は非常に大きいものがあるかと思いますが、農山漁村、地方自治体との関連で私自身が身近にご一緒させていただいた研究と実践という意味では、こんなことが言えるのではないかと考えております。

沼尾 岡崎先生、ありがとうございました。

岡崎先生のお話から、大森先生がいろいろな形で、全国各地の町村を回られ、また、各地で地域づくりに取り組む方々とのネットワークをつ

くりながらまちづくりの現場に関わってこられたこと、さらに人材育成にも携わってこられたことが伝わってきました。

岡崎先生には大森先生との農山漁村における地域づくりの取組みについてお話しいただきましたが、農山漁村の暮らしは単なる機能の集積ではなく、自然環境や地勢から生まれる固有の風土や文化、その地域に根差した固有の価値があるわけです。それが実に多様な形で存在していることが、この国の魅力であり、この国の本当の豊かさであると思います。そうした農山漁村の暮らしの豊かさを、都市部の中でどう意義づけることができるのかが一つのポイントになると思います。その点について大森先生はいろいろな文献に書いておられます。どんなに巨大な都市をつくったとしてもそれは人工物であり、人工物だけにしたらその中では人間は暮らせない。人間というのはそもそも自然であり人間の脳は楽をしようとして自然を排除しようとすることは避けられない。でもやはり自然がないことには生きていけない。そういった中で、都市型の、非常に楽な、豊かな生活方式を放棄することもできないのだけれども、自然とどう折り合いをつけていくのかを含めた暮らしや仕事を考えていくことの大切さも論じておられます¹²。

そのことも含め、農山漁村の暮らしを都市部においてどう位置づけるか、農山漁村の経験をどう都市の暮らしの場面で形にしていこうかといったところを「農山漁村に学ぶ暮らしの未来」ということで2番目のテーマとして考えてみたいと思います。小野さん、お願いします。

農山漁村に学ぶ暮らしの未来

農山漁村の多面的な価値の見直しを

小野 分かりました。

12 大森彌「骨太の方針（第1弾）異聞」『週刊農林』第2178号（2013年3月15日）、2013年、6頁。

2025年（令和7）5月22日に「地方創生2.0の基本構想（案）」が内閣官房の新しい地方経済・生活環境創生会議の資料としてホームページに出ています。これはもう間もなく基本構想がまとめられることとなっていますけれども、その中に面白い項目があり、「これまでの地方創生10年の成果と反省」という言葉が入っています。今日の資料にはないのですが、政府の政策文書に「反省」という言葉が入るのは非常に珍しいなと思いました。つまり、これまでの考え方を転換して、人口規模の縮小を前提として取り組むという意思表示がなされているのではないかと思います。そうすると、人口が減少していく社会の中でやはり一番大事なのは、今そこに暮らしている住民の幸福度を高め、あるいは維持していくことが、都市、農山漁村を問わず最優先で求められるのではないかと思います。

農山漁村は人口が減少し続け、そして市町村合併を経て課題が先行した地域です。

しかし一方では、課題への対策、その先進地であるとも言えると思います。日本全体の高齢化率は上昇していくわけですが、農山漁村地域の中にはもう既に高齢化がピークアウトし始めている地域があります。消滅する集落も当然出てくるのですが、その一方で、一人とか一家族、新しい人々が入っている地域があるのです。「持続可能な地域社会総合研究所」で藤山浩先生たちが調べておられるデータがありますけれども、例えば、中国山地の奥地の奥地で人口が社会増になっている、自治体全体ではマイナスだけれど集落や地域で見ると社会増になっている地域があるのです。そうすると、そういう地域では人口推移が定常化する、つまりは持続可能性が実現できているわけですね。したがって、新しい人を呼び込んでいる農山漁村地域の取り組みでは、便利な都会生活とはまた違う、人間が本当に幸せに暮らす条件は何かを考える上で重要なヒントがあるような気が私はします。

何よりも農山漁村地域というのは、人間が生存していく上で欠かせな

い食料を生産したり、それから再生可能エネルギーの賦存量も比較にならないぐらいたくさんあるわけですので、例えば、有事を考えるとある意味で非常に戦略的に重要な地域ではないかなと思います。そうすると、農山漁村の持続性を高めることは都市の持続性を高める、まさに大森先生が問題意識を持っておられたことと同義ではないかと捉えています。

以上です。

沼尾 ありがとうございます。

では、岡崎先生、続いていかがでしょう。

都市は農山漁村から何を学べるか——小国町と上勝町

岡崎 農山漁村から都市が何を学べるかですが、先ほどお話ししました際に、北海道池田町でのシンポジウムの趣旨の解題のところで、「まちづくりとは」というお話をしました。そのとき冒頭に「地域社会の歴史的、文化的な個性を基礎にして」と書き込んだわけです。つまり池田町という、北海道の十勝で、比較的開墾が遅れた地域においても、そこに住むそれぞれの人たちが背後に持ってきた歴史性や文化性というものがあるのか。日本の地域、集落にはあるのではないかと。また本州の各集落を巡って見ますと、そういう歴史性や個性が現代にも様々な形を変えながらも受け継がれている、言葉を換えて言えば「集落の力」というものがあるのではないかとというのが大森先生と共に地域を巡って歩いた私の一番大事な感覚です。

例えば、総務省の依頼による集落調査で、二度、丹念な調査を行ったのが山形県小国町です。今日オンラインで参加している横山さんが後でお話をしてくださると思いますが、小国町は朝日連峰と飯豊山系の間に挟まれた典型的な農山村です。集落を訪ねて見ますと、非常に古いところが山の中に点在しており、集落の中には個別に古文書も残っている。1600年前後の江戸時代が始まる頃に、実は上杉家は会津から米沢に移封され、会津藩の上杉家は120万石の大名であったのが、米沢で30万石に

減封されている。しかし大きな武士団を抱えているものですから、米沢盆地には入りきらない。そのため米沢から北部方面に武士団の集落を形成して分散していったのです。その一番北部の山村が実は小国町です。小国町の古田という集落では、現在でも子供神楽が残っているし、五味沢集落はマタギの拠点を担うような存在で、現役のマタギが現在でも若い人にマタギの技の伝授をしています。

明治11（1878）年にイギリスの女性旅行家イザベラ・バードは日本を訪れ『日本奥地紀行』を書いています。横浜に着いて新潟に行き、新潟から米沢に向かうときに、馬の背に揺られて小国町の黒沢峠を通っているのです。峠を越えると黒沢の集落がある。峠から通ってきた小国の町を見るととても綺麗で、「これは東洋のアルカディアだ」という表現がこの奥地紀行の中に記されているのです。つまり今から400年以上前に上杉家によってつくられた集落かもしれないけれども、それから営々と山村の集落の中で暮らし続けて、そこを守り続けた小国の人たちの暮らしがあるのではないかということです。総務省の集落調査報告書であらためてその数を見てみますと、80に及ぶ大字が現在でもその山村の中で息づいているのです。これは小国町だけにとどまらず、日本全国の海岸部から川沿い、山間部にこういう集落が点在しているのが日本の農山漁村の実態です。

ただ、日本の集落は古いというだけではありません。徳島県上勝町という町は皆さんもご存じだと思います。「葉っぱビジネス」といって、高齢者が山に入ってタブレットを肩からかけて出荷組合とやり取りしながら、金になる葉っぱを選んで採取して収益を上げている。その仕事に関わる高齢者は平均年間1,000万円の所得がある。中には2,500万円も稼ぐおばあさんがいて、横浜に住んでいる孫にマンションを買ってあげたという逸話があるくらいです。それは極端な例かもしれませんが、しかし山村で暮らせばそういう宝も潜んでいる。

それ以上に、上勝町が頑張っているもう一つの試みは、ゼロエミッ

ションといってゴミ等の廃棄物を町から外に出さない、ゼロにしようという試みです。ごみステーションを設けて、そこで48種類ほどの分別を皆でやっている。面白いのはごみステーションの中に「くるくるショップ」というお店があって、不要になった食器などをきれいに洗ってそこに持っていき、町内の人なら、欲しい人は誰でも自由に持って帰っていいという仕組みです。都市部でも同じようなことはできるはずなのですが、日常の生活感覚から考えると、誰が使ったか分からない食器を持って帰るといことは多分できない。しかし人口1,600人の上勝町のコミュニティではそれが通常にできているわけです。これはやはり農山漁村の小規模のメリット、小規模の価値というものがその背後にあるのではないか。そういう価値観、文化性があるということだと思います。

農山漁村の多面的な価値と地域マネジメント技術

もう一点は、農山漁村の持つ多面的な価値ということです。『21世紀の日本にとっての農山漁村の大切さ』を2001（平成13）年に全国町村会から発刊し、その中で事細かに述べていますが、農業というものは水の保全や酸素の供給など、単に農産物の生産だけでない多面的な機能を持っていると言われますが、地域はより根源的な、生存を支える、国土を支える、文化の基層を支えるといった基本的な価値を持っているのではないかということです。

よくマスコミでは「手つかずの自然」という表現をします。例えば、北上山地には手つかずのブナ林があって、それが世界遺産に指定された理由だという言い方をしますが、日本の多くの自然に、手つかずというところはほとんどないのです。いずれも人間が非常に細かく関わってきた自然なのです。人文性の高い自然ということが言えるのです。これが実は高度経済成長期以降、農山村から人々が都市に移動するにつれ、人間の手が里山や深山から離れることによって、日本の自然が大きく破壊されてきたことにつながっているのではないかと思います。

もともと日本人は細かく様々に里山を活用してきました。人文性の高い自然であると同時に、その中で育まれてきた様々な祭礼がいまだに残っているわけです。非常に多様な祭礼が生き生きと残っている。もちろんヨーロッパにもありますが、ヨーロッパ等の祭礼はほとんどが宗教的な祭礼です。ですから私どもにはその祭礼の意味がよく理解できない。ところが、日本の農山漁村の集落が現在につないでいる祭礼は、例えば、米作儀礼の中では、お米をいつ、どのように作るか、収穫のときにはどういうお祝いをするかが残っている。子どもの成長を祈る、見守るための祭礼などもあり、その意味でも人文性、あるいは日常の生活に非常に密着した文化的な営為が現在に引き継がれている。様々な食材が採れ、それを加工する技術が多様にある。今インバウンドがこれだけ入っていますが、このインバウンドが目指す一番大きなポイントは、これらの豊かな食材を多様な加工技術で提供できる日本の農山漁村にあるのではないかと思います。そういう意味でも農山漁村の暮らしに学ぶところは非常に多いのではないのでしょうか。

現在920を超える町村が全国にあります。国土面積の中で町村は41.2%を占めています。そういう町村が主に抱えている農山漁村は、それぞれの地域固有の国土のマネジメントの技術も持っていた、あるいは現在でも一部それが使われています。例えば、山梨県に行くと、武田の軍勢が造り上げた信玄堤という、川を治める堤防の造り方がいまだに伝わっています。このように多くの国土の安全管理を行ってきたのも、農山漁村の果たしてきた大きな役割ではないかと思います。そういうところも都市側からきちんと評価をしながら、その意味や価値を考えていく必要があるのではないのでしょうか。

大都市と農山漁村の共生・対流

沼尾 ありがとうございます。

今、お二人の講師の方から農山漁村の暮らしから学べることについてお話をいただいたところですので、それを踏まえて次に「大都市と農山漁村の共生・対流」について議論してみたいと思います。

大森先生の問題提起と田園回帰への潮流

先ほど小野さんのお話にもありましたけれども、大森先生は2000年代前半に、小泉構造改革で行政運営上、小規模自治体は非効率という言葉とともに町村の合併が進められた中で、小さな政府実現のために小さな自治体を潰すと、それでいいのかという問題提起をされました¹³。当時、この市町村合併について明確な方針が打ち出された「骨太方針2001」の中で、「地方自立・活性化プログラム」が出されています。実はこの記載文の検討過程において、文言が付け加えられたということがございました。当初の文章は「～意欲と能力のある経営体に施策を集中する等により農林水産業の構造改革を推進することが重要である。」という文で終わっていたそうなのですが、その後に「また、地方の活性化のために、都市と農山漁村の共生と対流、観光交流、おいしい水、きれいな空気に囲まれた豊かな生活空間の確保を通じ「美しい日本」の維持、創造を図ることが重要である」という文言が付け加えられたのだそうです。これは当時の武部勤農林水産大臣がこれを入れるべきとおっしゃって加わったと言われていますが、これをきっかけに翌2002（平成14）年の9月に政府の副大臣級で構成される「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」が立ち上げられ、さらにその翌年に「都市と農山漁村の共生・対流推進会議」、通称「オーライ！ニッポン会議」が始まったということです。この「骨太方針2001」の中で「都市と農山漁村の共生と対流」という言葉が初めて使われました。それまでは「連

13 大森彌『町村自治を護って～存立の危機に立ち向かう』ぎょうせい、2016年、33～40頁。前掲注11、17～19頁。大森彌「記念講演 日本の将来と町村の自治」（2011年3月24日『富山県町村会創立90周年記念講演会講演録』富山県町村会、2011年）などを参照。

大都市と農山漁村の共生・対流

○「骨太方針2001」(6) 地方自立・活性化プログラム

「～意欲と能力のある経営体に施策を集中する等により農林水産業の構造改革を推進することが重要である。また、地方の活性化のために、都市と農山漁村の共生と対流、観光交流、おいしい水、きれいな空気に囲まれた豊かな生活空間の確保を通じ「美しい日本」の維持、創造を図ることが重要である。」

→「誰もが都市生活と農村生活を共に手にすることができる『二重生活時代』を享受できる21世紀にしたい」
(「小泉内閣メールマガジン」2001年6月28日武部勤農林水産大臣の記述)

○2002年9月「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」(政府の副大臣で構成)

⇒2003年6月「都市と農山漁村の共生・対流推進会議」(通称：オーライ！ニッポン会議)

都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの普及・啓発活動を国民運動として推進するための組織

○総務省(2007)「都市と農山漁村の新たな共生・対流システムの構築に関する調査」

一都市部と農山漁村地域の双方が、一方だけでは対処の難しい課題の解決に連携・協力して取り組むことで双方にとりWin-winとなるような、社会的定着性のある仕組み

①団塊世代向け居住・定住推進モデル	③農地等農業資源活用モデル
②広域合併自治体内域間共生・対流モデル	④特色ある滞在型農林漁業体験活動モデル
- ⇒「地方創生」の先行例

出所：当日レジュメより

携」とか「協力」という話だったものが、共に生きて対流していく、人、物、情報、お金などが行き来し合う、そういった社会や経済をどうつくっていいののかという視点に立った取組みが、この頃から芽吹いていたのではないかと大森先生は整理をしてくださっています¹⁴。

その後、総務省は2007年に「都市と農山漁村の新たな共生・対流システムの構築に関する調査」を実施し、調査結果を踏まえて、都市部と農山漁村の双方が課題解決に向けて連携・協力する四つのモデルが示されました。それは①団塊世代向けの居住・定住推進モデル、②農地等の農業資源活用モデル、③広域合併自治体内の共生・対流モデル、④特色ある滞在型農林漁業体験活動モデルで、今日の地方創生の取組みにもつながる、先行的な事例だったと思います。

ただ、農村という言葉には、侮蔑的な田舎・田舎者のイメージというのがあった。先ほど岡崎先生からも「いろいろ」の葉っぱビジネスの話がありましたけれども、各地で活躍する洗練された「田舎人」ともいう

14 前掲注11、22～24頁。

べき人たちがいる。それは自分が各地に行って感じることで大森先生は述べておられます。その記述を読みますと、「各地を訪れ、ほとんど無名とっていい地域（田舎）でリーダー的な立場の人に会い、そこでの実践活動を聞いてみると、そのひたむきさ、洞察力や見識、行動力に感心するだけでなく、その細やかな心遣いと謙虚さと温かさが地域の人々を結びつけていることに気づかされる。」¹⁵とおっしゃっております。そして、こういった人々が暮らし、育まれている地域の風土や文化を守っていくことの価値について語っております。

その後の、「向都離村」から「田園回帰」へという流れについて、「やはり若い人たちの流れというのがどうも変わってきている」と。東京に出て働いて暮らすのだというところから、いや、実は田舎の中に何か新しい価値があって、何かを創造、クリエイトする場というのがあるのではないかというふうに、若い人たちの意識というのが少しずつ変わってきているのではないかということも述べておられます¹⁶。

最後に、今後特別区が農山漁村にどう関わるかという視点に立って考えると、「遠隔自治体間連携」のあり方が問われることになります。既に特別区では、地方の市町村との連携ということで様々な取組みを行っております。東日本大震災のときには自治体間の絆、自治体スクラム支援がありました。これについて大森先生は「友だちの友だちはみな友だち」とおっしゃっています。これは例えば福島県の南相馬市に対して杉並区が支援をしたのですけれども、杉並区が連携しているほかの自治体ともスクラムを組んで一斉に南相馬市を支援するということが行われました¹⁷。

また、自治体は「ゼロサムの競争関係」ではなく「苦難を共有しようと

15 前掲注11、27頁。

16 前掲注11、28～30頁。

17 前掲注11、38～40頁。

する自立支援の関係」なのだとおっしゃっておられることも印象的です¹⁸。

都市と農山漁村の連携と今後の可能性

特別区長会では、全国連携プロジェクトを通じた各地の農山漁村との連携の取組みも行われていますが、こうした大都市と農山漁村の連携について、今、随分流れが変わってきているところもあります。都市と農山漁村が対立するのではなくて、どう連携できるのか、今後の可能性を考えてみたいと思います。ご発言をお願いします。

では小野さんから先にお話をいただけますか。

小野 分かりました。

沼尾先生のお話の中で若者の意識の変化ということがありましたので、ご紹介したい例があります。中央区の八丁堀に NPO 法人地球緑化センターというところがあります。ここは「緑のふるさと協力隊」という事業をやっています。これは地域おこし協力隊のモデルになった事業です。自治体が受入窓口になって、農山漁村に行きたい若者を、約1年間ですけれども派遣する事業でして、1994年に始まっています。もう31年前から取り組んでいるのですね。今、関係人口が盛んに言われていますけれども、ここは関係人口づくりを30年前からやっている小さな NPO なのです。私は15年ほどこの NPO 活動に参画をしていて、応募する若者の面接であったり研修のお手伝いをボランティアでやっているのですけれども、そこに応募する若者の意識がやはり明らかに変わってきています。かつては「都会ではなくて農山漁村・田舎だろう」と、そういう人たちもいたのですが、最近はそうではなく、「都会も田舎も両方大事だ」と、そういう人が増えている印象があります。だから、都市か農山漁村かではなく、都市も農山漁村もという両眼志向的な意識の若者

18 大森彌「平成23年全国町村長大会に寄せて—3・11後に思う」『町村週報』第2781号(2011年11月28日)、全国町村会、2011年、3頁。

が増えている気がしているということです。つまり、都市と農山漁村を分断したり対置する考え方ではなくて、自分のライフステージの中で両方とも見ておきたい、体験しておきたいという人が増えているのではないかなと思います。

緑のふるさと協力隊

このプログラムは、地域おこし協力隊と違って休学して参加する学生さんも結構います。地域おこし協力隊は3年ぐらいいなければいけないとか、ある特定のミッションを帯びているミッション遂行型のものなのですけど、緑のふるさと協力隊はそういうミッションがないのですね。生活費6万円だけを渡されて自分で生きていくということで、住民の人たちとすごく深く関わるのです。

私が長年関わっている最大の理由は何かというところ、この若者の変化なのです。面接をしたときに、ちょっとこの人は大丈夫かなという人が、1年たってもものすごく立派に成長するのですね。どんな違いがあるかというと、コミュニケーション能力の劇的な向上です。人前で話ができるようになったり、自分の言葉で自分の思いを伝えられるようになるのですね。これは本当にすごくて、農山漁村の人間を成長させる力であったり、まさに今日話題になっている都市と農山漁村の共生効果そのものではないかなと思います。ですから、今議論している共生とか、対立というのは政策の上で意識的に考える必要があるかもしれませんが、国民目線・若者目線で言うと、都市、農山漁村をやはりシームレスで考えていく、そういう意識で議論することも必要ではないかなと思いました。

沼尾 ありがとうございました。

次に、岡崎先生、先ほど上勝町の「くるくるショップ」を都市部という話もありましたけれども、都市と農山漁村の連携・対流についてお願いいたします。

岡崎 皆さんにスケール感を頭に置いていただきたいと思います。

が、人口で言いますと23区は980万人、面積は630km²です。先ほどお話をしました山形県小国町の面積は740km²ですから、東京都23区は小国町にすっぽりと収まって余りがある。山形県小国町はそこに6,400人が住み、その740km²の町域を維持管理しているというスケール感なのです。そういう認識の上に立って、それでは都市と農山漁村はどういう連携が可能なのかということです。

特別区長会では2014年から「全国連携プロジェクト」を実施しております。その趣意書の中に、「東京・特別区は、人材交流はもちろん、経済、生活全般で全国各地域に支えられ成り立っています。全国各地域あつての東京です。」と謳ってあります。すばらしい趣旨だと思います。山形県小国町の人たちからいただいた情報ですが、ちょうど先週末から台東区では「ふるさと交流ショップ台東」という催しが開かれており、小国町がアンテナショップ的に産品を出しているそうです。これも特別区が全国の市町村を支援している一つの例です。

この連携プロジェクトの賛同自治体が全国に約370あるとホームページで拝見しました。賛同する市町村を見ますと、個人的にも総合計画策定等に関わった町が幾つかありました。これらの町とはかなり濃密な付き合いをしているのですが、この特別区との連携プロジェクトのことは残念ながら現地で話に出たことはありません。この場でこういうことを申し上げて恐縮ですが、将来の首都直下地震等の災害のことを考えても、こうした都市と農山漁村との交流や連携は非常に大切なことだと思います。その活動が持続的に、そして地方自治体職員や住民の間にいかに根を下ろしていくかという意味では、顔と顔の見える関係をどう連携プロジェクトの中で構築していくかが、非常に重要なポイントになってきます。

災害支援等ではとくに大切です。東日本大震災のとき、岩手県への救援物資は多くが盛岡市郊外の県営体育館に山積みになって目詰まりして、それらが沿岸部にほとんど移送されなかったという事実もありま

す。そのとき、東北の自治体間では職員同士が電話でやり取りをして、足りないものを人的ネットワークの中で確認しながらピンポイントで現場に届けたのです。ぜひそういう関係を23区特別区協議会にも後押ししていただくことが重要になってくるのではないかと思います。

沼尾 ありがとうございます。

各区とそれぞれの自治体間で個別にいろいろな取組みも実施されているところですが、こうした活動が、実は地域住民にはあまり知られていないということの課題についてご発言いただきました。

大森先生はある記事で、「大都市の小学校の子供たちは少なくとも合計3か月間は農山漁村で暮らし、大自然の営みを実感させなければならぬと思っています」と書いておられました¹⁹。人と人との顔の見える連携や往来を通じて、都市の暮らし、農村の暮らしに対する共感を得られるような機会を創出する必要性を感じます。

大森先生の思いを次代に引き継ぐ——片山健也・ニセコ町長

それでは、ここで大森先生とも昔からご親交のあった北海道ニセコ町長の片山健也様をオンラインでお呼びしたいと思います。片山町長、お願いします。

片山 皆さん、こんにちは。ニセコ町長の片山です²⁰。

私は大森先生に自治体改革などいろいろなことを教えていただいて、ニセコのまちづくりも、これまで大森イズムで進めてまいりました。「行政依存から住民自治」社会へと動いてきたわけでありますが、実は私は、最初の頃、民間からニセコ町役場に入ったときに、大森先生にだいぶクレームを言った時期がありました。大森先生は市町村合併反対ということも言われておりましたが、私が大森先生に当時言ったのは、「ニ

19 大森彌「有識者からの応援メッセージ 小さいがゆえの素晴らしい自治の営みを」『町村週報』第2742号（2010年12月13日号）、全国町村会、2010年、17頁。

20 片山健也氏は鼎談にオンライン出席後の2025年10月8日付で町長を退任している。

セコ町は5,000人の町なので、こういう小さい町では民主主義が働かない、だからどんな立派な人が政策論争して登場しても選挙で勝てるわけがありません」とお話していました。ところが、1994年に全くバックボーンがない35歳の逢坂誠二さんという最年少の町の財政係長が町長選挙に立候補し、現職に126票差で勝つという事件がありました。そのときに、大森先生は「徹底した情報公開というのをやっていくと住民は育つ」という趣旨のお話をされました。実際に「役場は市民の事務局だ」と言う逢坂さんという町長が登場して、民主主義は成り立つのだということを大森先生に教わった気がします。

それと、町村合併が盛んな頃、僕らは合併問題に対してこのままでもいいのかという議論をしたときに、大森先生からもレクチャーを受けましたが、大森先生は意思決定をどこにするかが問題だということをおっしゃっていたのです。日本の広域行政の仕組みには一つは広域連合という良い制度があるのですが、ほとんど一部事務組合と同様にしか使われていないのが実状です。それで大森先生に相談したところ、それなら広域連合に課税権を認めるということを制度設計すべきだと、それをぜひ提言しなさいということで、課税権と地域自治組織の創設などを当時の片山虎之助総務大臣などに提言をさせていただきました。法的には「地域振興局構想」というものを出しましたが、地域自治区という形で法整備も進めていただいたというような状況であります。

2年前に大森先生が顧問をされている「地域共生政策自治体連携機構」でお会いしたときに、「自治体は地方分権が全く進んでいなくて中央集権社会に逆戻りしています」と私が言うと、「今、分権は確かに冬の時代だ。しかしまた必ず春も来るよ」と言われました。

大森先生が亡くなって本当に私もショックではありますが、私たちが今できることをしっかりやるのが大森先生のご恩に報いることだと思っておりますので、何とかこの地方分権を再始動する、未完の分権改革をいかに次代に引継ぐかということも、今後やっていきたいと思いま

す。

私からは以上です。どうもありがとうございます。

沼尾 片山町長、ありがとうございました。

続きまして小国町の横山真由美様、お願いいたします。

小さいことが町の魅力——横山真由美さん・山形県小国町

横山 こんにちは。

私は、山形県小国町という人口6,400人の町から参加させていただいております。この場にお呼びいただきましてたいへん光栄に思っております。昨年度までは企画担当で5年間働いておりまして、その後、春の人事異動で総務課、いわゆる人事、選挙、採用、法令など少しかちっとしたような部署に異動となりました。今日は農山村の価値と大森先生との関わりについて簡単にお話できればと思っております。

小国町は雪が4mも降るのですが、その中で住民はどのように暮らしているか皆さんは想像がつきますでしょうか。簡単に言うと、本当に雪の中の迷路で暮らしているような場所です。壁が随分高くなりますので、その雪の中を車で走るわけなのですけれども、実際、迷路を観光のメインにしているところもあったりしまして、最近は本当に地域の若者が迷路を作ってお客様を呼ぶというようなイベントもできています。ぜひ「雪の迷路」と検索をしていただくと、小国の美しい雪の迷路が出てくるかと思います。

私は少し前までは豪雪地帯であることがとてもネックだと感じておりました。白い砂浜や青い海にはかなわないと思っていました。ところが移住施策をして町に町外から留学生を迎える中で、雪がとても魅力的だと教えてくれる人がたくさん増えてきたのです。それから自分たちの暮らしに雪はやはり必要不可欠であり、その恩恵も自然の中でたくさん受けていることに気づくようになりました。雪のイベントが増えていることも事実でございます。これほど雪が降る町はないのだから、九州から

移住してくる人などはあえてこんなふうに四季がはっきりしているところで暮らしてみたいという方もすごく多いのですね。ですので、そういう外から来た移住者や留学生から発せられる言葉は非常に自信につながっているところです。雪国にも可能性は十分あり、冬が長い分、春先に雪解け水がとうとうと山から流れていく様子は、本当に自然の躍動する姿を目の前で見ることができます。

また同じように、小さい規模の町を恥ずかしいと思ったこともあったのですね。私たちの町は6,400人しか人がいないのですけれども、マルチワーカーを受け入れたり、小国高校という県立の高校に留学生を招いたり、あとは移住者のコミュニティをつくったりしています。その中で、この取組みは本当に東北では先進的な取組みだったのですけれども、小さい町だから役場、高校、小・中学校、地域、民間会社、それぞれがとても地域に精通していて、これを頼むならあそこに頼もうと、ぽっとその人の顔が浮かびますし、そしてその取組みのスピード感も非常にあり、小さいことが町の魅力であります。役場の中においても、隣の職員が商工担当であったり、その隣が建設担当であったり、また上司との関係もたいへん近く、自分たちのアイデアを実現しやすい環境であることは、とても緊張感、責任感を伴いながらもやりがいのあることだと思っています。

追い求める公務員としての「よき人柄」

昨今、就職で公務員を選ぶ人が減っているのも事実なのですから、公務員の仕事も皆で、チームで企画して周囲を巻き込むことが何より楽しいし、醍醐味です。私は5年間、新規採用職員の研修を担当してきて、今年度の春も担当いたしました。その際にいつも私が資料として使っているのが大森先生の『自治体職員再論』（ぎょうせい、2015年）という本なのですから、いつもこれを使って新採職員の皆さんにコピーを渡して一緒に読み上げています。

私が一番好きな箇所は、その146ページにある「よき人柄」というところです。公務員もよき人柄でなければいけないというような内容なのですが、「よき人柄とはどういう人物のことをいうのか、それは実証的な研究課題ですが、ひとまず、これまでの現場のヒアリングでは次のように言えるのではないかと思います。自他に誠実で、明朗な性格を持ち、度量が大きく、豊かな関心の心の持ち主、といったところでしょうか。誠実とは、相手の立場や心情を慮るとともに自分の気持ちにも正直なことを、明朗とは、物事にウジウジしたこだわりがなく性格が明るくユーモア（ゆとり）のセンスに富んでいることを、度量が大きいとは、他人の言動を一概に否定することなく受容する心の広さ、おおらかさ、懐の深さを、豊かな関心とは、様々な事柄に豊かな関心を持ち、問題を発見し、進取の気性を備えていることを、それぞれ意味しているといえるでしょう」というところです。

私はここがとても大好きで、公務員だからではなく、人としてやはりこういうところが一番大切だなと思いますし、何より大森先生の本は本当に分かりやすく、その言葉が心にすっと入ってくるような文章が多くて、私もぜひこういう人間でありたいなといつも思われています。

小国町について言えば、小さい町だからということで決してそれをマイナスに感じずに、小さい町だからこそできることをどんどん見つけて、地域の人とどんどんつながって新しいことにチャレンジしていきたいと思いますし、今後も若い世代にそれを上手に引き継げたらなといつも考えています。

以上になります。今日はどうもありがとうございます。

沼尾 横山様、どうもありがとうございました。小規模自治体の魅力について、また職員研修で使っておられる大森先生のテキストのお話から、公務員の「よき人柄」についてお話をいただきました。

「よき人柄」のお話から、以前に大森先生に伺った話を思い出していました。幼い頃にお家が本当に貧しくて、生活保護をもらっていたとき

にご自宅にケースワーカーの方が来られたと。それでお母様への「刺すようなまなざし」という言葉を使われたと思うのですけれども、それを見ながら、この人は自分のお母さんにひどいことをする、そういう人なのだというのが僕のケースワーカーに対する最初の印象でしたというふうにおっしゃっていました。そこでは、ケースワーカーの役割とは何なのか、ということをお問われていたのですが、人として、公務員として大切なところを考えるにあたり、先生のそうした幼少の頃のご体験も背景にあるのかなと思いながら聞かせていただきました。人と人とのつながりや、交流を含めて、公務員としてのあり方も問われますし、どのようにつながりをつくっていくかということも問われるのではないかと思います。岡崎先生から前段で人材育成のお話がありましたが、大森先生は人材育成についても丁寧に関わってくださっていました。

チャットからの質問と回答

ここで一つ質問をいただいております。岡崎先生へのご質問です。

岡崎先生へ、「都市と農村の新たな共生・対流は、移住ではなくて関係人口として二拠点住民票などで連携を進めてはどうでしょう。もちろん防災協定は重要ですが、住民の交流が重要と考えます」 いかがでしょうか。

岡崎 私はこの関係人口という言葉が出てきたときから違和感を持っています。様々に定義をされていますが、厳密に考えれば考えるほど不明瞭になってくる。そうした概念をもとにして「ふるさと住民票」を交付する数を地方創生の目標として掲げると聞きます。現場の自治体職員にとっては非常に曖昧で、どこを向いて仕事をしたらいいのか、より不明確になると思います。

都市側の住民からすれば、移住ではなく関係人口というほうがコミットし易いのかと思いますが、単にコミットし易いか否かではなく、自分が思いを託した町村や集落に対して、どこまで責任を持つかの覚悟の間

題だと思います。またこれからはかなりフットルース（足のおもむくまま）に若い人が様々な地域を巡って歩くということが起きてくると思います。だから移住者に多額のお金を払うという関係性でなく、若い人のパワーをどうやって生かすか、あるいは力のある人に対してどう自分たちの地域の魅力を発信しながら惹きつけていくのか、そういうことが重要だと思います。

まとめ

沼尾 ありがとうございました。

それでは、そろそろまとめに入りたいと思います。

大都市と農山漁村の連携・交流に向けて、特別区では全国連携プロジェクトが行われています。これについては岡崎先生からもお話がありました、いろいろな取組みも行われています。また、個別の区において、歴史的にいろいろな取組みが行われており、今日でも様々な連携・交流があると聞いております。例えば、世田谷区では第二のふるさとをつくる取組みとして群馬県川場村との連携を長年続けておられます。1981（昭和56）年に「区民健康村相互協力に関する協定（縁組協定）」を締結されたあと、様々な連携・交流の取組みが行われていて、最近では自治体間連携によるエネルギー（電力）の利用も行われています。道の駅「川場田園プラザ」は全国的にも有名な道の駅ですが、世田谷区との長年の連携・交流も大きな影響を与えていると感じます。これからの「大都市と農山漁村の共生・対流」について、どういうことが考えられそうか、一言ずつお話しいただければと思います。

では、小野さんから。

小野 今日はありがとうございました。

都市も農山漁村もそれぞれ持っている機能が違うわけでありまして、それを前提に役割分担の発想で互いに学び合うということが必要だと思

います。全国連携プロジェクトの課題の話がありましたけれども、これを実質化させるのであれば、例えば個別の自治体ごとに、というのもあるのですけれども、特別区協議会や全国町村会などが一緒になって、自治体職員の交流であったり合同の勉強会を開催するとか、あるいは若者の交流ですね、私が関わっている若者と交流するというのはすごく面白い取組みになるのではないかと思います。

今日は小国町の横山さんに登場してもらいましたけれども、2022（令和4）年に明治大学の小田切徳美先生が編まれて岩波書店から出版された『新しい地域をつくる』という本がありまして、そこにコラムを3本書いており、その中の1本で小国町の職員のことを取り上げています。小国町は、一般行政職員は僅か100人ちょっとなのですからけれども、時間外で地域づくりの自主的活動に参加している職員が30人ぐらいいるのですよね。すごい割合だと思います。私はいろいろな町村の人たちと付き合っていますけれども、間違いなくトップクラスの自治体ではないかと思っています。なので、自治体の交流にはぜひそういう学び合いの面も必要ではないかなと思います。もちろん首長レベル、トップレベルでやるのが一番大事なのですからけれども、そうした交流を実質化させる時代にいよいよ入っているのかなと感じますし、全国連携プロジェクトはその礎として非常に重要だと思います。

私も、大森先生が都市と農山漁村、両方に関わってこられた意義をこれから確かめ続けたいと思います。

以上です。

沼尾 ありがとうございます。

それでは、岡崎先生、お願いいたします。

岡崎 私は地方の農山漁村には教育力とでも呼べるものがあるのではないかと思います。先ほどは小野さんから緑のふるさと協力隊のコミュニケーション力の向上というお話がありましたが、私も現役の教員のときには、毎年、夏休みに一月近く学生を農山漁村の現場に送り込んでい

ました。夏休みが明けて大学に帰ってくると見事に変わっている姿を多く見てきました。

今の若い者は、といろいろ言われますが、私が現場で付き合っていると、若い人の価値観は、物を持ちたいという所有欲よりも存在欲のほうが大きいと感じます。つまり、自分はここにこういう形で生きているのだと周囲から認めてもらいたいということです。人間は都市では本当に小さい歯車の一つにしかならないが、農山漁村に行くと「おお、よう来た」と、地域の暮らしの中に受け入れてくれ、自分を認めてくれる場をそこに見つけて帰ってくるような気がします。ですから、2009（平成21）年に若者を中心に、89人で始まった地域おこし協力隊は、現在では8,000人にもなっている。国の施策としては珍しい成功例だと思います。もちろん、いろいろな課題を含んでますが、8,000人近い若者が主に農山漁村の現場に足を運んでいるという事実は、やはりそこが教育力とでも呼べるものを持っているからです。そうした力を今後、都市の中にもどう内包していくかは重要なテーマであろうかと思います。

私は長年、大分県の湯布院と付き合ってきましたが、湯布院のまちづくりを支えてきた中心人物に中谷健太郎さんがいます。亀の井別荘の経営者であります。この人は言葉の人で、意味深いことをよく言われています。その中の一つを、今回の鼎談をお引受けする際に思い出したのですが、中谷健太郎氏は「ムラの生命をマチの暮らしに、マチの力をムラの生業へ」と言っています。ある意味、都市・農村交流の側面を鋭く言い当てている言葉ではなかろうかと思います。

沼尾 ありがとうございます。

本日は「大都市と農山漁村の共生・対流」をテーマに取り上げてまいりました。

最後に、大森先生が都市と農山村についてどういうことをおっしゃっていたか、一つご紹介したいと思います。

「少なからざる都市住民が都市で暮らす快適さ、便利さよりも、自然

と共生しつつ、ぬくもりのある人とのつながりの中で生活する豊かさを
選び取ろうとし始めた」²¹と文献にあります。今、若い世代を見ていて
も、都市部の便利でいろいろなものが消費できる環境も捨て難い、だけ
れどもやはり自然豊かな中で何か新しいものを創り出すというクリエイ
ティブな農山村での暮らしの営みや、そこでの人間関係をぜひ享受した
いという人が増えています。ウェルビーイングということも言われるよ
うになり、自分らしい暮らし方、働き方を模索する人も増えました。そ
うした中で、これからますます、大都市と農山漁村それぞれの魅力を知
り、往来する人たちが増えていくのだろーうと思います。

都市と農山漁村とを往来する人々が増え、特別区における全国連携プ
ロジェクトも規模としては大きくなってきています。こうした中で、連
携する分野や取組み内容、さらにそこに行政だけでなく、それぞれの地
域の住民やコミュニティレベルでの取組みが広がっていくことを含め、
人と人との往来を通じて、今後の展開が図られていくことが大切と思
います。大森先生は人間の二面性、すなわち利便性や機能性を求める半面
で、人間もまた自然の中の生き物であることを指摘しておられました。
そのバランスの中で私たちの地域や暮らしを考えることの大切さを語
っておられたと思います。そして、一番身近な地方政府としての自治体
をさらに強いものにしていくこと、大都市と農山漁村の共生・対流を通
じて、多様で豊かな地域社会が共存できる日本の姿を思い描いていたの
ではないかと思います。

それでは、本日の講演会はこれで締めさせていただきます。ありが
うございました。

21 前掲注11、30頁。

●講演会資料（PPT）

特別区協議会

第3回大森彌先生追悼講演会
大都市と農山漁村の共生・対流

資 料

沼尾波子(東洋大学)
岡崎昌之(法政大学)
小野文明(全国町村会)

はじめに

○大森彌先生の「最初の政府」としての基礎自治体像

→ 大都市自治体／農山漁村

鼎談

①大森先生の思い出

②農山漁村に学ぶ暮らしの未来

③大都市の農山漁村の共生・対流

本企画の趣旨

大森先生の生い立ち

1940年世田谷区生まれ。

「主として東京暮らし。」「父の顔を知らずに母子家庭で」育つ。「四人兄弟の次男で」「非常に貧乏」「生活保護を受けていたことも」ある。

高校は夜学。都立大森高校。昼間はペークライト製造の小さな町工場で働いていた。

中央大学法学部法律学科→東京大学大学院法学政治学研究所へ

縣公一郎・稲継裕昭『オールラヒストリー日本の行政学』pp.67-68(ほか)

大森先生の農山村原体験

戦争中に山梨県甲府市、長野県湖南村(現在の諏訪市大字湖南)に疎開

「下駄スケート」「ハヶ岳の水彩画」←「農山村の原イメージが体の中にあるように思う」

→「都市的なものと農村的なものが共存している」

「都市的な消費者としての自分。自分たちで作りだしている農村的なもの。それが一人の人間のなかに共存しているか、折り合えるかが重要。」

「第32回自治体学会青森大会 第2分科会都市と農山漁村の共生」『自治体学』Vol.32-1、pp.10-11)

本企画の趣旨

農山漁村と都市との連携についての議論

- ・「土地と住民を守れなければ自治体の価値はない。それは都市も農村も同じ。」
- ・「都市と農村の共生の問題は自然観に関係している。自然は人間が制御できず、ともに生きるしかない。自然の営みが強い農山漁村・地域をないがしろにすると社会が減んでしまう。農山漁村が減ぶと都市は減ぶ。」
- ・「お互いが必要としていることを実感し、都市側から歩みだしてほしい。共存はお互いが邪魔しないという関係、共生は共存より強く、相手がいないと生きていけない。」
- ・「明治時代以来続く田舎を軽蔑する見方を克服すべき」

(「第32回自治体学会青森大会 第2分科会都市と農山漁村の共生」『自治体学』Vol.32-1、pp.10-11)

⇒「田舎が都会を救う」

- ・「東京圏では、地方圏から若者を吸収しつつづながら、どうしてその若者が安心して結婚・妊娠・出産・子育てができていないのか、その生活構造こそが問題である。この点では東京圏こそが、いまや、過疎地域とは違った意味で条件不利地域であるといえる。これに新たな展望を開くような具体的な政策を打ち出せなければ、創生法による人口政策は成功しないのではないか。」(大森彌(2017)「田園回帰の意味するもの―共生の思想と地域の自治」大森・小田切・藤山編『世界の田園回帰』p.15、農山漁村文化協会)

大森先生と全国町村会との関わり

2025年6月

年	月	項 目	提言・報告等
研 究 会 等			
1987・S62	10月	町村自治研究会・町村研究フォーラム 代表	1989年報告書「高齢化時代と町村自治」刊行 1991年報告書「地域を拓き地域を結ぶ」刊行 1993年報告書「地域を担う人材」刊行
2000・H12		地域政策フォーラム（外部研究会） 代表	2001年提言書「21世紀の日本にとって、農山村が、なぜ大切なのか」
2002・H14	5月	町村の新しい自治制度に関する研究会 座長	2002年提言書「いま町村は訴える」 2003年提言書「町村の訴え」、提言書「町村からの提言」 2004年提言「町村自治の発展を支える財政制度の構築に向けて」 2005年提言「地方分権の確立と町村行政基盤の強化をはかり住民一人ひとりが誇りと愛着を持ち生きがいを実感できる魅力ある町村の実現を目指す」 2006年提言「私たちは再び農山村の大切さを訴えます」
2007・H19	4月	道州制と町村に関する研究会 座長	2008年報告書「『平成の合併』をめぐる実態と評価」 2010年報告書「『平成の合併』の終わりと町村のこれから」
2014・H26	9月	人口減少対策に関する有識者懇談会 座長	2014年提言書「地方創生の推進に関する提言」
2016・H28	8月	地域運営組織に関するタスクフォース 座長	2017年報告書「町村における地域運営組織」
		町村に関する研究会 座長	2020年提言「コロナ下・コロナ後社会を見据えた町村からの日本再生に関する提言」
2019・R元	9月	町村に関する研究会 座長	
町 村 週 報			
1999・H11	3月	町村週報・コラム2023年7月まで91本載 ほか論説7本	
全国町村長大会			
2010・H22	12月	全国町村長大会・応援メッセージ	登壇
2013・H25	11月	全国町村長大会・応援メッセージ	登壇
2018・H30	11月	全国町村長大会・応援メッセージ	登壇

◆ 特別区協議会 特別区の自治と今後を考える ～大森彌先生追悼講演会◆

2025年6月2日

大森彌先生との出会いと研究実践活動

法政大学名誉教授 岡崎昌之

1. 日本地域開発センター

- (1) 地域社会研究会
- (2) 北海道池田町まちづくりシンポジウム
- (3) 大分県湯布院町
- (4) 共に関わったおもな地域

2. 全国町村会

3. 自治体学会

4. 山間過疎地域国際研修研究調査

1. 日本地域開発センター

- ▶ 1964 S39 財界・学会、米フォード財団の共同で設立

(1) 地域社会研究会

- ▶ 1972 S47 開始
- ▶ 中心メンバー 奥田道大（立教大学） 森戸哲（地域総合研究所）他
- ▶ 町田市との連携調査
- ▶ 研究報告会

第1回 西尾勝「アメリカのコミュニティ・アクション・プログラム」 1973 S48.1

第4回 大森彌 「日本の政治伝統と住民運動」 1974 S49.11

[illegible]

『まちづくり再考』（岡崎昌之2020.1）より

(2) 北海道池田町まちづくりシンポジウム

- ▶ テーマ：地域にみる生活と文化の再生
- ▶ 開催：1975（S50）年11月6～8日
- ▶ 参加者（町外）：約60名
- ▶ 「まちづくり」とは（開催趣旨）

地域社会の歴史的、文化的な個性を基礎にして、その地域に真に必要なものを、そこに生活する人々が、自らの知恵と活力で発見し実現していく創造的な過程

●シンボリズムの絶頂

[illegible][illegible]

『地域開発』（日本地域開発センター1976年2月号より）

シンポジウム

地域にみる 生活と文化の再生

第1回集い『ワインの町——池田町』

昭和50年11月6日～8日

於・北海道中川郡池田町

主催（財）日本地域開発センター

後援 総合研究開発機構・池田町



日本地域開発センターでは、自主研究グループのひとつである「地域社会研究会」（代表・奥田道大立教大学社会学部教授）を中心として、今回、標記のようなシンポジウムを開催いたしました。

このシンポジウムには、巻末の参加者一覧のように、全国から「まちづくり運動」や地域における文化、生活に関心をもつ方々約60名が自発的に参加されました。この企画は、従来のようなシンポジウムではなく、参加者がみずから行動し発

言するという、参加者の主体性に重点を置いたものでした。

そしてそこでは、地域における生活のこと、文化のこと、産業のこと、行政のことなど有益な議論がかわされました。本誌ではその内容を本号と次号にわたって、詳しくお知らせいたします。

またこのシンポジウムの開催にあたっては池田町、総合研究開発機構から暖かいご協力をいただきました。

『地域開発』（日本地域開発センター1976年2月号より）

表 1-2 池田町外からの主なシンポジウム参加者

▶ 地域社会研究会

奥田道大氏 (立教大学・代表)
森戸 哲氏 (地域社会研究会)
中谷美二子氏 (アーティスト)
森口克弘氏 (町田市)

大森 彌氏 (東京大学)
林 泰義氏 (計画技術研究所)
渋谷謙三氏 (町田市)
岡崎昌之 (地域開発センター) 他

▶ 地域社会研究会関係者

高山英華氏 (東京大学)
向坂正男氏 (総合研究開発機構)
津端修一氏 (地域振興整備財団)
下河辺千穂子氏 (跡見女子大学)

八十島義之助氏 (東京大学)
川喜田二郎氏 (東京工業大学)
中谷健太郎氏 (湯布院町) 他

▶ 自治体関係者

北海道帯広市・美瑛市・釧路市・士幌町
埼玉県吉田町長
東京都日の出町長
静岡県引佐町
兵庫県西宮市

埼玉県川口市
東京都瑞穂町長
愛知県豊根村長
大分県湯布院町長

埼玉県秩父市
静岡県島田市長
大阪府松原市
鹿児島県横川町 他
(所属) はシンポジウム当時

『まちづくり再考』 (岡崎昌之2020.1) より

(3) 大分県湯布院町

➤ 大分県湯布院町まちづくりシンポジウム

- ▶ テーマ：この町に子どもは残るか
- ▶ 開催：1976 (S51) 年7月8～10日
- ▶ 参加者(町外)：約200名

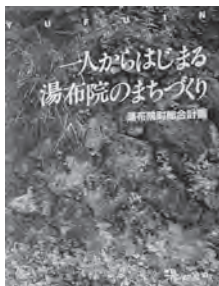
➤ 潤いのあるまちづくり条例 1990 (H2)

※真鶴町まちづくり条例「美の基準」1993

➤ 「湯布院町総合計画策定調査」

1990/04～1992/04

- ▶ 『湯布院町総合計画
一人からはじまる湯布院のまちづくり』
1992 H4.3



(4) 共に関わったおもな地域

- 北海道ニセコ町：条例策定、総合計画調査
- 岩手県遠野市：田園都市を考える遠野会議、地域振興計画調査
- 栃木県茂木町：総合計画策定調査
- 石川県門前町：「日本海文化交流会議」(1989～)
- 静岡県大井川町：「自治組織活性化事業調査」他
- 香川県池田町：「全国池田サミット」「市町村合併調査」
- 愛媛県内子町：町並み保存、総合計画策定
- 熊本県小国町：九州ツーリズム大学
他

▶ 「地域政策フォーラム」設立 1994 (H6) .11

大森彌、清成忠男(法政大学)、岩波正子、岡崎

※ 地方分権推進委員会専門委員・くらしづくり部会長 (1995 H7)



2. 全国町村会

(1) 「町村自治研究会」 (1987 S62/02～1993 H5/03)

- ▶ 調査研究と提言作成
- ▶ 「町村研究フォーラム」
西川治 (東京大学) ・大森彌主査
木村仁 (自治省行政局長、消防庁長官)

『高齢化時代と町村自治：朗年社会をめざして』 1989

『地域を拓き地域を結ぶ：町村の交流事業』 1991

『地域を担う人材：人を育て人を活かす』 1993



3部作の発刊

(2) 「町村の役割について国民のコンセンサスを得る方策検討委員会」 (1999～)

「21世紀の日本にとって農山村がなぜ大切なのか
～揺るぎない国民的合意に向けて」 (2001 H13.7)

(大森彌、岡崎昌之、橋立達夫〔作新学院大学〕、宮口眞穂〔早稲田大学〕、佐久間正子)

- ▶ 町村が所管する国土 (72.2%) の多面的価値
①生存を支える ②国土を支える ③文化の基盤を支える ④自然を活かす ⑤新しい産業を創る



(3) 「町村の新たな自治制度に関する研究会」 (2001～) 多くの提言

- ▶ “平成の市町村合併 (2005 H17)” “分権改革 (1995 H7)” への対応
- ▶ 数多くの提言
「いま町村は訴える～合併の進め方と合併後の基礎的 (小規模) 自治体のあり方」 2002.11
「市町村のあり方についての提言書」 2003.1
「町村の訴え～町村自治の確立と地域の創造力の発揮」 2003.2
「町村からの提言～市町村合併と分権改革・三位一体改革について」 2003.12
「町村自治の発展を支える財政制度の構築に向けて～地方交付税制度のあり方」 2004.12
「地方分権の確立と町村行政基盤の強化～町村からの提言」 2005.12
「私たちは再び農山村の大切さを訴えます
～住民一人一人が誇りと愛着を持てる活力と個性溢れる町村を実現するために」 2006.12
- ▶ 平成市町村合併 ⇒ 福島県只見町、香川県池田町、大分県湯布院町他

(4) 「道州制と町村に関する研究会」(2007.4～) → 「町村に関する研究会」(2019.9～)

▶ 道州制の動向

- ・2006 H18.2 「道州制のあり方に関する答申」第28次地方制度調査会
- ・2007 H19.1 道州制ビジョン懇談会
- ・2009 H21.3 「小規模市町村の状況」第29次地方制度調査会
- ・2012 H24.9 自民党「道州制基本法案」

▶ 道州制・小規模市町村・さらなる合併への対応

「平成の合併をめぐる実態と評価」2008.10

「平成の合併の終わりと町村のこれから」2010.4

「町村の現状とその事務執行の確保方策に関するアンケート調査・実地調査」2011.3

全国町村長大会「道州制導入絶対反対特別決議」2012.11

全国町村長大会「道州制基本法案国会提出、導入断固反対特別決議」2012.11

- ・2014.6 自民党道州制推進本部 法案国会提出断念

▶ 道州制推進派知事 石井正弘岡山県知事との面談も

3. 自治体学会

- ▶ 設立 1986 S61 田村明 西尾勝、塩見譲 代表運営委員(1986～1993)
- ▶ 大森彌代表運営委員(1994～1999) → 女性代表運営委員(上原恵美・滋賀県)
→ 自治体職員代表運営委員(千葉富三・遠野市) ※ 島根大会

4. 山間過疎地域国際研修研究調査(1991 H3～2000 H12)

▶ 運営委員長：大森彌

国内 東京大学/鳥取大学(岡田憲夫)/山梨大学(山岡利幸)/東北芸術工科大学(水島孝治)

海外 米オレゴン大学PPPM(Prof. M. Hibbard) スイス山岳地域センターSAB(Dr. J. Wyder)

▶ 国内研修拠点 ① 鳥取県智頭町 1991～1992 ② 山梨県早川町 1993～1995

③ 山形県西川町/白鷹町/小国町 1996～1998 北海道ニセコ町 栃木県茂木町 熊本県小国町

▶ 海外研修地域 米オレゴン州 Oakridge, Eugene, Portland 他 スイス Brugg, Lenk, Chateau d'Oex, Lausanne 他

▶ 研修参加者 全国山間過疎30地域から 約150名

町村長就任者：山梨県小菅村長 船木直美 愛知県豊根村長 伊藤浩豆 山梨県早川町長 深沢肇

大都市と農山漁村の共生・対流

○「骨太方針2001」(6) 地方自立・活性化プログラム

「～意欲と能力のある経営体に施策を集中する等により農林水産業の構造改革を推進することが重要である。また、地方の活性化のために、都市と農山漁村の共生と対流、観光交流、おいしい水、きれいな空気に囲まれた豊かな生活空間の確保を通じ「美しい日本」の維持、創造を図ることが重要である。」

→「誰もが都市生活と農村生活を共に手にすることができる「二重生活時代」を享受できる21世紀にしたい」
(「小泉内閣メールマガジン」2001年6月28日武部勤農林水産大臣の記述)

○2002年9月「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」(政府の副大臣で構成)

⇒2003年6月「都市と農山漁村の共生・対流推進会議」(通称：オーライ！ニッポン会議)

都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの普及・啓発活動を国民運動として推進するための組織

○総務省(2007)「都市と農山漁村の新たな共生・対流システムの構築に関する調査」

→都市部と農山漁村地域の双方が、一方だけでは対処の難しい課題の解決に連携・協力して取り組むことで双方にとりWin-winとなるような、社会的定着性のある仕組み

- ①団塊世代向け居住・定住推進モデル ③農地等農業資源活用モデル
- ②広域合併自治体内域間共生・対流モデル ④特色ある滞在型農山漁村体験活動モデル

⇒「地方創生」の先行例

大都市と農山漁村の共生・対流

○侮蔑的な「田舎・田舎者」イメージの克服

「文明の利器を使えない人と「田舎者」が同義語になっている。」

⇒徳島県上勝町の株式会社「いろどり」における葉っぱビジネスの成功例(ITを駆使するおばあちゃんたち)は過疎のまちの「田舎人」

⇒「各地で活躍する洗練された田舎人たち」

「各地を訪れ、ほとんど無名といっている地域(田舎)でリーダー的な立場の人に会い、そこでの実践活動を聞いてみると、そのひたむきさ、洞察力や見識、行動力に感心するだけでなく、その細やかな心遣いと謙虚さと温かさが地域の人々を結びつけていることに気づかされる。」

○「向都離村」から「田園回帰」へ

全国町村会報告書(2015)「都市・農村共生社会の創造―田園回帰の時代を迎えて」

→「都市の安定と農村の安心」という視点からの、「都市・農村共生社会」の創造

・農山漁村地域に所在する自治体：都市と農山漁村の共生にこそ未来の確かな道筋が展望

「少なからざる都市住民が、都市で暮らす快適さ・便利さよりも、自然と共生しつつ、ぬくもりのある人とのつながりのなかで生活する豊かさを選び取ろうとし始めた」

「地方圏には、地域の資源やワザを組み合わせ、新しい産業を興すという仕事であれば、若者が挑戦すべきフロンティアとしての可能性が十分にある。」

「田舎には、大都市では見出しにくい、人と人とのつながり、自然とのつながり、伝統とのつながりが息づいている」

大都市と農山漁村の共生・対流

特別区が農山漁村にどうかかわるか～遠隔自治体間連携の可能性

求められる特別区と地方の市町村の連携

○東日本大震災における自治体間の絆

「住民の命がかかるイザというときに頼りにならなくてどうするのかという不眠不休で奮闘している被災地の自治体を、他の自治体が傍観せず、自ら応援を買って出て、物資と励ましを届け続けた。」

東日本大震災での杉並区を核とした「自治体スクラム支援」←「友だちの友だちはみな友だち」

○自治体は「ゼロサムの競争関係」ではなく「苦難を共有しようという自立支援の関係」

特別区は「巨大都市自治体東京の自治運営のために、それぞれが、また共同して事務事業を展開」「特別区間連携の実績を積み重ねてきた。」

「いま求められているのは、特別区が、地方圏の市町村との間に多様で創意ある「共生と対流」の関係を構築していくこと」

→大都市地域と農山漁村地域の住民がそれぞれの魅力を楽しむよう、「ひと・もの・情報」が双方向で行き交うライフスタイルを実現すること

（大森彌（2017）「田園回帰の意味するもの―共生の思想と地域の自治」大森彌・小田切徳美・藤山浩編『シリーズ田園回帰8 世界の田園回帰―11か国の動向と日本の展望』、pp.37-41.）

大都市と農山漁村の共生・対流

・ 特別区が農山漁村にどうかかわるか

特別区全国連携プロジェクト

「我が国は、人口減少社会を迎え、地域の崩壊や経済の衰退などが懸念されており、地域の活性化が求められています。」

今必要なのは、東京を含む各地域が強い信頼関係のもと、活き活きとしたまちづくりを進め、ともに発展・成長しながら共存共栄を図っていくことです。このことから、特別区（東京23区）は、全国の各地域と産業、観光、文化、スポーツなど様々な分野での新たな連携を模索し、東京を含めた各地域の経済の活性化、まちの元気につながるような取組を「特別区全国連携プロジェクト」として展開しています。」

連携自治体数の推移



東京23区と連携・交流している総自治体数*

全国 **1,145** 自治体

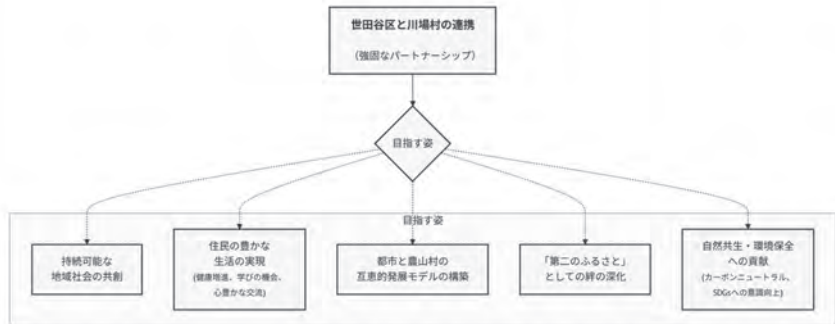
■ 特別区と交流事業を行った自治体数
■ 東京都庁と交流事業を行った自治体数
■ 東京都庁と交流事業を行った自治体数（※1）

*特別区長会調べ
各項目の合計から重複している自治体を除いた数値

出典：特別区（2024）「特別区全国連携プロジェクトパンフレット」

大都市と農山漁村の共生・対流

東京都世田谷区と川場村の例



参考文献

縣公一郎・稲継裕昭『オーラルヒストリー日本の行政学』勁草書房

大森彌 (2018) 「第32回自治体学会青森大会第2分科会 都市と農山漁村の共生」『自治体学』vol.32-1, pp.10-11

大森彌 (2017) 「田園回帰の意味するもの―共生の思想と地域の自治」大森彌・小田切徳美・藤山浩編『シリーズ田園回帰8 世界の田園回帰―11か国の動向と日本の展望』

大森彌 (2011) 「記念講演 日本の将来と町村の自治」『富山県町村会創立90周年記念講演会講演録』富山県町村会

大森彌「骨太方針2001」

大森彌 (2011) 「田舎が都会を救う」『信州自治研』No.227, pp.6-8, 長野県地方自治研究センター

大森彌 (2003) 「基調講演 農山漁村の自治の力」『平成15年度全国町村議会シンポジウム 都市と農山漁村の共生と対流～スローライフをめざして講演録』, pp.20-30, pp.32-52, 財団法人全国町村議員会館

全国町村会 (2014) 「今後の農林漁業・農山漁村のあり方に関する研究会」報告書 (「都市・農村共生社会の創造―田園回帰の時代を迎えて」)

特別区 (2024) 「特別区全国連携プロジェクトパンフレット」

大森自治体行政学と特別区

東京大学大学院法学政治学研究科教授 金井 利之

講師紹介

事務局 講師を紹介させていただきます。

東京大学大学院法学政治学研究科教授、金井利之の講師でございます。

本日は、「大森自治体行政学と特別区」というテーマでご講演をいただきます。

それでは、金井先生よろしくお願いいたします。

本日のテーマ

金井 皆さん、こんにちは。

東京大学の金井でございます。

本日も非常に暑い中、このような場にお越しいただきまして誠にありがとうございます。それから、何よりも大森先生と今一たび出会う機会を、このように与えていただいた特別区協議会の皆様にも、厚く御礼申し上げます。

今日は、「大森自治体行政学と特別区」と題しまして、大森先生がどういう研究実践活動をされてきたのか、それを理論的な面から、あらためて考えてみたいと思っております。

大森先生はご案内のとおり、ご自分の行政学を「自治体行政学」と名乗られていました。これは大森先生がいろいろなところで、国の行政学と自治体の行政学は違うのだとおっしゃって、自治体における固有の問題を探究されてきたということが背景にあります。ところが、「自治体行政学」と名乗る人がほとんどいないのは、大森先生自らが語っている

ところであります。私は珍しく「自治体行政学」を名乗っていると大森先生にも言及していただいているのですが、大森自治体行政学と同じとはあまり思えないので、誠にこういうのを不肖の弟子というのだなとつくづく思います。

東京大学法学部の科目では、「都市行政学」と名乗っております。これは1990年に東京大学大学院法学政治学研究科に専修コースが設置されたときに、創設された科目です。大学院専修コースと法学部特別講義の合併科目です。この背景としては、初代担当者の西尾勝先生は、都市行政が好きだったということが推測されます。ですが、西尾先生になぜ好きなのかと質問しても、明確な答えは返ってこないのです。一応、最大の理由は、「地方自治」などでは地方自治法と勘違いするからだ、という説明でした。「地方自治論」などと名乗らない理由にはなるとしても、「都市行政学」を名乗る理由としては、全く理由にならないと感じていました。西尾先生は必ず理由の説明がある人なのですけれども、この件に関してはなぜ「都市行政学」にこだわるのかというのはよく分からなかったわけですね。ただ、助手論文のテーマが「大都市行政」ですし、市政改革運動をアメリカ行政学の一つの源流とする点からも、農村を含めた自治体一般あるいは地方自治・地方政府ではない側面にご関心があったことは分かります。

1992年10月に私は東京都立大学法学部に赴任して、ここもまた「都市行政論」という科目でした。「都市」の意味がよく分からないということで、当時は悩んでいました。暫定的な結論は、東京都を設置者とする東京都立大学において、歴史的なスパンを持って、東京都と東京市を扱うには、「都」と「市」である必要があって「都市行政」と称していると理解しました。ですが、2004年に、東京大学では、専修コースを発展的に解消し、公共政策大学院をつくるときに、科目名を提案することになったので、「自治体行政学」という名前になりました。ただ、授業自体は自治体行政学（公共政策大学院）と都市行政学（法学部）を合併し

て行っています。

ということで、大森自治体行政学とは何だったのかをあらためて振り返ってみたいと思って、今日までいろいろ考えてみたところであります。しかし、最初にお詫びを申し上げなければならないのは、大森先生にはたくさんの論文があり過ぎておよそ読み切れないのです。それから、しばしば同じ内容をいろいろなところに書いているので既視感が出てきて、この論文は読んだ気もするなと受け止めて読まなくてもいいかなと思うのですが、しかし、違うことが書いてあるかもしれないとか、迷宮のような論文群があるのです。そこで、特別区協議会の山之内史裕さんに、たいへんなご負担をお掛けして、かなりの部分を整理していただいたので、これら文献には皆さんもたぶんアクセスしやすくなるのではないかなと思います。少なくともこの機会に、大森先生の過去の論文のかなりの部分が整理されたことは大きな業績だと思っておりまので、大森彌文庫で直接に紙を手にとっていただくこともいいのですけれども、紙コピーとしてアクセスしやすくなり、さらに皆さんに伝わるかなと思っております。

ともかく、今日の私は、現時点では消化不良といえますか、まだ大森先生の全貌をつかみ切れておりません。今日の段階では仮説といえますか、取りあえずこう思うけれども、むしろ皆さんのほうから大森自治体行政学にはこういう面もある、あるいは、こういう点もあったのではないか、というようなお知恵をいただければなと思っております。

1 はじめに～個人的追想～

(1) 大学学部時代

①大森ゼミ初回のみ参加

それでは、最初は個人的な追想から皆さんが始めているので、それに倣いたいと思います。都市行政学を好まないという点においては、大森

先生と共通しているのですが、ではなぜ自治体行政学なのか、地方自治論ではないのか、地方政府論ではないのかとか、様々な議論があり得るところであります。

ともあれ、個人的な経験を述べますと、私は1985（昭和60）年に東京大学教養学部に入ったのですが、1年目のときには大森先生のゼミに出ませんでした。当時、東大では佐藤誠三郎先生と舩添要一先生のお二人も1・2年生向けのゼミをやっていて、政治に興味のある人間は佐藤ゼミか舩添ゼミかということがありました。私は舩添先生があまり好みでなかったのも、佐藤先生のゼミに1年生の春に入り、2年間、4学期ずっと出ていました。その意味では、佐藤ゼミ出身だというアイデンティティがあります。1年生のときには大森先生には気が付きませんでした。

佐藤先生はご存じの方もいると思いますが、宗教的、洗脳的といいますか、非常に説得力のある人なので、ずっと接していると「佐藤教」に染まらざるを得ないくらいに迫力があります。ある方が言っていますが、要するに教育的配慮が全くないので、18歳の議論の立たない人間を相手に50歳ぐらいの人間が論破します。「はい、論破」というタイプの人がありますが、それよりもはるかに論理的かつ説得的な議論をするので、18歳・19歳の人間はほとんど太刀打ちできなくて、みんな洗脳・改宗されていくのです。私はちょっとどうにか解毒しなければいけないなと、別のゼミに出ようと思ったのが教養学部2年、1986年の4月で、そのときに大森先生の日本官僚制論のゼミに顔を出してみたということです。

②政府に呼ばれるように

顔を出したのですが、そのとき、正確な言葉は覚えていないのですが、行政学者がなぜ第二臨調に呼ばれなかったのか、活躍できなかったのか、役立たなかったのか、とても残念で次の改革には呼ばれるようにしたい、というようなことをゼミの初回でおっしゃっておられま

した。そんなに政府に呼ばれたいのかなあ、佐藤先生は当時中曽根首相のブレーンと呼ばれていましたから、ジェラシーを感じているのかなあと思いながらも聞いていたのです。しかし、実際は、大森先生も各地いろいろなところで活躍していましたし、その後には介護保険の立案にも関わるのですから、こんなことを言うまでもなかったのかもしれない。あるいは、第二臨調での辻清明先生の不遇を、または、辻先生を支えきれなかった弟子たちの不忠を、悔やんでいたのかも知れません。ともあれ、行政学者は行政改革には役に立たないという認識をされていたということです。

この後、橋本行革のときにも、やはり行政学者は要らないという橋本首相の発言がありました。これは牧原出先生（東大先端科学技術センター教授）がどこかで引用しておりますけれども、相変わらず、政府に呼ばれたいという認識は続くのだということになります。

このことが非常に印象に残っている大森先生ですが、この初回のときに第二臨調に関するペーパーを、第2回目までにさせと言われて出したのです。けれども、ゼミで読むテキストが入手できなかったのも、第2回目のゼミにそのまま参加しないようになって、実は、それきり学部生の頃は接触がなかったのです。そのペーパーも第二臨調に対するコメントは篠原一先生（東大名誉教授）の議論（シンボル操作論）の全くパクリで、何の独創性もなく、原稿用紙10枚くらいで書いてただけでした。ゼミのテキストはたしか、村川一郎さん（政治学者）の『日本の政策決定過程』（ぎょうせい、1985年）だったと思いますが、入手できなかったからまあいいやと思って、また、チェルノブイリ原発事故（1986年4月26日）があつたりなど、いろいろと忙しくなったので、大森ゼミには出なくなったということがありました。一橋大学の室田武先生を招請したゼミの幹事役をしていたからです。つまり、最初の接点は近くまで行ったものの、遠目に眺めただけで終わりました。

(2) 研究者見習いの時代

①柳 川

その次の接点は、1989（平成元）年5月です。昔語りばかりしている、全く大森自治体行政学に迫れないのではないかという気もしますが、でも結構これは大森先生の本質なので続けます。実務の現場に呼ばれる人間でなければならないという観点が、大森先生の最初の教えだとすると、次の教えは1989年5月の行政学会です。福岡で開催されました。九州大学が開催校ですが、九州大学は今ほどではありませんが当時も僻地にありますので、天神に近い町なかの市庁舎行政棟のホールで開催されたのです。大森先生にお目にかかったところ「学会はどうでもいいからどこかに行け」と言われて、「え？」と思っていたら、「特に柳川に行ってこい」と言うのです。「せっかく福岡まで来たのだから柳川に行ってこい」と指導を受けたのです。ところが私は柳川に行かないで唐津に行ってしまったので、また全然、教えに従っていないのです。政府に呼ばれる学者になれという教えを守っていないのと同じです。唐津に行ったのは、本当はその先の玄海町に行きたかったからなのですけど遠過ぎて、雨も降っていたのでやめたということです。よくよく考えれば、これはぜひ柳川に行くべきだったと深く反省しています。

それから、もう一つは天神の地下街はすばらしいと大森先生はおっしゃっています。なぜか。「薄暗いからだ」そうです。薄暗いと女性が見える、そうすると男は惹き寄せられてくると。今だと、コンプライアンス的に問題になりそうな発言です。しかし、大森先生は、結構実は、女性職員論など、ジェンダー問題をかなり早い段階から指摘している行政学者の一人といいますか、おそらく大森先生よりこのジェンダー問題を早く指摘した人はいないのではないかなと思います。天神の地下街についてはこういうことを言われて、私としては何の咀嚼もできないまま、まちづくりの工夫の話なのかなと思いますながら聞いていたことがあります。男性が喜ぶかではなく、女性がどう受け止めるかを理解し

た政策を展開し、それは結果的には女性男性問わずジェンダーニュートラルに効果的になる、ということかも知れませんが、「見られる性」「見せる性」としての女性を想定する意味では、ジェンダーバイアスと言われるかも知れません。

②叱咤激励

その後も、あまり接点のないままでした。助手時代に大森先生が本郷で演習を開講していたので（1990年）、それには参加しましたが、あまり印象はありませんでした。また、東京大学行政学研究会の忘年会などでお会いするのですが、非常に顔色が悪くて、つまみも食べないで、酒ばかり飲んでいて、しかも苦しそうに飲んでいる、という印象でした。ただ、今日から顧って考えるに、当時の各地での活躍を見ると、東大とか研究会とかが嫌だったのだなと思います。現地に行って、そんな苦虫を嘔み潰して青白い顔をして酒を飲んでいたとはとても思えないのです。湯（由）布院の写真とか、いろいろな写真を見ても、中谷健太郎（由布院のまちづくりの中心的人物）さんと一緒に写真がありますけど、何か楽しそうですよね。大森先生はワイシャツを着て現地を訪れていることが多いのですけれども、どう見てもつらそうに見えないのです。なぜ我々との飲み会はそんなつまらなそうにしているのか、大森先生はきつとつらいのだろうと私は勝手に思っていたのです。しかし、実は現地で、各地で大活躍をしていたのです。当時の私には分かりませんでした。実際、「へべれけ共同体」というように、大森先生は大のお酒好きです。

それから、我々の世代に対して、非常に激励をしてくれたということがあります。顔色悪く酒を飲みながら「君たちの世代は次の時代を担うのだ」とか、何かいろいろ頑張れと言ってくれた記憶は非常に鮮明に覚えています。若い世代を叱咤激励する、これは後で話す自治体職員への叱咤激励、教師としての大森先生の現れなのかも知れません。

(3) 現地調査での出会い

その後、1992年10月に、私は東京都立大学に就職するわけですが、また接点がないまま時が過ぎました。2002年4月に東京大学に移り、東京大学21世紀 COE プログラムや特別区制度調査会、全国都道府県議会議長会の都道府県議会研究会などでお目にかかる機会が出てきたというのは、だいぶ後になってからになります。しかし、大森先生に本当に出会った気がするのは、むしろ調査先の現地です。私は、2003年くらいから個別自治体研究に関心がでて、また、子育てからの現実逃避も兼ねて、現地調査によく出掛けるようになったのですが、私が現地に調査に行くと、「大森先生という人が来ていた、知っているか」という話に直面することが非常に多かった印象があります。

つい最近も、私は高知県安芸市畑山というところに行ったのですが、また写真が出てきて、大森という人に出会うわけです。あるいは、茨城県東海村という村があるのですが、ちょっと前に調査に行ったときも、なぜか「大森さんという人が来ていた」という話になりました。「何者か」と聞かれて、「いや、大先輩です」と言ったのですが、そのように、東海村のまちづくりとといいますか、地域計画にもどうも関わっていたらしいのです。大森先生の東海村診断としては、火力発電所で地域振興を図るのが東海村のポリシーだと見抜いておられました。おそらく、その後の東海村のポリシーも、火力発電所所在自治体というスタンスになっているので、比較的ほかの原子力施設所在自治体に比べると原子力関係への固執が少ないようです¹。

とにかく行くと必ず大森先生の足跡にぶつかるということになりま

1 福島苛酷事故後の記述であるが、「原発の「絶対安全神話」は消し飛んだ。この原発事故によって、原子力は電力として使うのには無理なエネルギーではないかということが、明白になったのではないか。大地震と大津波は自然現象であるから防ぎようがないが、原子力発電を止めることはできる。(中略)「人間は自然を征服し統制する力を持っている」という考え方を基礎にした産業文明のほころびが明白になったことを意味しているように思える」とある。大森彌『自治体の長とそれを支える人びと』第一法規、2016年、71頁。

す。相当前ですけど、民俗学者の宮本常一という人がいました²。宮本常一が全国を回った足跡で地図を赤く塗ると、日本中が塗り潰されるという逸話があったと思いますが、おそらく大森彌先生の足跡を地図にプロットしたら同様でしょう。深く関わったところだけではなくて、行ったところを含めると、全国のほとんどを塗り潰せるのではないかと思いますし、その塗り潰し作業もしてみたいなと思っています。しかも平成の合併前の地図で。例えば、石川県門前町（現在の輪島市）とかにも関わっておられたことがありますので、そういう足跡を見てみたいと思います。どうも、私はどちらかというと、直接というよりは間接に、同時というよりは時を隔てて、いろいろお目にかかってきたなと思います。

2 「教師」と大森自治体行政学

(1) 「教師」に接する大森彌

①教育課程での「教師」

以上は、単なる個人的な追憶です。学生・研究者見習いから見た大森先生です。大森自治体行政学は、いろいろな側面があると思いますけれども、一つは教師であるということへのこだわりがあります。その意味では個人的追憶も無意味ではありません。「教師」という視点から大森先生を見ると、教師に対する弟子あるいは生徒・学生側だった大森先生と、あるいは逆に自分が教師であるという側面と両方あるわけですが、いろいろなところで影響を受けたと書いてあります。

父親の顔を知らない貧困母子家庭のご出身の大森先生は、夜学（定時制）の都立大森高校で、影響を受けた教師がどちらかというと左翼系の教師だったということです³。大森先生は全然左翼的思想はないのですけ

2 佐野眞一『宮本常一が見た日本』ちくま文庫、2010年。

3 後の立教大学教授・井上周八。「大森彌オーラルヒストリー」縣耕一郎・稲継裕昭（編）『オーラルヒストリー 日本の行政学』勁草書房、2020年、67頁。

れども、少なくとも世の中と人間の結びつきの問題と取り組むということに影響を受けたそうです。中央大学に入ったときには弁護士になるつもりだったわけですが、60年安保闘争で機動隊に殴られて、「俺を殴った正体は何であるかを見極めよう」と政治学科に転科し、最終的には原田鋼ゼミ（政治学）に入っています。

原田ゼミの名簿に、1964年度のアンケートがあり、人生について、政治について、恋愛について、卒業後の希望、理想とする人物など、各自に聞くコーナーがありました⁴。「人生とは、すす泣の多いものなり」「政治は権力欲から発する血みどろの闘技場である」「恋愛は1回に限るべからず」「バachelor（独身男性）、独身は気楽である」とか、いろいろな大森先生の当時の言葉が書いてあります。

得意とするものは「ボクシング」と書いてあります。政治が闘技場で好きなのがボクシングというと、マッチョっぽい。大森先生にマッチョ的な外観イメージはないです。声もどちらかというとなんか柔らかくやや高い方です。「もし僕が女ならばキューリー婦人を理想とするであろう」ということなので、先に述べた追想とも重なりますが、女性的視点も内包していたのかも知れません。

卒業後の希望では「教育の重要性に鑑みて教師になりたい」と大学4年生のときに書いていますから、やはり大森先生は教師になりたいと、あるいは、教師になった、ということなのかなと思います。

②「教師」の影響力

教師の影響力に関しては非常に自覚的であります。例えば、『地方自治ととり』に掲載された講演録を紹介します。これを読めば、教師が生徒に何を言うのかが結構大事だと、大森先生が考えていることが分かります。

「君たちの中で、自分のことも、勉強も良くできる、そういう人

4 「大森弥」『S39 原田ゼミ員名簿』

は外に出て良いと思っている。若者は狭い地域から外に出て行って、外の空気を吸っても良いと思っている。しかし将来はここへ戻ってきて、ここの地域を担うような、そういう大人になってほしいと先生は思っている。そのときに多分この大人たちは若い君たちに、こう言う。ここへ戻ってきて就職口がないぞ。でも、先生はそう思わない。就職口があってそこへ就職するような能力はさしたる能力ではない。もしご飯を食べるようなものがここになかったら、ご飯を食べるようなものをここでつくれ。そういう若者になってほしいと先生は思っている、というふうに、先生、繰り返し子供たちに言ってもらえますか。」⁵

以上が大森先生の教師像になります。

ただ、これを聴衆のひとりである町長に対して、町長が教師に向かって言えと言っているのです、これは政治的介入といえますか、教育内容に関わる内的事項に関する介入の気もしますが、ここでは教育の自立性・独立性・中立性の話は取りあえず置いておいて、教師がどう言うかが非常に重要だと説いているのです。普通の教師は、こんなところにいてもしょうがないから、早く学力をつけて町に出て行って二度と帰ってくるなという。これを「村を出る学力」「村を捨てる学力」と言いまして、それが、立身出世と向都離村の多数派なのですが⁶、大森先生は「村に帰ってくる学力」「村を育てる学力」を語っていたということになります。こんなところからも、大森先生には、教師に対する強い思い入れがあったのだということが分かります。

③「教師」に向けた「政治家像」

それ以外にも、「教師」に向けた「政治家像」については、教科書の解説のようなところで、地方自治や政治のあり方について、教師に向け

5 大森彌「記念講演 地方分権と自治の充実」『地方自治とっとり』1997年、10頁。

6 東井義雄『村を育てる学力』明治図書、1957年。竹内洋『立身出世主義—近代日本のロマンと欲望（増補版）』世界思想社、2005年。

て語っているようなものもあります⁷。そういう意味で、あまり大森先生がいかに世間一般の教師らしい教師をしているとは思いませんでしたけれども、結局、かなり早い段階から一貫して、教師たるものに非常に関心があったように思われるのです。

(2) 「教師」としての大森彌

実際、大森先生はどういう教師だったのでしょうか。この辺が私はよく分かっていないのですが、いわゆる「教師」にはなっていません。つまり、小中高校の教諭にはなりません。

ただ、大学の教員、特に国立大学教員は「文部教官」と昔は呼ばれていたくらい、事務官でも技官でもなく教官なので、教育が本業であるとされていました。しかし、大森先生は「教官」という言葉は「権威主義のにおい」がするので、「教師」と称していました⁸。大学の教師は、普通自分は教師だと思ったことはほとんどなく、自分では研究者だと思っていますけれども、制度的には教官・教員です。東大・駒場の大森ゼミ出身の学生たちには「スエコマ（末駒）会」というのがあるらしいのですが、これは大杉寛先生のほうが多分詳しいのではないかと思います⁹。よく分かりませんが、大森先生によると、その人たちは教えるまでもないようで、さらになかにすごい優れた学生がいるようです。

また、東京大学は研究者養成大学なので、後進の研究者を養成するという別の教育機能があります。大森先生も、辻塚也先生（政治学、行政学）、大杉先生、その他の方々の指導に当たられました。が、あまり多くないと自分でも言っておられ、むしろ自己抑制してきたとのことでした。ということで、大森先生が教師として振る舞っていた相手方は、ど

7 大森彌「日本人の政治家像」『教室の窓 中学社会』東京書籍、1972年、1～2頁。

8 大森彌「職業人としての大学教師」『相關社会科学案内』1988年、32頁。

9 大森彌「いま あなたにグッド・バイ（駒場をあとに）」『教養学部報』2000年2月2日付、2面。

ちらかというと各地の自治現場で活動している人たちだったということになります。講演、職場外研修講師、自治大学校、自治体学会、地域リーダー養成塾、自治立志塾などです。

ただ、これは各地に伝導や布教に行くのではなくて、むしろ現地の人に教えてもらう教師というスタンスでありました。

「自治体行政の実務者に対して、行政実務の経験のない大学教師が話すのですから、いつも汗顔ものなのです。誤魔化し、知ったかぶりが効かないからです。(中略) 私がお話することは、ほとんど皆さん方が知っていることなのです。実務家の皆さんに私が教えることなどないのです。私は自分の見聞に基づいて大切だと思うことを語るのですが、それが皆さんの「自分との出会い」に少しでも役立つならば、と考えてのことです。」¹⁰

と述べておられます。

教師・大森は、生徒といいますか、職員や人々に対して、自分と出会ってくれと話しています。自分というのは大森という意味ではなくて、実務家本人と出会ってもらいたいと。教師は、そのきっかけになればということで、本人が自分自身に出会うことを重視しています。「教師はもともと、本人による自己開発の助言者ないし支援者に過ぎない」ということです¹¹。「出会い」の反対語が「行きずり」だそうです。「行きずり」の関係ではない、「出会い」というものが大事で、自分で自分に出会ってくれと。皆さんが知っていることについて、自分が自分に出会うためのきっかけとしてもらうために、私は教師として各地に行くのだとおっしゃっているわけです。

この出会いは何なのかというのは、確かによく分からないのですが、『自治体職員再論』の中で、次のように解説しています。これは集大成

10 大森彌『自治体職員再論—人口減少時代を生き抜く』ぎょうせい、2015年、5頁。

11 前掲注8、35頁。

的な主張と言ってもいいのかもしれませんが。

「「出会い」にするには、自己意識を強め、自己表象能力を高め（中略）自分と出会えば、自分が（中略）いかに貧弱であるかに気付き、悩みも増える（中略）自分を変えようとして頑張り、周囲にも働きかけようとすれば、「行きずり」で暮らしている人たちからは疎んじられ、不幸になるかもしれない（中略）どこか表情に憂いのある自治体職員に出会いますと、「ああ、この人、魅力的だな」と、つい思ったりする。」

とのことです¹²。

要は自分に出会おうと不幸になるということです。そういうどこか不幸な表情に憂いのある自治体職員に出会おうと、「この人は魅力的だな」と思ったりするというような教師です。何というか、マゾヒズム的に苦しいですね。

楽な生活を送るために我々は学力をつける、という思想は、今の教育社会学や「こどもの貧困」対策の基本的なスタンスです。要するに、自分がおいしい生活を送る自己利益のために教育はある、というのが基本的なスタンスなのですけれども、大森先生の教育論はむしろ不幸になる教育をします。自分に出会っているというそれだけで大変である。大変なことをやるのが、生徒の仕事であり、職員の仕事であり、それを手助けするのが教師の仕事だと言っているわけです。なかなかつらい話ですね。安逸な生活を送ったほうが幸せだと思う、「カ行」型の自治体職員が多い中で¹³、大森先生は各地に不幸を振り播きに行くという教師であったわけです。もっとも、世の中には不幸に出会いたいという人もいるので、そういう人が各地にたぶん多少はいたということだと思います。

12 前掲注10、7頁。

13 大森彌・大杉寛『これからの地方自治の教科書』第一法規、2019年、227頁。「カ行」型職員とは、「大過なく、大危なく、大苦なく、大競なく、大考なし」で、「無事と退屈に安住するマンネリ職員」のこととされる。

3 「職業人」

(1) 職業倫理

①精神修養

教師とは別に、大森先生は非常に職業人的なものにこだわりがあったような気がします。職業人といっても、さっきも言いましたが、要するに不幸になることを目指せというような非常に倫理的な大森先生ですから、やや苦業的・修行的・修養的・修身的なところがあります。研修の「修」もある意味で修行の一環であるみたいな感覚をお持ちなので、結構厳しい人です。それでは、職業人たるものは何なのかということになります。

原田鋼ゼミナールのゼミ論集『鋼』の創刊号（1964年）に、当時、東大の大学院にいた頃にゼミOBとしての大森先生が寄稿しています¹⁴。「職業人とは、自分の職場を通じて、真に社会の矛盾と不正とは何かを認識し、それらをいかなる方向へ、いかなる方法で改革したならば、少しでもより住みよい社会をつくり出せるかを知り、しかもそのための実践的努力を、その置かれた状況の中で積み重ねていける、そうした人々、それは専ら、諸君¹⁵の心情の問題として述べてきた」と、こういう話があります。

実は、これには、その置かれた状況がおかしいという社会構造の問題ではないかという反論が出るでしょう、というのを大森先生も留保しています。けれども、それに対して、そういう問題ではなく、その構造の中で、どういうスタンスを取るのか、という心情の問題だと言っています。矛盾や不正を認識し、改革を目指し、しかも努力をする。置かれた

14 大森彌「特別寄稿 新しい職業倫理を——社会的変革の思想を個々の職業実践に結びつけるために——」中央大学原剛会1963年度・法学部原田ゼミナール『鋼 創刊号』1964年、6～9頁。

15 原田ゼミの後輩の学生ことを指すが、自治体職員や後進研究者にも当てはまるだろう。

状況の中で、それらを積み重ねていく、そういう心情を持つということになります。

それをもう少しかみ砕くと、『自治体職員再論』の中では次のようにまとめておられます。「今のようにもものを感じ、考え、行動しているあなたは、自治体の職員として真っ当ですか?」、この自問自答を習慣にして、定年まで自己形成を止めない自治体職員であるべきということとされます¹⁶。今の自分は真っ当であるかどうかを常に問い質して、自己形成する。要するに精神修養に励み怠けない。こういう職員があるべき姿だと。

自治体職員論というのは、そのような職員を育て、激励し、評価するものであると、こういう話なのです。大森先生が職員論、あるいは人事に非常に関心をずっと持ち続けているのは、こういう自己形成を止めないような職業倫理について、それは個人の心情の問題でもあります、精神修養の習慣を持った人を生み出すためには、それを周りがどうやって引き出していくのか、エデュケートしていくのかを重視しています¹⁷。簡単に言うと、職場も、あるいは上司、管理職も首長も基本的には、職業人としての職員にとっては、教師の役であるという理解をしていることになります。したがって、社会経済構造に一気に行くことはないのですが、完全には職員個人には還元・帰責されていません¹⁸。

この点はかなり重要で、首長という政治家にも、教師の役割を期待しているのであって、自分で政策を出すとか、自分で答えを出すことを期待していないということなのです。実は大森先生は、マニフェストがあまり好きではないのです¹⁹。明確に文書で書いたことはないと思います

16 前掲注10、1頁。

17 前掲注8、35頁。

18 分権型社会を目指した第1次地方分権改革が取り組んだ集権制度も、福祉における措置制度も、官のシステムも、このような意味での構造問題の一つであり、大森先生はそれらの変革にコミットしたのであろう。

19 例えば、マニフェスト選挙が首長主導の地域政党を生むが、それが議員同士の対立を

けれども。マニフェストというのは、要するに自治体職員が何も考えなくなるということなので、そういうマッチョ系の首長は駄目なのです。大森先生にとって、首長は人の力を引き出す人でなければならないと思っているのでしょうか。

②「〇〇抜く」

大森用語としては、「〇〇抜く」というのはよく出てくる言葉です²⁰。「やり抜く」とか、「見抜く」というのはよく出てくる言葉で、もちろん、「やり通す」とか、「守り通す」という表現もあります。

余談ですけども、私が第一法規の『自治実務セミナー』のフォーラムで対談したときも、大森先生は「生き抜く」と言っておられました。私は「息を抜く」というふうに、およそ反大森的な言説を最後まで言っていました²¹。大森先生は人口減少時代を生き抜くということは、とにかく頑張って生きることだと修業的におっしゃるので、私はもうそういうつらいことはやめて、解脱的に息をふっと抜いたらどうですかと言ったのです。ただ、人間は息が抜けている、息を吐ける段階は死なないのです。死ぬときには、息を引き取るものですから、息が出なくなったときに死ぬのです。息を抜ける間はまだ生きているということなのです。けれども、そういう余談はさておいて、大森先生は「〇〇抜く」、あえて言えば、「歩き抜いた教師」でもあるということですね。

私は知らなかったのですが、大森先生は隆慶一郎さんという人の小説が好きだったそうです²²。それは各地を流浪する人の視点で描いていたからのようです。この点は非常に重要で、これは地域おこしの議論

生み出し、政策実現を困難にする、などと論じる。もっとも、選挙公約を否定しているわけではないし、大森先生自身も作成に関わったことがある。大森彌『自治体の長とそれを支える人びと』第一法規、2016年、27頁、254頁。

20 前掲注10、92頁。

21 大森彌・金井利之「新春特別対談 人口減少時代を生き抜く自治体」『自治実務セミナー』2018年1月号、2～15頁。

22 前掲注10、6頁。

では「風の人」と言われるタイプですね。いろいろなところに行くことを非常に重視してきた人ということになります。逆に言うと、地域おこしや「向村離都」といっても²³、特定の地域に入り込んでずっといる人ではないですね。関係人口と言えば関係人口なのですけれども、ずっとそこにいる農業的な土着の人ではありません。

(2) プロフェッショナルリズム

①アメリカ行政学輸入研究

職業人を考えるときに、プロフェッショナルリズムという、ややバタ臭い用語があると思います。大森先生も研究者として自治体の現場に入る前に、先ほど言いましたように、大学生の頃から、あるいは、定時制高校生などのもっと前から、教師的なもの、職業人的なるものに非常に関心があったわけですが、大学院に入ると博士論文を書かなければいけません。博士論文を書くということは、最先端の学界で議論されていることをちゃんと咀嚼して、さらにそこから新しい議論を展開できるようなアイデアがなければならないのです。そう思うと、少なくとも現場と関係なさそうな研究をすることになります。

大森先生が博士論文に取り上げたのは、当時、学界では行政責任論が盛んであったこともあり²⁴、TVA（テネシー川流域開発公社）というアメリカの開発におけるグラスルーツ参加という話です²⁵。日本流に言えば、建設省・国土交通省が開発するとき、現地で地元住民に対して、利益をばらまく懐柔をしたり、パブリックインボルブメントや住民参加などで住民合意を図るような話がありまして、基本的な系列は似ているわけでありすけれども、アメリカでは、相当に前からこうした実践と

23 前掲注19、27頁、295頁。

24 前掲注3、69頁。

25 大森弥「行政における機能的責任と「グラス・ルーツ」参加—米国連邦資源開発行政の一研究—(1)～(4)」『国家学会雑誌』83巻1・2号、84巻9・10号、84巻11・12号、88巻3・4号、1970年～75年。

議論がありました。それは行政職員が行動するときに求められるいわゆる科学的専門性と、それから民衆への責任という言い方もしますが、地元の人に対してちゃんと応答できるというコミュニティ感情への応答——大森先生は「グラス・ルーツ」という表現を採用したようですが——という「草の根」性と、二つの視角で行政と社会を見ることになります。

これ自体は普通と言いますか、アメリカ行政学の基本的な紹介であります。行政責任の中で責任の一つというのは、専門知識、あるいは専門性に対する責任で、要するに科学的、知識的に間違えたことをやらない。誤りには抵抗するという、「真理」を歪めないというタイプの責任があるということです。

それともう一つは、民衆感情への責任ということであります。「インフォームド・コンセント」と近年では言われていますが、専門家が自分は専門家だと振りかざして相手のことを考えないのは、無責任であるでしょう。行政の場合には、相手は地域社会やコミュニティということになりますし、人々ということになりますから、人々に対する責任を果たすという二つの責任がある、というような話を初期の段階で、やっておられるのです。

大森先生ご自身は、この博士論文のときのテーマは、自分でさほど内在的にこれをやりたかったからというわけではなくて、何となく文献が手に入りやすそうだったから、書けそうだからやったというような、韜晦した理由を述べているわけです。しかし、どうも本心はそうではなくて、やはりこのテーマを選んだのは、大森先生の思考が最初から、職業人たるものはどうあるべきなのか、ということへのこだわりがあったのではないかと、私は後々振り返ると感じるのです。

そして、アメリカの行政学者・ワルドーのプロフェッショナル・アプローチを紹介するというご研究をされております²⁶。これは、アメリカ

26 大森弥「行政学に対するプロフェッショナル・アプローチ——アメリカ行政学の一動

の行政学がいろいろな格言などを言ったものの、ほとんどあまり科学的な話ではなくて、世間知のような議論になっていて、しかも科学的に根拠がないということから自己崩壊を起こしていくという中にあり、それではどう考えたらいいかという流れのなかの議論です。一方で、政策学のほうにシフトしていくという流れがあるのですが、他方でワルドーがプロフェッショナル・アプローチを展開してはどうかと提唱しました。つまり、行政職員というのはプロフェッションであると言ったということがあります。

大森先生もある程度その論理に乗っているように思われるわけです。では、行政職員というプロフェッションは何をするのですかということになります。大森先生から見ると、それは当時の政策学とある意味で連動しておりまして、政策形成や調整や評価をするプロであるということでもあります。というのも、大森先生には早い段階から比較的、政策過程に関する論文も多いのです。修士論文の後の行政学研究会では、稟議制論を扱っておられ、それを「私にとっては大事だった」と回想しています²⁷。また、アメリカの政策分析官＝ポリシーアナリストの紹介をされています²⁸。政策決定過程の研究は、日本官僚制では稟議制論とか、事案決定手続として、その中で政策をどうつくるのかの研究になります。要するにプロフェッションとして何をしているのかに、その後こだわっていくことになります。

ただ、ある段階からプロフェッションという言葉を使って、日本の行政職員に響くような研究ができるのかと考えると、どうも腑に落ちないと考えたのではないかと想像できます。要するに、自治体職員に「あなたはプロフェッションですね」と言っても、「それはいったい何のことですか」という反応が予想されるということですね。

向——」『年報行政研究』第10号、1973年。

27 前掲注3、72頁。

28 大森彌「『政策分析官』論」『季刊行政管理研究』1978年3月号。

アメリカの場合は、比較的プロフェッション化が進んでいるということがあります。アメリカのプロフェッションは、もともとキリスト教的な基盤がある程度あるところにおけるプロフェッションとなります。一方で、そうした基盤のない日本において、職業人に対して、事務屋、技術屋など「何とか屋」という稼得の側面というより、知に着目した、医師、教師、技師、看護師、薬剤師、美容師、調理師、保健師、世間師、地面師、山師など「何とか師」という表現はあります。確かに、大森先生は教師に非常にこだわりがあるのです。けれども、このプロフェッションというアメリカの概念を、そのまま輸入してもどうなのかと気になるわけですね。

西尾隆先生（国際基督教大学名誉教授）ですと、プロフェッションと云ったら、まずは牧師に決まっているだろうとなるでしょう。クリスチャン的伝統のある人であればそうなりますが、日本の多数派はおよそクリスチャン的な発想はありませんので、プロフェッションと言われても、これはいったい何なのだという気になるわけです。

ただ、言葉としてはやや違いがあると思いますが、大森先生から、プロフェッション的なものに対して、職業人へのこだわりが消えるわけではないようです。そして、アメリカ研究、あるいはアメリカからの直輸入はやめましょうと。しかし比較の視点はずっと継続すると、こういうスタンスになっています。一応、アメリカ在外研究後のアメリカの論文もあるわけです。そもそも最初の博士論文がアメリカがテーマです²⁹。その後も比較的に、アメリカを素材にした研究は多いわけです。しかし、ある段階から、アメリカ研究者ではなくなることを自分でも言っているのです。もっと言えば、大森先生には、アメリカ在外研究があまり楽しくなかった、という別の話もあります。カリフォルニアに行っても「アメリカはつまらない。良かったのは西部邁（元東大教授）

29 前掲注24。

と出会えたことだけだ」と言う趣旨の話が別途あるわけです³⁰。

だから、あまりアメリカ在外研究が楽しくなかったということもありつつ、それでもプロフェッション論が消えたわけではないし、比較の視点はずっと残っているということになります。これは大森行政学、自治体行政学の特色で、外国との比較の中での日本の職業人を考えているということであり、日本の行政職員というプロフェッションとはいったい何なのかという探究をその後進めていくことになります。

②プロフェッション論

さて、初期的に「官僚型公務員」と「プロフェッション型公務員」を対置させる論文があります³¹。要するに、官僚型公務員とプロフェッション型公務員がいます。官僚型というのは上から言われたことを仕事するだけの人、自治体で言えば国に言われたことをそのままに仕事をする人という意味であります。一方、プロフェッション型はそうではなく、自分で政策を考える人だということです。このような対置をかなり早い段階から主張されています。

しかし、プロフェッショナルリズムとは何なのか。日本ではプロフェッションと言われても非常になじみが薄いですね。プロフェッションの典型とは医師だと言われています。だから、医師モデル、特に臨床医をモデルにした自治体行政職員をイメージしているようです。

自治体職員は、地域の「臨床医」としての地域プロフェッションである、というのがおそらく大森先生がたどり着いたところではないかと私は考えております。この地域プロフェッションというのは、地域のプロということなのですが、専門性はどこにあるのかというと地域性にあるのです。博士論文の段階において、専門性と「草の根」性（地域性）が対置されていた二つの要素でした。しかし、大森自治体行政学における

30 前掲注3。

31 大森彌「公務員と専門知識—流動化時代の公務員—」『職員研修』1972年8月号。

大森地域プロフェッション論では、おそらく専門性と「草の根」性が同じであり、それらが一体的に融合されているのが地域プロフェッションであるとなります。おそらく、そのように大森先生が考えていたことではないかと思います。ある意味、地域住民の感情を知ることが、プロの条件であることなのかもしれません。そうした職員が地域の専門家ということになります。

これは医療の世界でいうと、総合診療とか、地域医療という世界です。総合診療医とか、あるいは家庭医とか言われる領域です。医学の世界では、心臓外科、腫瘍内科など「〇〇科」として専門分化したのが医師の大半かも知れません。その中で地域医療・家庭医の専門性の議論はあるようです。「総診」（総合診療科）と言われる領域は、今もテレビドラマの舞台になっていて³²、一つの重要なプロだと考えられています。警察でもそうです。刑事・交通・警備・公安・生活安全など専門警察に分かれるものと、地域警察があります。同様に、行政職員の中でも、自治体職員は地域のプロで、そこでは専門性は「草の根」性と矛盾しないということです。大森先生にとって、博士論文以来の悩みは解消されているという気がいたします。

ただ、それで解決したかという、それだけではありません。自治体行政には二つの場（トポス）があり、その解説は『変化に挑戦する自治体—希望の自治体行政学』に書いてあります³³。トポスという面から見ると、自治体職員が直面するのは、実は地域と大部屋という二つのトポスです。だからこの地域プロフェッションは、「草の根」性と専門性という観点での分裂は起きないのですけれども、この地域性と大部屋主義、地域と職場のトポスが同時に存在し、これがしばしば矛盾することが、大森地域プロフェッション論の非常に大きな焦点になっていくので

32 TBS 日曜劇場『19番目のカルテ』（2025年7月～9月期）。

33 大森彌『変化に挑戦する自治体—希望の自治体行政学』第一法規、2008年、60～76頁。

はないかと思います。

地域と職場の行動原理が、必ずしも一致していないということです。一致していないことから矛盾が起きる。しかし、大森地域プロフェッション論は、地域のほうにむしろ専門性を見いだしています。大部屋とは要するに素人の集団であり、地域プロフェッションになっていない官僚型公務員がいっぱいいる場と位置づけられています。しかし、このままの大部屋では駄目だという発想になっていくことで、大部屋が実は、「事を起こす」職員にとっては、闘争の場所になるというのが大森地域プロフェッション論であるといえます。大森先生はボクシングが好きだからといって、職場で殴り合うというわけでは全然ありませんが、政策に関する議論で格闘するということです。しかし、やり過ぎると外される、という職場のトポスの作用があるわけです。何か改革をしようとして暴発して自滅するのでは改革ができないから、これは大森先生の職業倫理に反するのです。職場になお踏みとどまらなければいけないということで、この大部屋の内で闘うことになります。それを支えるのが自治体職員の身分保障です。

話を戻しますが、地域に関する「臨床の知」とは何なのかということです。まず、臨床の知とは、自己と対象との間に生き生きとした交流ないし交信を行うことによって獲得できる対象についての知で、これは中村雄二郎さん（哲学者）の理論を基にしているということです³⁴。つまり、自己と対象の間にコミュニケーションがある。そのコミュニケーションの中から知が得られるということです。

先ほどの話ですが、各地の実践で大森先生は教師として振る舞うわけですが、その教師として振る舞う知は、臨床の知であり、対象の間とのコミュニケーション、つまり自治体職員とのコミュニケーションで得られた自治体職員に関する知である、という流れになっていたのではない

34 中村雄二郎『臨床の知とは何か』岩波新書、1992年。

かと思います。大森先生がこの臨床の知を地域で実践した自治体職員、すなわち地域プロフェッションの代表例としてのロールモデルは、廣松傳さん（柳川の掘割再生に尽力した柳川市職員）であるとおっしゃっています³⁵。この廣松さんの話題は、大森著作では各所に出てきますし³⁶、最初にお話しした「学会なんかに出ていても意味がないから柳川に行け」と私に言った大森先生の指導というのも、まさに廣松さんの業績を見てこいということになります。

私は不肖の弟子で、いまだに柳川に行ったことはなくて、大牟田に行って、大蛇山まつりや炭鉱遺産を見てきているだけです。掘割のまちについては倉敷とか、近江八幡とか、佐原（香取）にしか行ったことがなくて、全くの大森先生の指導を受け継がない、駄目な「学徒」であるなあと、今度こそ行かなければと思うわけであります。

ちなみに、倉敷でもやはり柳川と同じように、掘割をなくしてしまえという議論がありました。暗渠というか、コンクリートで蓋をしまって駐車場にしろというのが、当時の市政の論理であって、それを職員が阻止した政策過程があるわけです。その経緯は私が聞き書きした市職員の室山貴義さんという人の話によるものであります³⁷。室山さんは最終的に助役になるのです。そこそこ歴代市長に認められていたわけです。他方で、この廣松傳さんは、助役になるべき才能があったのになれなかったとか、ならせないような、まさに悪しき大部屋の職場のトボスが作用していたわけであります。いずれにせよ、とにかく廣松さんを典型的なロールモデルとすれば、これが地域プロフェッションであるということになります。

ただ、これを言われると困るかもしれません。出世にこだわるような

35 宮崎駿（制作）・高畑勲（脚本・監督）映画『柳川掘割物語』、1987年。大杉覚「自治体における研修講義の紹介② 自治体における人材育成」2018年11月29日 自治体大学校「平成30年度人材育成特別研修第5期における研修講義」。

36 前掲注10、117頁以下、など。

37 室山貴義・金井利之『倉敷の町並み保存と助役・室山貴義』公人社、2008年、5頁。

職員は、大森先生に言わせれば、そもそもプロフェッションではない、ということになるのかもしれませんが。プロフェッションは地域の「名医」であり、名医は「対話」で「手当て」をすることになります³⁸。これは比喩的表現ではありますが、地域プロフェッションというのは地域の問題を解決するという実践的なプロフェッションであり、評論しているだけでは駄目なのです。具体的にやはり地域を改善することが必要だと。

それから対話と手当てです。対話とは、通常、問診（ムンテラ〈Mund Therapie〉）と言われるものでありますが、患者との対話なくして臨床医なしということです。手当てというのは、自治体職員に手当というところとすぐ退職手当などを考えるので、「手当て」と「て」の送り仮名を入れるそうです。ちゃんと手を当てて、セラピー（施術・施業）をすることです。実際に対話をして手を尽くせと、こういうことであります。私のように評論をしているだけでは駄目です。これは評論家ではあってもプロフェッション（地域師）とは言えないということになるのだらうなと思います。いずれにせよ、大森先生はこうした臨床医モデル、特に総合診療医モデルを持っていたのではないかなと思います。

ちなみに、もう一つのプロフェッションである法曹、法律家、弁護士については、大森先生はほとんど述べるところがありません。これは面白いことで、先ほど大森先生は中央大学法学部に行ったのは、弁護士になりたいからだとお話をしましたが、どういう経緯かは分かりませんが、ある段階から法律家になる気がなくなったということです。たぶん、法律家は役に立たないと思ったのでしょうね。法律家はプロフェッションとして対話と手当てをしてくれない、少なくとも日本の法律プロフェッションは対話と手当てをするような人々ではないと、おそらく大森先生は考えたのではないかなと思います。

もっと言えば、法律の知識というのは、むしろ官僚型公務員を生み出

38 前掲注10、115頁、122頁。

している元凶であって、むしろ、地域プロフェッションに対する敵だと考えていたのではないかと思います。しかし、それは「霞が関法学」だからということで、松下圭一先生（政治学者）のように、霞が関法学自体と対決するという手はあったのかもしれませんが³⁹。けれども、大森先生からすれば、法制官僚や法律事務官はプロフェッションではないということでしょう。法律の知識を身につけてもあまり臨床の知にはならないと。だから、大森先生は自治体学会にはいろいろ関わっておられますが⁴⁰、あまり深くは政策法務運動にはコミットされていないですね。湯布院の「潤いのある町づくり条例」には関わっておりますので、条例論とか政策法務には全く意味がないとは考えてはいないとは思いますが。また、鈴木庸夫先生ほかの自治体法務運動を高く評価しておられます。法令解釈を国の官僚に専断させないためです⁴¹。けれども、深く法律を振りかざすプロフェッション、あるいは自治体法務プロフェッション、さらには、自治体法務オタクというイメージは、最終的にはなかったのではないかなと思います。この辺りは非常に興味深いところであります。

普通、プロフェッションという医師か弁護士、公認会計士がイメージされます。それ以外には技術系（古い用語では、技師・技術吏員）の人とか様々な士業・師業の人たちがいて、あとは教師が自分はプロフェッションだという場合があるくらいです。そういう中で、大森先生は、法曹に関してはあまりプロフェッションと位置づけていないように見えます。また、教師にこだわりはあるのですが、自治体職員を教師のように位置づけてはいないようです。これらもきちんと論文を渉猟すれば、実はそうでないとなるのかもしれませんが、現状の私の理解では、臨床医のほうがイメージとしては強いことになります。

39 松下圭一『市民自治の憲法理論』岩波新書、1975年。

40 大森彌「自治体学会と自治体職員の知的躍動」自治体学会（編）『NETWORKING 人と情報の連環を求めて 自治体学会創立総会・記念シンポジウム報告書』1987年。

41 へべれけ共同体（編）『彌 大森彌講義録』学生編著自費出版、2005年、62～63頁。

③地域プロフェッション

大森自治体行政学では地域プロフェッションが大事です。大森先生はとにかく現地・現場主義で、常人ないし凡人は熱心に現場に足を運び、現地で調査をし、関係者から話をつぶさに聞くことで、対話して真実に迫る以外ないと言われます⁴²。また、その専門性は結局、地域文化に由来するのです。つまり現地に専門知識があるわけですから、全国共通の専門知を提供できることはあり得ないことになります。おそらくこういう発想に立つと、学術論文として全国・全世界の専門家が採否を判断できる査読が可能という、査読ジャーナルのような発想も出てこないということです。地域現場も知らない査読者が判定するということはありません。大森先生からすると、自治体行政学に関して査読をできると考える者は、むしろ専門性のない人たちだということに、おそれくなくと思います。大森先生の論文を皆さんご覧になったと思いますけど、若い頃はそれなりに学界・学術作法に従って、先輩方から怒られないようにちゃんと引用文献もつけたり、一生懸命に先行研究を読んでいるとアピールをしていますが、ある段階から吹っ切れて、そういう世界とは別世界の論文が大量に生産されていくことになります。

これは民俗学者の宮本常一についても言われていますが⁴³、一見、学術的でないように見えるスタイルを取っているのですが、それは、専門性の位置づけが異なるのです。むしろ査読ジャーナルに載るようなものを書いていたら、自治体行政学や地域プロフェッションとしての専門性は得られない、無能の証であるということなのです。だから、他の「科学」的学問領域や政治学・行政学の若い「科学」的世代とたぶん鋭く対立すると思います。査読ジャーナルに載って喜んでいると君たちは専門性がないことを証明されたのだぞと、大森先生だったら、ポジティ

42 大森彌『自治体職員論』良書普及会、1994年、234頁。

43 前掲注2。

づな叱咤激励の人なので口には出さないでしょうが、心の中で思うでしょう。これは非常に興味深いものであります。

人材とは何なのか。「担当する職務に関し課題を発見し施策を的確に遂行するために必要とされる能力と意欲を持っており、職務に積極的に取り組むとともにそうした持てる能力と意欲の向上に自覚的に努めている職員のこと」です⁴⁴。人材とは、課題を発見することが非常に大きい要素であります。もちろん施策を遂行する、手当てをできる人でなければならぬので、能力は必要なのです。また、意欲も必要だということです。課題発見、政策遂行能力、意欲です。意欲とはつまり積極的に取り組むということなのですが、それらの向上にさらに自覚的に努めているということであって、ただ優秀であればいいということではないわけです。ますます優秀にならなければいけないのです。臨床における手当てとは、すなわち政策です。あるいは、施策という言葉は大森先生は結構よく使います。イメージ的に言うと施術に近いですね。

大森先生は——意外に思われるかも知れませんが、辛辣と言われているのでそのとおりに思われるかも知れませんが——無能な職員に非常に厳しいのです。NPM 的な、経済学者的な厳しさではない、別の意味での厳しさがあります。NPM 的にクビにすればいいとか、競争させればいいとかではないのですが、ではのほほんとしていいのかということとそういうことでもなくて、無能な人には非常に厳しい。言い換えれば、大森先生は人事評価の問題に、非常に前向きであるということになります。

他方で、自治体の職場といいますか、自治体職員の職務は集団作業であるので、能力が発揮できないのは組織や人事の管理責任もかなりあると言われます。先ほどから職員個人の心構えのように聞こえる話を展開しているわけではありますが、同時に能力を発揮させないようにしている

44 前掲注10、48頁。

組織や人事のあり方に対する強い憤りもあります。大森先生には改革意欲があるということになります。

この地域プロフェッションとしての自治体職員には、価値判断は不可避であるということです。自治体職員は何が課題なのかを発見する立場でありますから、基本姿勢はニュートラル（中立）ではあり得ないということです。価値判断力を持っている人であり、臨床医と一緒にということです。価値判断している。しかし、反面で、価値判断したら困る、それは独走ではないか、官僚独裁ではないか、と言われることになると思いますけれども、価値判断をする前提には地域住民から信頼を勝ち得ていることが必要だと言われます。つまり、あなたに手当てをしてもらえば何とかするという信頼を住民から勝ち得ていれば、価値判断してもいいでしょうとなるわけです。医師の判断によって、「そうか、そう言うのだったら」と納得して病がよくなると信頼できれば、患者は医師に治療を委ねるということです。つまり、医師は委ねられるような人でなければならないということです。同じように、自治体職員も信頼を勝ち得ることが必要です。

そのときに、自治体職員は地域観を持ち、何が課題かを認識できるのが非常に大事になってきます。だから、この地域観がない人はプロフェッションではない、自治体職員たるものではないということになります。要は知識を持ち、かつ信頼を得るといえる人ですね。こういうプロフェッションですから、自治体職員ではない人々はみんな素人なので、自治体職員に対する基本的な評価は、プロフェッションの間の総合評価になります。つまり、自治体職員を評価できるのは自治体職員しかいないということです。政治家ではなく、学者でもない。マスコミでも住民でもない、国の官僚でもない、ということですね。このことは身分保障と言われていて、住民は直接にクビにすることを首長に対してはできませんけれども、職員に対してはできません。なぜか。それはアマにはプロに対する判断ができない。プロはプロの間の中で相互評価し相場をつく

るしかないから、ということになります。この点は査読ジャーナル共同体の発想と同じです。

しかし、ここが微妙なところでありまして、この相場をつくる大部屋というのが、実はさっき言いました官僚型職員のたまり場である可能性があるので。そうすると、大部屋が無能な職員を高く評価する、地域プロフェッションを低く評価することになるわけですね。だから、規範として、あるべき地域プロフェッション間の相互評価という相場形成と、実態として、しばしば有能なプロフェッションのことをネガティブに評価してしまう官僚型職員から構成される大部屋の現実と、この規範論と事実論がやや混在しながら大部屋主義論は展開されます。おそらく、悪しき大部屋である職場では評価されない地域プロフェッション間で相互評価を行う場として構想されたのが、自治体学会でしょう。それぞれの地域は異なるので、自治体学会あるいは地域横断的に同一の専門知は存在しないのですが、地域観への構えを共有する共同体でしょう。

大部屋主義を語るときには、事実として、相互評価されているという実態を記述分析していることがあると思います。ただ、その相互評価は、しばしばこの地域プロフェッションを正當に評価しないという意味での、大森自治体行政学としては規範的に是認できない相互評価になり得るといえます。したがって、この大部屋たるものは、この地域プロフェッションを正當に評価できるようなトポスにならないと、あるいはそういう人事管理が行われるべきであると、このように規範論・運動論を酌み取ることができるかなと思っています。大部屋がそのようなトポスになれば、地域と職場は矛盾しません。

(3) 日本型地域プロフェッションの創出運動

①地域と文化

そうした職業人、すなわち日本型の地域プロフェッションがいるのか、といったら、現実には少ないという診立てです。大牟田市の職員研

修で、大森先生は廣松傳さんをまともに評価できなかった課長たちは無能だとしゃべったそうです。要するに、現実存在する大半の課長は駄目な管理職である、ということになるわけです。だから、新しい地域プロフェッションを創出する運動に、大森先生は生涯を賭けておられたのではないかなと思います。

この地域プロフェッションたるものは地域を知らなければならない。そこに専門性が存在している。では地域とは何なのかということですが、大森説によると「地域というのは人と自然と物の結合である」とされます⁴⁵。これはいろいろなところで書いてありますので、たぶん1980年代には大森先生はこの説で、ほぼ固まっていたのではないかなと思います。

次に「文化」というのは何なのかというと、人の感じ方・考え方が具体的に可視的に表現されている様子だとされます⁴⁶。人間の感じ方・考え方というのは頭の中にあるからよく分からない。それが目に見える形で表明されているのが文化です。別の表現では、人間の心（意向）と技の表現形式であるともされます⁴⁷。心と技とは、態度と能力に近いかもしれませんが、文化とは心と技というものが表れている形だということになります。

先ほど、大森先生は都市行政学ではなくて自治体行政学を名乗っていると言いましたが、基本的に都市が嫌いだとも言っておられます。したがって、都市行政学も嫌いであるということです。にもかかわらず、何と定年退職後、千葉大学に赴任することになり、千葉大学では「都市行政学」という科目が開設されている。まさに職業人としての悩みに直面する場面です。雇用・職務を取るのか、理念を取るのかみたいな話です

45 前掲注42、212頁、前掲注10、98頁、など。なお、出来事を入れて4要素とすることもある。前掲注41、111～116頁。

46 前掲注42、207頁。

47 前掲注10、99頁。

ね。何と大森先生は学生に対して、都市行政学を講義しておられる。これはまさに、いわば「官僚型教員」として、やむを得ないですよ。都市行政学という科目について、こんな科目はやめたほうがいいと言っていたら、文部教官として仕事にならないので、まだ文部教官の時代なので一応そうやった。もっとも、講義内容は「自治体行政学」そのものだったようです⁴⁸。

私自身も、先ほど言いましたように、東京大学公共政策大学院においては、「自治体行政学」と勝手に看板を変えるという面従腹背をしています。それはさておき、大森先生は都市が嫌いだと言われます。なぜ都市を嫌いなのかというと、都市は脳が自然を排除してつくり出したものだからとしています。しかし、人間には身体という内なる自然があり、それゆえ自然との共生が不可欠なのだから、都市的であるものは、やはり限界があるというのが大森説です。どちらかということ、農村なくして世の中なしといった発想になります。一般に、大森先生は、町村派・農村派とされているので、そのようなイメージと整合します。

ここから先は、あまり大森先生は語っていないですけども、しかしながら、都市も人間がつくったもののはずです。地域とは、「人間と物と自然の結合」、その自然がどんな自然かはともかくとして、何しろそれらの結合なので、地域としての都市にも、「人々の感じ方・考え方が具体的に可視的に表現されている様子」としての、何らかの文化があるとお考えではないでしょうか、と私は大森先生に聞いてみたいと思います。

例えば、全てが都市になった「都市型社会」といっても、都市になればなるほど、自然であるネズミとかウィルス・細菌とかが繁栄するわけです。ネズミやカラスがいるのが都市で、それも自然なわけです。石原

48 都市と農村との対比としつつも、内容は都市に特化したものではない。都市は人間が作ったが、ヒトの身体は自然であって人間による統制が不可能だから、折り合いをつける必要があり、そのひとつが「自治」であるとする。前掲注41、5～6頁。

慎太郎都知事と闘争したカラスなど、都市には自然の生き物がちゃんといるわけであります。あるいはネズミもいます。むしろ、感染症の病原体という自然を都市は培養しやすいわけです。これも何らかの自然の一部です。もっとも、都市はそういうのを培養してしまい、人間と自然がうまく共生できていないという意味かもしれません。

これは大森自治体行政学と特別区を考える今日のテーマの観点から、なお悩みますね。つまり、「特別区の存する区域」という地域に文化はあるのか、そもそも、地域といえるのか、という問いにつながっていくということです。文化がなければ、特別区の職員は地域プロフェッションたりえない。もっと言えば、自治体として存在していても意味がないということになるわけです。しかし、後でお話しますように、大森先生はむしろ特別区を自治体にすべく奔走してきた人生でもあるのです。ご自身は明示的には語っていないかもしれませんが、たぶん23区は地域であって、そこには文化があると考えていたはずだと思います。そこはご存命のうちにもっと聞いておけばよかったと思います。しかし、勝手に大森先生はこう考えていたに違いないと言うのも、我々の特権ではありますので、もう少しここは考えてみたいと思います。

自然も人々の心と技が表現されたものですから、自然も文化です。人工物も、人々の心と技が表現されたもの、つまり、人工物も文化です。もっと言えば、人も人の心と技の表現形式であるということで、人も文化です⁴⁹。人は両親に代表される先行世代の心と技によって育てられますから、典型的な文化現象です。「不倫は文化である」という有名なフレーズに近いですが、「人は文化である」ということです。教師的な発想は非常にここでも見えていて、人は人によってつくられている、文化によってつくられている、ということになります。

こうした自治体に不可欠な職員のことを大森先生は「大役人」という

49 前掲注10、107～108頁。

言い方をします⁵⁰。ただ、私はこのフレーズは若干違和感があるかなと思うのです。この「大役人」と言ったのは、駒場の大森ゼミの卒業生で官僚になった人の結婚披露宴にて、国の局長が、いかにも天下国家からスピーチしている中で述べている言葉なのです。大森先生が国の行政学と区別される自治体行政学において、そういう地域に根差さない大役人を想定したとはとても思えないのですが⁵¹、むしろここで大役人というのは、自分の存在理由が地域にこそあって、大局観に立って仕事を考える「時と所の関係性」、すなわち地域そのものが分かる人のことだという意味で、地域に関する専門性を持っており、文化をちゃんと体得できる、こういう人を大役人、すなわち地域プロフェッションと呼んでいたのではないかなと思われます。

②リーダー養成

大森先生は、こうした地域プロフェッションをつくりたい、あるいは各地にるようにしたいと考えていました。したがって大森先生はリーダー養成に関心を持っています。ここでしばしば出てくるのが北海道池田町です。池田町は連続講演会第3回の鼎談で、沼尾波子先生と岡崎昌之先生の話にも出てきたものです。大森先生の初発の頃の、いわば、地域プロフェッション論が、アメリカ由来の理論を脱して、日本の地域に土着化していくプロセスの大きなきっかけが、池田町を調査をした、日本地域開発センターの異業種集団と言われるものにありました。ちなみに宮本常一も加わった、敗戦直後に対馬で行った、9学会連合総合調査があるのですけれども、何となくそれを思い出させるようなところがあります⁵²。大森先生はこの池田町調査のときに川喜多二郎さん（地理学

50 前掲注10、107～108頁。

51 前掲注41、105～106頁。ただし、大森先生は、介護保険制度の検討に深く関わったように、山崎史郎氏など厚生官僚との関係も深いので、国の官僚に「大役人」を期待していたことは間違いない。介護保険制度史研究会（編）、大森彌・山崎史郎・香取照幸・稲川武宣・菅原弘子『新装版 介護保険制度史：基本構想から法施行まで』東洋経済新報社、2019年。

52 岡崎昌之「宮本常一「対馬にて」から考える」『町村週報』第3327号、2025年7月28日号。

者・文化人類学者）と出会って KJ 法を学んでいますが、それから本日はいらっしゃってる岡崎先生もシンポの事務局を務めていて出会いはあったということになります⁵³。

このときの池田町のシンポジウムは、後から考えると結構すごい時期にやっていました。ようやくワインができた——その後売れなくて倒産したらどうするのかと思うような——かなり早い時期にシンポジウムをやっているわけであります⁵⁴。けれども、池田町は、今もワインを作っているわけです。つまり潰れていないということになります。

このように、各地の実践者の中に既に地域プロフェッションがいる。その活動を伝授する「教師」として、大森先生も大森という本人に出会うことになりました。さらに、その後地域活性化センターが1989（平成元）年に「全国地域リーダー養成塾」を創設しますが、大森先生はその塾長を引き受けることになります。その塾のメンバーは、まさに、やる気を出させるような、地域プロフェッションへの出会いを引き出せるような人たちが講師陣になっているということです。大杉寛先生もそうだと思います。ちなみに、私はこれに声をかけられていません。おまえが行くと塾生のやる気がなくなると思われているのでしょう。また、やる気を出させるよう、地域から呼ばれるような研究者になれ、という訓示すら受けていません。もはや、教育しがいがないと諦められたのかもしれませんが。私はおよそ人を活性化させない脱力系の人間なので、私はいったい何者なのだろうと自分でも悩むわけであります。沼尾波子先生もこの講師陣の一員ですね。小田切徳美先生も人のやる気を出させるタイプの人ということです。いまの塾長は西村幸夫先生です。

大森先生は、「地方自治体は、地域に暮らす人びとのニーズに的確に応えることを通じて、人びとの信頼と支持を確保しなければなりません

53 前掲注10、125～129頁。

54 大森彌「丸谷町長におけるリーダーシップ」『地域開発』138号、1976年。

ん。(中略)全国どこでも、他の人が背負っているさまざまな困難が少しでも軽くなるような支え手になろう、それを自分の生き方としたいという志をもち、実践する人を、一人でも多く必要としています(後略)」と書いておられます⁵⁵。これが結構大事なのです。やはり、直接的に人々からの信頼が必要です。これは博士論文以来の、コミュニティ感情への直接責任論の系統であります。責任というのは、民主的統制のプロセスを通じて、住民から首長、首長から職員に行くというルートだけではない、選挙政治だけではない、というのが大森先生の基本的なスタンスですね。直接信頼を得ることが大事ということになります。

塾長からのメッセージでは「全国どこでも、他の人が背負っているさまざまな困難が少しでも軽くなるような支え手になろう、それを自分の生き方として志をもち、実践する人を、一人でも多く必要としています」と述べています。またまた、ちょっと修行的な、修験者的な、世界があります。みんなが苦しんでいるから人助けをしたいという人をプロフェッションと言う。プロフェッションというのは、基本的にそういうものだとお考えかも知れません。例えば本来、医は算術ではない。医は仁術であって、他人を助けるために医師になったのだでしょうと。しかし、いつの間にか、医者金は金のためになるものだとなっています。逆に、収入が少ない医者は立ち去り型になっています。つらい仕事を辞めて、あるいは、つらい仕事をそもそもやらない「直美(ちよくび)」で、美容整形外科や美容皮膚科が一番ぼろもうけできるみたいな話になっているのが、昨今の情勢であります。にもかかわらず、医は算術であってはならない。同じように、自治体職員も算術であってはならない。大森先生は、「職業によって、生きる」という言い方と「職業のために生きる」という言い方をしていて、要するに「自治体職員は生きるために自治体

55 大森彌「塾長からのメッセージ」全国地域リーダー養成塾(地域活性化センター1989年創設)。

職員をやっているのか、それとも仕事をするために自治体職員をやっているのか」という言い方をすることもあります。

この話はリーダー養成塾の仕事であります。もちろんこれは民間の人も含めているようでありますけれども、非常に大きいのはリーダーを養成するプロセスでは、職場が教育機能を持っているということだとしています。意欲と能力を職場研修で育てる。こういう人とそういう職場が大事だということですね。そのためには良き人柄が職場に集まる必要がある。そして良き人柄自体もその職場が育てるという意味で、職場、つまり大部屋でありますけれども、大部屋の教育機能というのを非常に重視しています。しかし、現実の大部屋が、まずい意味での教育機能、仕事をしない方向に作用している現実があるわけです。すると、大部屋主義をやめて職場外研修をすとか、あるいは第三者が教えるかという話になりがちです。しかし、大森先生の場合には、プロフェッションは結局プロフェッションの中でしか育たないということなので、その職場を改善するのだとなります。そのためには良き人柄の人が必要だと言われます。良き人柄というのは、誠実であり、明瞭であり、度量が大きく、豊かな関心を持っている人だとし、こういう人を育てることだと。そういう人が集まれば、結果的にその職場は教育能力を持つ。したがって、職場の教育というのは、プロフェッションを生み出す力を持つことになるということだとしています。

だから、「大森大部屋主義論」というのは、基本的には規範論・運動論なのです。実証的事実として大部屋があるかという以上に、大部屋が教育機能を果たすように大部屋をつくるべきだという議論として展開されています。昨今、大部屋主義に対して大部屋はアメリカが起源だとか、日本の実態は個室主義だとか、いろいろな実証的な批判はあります。けれども、大森先生にとって重要なことは、プロフェッションを教育する能力のある職場が、成功事例として、実証的に時にはあったということですね。それを広く目指す規範論・運動論です。逆に言うと、大半の職

場は、実証的には、大部屋であってもまともな教育をしないか、そもそも教育能力がないのかの、どちらかであるということになるのです。大森職場論は、地域プロフェッションを養成する場として見たときに、あるべき大部屋と、おそらく良くない大部屋というのがあり、さらには、そもそも大部屋が存在しないために地域プロフェッションを養成できない職場、という三つのタイプがあるのではないかとと思われるところであります。

4 日本型地域プロフェッションへ向けた地域人

(1) 住 民

そうした地域プロフェッションを養成するというときに、問題は地域のアクターはどうなのかということですね。住民に対しては、これはまだいろいろな文献を咀嚼し切れていないので、仮説的なところなのですけれども、大森先生が住んでおられた地元の運動団体に「わたしたちの所沢を考える会」という住民活動団体がありまして、その会報に「『汎政治主義』への訣別」という小論を載せております（1972年6月）⁵⁶。この汎政治主義というのは、私たちは何か問題があると何でも政治に解決してもらおうというような思考パターンになるということです。例えば自治体で言えば首長を替えたいとか、国で言えば政党を替えたいとか、政権を替えたいとか、そういう発想になるでしょうと。しかし、大森先生は、（選挙指向型の古い）政治の手前にあるものの重要さに固執したいと述べています。政治参加指向型の新しい政治を展望するには、逆説的ではあるが、まずは既存の政治などは私たちにとってかけがえのない価値のうちのただ一つに過ぎないことを知ることであろうと言うので

56 大森彌「『汎政治主義』への訣別」『わたしたちの所沢を考える会』No.12、72・6・1 1972年。

す。さすがに政治はどうでもいいとは言わないのですよね。政治に価値がないとは言いませんが、何でも（選挙指向型の古い）政治で解決しようというような発想はやめましょうということです。要するに、首長の選挙でどうのこうのするとか、議会を通じてどうのこうのする、という発想を持つのはやめましょうということになります。その意味で、選挙しか教育をしない中高教科書や、選挙にのみこだわる政治（選挙制度）改革や選挙工学に走る政治学者などには否定的でしょう。

それ以外に言及しておられる、「住民主権・住民参加・住民本位」は、「住民の住民による住民のための政府」を置き換えたものでありますけれども、それだけではなくて、「住民の元気」というのも、既に一つのキーワードになっております。

実は私がこの辺りをまだよく分かっていないのは、この住民の元気が地域プロフェッションとどういう関係にあるのかということです。おそらく、住民の元気、人の地域文化が、地域プロフェッションの中身を規定するということであろうと。住民の元気の度合いによって地域の文化が変わるので、地域プロフェッションの中身はたぶん変わることになるのだらうと思います。地域プロフェッションは、地域住民から直接に信頼を勝ち得なければならないので、地域住民のあり方は地域プロフェッションを規定するのです。とはいえ、地域にはそもそも改善したくないという元気のない住民がいて、そういう文化だったらこの地域プロフェッションはどう行動するのかというのは、これまた大森先生に聞いてみたいなというところであります。

(2) 職 員

二つ目は職員であります。大森先生は能力に非常にこだわっていて、能力主義者なのです。したがって、有能と無能に分化する人事評価は必須であるとしています。しかも繰り返しになりますが、能力評価できるのは職員しかいないと、こういう主張でもあります。したがって、政治

による人事介入はあまりよろしくないと考えている。そのための身分保障が実際に制度化もされているでしょう。この身分保障は、職員の安心感と挑戦の基盤であり、安心して挑戦をできるセーフティーネットであるというわけでありますが、しかし実際は安逸を生みやすいということも指摘しています。にもかかわらず、地域プロフェSSION的職員がいた、つまり安逸にならなかった職員が事実としていたということを大森先生は重視し、そこからなぜそういう職員が生まれたのか、あるいはそういう職員を生み出すような職場とはどのような職場だったのかと、こういう問いに展開するのだらうと思います。

実際、独自施策に取り組んだ自治体の背景には、地域プロフェSSIONがいたということです。だいたい我々研究者やメディア、国の官僚が悪いのは、何かいい政策があると、その上積み、咲いた花だけ刈り取っていきたがることです。なぜそれが生まれたのか、誰がそういう仕組みをつくったのかに関心がなく、ただ、標本のようにこの町ではこういうことをやっています、こうやってうまくいきました、というような一般化や横展開、波及の話が多いわけですが、それではいけないということになります。

(3) 首長・管理職

次に、首長や管理職の仕事とは何なのかということになります。汎政治主義には否定的でありますから、政治家である首長には、大森先生はあまり期待していないように見えますが、そんなことはありません。職員の政策能力を高めるように人事管理をするのは首長の仕事だ、ということになります。

先ほどの『地方自治とっとり』の記念講演の別の部分には、以下のよう

57 前掲注5、10頁。

「その町長さんが私にこういうふうに言いました。「先生方は過疎地域でもそこに頑張る人たちがいればいいまちになると、よくそういうふうによくおっしゃいますけれども、自分には必ずしもそう思えない。有為な若者はこの地域からほとんど全部出て行ってしまった。残っているのはカスばかりなのですよ」とあります。これは村を捨てる学力論ということになるわけですね。「そう思っている町長さんが、その町に残り、その町で生きていこうとする若者を大事にするはずがないではないか」というふうに私（大森）はそのとき考えました。その後、そこには行ってませんけれども、聞くところによるとほとんど活性化していません」ということです。こういう町長がいると職員はやる気がなくなる。そうすると、人事管理をしていないということになります。町長のリーダーシップはいろいろありますけど、まず人事管理です。やる気を出させる役割、能力を高めさせるという仕事、町長や管理職の仕事であるというのが大森地域プロフェッション論であるということになります。

5 おわりに～大森自治体行政学と特別区

(1) 町村主義者？

ここまで特別区の話は出てきていないということで、おわりに、大森自治体行政学と特別区の関係がどうなのかに触れたいと思います。大森先生は基本的に町村（農村）主義者のように見えるところがあります。実際、全国の地方圏の各地の町村を調査・叱咤激励してきた人です。もっとも、既に触れたように、長くお住まいであった埼玉県所沢市でも、活動しているので、町村だけをやっているわけではないという気はします。

ただ、松下圭一流の市民論には強い違和感を持っていて、大森先生は「市民」とは言わないのです。おそらく「市民」というのは、地域性から切り離された人工物であると考えているのだらうと思います。松下圭

一先生も、自然に市民が存在しているわけではなく、「市民になるのだ」と言っているわけでありまして、存在しないという意味では、大森先生と一緒になのです。大森先生は、人が地域の中で、いわば文化として、人になる、人に育っていく、ということですね。あるいは、身体であるヒトとして生まれ、人間として育てる。この人間は脳の産物でもあるとしておられます⁵⁸。その意味では、実は農村・町村も含めて文化とは脳的＝都市的でもあるわけです。

大森先生の活動の華々しい母体は全国町村会であり、町村自治研究会、あるいは町村研究フォーラムという町村系の組織です。例えば、「私は、この仕事を引き受けてきたこともあって、全国の町村を訪れる機会が以前より増し、また、学ぶことも少なくなく、さらにいろいろと考えさせられることも多くなった。何より、このままでは全国の農山村は荒廃し、我々が守るべき国土の価値が失われてしまうのではないかという危機感が深まった。東京生まれ、東京育ち、東京の大学に勤めて生活している私のような都会人は、ともすれば大都市の暮らし方が当たり前であり、そこで大切なものを失ってしまっていることに気づきにくい」と書かれています⁵⁹。

このように、農村とか、田園とか、そういうものを重視しているようなフレーズが多いのです。それは、先ほど言いましたように、都市というのは、脳が作った人工物で、反自然的であって、にもかかわらず、これはどう考えても、肉体という自然なしにはうまく存続できないということがあります。

(2) 人口問題

一方、人口問題に関しては、これはなかなかアンビバレントな立ち位

58 前掲注41、13頁。

59 前掲注42、242～243頁。

置にあります。大森先生は、

「人口減少に直面している市町村が自ら法人であることを放棄し（中略）ない限り、自治体は存属し続ける。（中略）自主・自律の気概で、人口減少を乗り越えようとする首長・議会・地域住民の強い意思があれば、市町村が消滅することはありません」と述べておられます。意思があれば消滅しないということで、自治体消滅論に対しては非常に批判的なスタンスを取っています。

他方で、大森先生は、「法律で「人口減少に歯止めをかける」ことを明言したのは初めて」であるとして、人口減少問題はやはり課題だと認識しています。「（前略）全国の市町村は、人口急減に立ち向かう方途を自ら選び取り、地域の暮らしと自治を守り通していくことができるかどうか、その意思と覚悟を問われている（中略）人口減少問題の核心は、なるべく早めの結婚の成否（中略）「個々人の決定にプレッシャーをあたえること」がないように、しかし、いかにして結婚・出産を促すか、工夫のしどころ」というわけです⁶⁰。

大森先生は、人口問題に関心があります。ただ、どうしても結婚・出産という身体に政策的に介入するということになるので、これはこれではなかなか難しい微妙な話になります。まさに、身体という自然に、人口問題を課題として考える脳が統制をしようとする都市的様式だからです。

(3) 都区制度改革（特別区自治権拡充運動）

最後に、特別区との関係です。大森先生が、都区制度改革に深く関わってきたのは、これまでのこの講演会でも縷々指摘されているところがあります。最初のプロセスは、やはり「恩師」辻清明先生・高木鉦作先生の指導、訓導があったということになります。

60 前掲注10、89～95頁。

この特別区の自治権拡充運動の主体は、いったい何なのかということですが、これはおそらく私の見るところ、区議会と区議会の議員たち、それから特別区協議会です。特別区協議会の職員の中心は、実は元都庁職員であります。したがって、都庁職員と区議会議員による運動だったのではないかなと思います。おそらく大森先生は、区職員の中に、各特別区という地域を前提にした地域プロフェッションが増えることをたぶん目指していたのではないかなと思います。

これは、都配属職員制度や採用試験制度の問題だけではないのです。区職員が地域プロフェッションとして育たないといけない。大森先生の言わば、最後の著作とも言うべき、大森先生が指導した研究ですが、でも、「係長マネジメント」の本が2024（令和6）年に出ています⁶¹。これは、たぶん大森先生の名義での最後の著作ではないかなと思います。この書籍自体は特別区をことさらには顕示していませんが、特別区協議会を背景にした研究です。けれども、こういう形で区職員に関心対象としているのは、区の職員の中に地域プロフェッションが増えてもらいたいということが、ずっと思いとしてあったのではないかなと思います。

そこから先は、大森地域プロフェッション論の展開では、地域には地域の文化があることが前提です。地域文化が都市にあるのか、特別区にはあるのかという問いになります。あるという前提に立たないと、おそらく区職員は大森流の地域プロフェッションにはならないでしょう。ただ、特別区の存する区域という地域に、これだけの人間が暮らしていれば、人の心と技がないはずがないわけで、おそらくあるでしょう。ただ、それを、区職員にせよ、研究者にせよ、各特別区の文化を見抜けていないだけなのではないかと。農村ほど真摯に地域の文化を見抜く努力をまだできていないのではないかと、というのが大森先生の思いではなかった

61 大森彌（編）『自治体の係長マネジメント 上司・部下関係を実証分析で読み解く』勁草書房、2024年。

かと思います。

(4) 「器」の改革への批判

最後になりますが、大森先生には器の改革への批判というのはずっとあります。都区制度改革とは、要は特別区を自治体にしていくということですけれども、23区という器を変える発想はありません。分権改革のときと同様です。基本的に市町村合併は好きではないということです。ただ、合併反対論を明確に言うと、霞ヶ関や永田町から相手にされなくなるので、微妙な立ち位置でずっと言っているわけです。行政学者は行政から呼ばれるべきというのが、大森先生のスタンスだからです。自治体研究者が合併反対というと、国や合併推進派の自治体から相手にされなくなるので、相手にされる範囲内でなるべく言うということですね⁶²。

ただ、基本的に市町村合併には消極的です。「概して、合併によって周辺地になった地区から「衰退」の嘆が多く聞こえてきます（中略）合併とは、自治体の自治の放棄ですが、もちろん失われた自治体の自治を「地域コミュニティ」で代替できるはずはありません」⁶³と書かれています。地域コミュニティをいくらつくったとしても、自治体の代わりにはなりませんという話と、合併によって自治が衰退してきたということです。なぜ衰退するのかということですが、おそらく大森先生の論理からいくと、地域プロフェッションとしての地域の文化や専門性の知識が急速に崩壊するから、というのがたぶん仮説として導かれる。逆に言えば、合併しても地域文化に関する知識を、自治体職員という地域プロフェッションが持ち続けられれば、市町村合併も全然問題ないはずですが、多くの場合には、この地域プロフェッションというのは、

62 大森彌・大和田建太郎『どう乗り切るか市町村合併』岩波ブックレット、2003年。

63 前掲注10、42～46頁。

区域を前提とした知識なので、それが変わるということは、知識自体が、あるいは地域文化自体が消える可能性があるということで、そうした意味で合併には非常に消極的であったといえると思います。

それから「大阪都構想」にも非常に批判的です⁶⁴。府を都にしていったい何になるのかということですね。これは、東京の特別区における自治権拡充運動とは真逆だからとも言えますし、大阪市・各区の再編という器の改革だからからとも言えます。道州制にも反対であります。道州制は、さらなる町村合併の引き金になるとともに、これもそれ自体で地域文化の破壊であるからでしょう⁶⁵。基礎自治体（現実に存在する全ての基礎的自治体＝市区町村ではなく一定規模以上の団体）への固執にも批判的です⁶⁶。21世紀になると大森先生はかなり「反政府的」といいますか、批判的なスタンスを非常に強くしていったようです。これは実態として地域プロフェッションを踏み潰していくような動きが顕著になっているということが背景にあるのではないかなと思います。

(5) 本当のおわり

以上、ちょっと長くなってしまいましたけれども、大森先生が実際に何を考えていたのかはよく分からないけれども、取りあえずこんなことを考えていたのではないかなというのが、私の今回の大森先生との出会いということになります。これが正しいとは、とても自信を持って提示できませんけれども、皆さんからも、ぜひ大森先生のあり方はどうだったのかについてお知恵をいただいて、さらに大森自治体行政学を考えていきたいなと思っております。

どうもご清聴ありがとうございました。

64 前掲注10、66頁。

65 大森彌「基調講演 道州制推進基本法案と日本の地方自治制度」『見果てぬ夢か？道州制 「都市問題」公開講座ブックレット29』後藤・安田記念東京都市研究所、2013年。

66 前掲注10、69～77頁。

質疑応答

質問者 本日は、たいへん有意義なご講演ありがとうございました。私は大森先生を存じ上げておりませんが、今日話をお聞きして、今後勉強していきたいなと思ったところです。

私はまさに都市の一つである中央区で議員をしており、小児科医もやっております。臨床医の話が出てきてたいへん興味深かったです。

この中央区では、都市すなわち超高層のまちづくりにブレーキが効かずに進んでおります。また、中央区には築地市場という文化がありました。それが移転して、これからどのような文化が築地市場跡地に生まれるのかを見ていきたいと思っていますところ。この超高層のまちづくりのあり方について、行政の皆様は、町が燃えやすい状況にあるから、その不燃性を高めるという理由で、一部の町の方々の住民の声も聞きながらやってはいるものの、一方で、出来上がったまちを見ると、地域が再度出来上がったとは言えないし、その中にどのように文化を見るかとなると、なかなか見えないところであります。そんな中の超高層のあり方、またこの超高層が建つことによって、地方から人口を吸い上げ、日本の人口減少・過疎化を加速しているわけなので、今後どうやっていけばいいのかは、私も地元の議員として悩んでいるところです。大森先生ならどのようにこのブレーキの効かない超高層のまちづくりに対して、ご助言いただけたでしょうか。

金井 ありがとうございます。

私も中央区の総合計画に関わったことがあるので、責任がないわけではないような気がしますけれども、大森先生の場合は政策に関する特段の結論をいう人ではないということです。政策学でいうと、インの知識とオブの知識という言い方があります。「インの知識」つまり「政策過程における知識」とは「政策はこういう中身を持つべきだ」というものです。例えば、「超高層を建てるべきだ」とか、「建てないべきだ」という結論です。しかし、いきなり結論に行くのではなくて、政策がどの

ように作られるのかの過程に関する知識がオブの知識です。大森先生は、「オブの知識」つまり「政策過程についての知識」の観点を重視していて、中央区における政策がどういう人たちによってつくられているのか、必死に地域の文脈を考えてやっているのか、それともそれらとは無関係に、デベロッパーの利益に左右され、グローバル資本主義の格差社会という時代の流れで適当にやっているのか、というプロセスや担い手が気になるのではないかなと思います。

今のご質問に即して言えば、何かおかしいなと思う人がいるにもかかわらず、超高層をブルドーザーのように建てるとするならば、それを進めている人たちはいったいどういう人たちなのか、地域文化を踏まえた地域プロフェッションなのか、が一番重要なのではないかなと思います。中央区は、有名な職員がいらっしゃいますよね。まちづくり系の方で副区長をやっている人です。かつ中央区はデベロッパー（土木建築開発業者）が非常に強く関わっている。他の地域もだいたいデベロッパーが強く関わっているので、中央区だけではないですが、行政も、デベロッパーに限らず、商業、工業、情報業、運輸業などのいろいろな事業者と行動することは当然あるわけですね、民間の力を使うという方法論として。ただ、そのプロセスで、どうやって地域の文化や文脈を生かしているのか、いないのかはたぶん問われることになります。デベロッパー側は、大規模で著名な役所肝いりの開発になればなるほど、通常、地域に非常に関心を持っているので、相当に地理・歴史や社会文化を調査します。全くそこを無視しているとは限らないのですけれども、その中身がどうだったのか。地域の歴史といいながら、歴史オタク的な単なる回顧趣味で、現在の中央区で暮らしている人びとの文化とは遊離している可能性もあります。頑張っている職員がどの程度いて、どういう方向で頑張っているのかと。また、職場がどうだったのかに、たぶん大森先生は関心を持つのではないかなと思います。

なので、おそらく決め方とか、決める人に何かおかしいことがあるか

どうか、という基準で判断していく形になるのではないかなと思います。その結果として、超高層がいいとか、高さを制限する銀座ルールがいいとか、どういうのがいいのかという結論は何か出てくる。つまり、由布院の街づくりと同じです。大森先生は、由布院で小さな高級旅館を中心にしたという観光政策のクアオルト的な結論がいいかどうかというよりは、それをやっている人が、一生懸命その文化を考えながらやったということに、たぶん価値を見いだしているのではないかなと思います。そうした点では、ぜひ中央区の職員の人たちが地域プロフェッションとして、地域の文化を理解した上でやっているのか、それとも単に、ジェントリフィケーション（都市富裕層専占化）的に儲かればいいという話でやっているのか、が問われているのかなと思います。

築地市場跡地のあり方も、インの知識の政策としては、いろいろな議論はあるわけです。しかも築地市場は昔からあったわけではないです。あるときにできて、またなくなったというだけで、生々流転はあるわけですが、その中でどういう文化を育むかどうかは、たぶんそこにいる人の問題となるので、そういう意味では、ぜひ深く探究していただければと思います。中央区という地域の文化が分かりましたら、いろいろ教えていただければと思います。

事務局 ありがとうございます。それでは、これにて質疑のほうは終了させていただきます。

あらためまして、金井先生、ありがとうございます。大きな拍手をよろしくお願いいたします。

大森自治体行政学と特別区

2025年7月24日

14:00～15:30

東京区政会館3階35教室

特別区協議会

第4回特別区の自治と今後を考える

大森彌先生追悼講演会

（以下、敬称略）

東京大学法学部

教授 金井利之

（自治体行政学）

凡例

『職員論』＝大森彌『自治体職員論－能力・人事・研修』良書普及会、1994年

『再論』＝大森彌『自治体職員再論－人口減少時代を生き抜く』ぎょうせい、2015年

大森自治体行政学と特別区

1. はじめに～個人的追想～

1986年4月、教養学部2年次、大森彌ゼミの初回参加

初回 大森先生講話「行政学者が第二臨調に役立たなかったのは残念、次の行政改革には行政学者が呼ばれるようにしたい」

1989年5月、行政学会（九州大学・福岡市）

大森「折角に福岡に来たのだから、学会はともかく周辺地域を調査してこい、特に、柳川に行け」と指導

大森「天神の地下街の秘密がわかるか？薄暗くすると女性が綺麗に見えるので、それに惹き寄せられて男性が来るので栄えるのだ」

行政学研究会（忘年会）の印象：顔色が悪く、つまみなし、痛飲していた
当時の院生・助手たちに激励の声

1992年10月～ 就職後は、しばらくは、あまり接点がなかった

COE、特別区制度調査会、都道府県議会研究会

金井が全国の市町村の現地調査に行くと、しばしば、大森の足跡に直面する「再会」

大森自治体行政学と特別区

2. 「教師」

(1) 「教師」に接する大森彌

①教育課程での「教師」

定時制大森高校での教師からの影響 但し、教師の左派的心情は影響を受けず

中央大学法学部法律学科、政治学科への転科 原田鋼ゼミ（政治思想・政治学）

非常勤講師・辻清明の授業＋東大院進学への勧誘→1963年卒業・進学→論文集まとめ

②「教師」の影響力

「君たちの中で、自分のことも、勉強も良くできる、そういう人は外に出て良いと思っている。若者は狭い地域から外に出て行って、外の空気を吸っても良いと思っている。しかし将来はここへ戻ってきて、この地域を担うような、そういう大人になってほしいと先生は思っている。そのときに多分この大人たちは若い君たちに、こう言う。ここへ戻ってきてでも就職口がないぞ。でも、先生はそう思わない。就職口があってそこへ就職するような能力はさしたる能力ではない。もしご飯を食べるようなものがここになかったら、ご飯を食べるようなものをここでつくれ。そういう若者になってほしいと先生は思っている、というふうに、先生、繰り返し子供たちに言ってもらえますか。」（『記念講演 地方分権と自治の充実』『地方自治とっとり』1997年、10頁）

③「教師」に向けた「政治家像」

大森自治体行政学と特別区

2. 「教師」

(2) 「教師」としての大森彌

いわゆる教師（小中高校教諭）にはならなかった

「文部教官」駒場 ゼミの学生たち スエコマ(末駒)会 教えるまでもない、できあがっている研究者養成大学としての東京大学 辻琢也・大杉覚ほか＋α程度に自己抑制

各地の自治で活動している人たち 現場の人に教えて貰うのが基本

講演、職場外研修講師、自治大学校、自治体学会、地域リーダー養成塾、自治立志塾

「自治体行政の実務者に対して、行政実務の経験のない大学教師が話すのですから、いつも汗顔ものなのです。誤魔化し、知ったかぶりが効かないからです。……私がお話することは、ほとんど皆さん方が知っていることです。実務家の皆さんに私が教えることなどないのです。私は自分の見聞に基づいて大切だと思うことを語るのですが、それが皆さんの「自分との出会い」に少しでも役立つならば、と考えてのことです」（『再論』p. 5）

「本人が自分に「出会う」（『再論』p. 7） 「出会い」の反対語が「行きずり」

「「出会い」にするには、自己意識を強め、自己表象能力を高め……自分と出会うれば、自分が……いかに貧弱であるかに気づき、悩みも増える……自分を変えようとして頑張り、周囲にも働きかけようとするれば、「行きずり」で暮らしている人たちからは疎んじられ、不幸になるかもしれない……どこか表情に憂いのある自治体職員に出会いますと、「ああ、この人、魅力的だな」と、つい思ったりする」

大森自治体行政学と特別区

3. 「職業人」

(1) 職業倫理

①精神修養

・職業人

「……職業人とは、自分の職場を通じて、真に社会の矛盾と不正とは何かを認識し、それらをいかなる方向へ、いかなる方法で変革したならば、少しでも、より住みよい社会をつくりだせるかを知り、しかも、そのための実践的努力を、その置かれた状況の中で、積み重ねていける、そうした人々……もっぱら諸君の心情の問題として述べてきた……」

(大森彌「特別寄稿、新しい職業倫理を一社会的変革の思想を個々の職業実践に結びつけるために」中央大学原鋼会1963年度・中央大学法学部原由ゼミナール『鋼』創刊号、1964年)

・自治体職員(『再論』p. 1)

か? 「「いまのようにものを感じ、考え、行動しているあなたは、自治体の職員として真つ当ですか?」この自問自答を習慣にして、定年まで自己形成を止めない自治体職員」

自治体職員論 そのような職員を育て、激励、評価

②「〇〇抜く」

生き抜く、やり抜く、見抜く など、 類語 守り通す 『再論』p. 92

放浪者として「歩き抜いた」? 大森愛読・隆慶一郎の小説(『再論』p. 6)

大森自治体行政学と特別区

3. 「職業人」

(2) プロフェッショナリズム

①アメリカ行政学輸入研究

博士論文 行政職員における専門性と「草の根」性

アメリカ(ワルドー)のプロフェッショナル・アプローチからの示唆

行政職員というプロフェッションは何をするのか? =政策形成・調整・評価

政策・政策研究への関心

政策分析官論

日本官僚制では稟議制論・事案決定手続

アメリカ研究からの離脱+比較の視点の継続

アメリカとは異なる形で、日本の行政職員=プロフェッションとは何かの探究

官僚型公務員vsプロフェッション型公務員

大森自治体行政学と特別区

3. 「職業人」

(2) プロフェッショナリズム

②プロフェッション論

臨床医モデル プロフェッションの典型は医師 行政職員も同様

自治体職員＝地域プロフェッション論 専門性と「草の根」性の止揚・融合

自治体行政の「場(トポス)」(『変化』pp. 60-76)

地域と大部屋主義がトポスとして一括(相克)される

地域の関する「臨床の知」(『再論』p. 113以下)

「臨床の知」＝自己と対象との間に生き生きとした交流ないし交友を行うことによって獲得できる対象について知(中村雄二郎『臨床の知とはなにか』)

「臨床の知」を地域で実践した自治体職員が廣松傳(『再論』p. 117以下)

地域の「名医」(『再論』p. 122)

「対話と手当て」(『再論』p. 115)

大森自治体行政学と特別区

3. 「職業人」

(2) プロフェッショナリズム

③地域プロフェッション

現地・現場主義(『職員論』第4章第4節、p. 234)

「常人ないし凡人は、しこしこと現場に足を運び、現地で調査をし、関係者から話をつぶさに聞くことで、真実に迫る以外にない」(p. 234)

自治体職員の専門性は地域文化に由来する 全国共通の専門知は存在しない

人材＝「担当する職務に関し課題を発見し施策を的確に遂行するために必要とされる能力と意欲を持っており、職務に積極的に取り組むとともにそうした持てる能力と意欲の向上に自覚的に努めている職員のこと」(『再論』p. 48)

- ・ 施策による実践 臨床における「手当て」 施策あるいは政策／政策形成／政策研究の重視
- ・ 大森は無能な職員には厳しい
- ・ 集団協働作業 能力が発揮でないのは組織・人事の責任
- ・ 価値判断は不可避
- ・ 地域観 何を課題だと認識するかの取捨選択を地域プロフェッション職員は行う
- ・ 地域プロフェッションとして、地域住民から職員は信頼を勝ち得ることができるか
- ・ プロフェッション集団のなかの相互評価「相場」 職場集団での大部屋主義、人事、交流

大森自治体行政学と特別区

3. 「職業人」

(3) 日本型地域プロフェッションの創出運動

①地域と文化

地域＝人と自然と物の結合（『職員論』p. 212、『再論』p. 98）

文化＝人々の感じ方・考え方が具体的に可視的に表現されている様子（『職員論』p. 207）

人間の心（意向）と技の表現様式（『再論』p. 99）

大森の都市嫌い、都市行政学嫌い　都市とは都市は脳が自然を排除して造り出したもの
しかし、人間は身体という内なる自然がある、自然との共生が不可欠

文化としての自然、文化としての物（人工物）

文化としての人（『再論』pp. 107-108）

「ヒトは、両親に代表される先行世代の心と技によって育てられますから、典型的な文化現象」

自治体に不可欠な職員は「大役人」（『職員論』p. 216）

＝自分の存在理由が地域にこそある、大局観に立って仕事を考える

「時と所の関係性」（＝地域そのもの）がわかること

大森自治体行政学と特別区

3. 「職業人」

(3) 日本型地域プロフェッションの創出運動

②リーダー養成

池田町などの現場に押しかけて調査して学んでいく日本地域開発センターの異業種集団

川喜多二郎との出会い　野外科学での仮説の発想の仕方＝KJ法

岡崎昌之（事務局担当、当時『地域開発』編集長）（『再論』pp. 125-129）

各地の実践者に、各地の地域プロフェッションとその活動を伝授する「教師」大森本人に出会う
全国地域リーダー養成塾（地域活性化センター、1989年創設）「塾長からのメッセージ」

「……地方自治体は、地域に暮らす人びとのニーズに的確に応えることを通じて、人びとの信頼と支持を確保しなければなりません。……全国どこでも、他の人が背負っているさまざまな困難が少しでも軽くなるような支え手になろう、それを自分の生き方としたいという志をもち、実践する人を、一人でも多く必要としています。……」

職場に内包されている教育機能（『再論』pp. 142-147）

意欲と能力を職場研修で育てる、良き人柄が職場に集まる必要　良き人柄自体も育てる

誠実、明朗、度量が大きい、豊かな関心

大森自治体行政学と特別区

4. 日本型地域プロフェッションへ向けた地域人

(1) 住民

「……私は政治の手前にあるものの重要さに固執したい。……政治参加指向型の新しい政治を展望するには、逆説的ではあるが、まずは既存の政治などは私たちにってはかけがいのない価値のうちのただ一つに過ぎないことを知ることであろう。……」

(大森彌「『汎政治主義:』への訣別」『わたしたちの所沢を考える会』No. 12、'72. 6. 1)

住民主権・住民参加・住民本位、住民の元気

(2) 職員

能力選抜原理→有能と無能とに分化、人事評価は必須、能力評価できるのは職員しかいない

身分保障は本来、安心感と挑戦の基盤、実際は、安逸を生み出しやすい(『変化』p. 252)

自治体が独自施策に取り組んだ背後には、地域プロフェッション職員の職員がいたという事実

(3) 首長・管理職

「汎政治主義」には否定的、職員の(政策)能力を高めるように、人事管理をするのが首長の仕事

「……その町長さんが私にこういうふうに言いました。「先生方は過疎地域でもそこに頑張る人たちがいればいいまじになると、よくそういつふつにおっしゃいますけど、自分には必ずしもそう思えない。有為な若者はこの地域からほとんど全部出て行ってしまった。残っているのはカスはかりなんですよ。」……そう思っている町長さんがその町に残り、その町で生きていこうとする若者を大事にするはずないじゃないかというふうに私はそのとき考えました。その後、そこには行ってまぜんけれども、聞くところによるとほとんど活性化していません」

(「記念講演 地方分権と自治の充実」『地方自治とつとり』1997年、p. 9)

大森自治体行政学と特別区

5. おわりに～大森自治体行政学と特別区～

(1) 町村主義者？

全国地方圏各地の市町村を調査・叱咤激励 埼玉県・所沢市などでは活動

vs 松下圭一「市民」論への違和感 大森は「市民」とは言わない

全国町村会のブレーン 町村自治研究会、町村研究フォーラム

「私は、この仕事を引き受けてきたこともあって、全国の町村を訪れる機会が以前より増し、また、学ぶことも少なくなく、さらにいろいろと考えさせられることも多くなった。何より、このままでは全国の農山村は荒廃し、我々が守るべき国土の価値が失われてしまうのでないかという危機感がふかまた。東京生まれ、東京育ちで、東京の大学に勤めて生活している私のような都会人は、ともすれば大都市での暮らし方が当たり前であり、そこで大切なものを失ってしまっていることに気づきにくい」(『職員論』pp. 242-243)

(2) 人口問題

地方創生へのアンビバレントな立ち位置

「人口減少に直面している市町村が自ら法人であることを放棄し……ない限り、自治体は存続し続ける。……自主・自律の危害で、人口減少を乗り越えようとする首長・議会・地域住民の強い意思があれば、市町村が消滅することはありません」

「法律で「人口減少に歯止めを掛ける」ことを明言したのは初めて……全国の市町村は、人口急減に立ち向かう方途を自ら選び取り、地域の暮らしと自治を守り通していくことができるかどうか、その意思と覚悟を問われている……人口減少問題の核心は、なるべく早めの結婚の成否……「個々人の決定にプレッシャーを与えること」がないように、しかし、いかにして結婚・出産を促すか、工夫のしどころ」(『再論』pp. 89-95)

大森自治体行政学と特別区

5. おわりに～大森自治体行政学と特別区～

(3) 都区制度改革（特別区自治権拡充運動）

特別区自治権拡充運動への参画の経験は長い 「恩師」辻清明・高木鉦作の訓導

自治権拡充運動の主体は、区議会と特別区協議会（もともとは都庁官僚）

区職員に地域プロフェッションが増えることを期待

大森彌（編）『自治体の係長マネジメント 上司・部下関係を実証関係で読み解く』

勁草書房、2024年3月

(4) 「器」の改革への批判

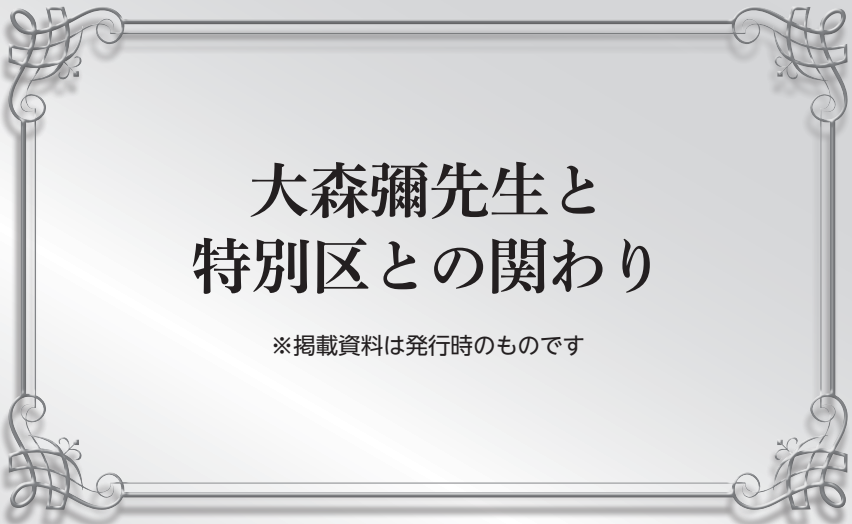
都区制度改革の鏡像として、大森は基本的に合併嫌い

市町村合併への消極性

「概して、合併によって周辺地になった地区から「衰退」の嘆きが多く聞こえてきます……合併とは、自治体の自治の放棄もちろん、自治体の自治を「地域コミュニティ」が代替できるはずはありません」（『再論』（pp. 42-46）

大阪都構想には批判的（『再論』p. 66）

「見果てぬ夢」道州制に反対、「基礎自治体」への固執にも批判的（『再論』pp. 69-77）



大森彌先生と 特別区との関わり

※掲載資料は発行時のものです



大森彌先生と特別区との関わり



1947（昭和22）年に地方自治法が施行された当初、特別区は一般市と同格の自治体として出発しました。ところが、実際には多くの事務権限が東京都に残されていたため、特別区は、以後半世紀に及ぶ自治権拡充のための運動を展開することになります。

さらに、1952年の地方自治法改正では、特別区は東京都の内部的な団体とされ、区長の公選制も廃止されてしまいました。しかし、都は都市化の進行に伴う事務量の増大による過重な負担と特別区の自治権拡充の要求に直面して、特別区へ事務を移管せざるを得なくなります。その後順次、都から区への権限移譲が行われ、1975年には、区長公選制の復活をはじめ、特別区を原則市並みとする改革が行われました。

しかし、特別区の自治体としての性格は変わらないものとされたため、多くの区民や都区政関係者の粘り強い自治権拡充運動が続けられました。その取組みが実を結び、2000（平成12）年4月1日に、特別区は東京都の内部的団体から脱却し、法律上、東京大都市地域において「基礎的な地方公共団体」に位置づけられ、今日に至っています。

大森彌先生には、この2000年都区制度改革に至る過程で、特別区が進むべき方向性をご示唆・ご指導いただき、改革後も常に特別区のあり

方を見守っていただきました。本書では、先生から特別区へのメッセージとして、都区制度改革の実現を目指したシンポジウムでの講演（「特別区の進むべき道」）、2000年制度改革が実現した際のコメント（『「新生」特別区に寄せて』）、特別区制度調査会会長として制度改革後のあり方を調査研究いただいた同調査会報告書（『「都の区」の制度廃止と『基礎自治体連合』の構想』）、制度改革後の動きを踏まえて晩年にいただいた特別区職員への提言（「平成12年改革とその後の特別区」）をご紹介します。

都区制度改革への関わりを通して地方自治の発展に尽くされた大森彌先生の熱い思いが皆様に届くことを願っています。

【掲載資料】

- （年表）大森彌先生と特別区との関わり
- 講演「特別区の進むべき道」（『新しい東京23区を実現する集い 記録誌』1991年2月）
- 「新生」特別区に寄せて（『区政会館だより』2000年4月：巻頭エッセイ）
- 「都の区」の制度廃止と「基礎自治体連合」の構想（「第二次特別区制度調査会報告」2007年12月）
- 平成12年改革とその後の特別区（『特別区職員ハンドブック2023』2023年3月：巻頭論文）

(年表) 大森彌先生と特別区との関わり

(敬称略)

年月日	項目	就任	内容等
1972 昭和47年 10月1日	中野区特別区制度調査会		会長：辻清明 委員：芦部信喜、佐藤進、高木鉦作、 山本進、和田英夫 専門調査員：大森彌
1974 昭和49年 4月18日	特別区政調査会発足		会長：辻清明 発足時委員：大森彌、遠藤湘吉、 加藤芳太郎、細郷道一、佐藤進、 高木鉦作、成田頼明、横田政次、 橋本博夫、向山巖、山田四郎、 井上内蔵之助、遠藤正則、 小田清一、加部明三郎、君塚幸吉、 菊地喜一郎、小松崎軍次
	昭和49年 6月1日		50年4月～区長公選復活
1975 昭和50年 3月31日	特別区政調査会：第一次答申 「特別区政のあり方について」		
1977 昭和52年 5月31日	特別区政調査会：第二次答申 「特別区の行財政制度の改革」		
	昭和52年 11月8日		53年4月～特別区人事委員会発足
1978 昭和53年 7月6日	特別区政調査会：第三次答申 「特別区人事行政の改革」		
1979 昭和54年 7月24日	特別区政調査会：第四次答申 「特別区の将来構想—その基本的な考え方—」		
1981 昭和56年 8月28日	特別区政調査会：第五次答申 「『特例』市の構想—特別区制度の将来—」		
1984 昭和59年 6月7日	都制度調査会報告「新しい都制度のあり方」		
1986 昭和61年 2月19日	都区合意「都区制度改革の基本的方向」(都区協議会)		
	昭和61年 11月5日		講演：大森彌「クイズ23区」
1987 昭和62年 6月11日	第21次地方制度調査会第7回 総会で都区制度改革が審議項目 の一つとなる		

特別区政調査会委員

1987	昭和62年 10月26日	明日の東京23区を考える懇談会・発足	明日の東京23区を考える懇談会・座長	座長：大森彌 発足時委員：木原啓吉、黒川和美、樋口恵子、森戸哲
	昭和62年 11月4日	東京23区シンポジウム '87 (於：日比谷公会堂)		コーディネーター：大森彌 パネリスト：奥田道大、佐藤竺、森まゆみ、森戸哲 パネルディスカッション「21世紀の東京と特別区の自治」
1988	昭和63年 3月1日	明日の東京23区を考える懇談会・提言「東京に真の豊かさを求めて」		
	昭和63年 9月2日	制度改革の早期実現をめざす集い (於：日比谷公会堂)		座談会：大森彌、池田裕子、和田光司 「私たちの暮らしと特別区の役割」 PR 映画上映「東京23区、今、何が…」
1990	平成2年 9月20日	第22次地方制度調査会・答申「都区制度の改革に関する答申」		12年改革の基礎
	平成2年 11月2日	新しい東京23区を実現する集い (於：日比谷公会堂)		講演：大森彌「特別区の進むべき道」
1992	平成4年 10月23日	新しい23区を実現する集い (於：日比谷公会堂)		基調講演：大森彌「選機許されぬ制度改革」 シンポジウム コーディネーター：横島庄治 パネリスト：上野明、松田美夜子、寄本勝美、西野善雄 リポーター：荻原弘子
1994	平成6年 1月26日	「新しい23区」実現大会 (於：日比谷公会堂)		大会に寄せて：大森彌
	平成6年 9月13日	都区合意「都区制度改革に関するまとめ(協議案)」		
1998	平成10年 5月8日	地方自治法改正(基礎的地方公共団体・清掃事務移管等)		12年4月～現制度施行
2003	平成15年 6月10日	(第一次) 特別区制度調査会・発足	①特別区制度調査会・会長	会長：大森彌 発足時委員：有田昌志、磯部力、今井照、大杉寛、櫻井敬子、沼尾波子、的石淳一、安田八十五
2005	平成17年 1月14日	特別区制度調査会・中間報告「『都区制度の改革—新たに問われる『平成12年改革』—」		
	平成17年 10月31日	特別区制度調査会・報告「東京における新たな自治制度を目指して—都区制度の転換—」		
	平成17年 12月16日	第二次特別区制度調査会・発足	②特別区制度調査会・会長	会長：大森彌 発足時委員：磯部力、伊藤正次、大杉寛、金井利之、櫻井敬子、沼尾波子、的石淳一、安田八十五
2007	平成19年 12月11日	第二次特別区制度調査会・報告「『都の区』の制度廃止と『基礎自治体連合』の構想」		

2008	平成20年 5月9日	特別区制度懇談会・発足	特別区制度 懇談会・座長	座長：大森彌 発足時委員：伊藤正次、大杉覚、 金井利之、櫻井敬子、沼尾波子、 的石淳一、安田八十五
2010	平成22年 9月7日	特別区制度改革10周年記念シ ンポジウム「時代の転換と自治 の創造—自治体職員のミッショ ン—」（於：東京区政会館）		コーディネーター：大森彌 パネリスト：大杉覚、前川耀男、 西野善雄、中嶋いつみ

『新しい東京23区を実現する集い 記録誌』1991年2月

講演「特別区の進むべき道」

平成2年11月2日（金） 於：日比谷公会堂

東京大学教授 大森 彌

●はじめに

特別区制度の改革をめざされる本日の大会にあたりまして、長年この改革に関心を寄せ、お手伝いしてまいりました一人といたしまして、今回の地方制度調査会の答申[※]について若干私の所見といたしますか、見方をお話し申し上げまして、皆さま方に今後また頑張っていただければと思っています。短い時間でございますけれども、主としてこの度の答申に則して、いくつか私の理解しているところをお話し申し上げたいと考えております。

私が特別区制度のことがらについてお手伝い申し上げましたのは、今からすでに17年位前になります。私の地方自治の勉強にとって特別区はふるさとみたいなものでございます。この改革が当初予期していた水準にいたるまで、私としては関心を持たざるをえなくなりました。そして一刻も早くこの制度の改革をしていただければ、私としては特別区制度の改革問題から足が抜けるのではないかと考えています。

では、いくつか感想めいたことからお話し申し上げたいと思います。

今日はたいへん秋晴れのよい天気ですが、今回の答申が必ずしも曇一点もない快晴とは言い切れない側面がございます。しかし、曇って雨が降りそうであるというような状況では決してありません。やっぱり、展望を持ちうる内容ではないかと考えております。

※ 第22次地方制度調査会・答申「都区制度の改革に関する答申」（平成2年9月20日）

●答申の意義について

まず最初に、今回、具体的改革へ一歩前進しえたことの意味についてお話ししたいことがございます。

もともと地方制度をめぐる制度改革とは、通常、自治省を中心とした中央のお役人などがいろいろ考えて発案するというのが常道でございます。しかし、今回のこの制度改革は、まず特別区側から発想し、それを東京都側が受け取り、そして都区合意でまとまったものが国のレベルに持ち上がったものでございます。何よりそのことが答申の中に、「都区制度改革の基本的方向」と引用されています。これは従来の地方制度調査会の答申とすれば異例に近い、むしろ画期的な出来事ではなかったかと考えております。つまりある地域に限定されている改革とはいえ、この改革を特別区といういわば住民に最も身近な自治体から発想して、国に制度改革を迫っていくというのは、実は制度改革の新しい形と言っていると思っています。この形が成り立ったのは、皆さま方が長い間この特別区の改革に尽力された賜だと存じます。

そして、日本全国どこに行っても自分たちの制度のことがらについて、こんなに熱心に運動をやっているところは他にありません。それは東京の中の特別区に限られているわけでありまして、その意味でいえば、今回の制度改革が前進しようとしていることの意味は実に大きいと考えています。

したがって、答申の内容について、いくつかご疑問の点やご不満の点があるかと思いますが、この新しい制度改革の道というものの意義を踏まえながら、今後もまた引き続き運動を展開していかざるをえないと考えています。できれば私としましては、辻清明先生を座長にして区側から出された『特例』市の構想の筋で、今回の改革が行われれば、これでほぼ済むと考えていました。けれども、ご案内のようにさまざまなお意見や立場、さらにさまざまな方々が参加した上で制度改革が進む

ものですから、いろいろな意味で妥協が行われ、必ずしも特別区側が最初に提示したような内容ではなかったかもしれませんが、しかし、大筋は特別区側が打ち出さなかったならば決して実現できなかったと私は考えております。そういう意味でいえば、この内容を積極的に考え、推進したいと思い、本日はまいりました。

こんなに時間をかけ、お金をかけ、まだやらなきゃいけないのかということについて、若干なりとも疑問がないわけではございませんが、いろいろ制度改革をするうえでは難しい壁もございます。したがって、今後もまたこの改革の方針に則しまして、皆さん方がまた新たな運動を展開せざるをえません。

今回は従来の改革の線に沿った、あるステップだと考えることができ、これが最終的な改革案ではないと私は考えています。そのことが今回の答申では明確になっていると思います。「さしあたり、今回は、……以下の措置を講ずべきである」という文章に表れているわけでありまして、したがって、今回の改革の射程距離は必ずしも長くなく、むしろ現実的に考えて一歩でも特別区の自治が拡充するという方向で、改革が進んでいくということでございますので、やはり今回もワンステップ上がるという意味ではないかと考えております。

さてそこで、本日お集まりの皆さんも、今回の答申の中に書き込まれていることで、これは一体どういう意味だろうか、どうしてこうならなかったのだろうかといった疑問がোধありだろうと思っていますので、3点にわたってお話し申し上げたいと思っています。そして締めくくりといたしましては、今後どういう困難なことが待ち受けているかということについて、私の見方を申し上げて今日の私なりの所感にいたしたいと考えております。

●特例措置の見直しについて

さて、すでに地方制度調査会の答申について、皆さまには一読されておられると思いますので、細かい点については今回は省かせていただきまして、大筋、大切な論点についてだけお話し申し上げたいと思っています。

都区制度といわれる制度は、わが国の地方制度の中でいえば、かなり特異な仕組みになっていまして、東京という巨大都市の中の仕組みとしては何点かにわたってユニークな側面があると同時に、特別区側から見ればどうしても直したい側面がございます。

今回一連の制度改革の中で、少なくとも私が一貫して主張してきたことの一つは、昭和49年に法改正がありまして、50年に区長公選制が実現したのですが、現在のままだと、私は場合によると再び区長公選制は廃止しうる余地を残しているのではないかということです。区長公選制というものを簡単には廃止できない程度にまで、制度の改革を推進すべきではないかと考えてまいりました。

私の率直な見方でいえば、今回盛り込まれているこの答申に則して改革が行われれば、もはや特別区の区長さんの公選制を、かつてのように選任制に代えるということはおそらくできなくなるだろうと考えます。それに則して少しお話ししたいと思います。

実は、今お話し申し上げようとしていることが、今回の制度改革によって特別区はどういう性格の自治体になりうるかという、最も重要な、あるいは最もご関心があると思われるような論点に関係すると考えているのであります。

現在、特別区はどんな自治体であるかについては、いろいろ議論がございますが、少なくとも都区合意では、やはり特別区は依然として都の内部的団体としての性格を強く持っているという理解でございました。今回この内部団体的性格を持っている特別区の現在の性格、ないしそれ

に基づく諸制度というものをいかにして改革するかが眼目でございました。

したがって、この点に注目して今回の答申を読んでいけば、いくつか重要な改革が行われるということが分り、この改革を進めれば、特別区は東京都の内部的団体から脱却していかれると思われれます。完全に脱却しうるかどうかは分りませんが、かなりの程度まで脱却しうると思えます。答申の中でいえば、「特別区に関する特例措置の見直し」に含まれている一連の諸項目は全部これだ、と言うことができます。

その中に、特別区の再編問題がございます。これについては地方制度調査会でもいろいろ検討があったと漏れ聞いておりますし、なかならず都心3区の皆さんにとっては非常に関心があります。法律用語では「廃置分合」と言いますが、特別区の区域を再編することによって、東京の中の基礎的な自治体をどうすればいいかといった議論で、都区制度を改革するなら、まず特別区の再編問題を議論すべきではないかという意見は結構強うございました。

したがって、この問題についてどうするかということは、やはり特別区側からみましても、非常に関心の強かったことでございます。特に、都心3区はこの問題に直面する区でございます。現在特別区は自分たちの区域をどうすればいいかということについて、他の市町村のような発案権が持たされていません。この発案権は東京都知事が有しております、明らかに内部団体的な扱いを受けているのであります。

今回のこの改革によって、はじめて特別区は自らの再編問題、自らの区域の再編について発議権を持つということになります。

このことの意味はやや微妙ではないかと考えています。今回特別区側が、あるいは都区合意で一致した意見は、少なくとも今回の制度改革においては区域の再編問題は行わないということでございましたので、答申にはその限りでは生かされたのでございます。しかし、このテーマは依然として残ったと考えることができます。今後特別区の区域再編問題

は、さまざまな機会をとらえて多分これから何度も議論されるのではないかと考えているわけです。

都心のある区に行って申し上げたこともあります。都心区は巨大な財源が集中しているにもかかわらず、いわゆる登録住民が少なくなりつつありまして、いろいろな方々がこの都心3区をどう扱えばいいかというさまざまな議論をしてきましたが、その意味で言いますと、今回の地方制度調査会の議論を通じて、この問題はかなり重要な議論の一つではなかったかと考えています。私の立場から見れば、幸いなことに、再編を含むような改革はしないという形で答申がまとまりました。

したがって、今後は、必要があるならばむしろ特別区側が自らの意思によって、この区域問題に直面していくといえますか、取り組んでいくべきで、そういう意味では自立性、一本立ちの方向が今回は可能になったと考えます。

それ以外に、例えば区長さんに委任されている事務が約80項目位ありますが、その根拠である区長委任条項の廃止とか、調整条例の廃止とか、あるいは都区協議会を再編する問題であるとか、地方債の許可について言えば市と同じになるとか、さまざまな形で東京都から自立していくという方向で今回の制度改革が進むと考えられます。

●事務移譲について

ところで、現在東京都が行っている仕事の中でどういう仕事を特別区側におろしかということ、すなわち事務の配分については比較的柔軟に考えていいというのが従来からの私の考えであります。

実は特別区の自治を事務権限の上で充実させていく場合の最大の争点は、一般廃棄物、つまりごみの収集・運搬です。これはすでに法律の上では改正されています。この特別区の仕事、実質的に特別区の仕事にするという形で今回進もうとしているわけであります。

今日も入口でビラが配られておりますように、関係者の中には清掃の移管について反対の方もおいででございます。しかし、すでにこの問題は法的に決着がついている話でございます。ただし、これはさまざまな関係者の合意を必要としますから、いち早く合意を作り出すことによって、この事務事業を特別区側に移管していただくということが大切でございます。

今回この答申の全体を拝見いたしますと、少なくともごみの収集・運搬について特別区側で実施できるような体制の準備が整わない限り、少なくとも法律の改正はできないといったまとめ方になっております。したがって、ごみの問題については速やかに合意を作っていただいて、実施できる体制を都区双方で整えていただく、そのことの確認がございませんと今回の一連の法改正はできないと思います。

したがって、事務関係でいえば、全体としましては都区合意の線に沿って、特別区の仕事上の権限、あるいは仕事上の充実を図っていくという方向に進みつつあるとみて、間違いないと考えております。

●地方交付税制度の適用について

実は、今お話し申し上げました特別区の今後を考える時に、何といたしても特別区の性格がどうなるのかということが関心の的でした。

都区合意で皆さん方が了解し、そして国側に働きかけました時の理解の仕方といいますのは、東京の中に大都市区域というものをつくっていただき、この区域の中においては、特別区が基礎的な自治体で、かつ普通地方公共団体であるということでした。

今回の答申の内容は、この東京の中において特別区は基礎的な自治体と考えるということになったのですが、しかし、ここにはただし書きがありまして、特別区は基礎的自治体ではあるけれども、普通地方公共団

体ではなくて特別地方公共団体である、というふうに考えられているのでございます。したがって、問題はここの理解にかかわると考えます。

私が特別区側からいろいろ発言してまいりました時に、最も難しい問題の一つは、財政の仕組みをどうするかということと、特別区の性格がどうなるのかということは切り離すことができない点であると指摘してきました。これをどう理解するかによって、今後特別区の性格がどの方向に向かうかということもある程度決まってくるものですから、特別区の性格を議論する時には、都区の財政の仕組みがどうなるかということとの結びつきで考えざるをえないと思っています。

さて、ここが今回も一番難しかった点でございます。何が難しいかといいますと、皆さま方もご案内のことでございますが、自治体はどの自治体でも住民の暮らし、生活を成り立たせるためにはある一定のサービスができる、仕事ができるということを前提にいたしまして、それに見合う税源が確保できない自治体には、国が地方交付税制度と呼ばれる制度により、そういう自治体にお金を配分する仕組みをつくっているのでございます。

実はこの地方交付税制度で、地方交付税を配分する対象でございますが、これは法律上明定されておりまして、ひとくくりで法律上は地方団体といっていますが、その団体は都道府県と市町村をいう、というふうに明定されているのでございます。この中に特別区は入っていない。事実、地方交付税上の扱いは、今回は特別区側はなんとかしてこれを直してほしいと国に働きかけたのですが、東京都については東京都全域がいわゆる府県とみなされ、特別区が存する区域については全体として市とみなしまして、そして東京都分と一緒に計算しまして、それで東京都にお金がかかるかどうかという仕組みでございます。都区合算と呼ばれる規定でございます。現在の地方交付税制度上は、この点特別区は他の市町村と異なっております。

では都区合意はどう考えたかといいますと、東京に大都市区域を設定

いたしまして、この中で特別区を基礎的な自治体とするのですが、これは特別の区域だと考え、この特別の区域には一括してしかも都と分離して適用することにし、23区個々に地方交付税制度を適用しなくていいのではないかという構想でいったのですが、国のお役人の方々はなかなかこれには「ウン」と言いません。もしも特別区を普通地方公共団体にするならば、23区全部個別適用になるという議論を展開されたとうかがっており、なかなか突破できませんでした。

したがって、今回どういう位置づけになったかといいますと、「住民に最も身近な地方公共団体である」という意味において、特別区は都の特別区の存する区域における基礎的な地方公共団体であると考え」とされました。したがって、基礎的な地方公共団体であるということは認められたのですが、しかし、「一般の市町村と異なっているので、なお特別区は特別地方公共団体であると考え」ということになりました。ですから、依然として地方交付税上の扱いが大きな壁になりまして、今回の答申のなかでは普通地方公共団体という位置づけが与えられませんでした。

●特別区の性格について

特別区側も都区合意も23区については、全て他の市と同じように独立した自治体にして、そこに地方交付税制度を直接適用してほしいという要求ではございませんでしたから、ここの論点が残っている。しかし私どもにとっては、実は基礎的な地方公共団体だと考えられているこの特別区というのは、憲法上の自治体であるのかないのかという点がさらに問題になります。ここが議論として残っている部分であります。実は今回の答申の中では何も言っていないのであります。これから先は、解釈が分かれうると私は思います。

昭和38年の最高裁の判決においては、特別区は憲法上の自治体ではな

いという判決でありました。その時のいくつかの項目を38年以降の特別区のさまざまな改革に照らし合わせれば、すでに特別区は、今回の一連の法改正を行っていただければ、私としては特別区は憲法上の自治体とみなしうるといふふうに考えていいのではないかと思います。

ただし、特別区が今回の制度改革で憲法上の自治体になりうるかどうかということの最終的な判定は、また最高裁の判決を要するのかもしれませんが。したがって、この中で時間と関心のある方は、ぜひとも最高裁の判決がいただけるような運動をしていただければ、特別区が一体どういう性格の自治体であるかが分かるということになります。

しかし、少なくともこの法改正を進めるような形で特別区が住民に身近な自治体として着々としてさまざまな仕事を行っていけば、私は間違いなく憲法上の自治体になりうると考えています。ただしこの議論をいたしますということは、実は「普通」とか「特別」という分け方そのものについてやや新しい解釈を打ち出すことになるものですから、研究者の私としては、やや慎重を要するところでございます。

実は一つだけ歴史を振り返ってみますと、昭和31年に、現在の都道府県という枠組みから独立して、完全な自治体として成り立たせたいと考えられた「特別市」という制度がありました。これは、いろいろ経緯があって、法律上は規定されていたのですが、都道府県側との対立があり、遂に実現できなかった仕組みでございます。これは法律上廃止になったのですが、実は、あの都道府県からも自立していました特別市というのは普通地方公共団体ではありませんので、特別地方公共団体の扱いだったのです。

これは一つの歴史でございますけれど、こういう事実と照合させますと、普通とか特別とかいうような扱い、国の解釈は実に恣意的ではないかと考えられます。むしろ、今回特別区がこの方向で基礎的自治体という法的な整備を行い、仕事上もそういう実態をつくり出していけば、私は少なくとも過渡期的にいえば、特別地方公共団体の中にも憲法上の地

方公共団体足りうるという自治体がありうるのではないかと、そう考えています。私はもともと根が楽観的でございますから、そういうふうに前向きに考えていきたいと思っています。

したがって、今回の制度改革をめぐる議論としましては、普通地方公共団体になりえないのだから、この改革は逆行であるという説をとらなくても、特別区制度の改革を方向づけていくことはできるのではないかと考えております。

●都区財政調整制度について

次に、最大の問題として都区財政調整制度が残ったということについて若干私の見方をお話し申し上げたいと思います。

都区財政調整制度という制度は、なかなか分りにくいものでございまして、私も十数年おつき合いしてきましたが、そうそう分る仕組みではございません。地方制度調査会のなかでは、現在、都区財政調整制度で東京都が特別区についての財政をきめ細かく調整しているような実態は、明確に地方自治関係の法律の精神に反している事態ではないかというご意見もあったやに聞いています。何といたしまして、都区財政調整制度というものをどういうふうに改革していくかということが、特別区の将来を決めていくことになることは間違いございません。

そこで今回の答申の中に盛り込まれている都区財政調整制度の改革には、かなり重要なことがいくつか提起されています。

まず第一番目には、従来この都区財政調整制度の中で特別区全体の調整財源に不足が生じる場合には東京都の一般会計からこれを補てんするという、いわゆる総額補てん主義が維持されてまいりました。今回の改革ではこれは廃止することとなります。当然だと私は思います。

いつまでたっても総額補てん主義の、そういう依存構造の中に特別区があるというのは、特別区の自立にとってマイナスであることは確かで

ございます。したがって、この総額補てん主義は廃止になるということでございます。

もう一つ、今回の財政制度をめぐって重要な、少なくとも都区合意と比較して重要なのは、納付金制度の廃止が打ち出されたことでございます。

現在の制度では、場合によりますと一、二の特別区が固有の税金で納付金を納めるという仕組みがございまして、これは明らかに自分たちの区の中に一回入った税金をまた納付するというのは、やはり自治権の侵害ではないかという議論が地方制度調査会で行われ、したがって、都区合意に反し納付金制度は廃止ということになりました。私は、これも特別区の財政上の自立性を促していく上では、正解ではないかと考えているわけです。

こういう点で見ますと特別区の財政運営の今後というものについて、ある種の厳しさを求められたことは確かではないかと考えます。

したがって、次に問題になるのは、それでは都区財政調整制度は維持しながら、一体どういうふうに改革されていくのだろうかということではないかと思っています。都区財政調整制度を、今後どういうふうに改革するかということでございますけれど、一方で先ほどお話し申し上げましたように、各特別区に地方交付税制度は適用されません。したがって、この仕組みは存置されますから、特別区の財政につきましては依然として東京都の傘の中に入るという事態が続くことになります。

しかし、東京都の傘に入りながら総額補てん主義が廃止されることになるということは、どういうことになるであろうかということになります。おそらくそれは、先程ご紹介しましたような合算規定の中で、東京都のさまざまな経済活動がいろいろな意味で少し衰退し、東京都分と特別区分の合算の結果、国から地方交付税の配分を受けざるをえなくなるような事態が、仮に何らかの機会にまいった場合には、都に一括して交付されたお金を特別区の方に配分するというようなこと以外、多分この

地方交付税制度をめぐって、東京都の傘に入るという意味はないのではないかと考えることができます。この辺の事は、私も余り自信のないところでございますが、一方で丸抱えで東京都に面倒を見てもらうということを廃止しつつ、個別の地方交付税の適用がございませんから、傘の中に入っても、やっぱり今後はかなり特別区と東京都の間にはきちんとした役割分担を前提にして、この財政制度をきちんと運営していく方向に向かわざるをえないと考えているわけです。

そこで、その観点からこの答申を見ますと、大切なことが二つ書いてあり、一つは今回の一連の事務配分や一連の制度改革によって、都区財政調整制度にかかわる調整税の特別区への配分割合を、都と特別区との間の財源配分が中期的に安定的になるように改めるということです。

これは普通の住民の方々が読むと何だかさっぱり分りません。大体政府などが出す公文書というのは、いろいろなことを考えながら案文するものですから、普通の方々にはこれは何のことかよく分りません。

そこで中期的ということですが、これは何年位の幅かよく分りませんが、都区の間でよく相談していくことになります。今回一連の事務事業の配分が行われますが、現行法上は市がやっているような仕事を、依然として東京都がやり続ける部分がございますので、そういう部分についてある種の計算をしていただく。また、それと特別区の分を比較し、多分こういう按分で分ければ大体釣り合いがとれると思うところで合意をしていただいて、ある比率で分けたら、それを当分の間、動かさないでいくということになります。

したがって、毎年毎年調整するような仕組みはなくなるというふうになって、そのことが実は二番目に言われています、都区財政調整制度の交付金の算定方法を簡素化しなさいということとも関係がございます。簡素化しなさいということは、実は少なくとも地方制度調査会のお考えは、現在の算定方法は実に複雑で、むしろ特別区の自立性を阻害しているというご判断があったから、簡素化しなさいといわれているわけで

す。

簡素化する一番良い方法は、一定の比率できちんと分けて、ある一定の期間は、何年かの間はそれを変えないでいく。特別区側が計画的にさまざまな仕事が行えるように仕組みをつくっていくことになるだろうと考えられます。

今回の答申で一番大きく都区の方に委ねられていますのは、都区財政調整制度を特別区の自立性を強化する方向に向かって改善しなさいという、この部分でございます。したがって、今回この制度改革を進める上では、改めて都区間でさまざまな協議をしていただいて、ここである種の決着をつけていただくことになるものですから、何よりも特別区側が結束を固めて都側と交渉していただくということが、今回この答申の中では残ってしまっているのではないかと考えることができます。

私としましては、特別区の制度改革といいますのは、やはり本丸は都区財政調整制度の改革だと長年考えてまいりました。したがって、今回もまたこの制度が残ったことになり、残ったということは、特別区の性格との関連で地方交付税制度にからむ仕組みをめぐる議論が依然として残ったと考えております。

おそらく今後、特別区の皆さんがどういう運動を展開されていくかによりますが、依然として特別区の将来をめぐる議論は残っていると考えられます。

●今後の運動の焦点

そしてその観点からもう一度、今回の答申の前の方のことを振り返ってみますと、いくつか重要なことが言われているように私には思えます。それが今後、特別区がさまざまな形で運動を展開していく時に念頭に置かざるをえない大切なテーマではないかと考えております。

実に東京問題については東京以外の方々は冷淡だと考えてよからうか

と思います。都区で合意が成り立った改革案でございますので、もっとスムーズに改革していただいているのではないかというお考えもございましょうが、何といたしまして東京という地域は恵まれておると思っ
ている方が日本には多ございまして、なかなか簡単にはご理解いただけない点もございます。

したがって、今後何よりも特別区の方々は、他の地域の方々が東京問題については実に冷たい、冷淡であるということを頭のどこかに入れない
ながら運動を展開せざるをえないと思います。

この観点から見まして、先程政治家の皆さん方がご登壇でございましたけれど、今回何といたしまして、特別区の性格を基礎的な自治体と考えるというところまでこぎつけられたのは、私が知っている限りで言え
ば、一つには、政治家の皆さん方の働きかけがあったからではないかと思っ
ています。

したがって、今後特別区の制度改革を推進する上では、やはり政治家の皆さん方がこの都区問題についてどれほど熱心に運動していただけるか、他の政治家の皆さん方にどれほど熱心に働きかけていただけるかとい
うことが、かなり大切なテーマではないかと思っています。

そして、ここにおいでの方々こそが、実はどういう政治家の皆さん方が都区の制度改革に熱心で、どういう方が必ずしも熱心でないかお分り
でございますので、熱心な方々に票を集めていただければ制度改革は進
むのではないかとみているのでございます。

もう一つは、これは大きな問題でして、首都圏の中で都区制度をどう
するかということが依然として残っているのでございます。

私ども特別区側から出したいいくつかの改革構想の一つとして、例え
ば、特別区は23ございますけれど、そのいくつかを大きくくりにまとめ、
これを政令指定都市にするというようなことも私どもは当初考えたこと
もあります。しかし、そういう改革構想は必ずしも馴染まないと考えた
わけでございますが、東京という巨大都市の中の自治の仕組みとして

は、かようにさまざまな考えがありうるわけです。

そこで、都心区のあり方は、少なくとも都区の制度の今後の展開にとっては、重要であろうかと思っております。なかなか都心3区に住民を増やすということは難しゅうございますけれど、副都心地域を入れまして都心地域の各特別区の皆さん方には、ここも間違いなく人々が暮らしている自治体なのだという態勢づくりを少しでも進めていただけるということが、かなり重要ではないかと思っています。率直なところ都心、副都心の特別区のご努力をもう一步進めていただければと考えております。

今回は、なるほど区域の再編は見送られたのでございますが、依然としてこの問題が焦点の一つでございますので、都心区の皆さん方の特段なご努力で、どんなに昼間人口が増えても、ここには人々が暮らす場所、自治体なのだ、ということを実現していただかせんと、将来難しい問題になって降りかかってくるのではないかと考えているわけであります。

最後に一言申し上げたいと存じます。

先程から何人の方も言われていますように、今後各種の法律の改正を迎えますけれど、どうしても今回、「特別区は基礎的地方公共団体である」という文言を地方自治法の中に埋め込んでほしいと思っております。

もし、その法律改正が進むならば、少なくとも昭和49年の法改正の積み残しの一部は実現しうると私は思います。そうすれば、そう簡単に特別区の区長さんを公選から外すなどということはできなくなるのではないかと考えていますので、今後の運動の焦点の一つは、法律の中に「基礎的な自治体である」という文言を是非とも入れていただけるような、そういう働きかけを進めていただけたらいかかと考えております。

ご清聴ありがとうございました。

「新生」特別区に寄せて

千葉大学法経学部教授／特別区政懇談会委員 大森 彌

平成12年4月1日施行の改正地方自治法は、特別区にとって、特別な意義を持っている。いわゆる地方分権一括法の一環として改正された部分と、既に平成10年5月8日に公布されていた特別区に関する部分を同時に含んでいるからである。後者は、戦後数次にわたる都区制度改革の集大成の感があり、23の特別区が長年求め続けてきた自治権拡充の運動にとっては「悲願」の達成であったといえよう。これによって、特別区は「基礎的自治体」としての地位を法律上獲得し、新たな自治運営の時代に入ることになったからである。

いうまでもなく特別区制度の改革は、特別区のあり方にとどまらず都制自体に大きな変更をもたらすものである。改正自治法では、都と特別区は、次のように役割を再分担することになった。すなわち、まず、「特別区は、基礎的な地方公共団体として、・・・特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理するものとされているものを除き、一般的に、・・・市町村が処理するものとされている事務を処理する」とされ、「都は、特別区の存する区域において、特別区を包括する広域の地方公共団体として、・・・都道府県が処理するものとされている事務及び特別区に関する連絡調整に関する事務のほか、・・・市町村が処理するものとされている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理する」とされている。

この規定の意味を一言で言えば、特別区と都は、特別区の存する区域（大都市区域）において、「基礎と広域」という新たな自治体としての役割を分担すること、いわば東京メトロポリスにおいて二層制を実現しよ

うということである。これは、昭和49年改正以後も、特別区を「都の区」として内部団体的に扱ってきたあり方を基本的に転換するものである。都は従来のような基礎的自治体としての性格を払拭し、広域自治体へ脱皮する。特別区は、この大都市地域の基礎的自治体として明確に位置づけられる。

この場合、他の府県一市町村関係とは異なって、「都が一体的に処理する」事務（上下水道、消防など）が留保されていることをどう理解するかが問題になろう。こうした事務が都の事務として残ったことは、従来のように都が基礎的自治体だからではなく、この大都市地域の特別の経緯と事情から、この地域における広域自治体の事務として扱われることになったと考えられるべきである。

今回の改革は、昭和56年の「『特例』市」構想（故辻清明会長を中心とした特別区政調査会の答申）が、都を動かし（59年の都区制度調査会答申）、ついに国を動かした（平成2年の第22次地方制度調査会答申）という、わが国で初めて成功した「東京地方発」の改革であった。この間に費やされた膨大な運動のエネルギーと関係者の努力を顧みれば、ささやかながらこの改革に関わってきた一人としても感慨深い。自分たちの自治権の拡充のため、これほどの運動を展開した地域は他にないからである。法律改正に際し、特別区を「基礎的地方公共団体」として法定することには少なからず反対もあったという。しかし、結局、都が画一的に律するよりも、大都市を構成する各区が自ら律する仕組みにするほうが住民のためになるという判断が優越したといってよい。

基礎的自治体として新生の第一歩を踏み出す特別区は、おそらく従来以上に、それぞれの地域の特性や民意の動向に根ざして個性的な区政を展開していくだろうし、また、そうしてこそ、このたびの改革の効果も出てくるといえよう。それと同時に、住民に最も身近な「政府」である特別区の自己責任も重くなる。各区の政策課題の解決にはそれぞれの意欲と知恵と能力が問われるが、その中には、新たな都や他区との「対等・

協力」も含まれている。新たな都区関係を築いていくためには、単に制度上だけではなく、意識の面でも、従来の上下関係を克服し、必要に応じ積極的な協力が必要になる。特に、都の関係者は、長い間、特別区を都の内部団体的に考え、扱ってきただけに、意識改革が不可欠である。このことは、都区間では二重の意味で重要である。都区間に固有の関係を清算していくと同時に、全国的な分権改革に伴う従来の「上下主従」の関係を「対等・協力」の関係に転換させていかなければならないからである。

同様なことは特別区間についてもいえよう。個々の区が地域の実情に即した「独自性」を発揮することは大切であるが、同時にそれと同じほどのエネルギーで他区との連携・協調・調節を図っていくことが必要になろう。それは、このたび特別区の事務権限として実施されることになったごみの収集・運搬・中間処理・終末処理一つとってみても明らかである各区の自助努力、一部事務組合での処理、都への委託といった新たな協力関係が不可欠となっている。

大都市区域における基礎的自治体は、この区域全体を構成する自治体として自立と連帯の新たなバランスをとっていくことを求められている。そして、その行方に展望が開かれるならば、大都市東京の自治に新たな可能性が生まれてくることになるだろう。都という調整者がいなくなり、対等者である特別区同士で調整を行っていくことには従来とは異質の忍耐と工夫が不可欠である。それが基礎的自治体になったことの責任でもある。ひょっとして、この点こそ「新生」特別区の最大の試練になるかもしれない。

半世紀もの間、いわば都の「庇護」の中で、全国の他の市町村と比べて、どちらかといえば財政的に恵まれ安楽な行政運営になってきた特別区は、このたびの都区財政調整制度の改革によって、これまで以上の責任の重い厳しい区政運営を問われることになる。財政自主権の強化は同時に財政自己責任の拡充でもある。既に全国の自治体では、情報公開・

政策評価・説明責任が自治運営の基本となり始めている。特別区は、より一層厳しくこれまでの行財政を見直し、他の自治体と地方財政危機を共有しなければならないだろう。

「第二次特別区制度調査会報告」2007年12月

「都の区」の制度廃止と 「基礎自治体連合」の構想

平成19年12月 特別区制度調査会

はじめに

第二次特別区制度調査会は、特別区長会から依頼された「制度改革後の特別区のあり方」を、第一次に引き続き審議・検討してきましたが、ここに、「都の区」の制度廃止と「基礎自治体連合」の構想を提言し報告とします。

人口減少時代が到来し、少子化や高齢化が進展する中で、住民による自己決定・自己責任の原理の下に、人々が安全で安心して暮らせる施策網を構築し、創意工夫に満ちた地域社会を実現していくために、住民に最も身近な「最初の政府」である基礎自治体の役割と責任はますます重くなっています。

特別区を名実共に住民に最も身近な「最初の政府」として再構築するためには、都区制度を支えてきた基本観念である、東京大都市地域における「行政の一体性」から脱却し、「都の区」の制度廃止を実現する必要があります。

その上で、人口、面積、財源など様々な特性を持つ基礎自治体が、自らの意思決定における主体性と行財政運営における自立性を維持しながら、「対等・協力」による相互補完を行う仕組みとして「基礎自治体連合」を提案します。

現在、都区間では、「平成12年改革」を完成させるべく協議が続けられています。このたびの提言は、これを超えて、特別区を名実共に完全な基礎自治体へと構築していく改革構想となっています。この改革構想の実現には多くの課題が立ちほだかっていると思いますが、区政の関係者が、区民とともに、この東京に新たな基礎自治体の時代を切り開いてほしいと強く願っています。

平成19年12月

特別区制度調査会
会長 大森 彌

I これまでの経緯

○平成15年10月16日、財団法人特別区協議会に特別区の自治に関する調査研究を行うため特別区制度調査会（以下「調査会」という。）が設置され、同時に特別区長会から、特別区の今後のあり方についての調査・審議を依頼された。

○当時、一般の市町村は、平成12年4月に施行のいわゆる地方分権一括法^{（注1）}により、国・都道府県と市町村との関係が、上下・主従の関係から対等・協力の関係へ転換される中で、新たな歩みを始めようとしていた。これに対して特別区は、時を同じくして実施された地方自治法改正（以下「平成12年改革」という。）により、東京大都市地域（特別区が存する区域を指し、便宜上本報告では「東京大都市地域」と呼ぶ。）において、「基礎的な地方公共団体」（以下本報告においては法令を引用する場合を除き「基礎自治体」と呼ぶ。）として位置付けられた。しかし、都区間協議に委ねられた「役割分担、事務配分に応じた財源配分」の課題に決着はついていなかった。そのような状況の中で、本調査会は、「大都市東京の行政主体である特別区の今後のあり方」について検討することとなった。

○第一次調査会（平成15年10月から平成17年10月まで）は、2回にわたって報告を行ったが、以下、その骨子を改めて述べておきたい。

1 平成17年1月の中間のとりまとめ報告（『都区制度の改革―新たに問われる「平成12年改革」―』）

○「平成12年改革」は、半世紀をかけ、都と区が共に希求した改革であり、特別区を基礎的な地方公共団体と位置付け、大都市行政の一体性・

注1 地方分権一括法…平成12年4月施行の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」のこと。地方自治法を中心に475本の法改正を行い、機関委任事務を廃止し、自治体の事務を自治事務と法定受託事務に整理し、国の関与等を限定した。

統一性の確保に配慮しつつ、特別区の自主性・自立性を強化したという点で、都区制度の枠内における一つの到達点であった。

○しかし、東京大都市地域において一体的に処理する必要から東京都が限定的に担うとされている「基礎自治体としての事務」の範囲をめぐる都区協議は遅々として進まず、都と特別区の役割分担や住民に対する責任を明確にする「平成12年改革」の目的は未完の状態であった。

○都区制度を検証する基本的視点は、特別区の存する区域全体を一つの市域とみなし、基礎自治体の事務のうち一体的な処理が必要とされる事務を広域自治体に振り分けるという都区制度を形づくっている「一体性」と、首都たる東京市としての特殊な取り扱いが求められてきた歴史的、沿革的な意味合いを含めた「首都性」、「都と特別区の役割分担の原則」の三点とした。

○都区協議の先行きを懸念しつつ、都区の役割分担は、都区間の協議により自治的に決めていくことが法の趣旨であり、都が基礎自治体の事務を行う場合は、速やかに特別区と協議すべきであることを強調した。また、特別区における財政上の自立という観点から、都区財政調整制度には依然として検討すべき課題が多いことも指摘した。特に都区協議会については、他の自治体と異なり法的に必置とされている趣旨を考えれば、透明かつ適切な運営を図り、都区双方とも特別区の住民をはじめとする東京都民に対して十分な説明責任を果たしていくことを求めた。

2 平成17年10月の第一次報告（『東京における新たな自治制度を目指して—都区制度の転換—』）

○いわゆる地方分権一括法の目的は、「基礎自治体優先の原則」に立ち、人々が真に豊かさと潤いを実感できる分権型社会を創造することである。東京大都市地域においても新しい基礎自治体の再構築を急ぎ、自己決定・自己責任による地域自治への体制を整えなければ、来るべき時代への新しい展望を開くことはできないとした。そこで、東京都の意識改

革を求めると共に都区制度の転換を提案し、この地域の「一体性」の視点を中心に課題と論点の整理を行い、新たな基礎自治体のイメージを提示した。

○「中間のとりまとめ報告」における一つの視点であった「首都性」については、わが国には首都についての法制がなく、首都及び首都機能の定義・範囲、首都を管理運営する主体や権能などがいまいなため、検討の視点から外すこととした。

○東京大都市地域は、大正11年に都市計画上一体をなすべき地域として決定され、昭和7年に誕生した「大東京市」^(注2)以来一体的に処理され、昭和18年の「東京都制」^(注3)に引き継がれた歴史的沿革を持っている。この一体的な行政の必要性は戦後も引き継がれ、個々の特別区が基礎自治体であるとした「平成12年改革」においてもその残滓は払拭されず、東京大都市地域においては、基礎自治体の事務の一部を広域自治体である東京都に預ける特別な制度となっている。

○「平成12年改革」は、都区の役割分担と財源配分の原則を法定したうえで、その具体化を都区対等の協議に任せた。しかし、平成10年の法改正から7年を経過した時点においても都区協議は平行線をたどり、各特別区を基礎自治体と位置付けた地方自治法改正の趣旨は実現されないままであった。このままでは、住民に身近な政府の確立をめざしてきた長年にわたる自治権拡充運動の努力が失われるのであって、都と区は、その解決に重大な責任を持っていることを自覚すべきであることを指摘した。

○東京大都市地域において、一体的に処理すべき行政を東京都に預けるのではなく、住民に身近な基礎自治体である特別区が自ら処理するとす

注2 大東京市…昭和7年「大東京市構想」により隣接する5郡82町村を編入し15区から35区となった「東京市」を指す。昭和11年に北多摩郡千歳村、砧村が世田谷区に編入され、帝都たる「大東京市」の範囲が完成し、現在の東京大都市地域が形成された。

注3 東京都制…昭和18年法律第89号。

れば、どのような制度が理論上考えられるのかについて考察した。

○新たな基礎自治体のイメージとしては、「行政の一体性」の確保を、今後も維持する必要があると考えれば新たに特別な「市」をつくる方向を、必要がないと考えれば一般の「市」を目指す方向を構想した。

◆シナリオ 1 特別な「市」のイメージ

東京大都市地域の「行政の一体性」を一の広域自治体である東京都に預けるのではなく、地域内の複数の基礎自治体が自ら維持するケース。

- ・受け皿として各基礎自治体相互間の関係を処理するための横断的機構が必要。
- ・東京都から引き継ぐべき市の事務について、「一体的に処理すべき行政の必要性」の大小を基準に、二種の理論モデルを想定。
- ・東京都から引き継ぐべき市の税源や「東京〇〇市」相互間における財政の水平調整のあり方などについては、別途検討が必要。

◆シナリオ 2 一般の「市」のイメージ

東京大都市地域が有する「行政の一体性」を今後維持する必要がないケース。

- ・東京都と各特別区の関係は一般の府県と市町村の関係となり、一般の市となった各特別区は、普通地方公共団体として自らの判断で、自らの規模・能力に応じた体制（指定都市、中核市、特例市など）を整え、市政を展開する。
- ・法令で東京都に留保されてきた、消防、上・下水道などの事務も各市に戻される。また、都が担ってきた市の事務及び都が課してきた市税等のすべては、市となった各特別区にそれぞれ引き継がれる。
- ・現行の都区財政調整制度は廃止されるが、都区制度のシステム転換に伴う新たな方策を模索することが必要。

○シナリオ 1 の中で「基礎自治体横断的な事務処理機構」として提示した「東京市連合機構」は、事務事業の共同処理の枠組みとして現行法にある「広域連合」とは異なり、各「東京〇〇市」からの独立性が高い新

たな特別地方公共団体の創設を想定していた。しかし、その法的性格や権能、財政の仕組みなど詳細の検討は、「今後の課題」とした。

○その際、「東京〇〇市」の財政制度のあり方の検討によっては、再度、新たな基礎自治体のイメージを再構成する作業が必要となることも指摘した。

3 第二次報告に当たって

○平成17年12月に発足した第二次調査会は、上記の第一次報告を基に、具体的な制度設計の検討に入った。

○第一次報告は、特別区を「市」へ、都を「府」へ転換させる方向を、2つのシナリオで示したが、それらは「行政の一体性」を軸として導き出したものであった。「行政の一体性」という考え方は、いくたびもの特別区制度改革にもかかわらず維持されてきた都区制度の根幹を支える観念であったと言える。しかし、この観念に依拠する限り都区制度を抜本的に改革することはできないと考えた。そこで今回の第二次報告では、基礎自治体横断的な関係を「行政の一体性」からではなく、基礎自治体間の新たな「対等・協力」の関係を基にして再検討し、第一次報告の2つのシナリオを発展的に解消させた形で新たなシナリオを提示することとした。

II 改革の基本的な考え方

1 集権体制としての「都の区」の制度廃止

(1) 払拭されない「大東京市の残像」

○地方自治法の制定に先立ち、戦後改革の一環として、昭和21年、特別区を基礎的な地方公共団体とする「東京都制」の改正が行われた。

現行都区制度は、この改正「東京都制」を地方自治法に引き継いだものであったにもかかわらず、昭和27年の地方自治法改正により、特別区

は、再び都の内部団体とされ、23区の存する区域は、あたかもそこに一つの東京市が成り立っているかのように、都による一体的統制の下に置かれることになった。

○「平成12年改革」は、戦後半世紀に及び23区の存する区域における基礎的な地方公共団体は都であるとしてきた法の位置付けを改め、それぞれの特別区がこの地域における基礎的な地方公共団体であるとしたものであった。

この改革によって、従来不明確であった都と特別区の法的位置付けと役割の原則が明定され、住民に身近な事務は特別区が都に優先して担い、都は広域自治体となり、新しい都区制度の枠組みが法定された。しかし、都は、市町村が処理するものとされている事務のうち、「人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理するものとする。（地方自治法第281条の2）」とし、この地域で限定された市の事務を行うものとされた。

○このように、「平成12年改革」は、東京大都市地域において東京都を広域自治体、特別区を基礎自治体とする二層制の自治を目指したものであり、東京都は、限定された市の事務を行う以外は、一般の府県と同様の広域自治体に位置付けられたのである。しかし、府県としての都が担う限定された市の事務の具体については、平成10年の法改正から10年になろうとする今日でも、都区協議は整わずあいまいなままである。

○都区制度の枠内で行われた「平成12年改革」は、依然として、東京大都市地域を一の市ととらえ、広域自治体である都がこの地域の主体であるかのように振る舞う制度的可能性を内包しているといえる。それは「都の区」を特別区とする都区制度に内在する「大東京市の残像」といってよい。

（2）東京大都市地域の基礎自治体

○21世紀に入り、わが国は本格的な人口減少時代に突入した。少子化の

進行はこれまでの経済や地域の存立基盤に関わる深刻な問題であり、高齢化の進展は保健・医療・介護サービスの充実強化など待ったなしの対応を迫っている。人々の日常の暮らしに目を向ければ、地域力の低下、生活保護者の急増、定住先を持てない人々の増大、環境問題の深刻化、教育現場の混乱、児童・高齢者・障害者への虐待、家庭内暴力、公共施設の老朽化、心配される地震災害など、地域社会と基礎自治体が対応を迫られている問題が多発している。

このような状況の中で、安全・安心の施策網を構築し、多様な住民ニーズに的確に応えていくことは住民に最も身近な「最初の政府」である基礎自治体の不可欠な役割であり、今後、その責任はますます増大する。

○他の市町村や府県が地域そのものの存続が危ぶまれる深刻な人口減少時代に直面している中で、東京大都市地域は人口増加と大量の昼間人口を得て賑わいを保ち、産業・金融・情報・文化など多くの分野での集中・集積により活力の恩恵を受けている。しかし、この恩恵は、全国の他の地域との相互依存の関係があってもはじめてもたらされていることに留意する必要がある。

○一方で、東京大都市地域の活力が他府県からの転入や流入人口を前提として成り立ってきたことと、他方で、この地域の人口が既に自然減に転じ、また生産年齢人口も減となり高齢者人口が急速に増加していく傾向にあることを考えれば、この地域が、経済のグローバル化や景気変動の影響が現れる中で、これまでのような活力を維持できるとは限らない。

○東京大都市地域にも人口減少・高齢社会が到来する時代に、真に住民が豊かさや潤いを実感できる社会を構築し維持するためには、救急・防災、上下水や医療をはじめとする生命の安全保障や少子高齢社会に不可欠な教育・福祉・まちづくりなどの課題に対して、地域の実情に合わせたきめ細かな対応が求められている。それゆえ、基礎自治体優先の原則

に立って基礎自治体の役割と行財政体制を強化する分権改革をさらに進める必要がある。

（３）「都の区」の制度廃止

○21世紀において求められる基礎自治体の役割に応え、東京大都市地域に充実した住民自治を実現していくためには、戦時体制として作られ帝都体制の骨格を引きずってきた都区制度は、もはや時代遅れというほかはない。800万人を擁する東京大都市地域においてこそ、住民の意思でそれぞれの地域の実情を反映した施策を行う住民に最も身近な政府の再構築が急務である。

○特別区が名実共に住民に最も身近な政府として自らを確立していくためには、「大東京市の残像」を内包する「都の区」の制度から離脱することが必要である。そのためには、東京大都市地域における広域自治体と基礎自治体の役割をさらに明確に区分し、都が法的に留保している市の事務と現在都が課している市の税等のすべてを特別区（後述の「東京〇〇市」）が引き継ぎ、都区間で行っている財政調整の制度を廃止する必要がある。

○現在なお都に留保されている主な事務に関しては、消防は、各特別区が連合して「消防責任」を持っているが特別区の存する区域を「一の市」とみなして「管理」を都知事に任せ、上・下水道は、特別区の存する区域を「一の市」とみなし都が行うこととしている（消防組織法第26条～28条、水道法第49条、下水道法第42条）。しかし、特別区は自分で、また必要に応じて自分たちで広域的に、こうした事務を処理する意思も能力も十分備えている。現に、「平成12年改革」で東京都から移管された清掃事業を特別区は円滑かつ効率的に実施している。

２ 「行政の一体性」からの脱却

○従来の都区制度改革の論議では、「行政の一体性」の概念を重視してきた。また、第一次調査会でも同様に「行政の一体性」を軸に検討が行

われた。しかし、この一体性という考え方自体を再考すべきではないか。
○一体性という考え方は、昭和18年に東京府と東京市を廃止し都制を導入して「帝都を一の体制にする」としたときから始まっている。それは、まさに戦時集権体制の一環であった。

○現行の地方自治法における「都の区」という規定の仕方も「一の体制」と重なる意味合いを持っている。また、「平成12年改革」においても、23区の存する区域では、「行政の一体性」の確保の観点から、都が市の事務の一部を区に代わって一体的に処理するという考え方に継承されている。このように、「一体性」こそが、これまでの集権体制の都区制度を支えてきた基本観念であるといえる。

○したがって、東京大都市地域における「行政の一体性」の必要を前提とする限り、都という一の行政主体が区に代わって一体的に事務を処理する体制を乗り越えていくことはできない。この際、基礎自治体を第一義の行政主体とする充実した住民自治システムを確立していくため、「行政の一体性」の観念から脱却し、分権時代にふさわしい新たな基礎自治体間の関係を構築することが必要である。

○なお、地方自治法に「大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保」とあるが、いわゆる地方分権一括法により「統一的な処理を必要とする事務」という都道府県の事務は廃止されており、「行政の統一性の確保」を都区のみに存置しておく根拠も必要性もないと考える。

3 基礎自治体間の新たなシステム

○これまでの都区制度改革の検討に当たっては、特別区を普通地方公共団体に転換すれば、それは各区への地方交付税の個別適用に直結するものと観念されてきた。個別適用ということになれば、現行の都区財政調整制度によって確保されてきた区間の水平的な財政調整機能が失われ、各区の財政需要を賄うだけの財源の手当てができなくなるのではないかと、という不安がぬぐえなかった。

○しかし、この観念を克服できなければ、いつまでも特別区は「都の区」から脱却できないため、結果として、地域住民に身近な政府である基礎自治体を確立していくことはできない。

○かつてのように区長公選制の廃止はあり得ず、区長と区議会議員の直接公選（二元代表制）を当然のこととすれば、基礎自治体としての特別区の将来を構想するに際しては、普通地方公共団体として分類されることにこだわり、また、そのことが地方交付税の個別適用を受けることだと断定しなくてもよいのではないか。基礎自治体のあり方を構想する場合、そもそも特別地方公共団体と普通地方公共団体の区別は必要不可欠な分類だと考えなくともよいのではないか。

○このようなこだわりや固定観念を克服し、すべての特別区が基礎自治体として個々の役割を果たしつつ、これまでになかったような「対等・協力」の関係を構想・構築できるならば、23の特別区は、思い切って「都の区」の制度廃止に向けた第一歩を踏み出すことができると考える。

○構築されるべき新たな基礎自治体間の関係は、人口、面積、位置、施設の配置、財源など様々な特性を持つ基礎自治体が、自らの意思決定における主体性と行財政運営における自律性を維持しつつ、「対等・協力」の相互補完により、住民のニーズと効率性の要請に的確に応え得るものでなければならない。

○これは、地域の必要と意思によって選択できる多様な自治の仕組みの一つであるという意味において、必ずしも東京大都市地域に限定されるものではなく、他の地域の基礎自治体間にも適用できる可能性を持つものと考ええる。

Ⅲ 「基礎自治体連合」の構想

1 「都の区」の制度廃止後の基礎自治体の姿

○「都の区」の制度廃止後の東京大都市地域の基礎自治体は、「東京○

〇市」として実現する。「東京〇〇市」は東京都から分離・独立した存在として、地域における行政を自主的かつ総合的に担うものとする。

〇「都の区」の制度廃止後の基礎自治体は、後述するような新しい「対等・協力」の関係を前提にしており、これを象徴的に表す意味で、従来の「区」ではなく「東京〇〇市」と称することとする。この際、長い間特別区が「都の区」とされてきたことから脱却していくためにも、政令指定都市の行政区や基礎自治体の内部団体である地域自治区などと区別するためにも「区」という名称から決別すべきである。

2 「東京〇〇市」の「対等・協力」関係 ―「基礎自治体連合」―

〇東京大都市地域は、沿革的に一体的な整備などが必要であるとされ、個々の特別区には、それぞれの住民の意向とは関わりなく、東京大都市地域全体を一体的な観点から捉えた地域特性が形成されてきた。この結果、特別区間には、行政需要や財源の極端な偏在が現存している。これらを踏まえ、実現可能な新たな基礎自治体間の関係を構想する必要がある。しかし、この基礎自治体横断的な関係は「東京〇〇市」が、これまでの歴史的沿革を乗り越える行財政の仕組みでなければならない。

〇この基礎自治体横断的な関係は、基礎自治体の新しい「対等・協力」の形であり、法的根拠を有する「基礎自治体連合」として設計する。

〇「基礎自治体連合」は、住民投票により承認された憲章の下に、地域の実情に合わせた多様な自治の選択を可能とする新たな制度である。

〇「基礎自治体連合」の設立に必要な最小限の要件は法定される。法定化される要件としては、設置の手続きに関すること、民主的統制の確保に関することなどが考えられる。

〇「基礎自治体連合」は、事務配分、徴税、財政調整などの具体的な「対等・協力」関係の内容を定める憲章を、基礎自治体（特別区＝「東京〇〇市」）間で協議し、各議会の議決を経て、住民投票による承認を得て成立する。

3 「基礎自治体連合」による具体的な自治モデル

(1) 東京大都市地域における「基礎自治体連合」の姿

○東京大都市地域における「基礎自治体連合」の姿としては、以下のよう
なモデルが考えられる。

◆構成団体

- ・すべての「東京〇〇市」で構成する。

◆意思決定機関

- ・意思決定機関として議会を置く。議会の議員は各「東京〇〇市」長
が兼ねる。
- ・条例制定権、予算議決権を有する。
- ・必要に応じ外部の意見を聴くための第三者機関を置くことができ
る。

◆執行機関

- ・「基礎自治体連合」の長は「基礎自治体連合」の議会の議員の中か
ら選任する。

◆処理する事務

- ・都から引き継ぐ事務のうち「対等・協力」関係で共同処理する必要
がある事務
- ・財源の均衡化をはかるための「東京〇〇市」間の水平的な財政調整
事務
- ・「基礎自治体連合」を維持するための事務

◆住民参加の仕組み

- ・直接請求、住民監査請求などの住民参加の仕組みを持つ。
- ・住民自治の基盤を強めるため、「基礎自治体連合」の議会における
会議及び会議録の公開や、公聴会・参考人制度を活用する。

◆経費負担

- ・「基礎自治体連合」の事務的経費は、「東京〇〇市」が負担する。

(2) 財政制度における「対等・協力」関係

○東京大都市地域における「基礎自治体連合」では、特別区間に現に存する地域特性を踏まえ、「東京〇〇市」間の財源の均衡化をはかるために、「対等・協力」の関係のもとでの自主的な財政調整を行う税財政制度を設ける。

○東京大都市地域には独自の財政調整制度が適用されてきた経緯を踏まえ、「基礎自治体連合」に活用する、2つの方式が考えられる。

(共有税方式)

- ・「基礎自治体連合」は、憲章に定めるところにより、「基礎自治体連合」の条例に基づき、財政調整に必要な財源として一定の税目の一部または全部を「東京〇〇市」と共同徴収する。
- ・「基礎自治体連合」が共同徴収する税は、「東京〇〇市」の共有税とする。

(分賦金方式)

- ・「基礎自治体連合」は、憲章に定めるところにより、「基礎自治体連合」の条例および予算に基づき、財政調整に必要な財源を各「東京〇〇市」に請求（賦課）する。

○現行の地方交付税制度は、相似する特別区財政調整交付金制度（地方自治法第282条）を前提としながら、特別区の存する区域を一の市とみなした大都市分の基準財政需要額と府県分の基準財政需要額とを合算し、同様に基準財政収入額も合算して、都へ適用している（地方交付税法第21条）。

○東京大都市地域における「基礎自治体連合」は、自らの財政調整を行うために、各「東京〇〇市」の地方交付税算定については一括して「基礎自治体連合」へ適用するなど、地方交付税制度の特例を設ける必要がある。

4 東京大都市地域以外への適用可能性

○基礎自治体を地域における責任ある行政主体として確立する方向で分権改革が進められつつある時代にあって、各自治体が、自治と連帯の精神に立脚して、自らの行政の内容とその手段を選択しうる自治のシステムが求められている。

○「基礎自治体連合」は、東京大都市地域における新たな自治のモデルとして構想したものであるが、それぞれの地域の実情に合わせた多様な自治システムの選択を拓いていくという意味では、他の地域にも適用可能なものであり、これにより、日本の地方自治制度をより豊かなものにしていくことができると考える。

Ⅳ 第二次報告のおわりに

○本報告の中では取り上げなかった問題のうち、今後の特別区が注視すべき、あるいは場合によっては本格的な対応を迫られると思われる点について付言しておきたい。

1 区域の再編について

○全国的に「平成の大合併」が進められている中で、現在協議中の「都区のあり方検討委員会」^(注4)では、都から、効率的な行政のためには「器」の問題は避けて通れず、事務の移管と区域再編はセットで検討すべきだという考え方が示されている。

○しかし、区域再編を事務の移管の前提条件とする必然性は無く、むしろ、両者をセットにすることで都区間の分権改革が先送りにされる懸念が生じる。まず、「平成12年改革」による都区の役割分担、財源配分の

注4 都区のあり方検討委員会…平成18年11月に都区の事務配分、特別区の区域のあり方及び都区の税財政制度などの都区のあり方を根本的かつ発展的に検討するため、都区協議会の下に設置され、平成19年1月から協議が開始されている。

原則を実現し、その上で各特別区が自主的に区域問題に取り組むことが
順当な道筋である。

○なお、「基礎自治体連合」は一般制度であるので、23の「東京〇〇市」
の場合だけではなく、複数の「東京〇〇市」が必要に応じて活用するこ
とにより、区域再編と同等の効果を期待することもできる。

2 道州制について

○現在、国では、現行の都道府県を越えて、真の分権型社会を創造して
いくのにふさわしい自立性の高い圏域を設定し、そこに新たな広域自治
体としての道州を導入すべく検討を進めている。

○都道府県を廃止し道州制を導入することは、この国の統治と自治のか
たちを大きく変えることになる。どういう圏域を設定するのか、どのよ
うな事務権限を国から移譲するのか、国と道州の関係はどうなるのか、
税財政制度はどうなるのかなど、検討すべき事項は多い。同時に、広域
自治体としての道州に包括される基礎自治体についても、区域・規模・
能力・事務配分をどのように考え、住民による自治はどうなるのかなど
検討されなければならない重要な事項が残されている。

○しかし、仮に道州制の導入ということになれば、東京都が現行のよう
に市の機能を内包したまま、「州」になることは考えにくい。したがっ
て、「都の区」の制度を廃止し、都に留保されている事務と税を移管し、
新たに「基礎自治体連合」を構築しようとする本構想は、道州制が導入
される場合であっても対応できる制度であると考えられる。

3 首都について

○都制は帝国の首都として創設された歴史を持っているが、現在、首都
を定めた法令はない。しかし、東京が日本の首都と呼ばれていることも
事実である。その首都の役割を広域自治体としての都が当然のよう
に行っている。

○「都の区」の制度が廃止されれば、「大東京市の残像」を引きずって行ってきた首都としての役割は消失する。その場合、首都の役割は「東京〇〇市」の連合またはいずれかの「東京〇〇市」が担うこともできる。

4 「平成12年改革」について

○当調査会が第一次の中間のまとめで懸念を示したとおり、「平成12年改革」は平成10年の法改正から9年を費やしながらも未完のままである。当面、都区は、「平成12年改革」の趣旨に沿って誠実な協議を進め、役割分担の明確化と税財政の安定化を実現すべきである。

○とりわけ、基礎自治体としての特別区優先の原則に基づき、都が実施している事務を例外なく見直し、都区の役割分担のあり方を整理することは、「平成12年改革」の趣旨を実現することにとどまらず、今後の東京大都市地域の行政のあり方や地方分権改革の方向にも合致するものである。

5 「都の区」の制度廃止と特別区間の協調について

○この第二次報告は、特別区にとって悲願であった「平成12年改革」をさらに超えて、「都の区」の制度廃止を提案するものである。それだけに、これまで「都の区」であることによって形成されてきた都への依存心を払拭していく必要がある。

なによりも、都に頼らず、都に留保されてきた事務を自分たちで処理し、行政需要の違いと著しい財源の偏在を自らの手で調整していくには、これまで23区間で培ってきた「互譲・協調」の精神と、「自分たちの事柄は自分たちの力で解決していく」という自主・自立への確固たる決意が強く求められる。

○「平成12年改革」後、かつて区民をも巻き込んだ特別区自治権拡充運動のような情熱が影を潜めている。都区制度改革の推進には、なによりも、区政担当者と区民との連携、区間の協力による改革運動の活性化が

不可欠である。都や国のみならず、この改革の必要性を自治の主人公である区民と共有し理解の輪を広げて確かな実現を目指していくことが強く望まれる。

第二次特別区制度調査会委員

平成19年12月現在

会長 大森 彌	東京大学名誉教授
会長職務代行 磯部 力	立教大学 法学部 教授
伊藤 正次	首都大学東京 都市教養学部 准教授
大杉 覚	首都大学東京 都市教養学部 教授
金井 利之	東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
櫻井 敬子	学習院大学 法学部 教授
沼尾 波子	日本大学 経済学部 准教授
的石 淳一	地方公務員共済組合連合会 理事
安田八十五	関東学院大学 経済学部 教授

(敬称略)

平成12年改革とその後の特別区

東京大学名誉教授 大森 彌

1 特別区—地方自治法上の扱い

特別区は、現行の地方自治法（以下、自治法）では、基礎的な地方公共団体とされ、基礎という点では市町村と同じである。今日、特別区が基礎的な地方公共団体であるといっても当たり前ではないと思われるかもしれない。区長も区議会議員も、住民が、直接、選挙で選んでいるし、区長は全国市長会の、区議会議員は全国市議会議員会の正規のメンバーになっている。中核市以上の仕事である保健所や児童相談所の業務を含め住民に身近な事務事業のほとんどを特別区が処理している。しかし、特別区が基礎的な自治体として扱われるようになるまでには長い道のりがあった。

都区制度改革の道のり

明治11（1878）年に郡区町村編制法が制定されて、麹町区、神田区、日本橋区など15区が定められ、この15区に明治22（1889）年市制が施行され、東京市が生まれた。ちなみに、「都民の日」の10月1日は一般市制による東京市発足の日に因んでいる。昭和7（1932）年、東京市に周辺82町村が編入され、新たに20区が定められ35区体制となった。昭和18（1943）年に戦時体制下で東京都制が施行されて東京府と東京市が同時に廃止され、35区は法人格を有する東京都の区となった。

昭和21（1946）年の東京都制の改革及び昭和22（1947）年の自治法の公布によって、特別区は、一般の市と同じ原則が適用される自治体となり、区長直接公選制をもって再出発した。35区は再編され23区体制と

なった。直接公選の区長と区議会の下で、特別区が基礎的な自治体としての役割を果たしていくためには、それに必要な事務、財源、人事権が東京都から移管されなければならなかったが、東京都は「大都市行政の一体性確保」を理由に、これらの移管には頑として応じなかった。

その結果、移管をめぐる都区間に激しい対立が生じた。都側は、この対立を解消すると称して、特別区を都の「内部的部分団体」という制限自治体に変え、区長公選制を廃止することを国に強く求めた。昭和27（1952）年、「都が特別区の存する区域を基礎とし成立する基礎的地方公共団体であるという性格を明らかにすること」を理由に自治法が改正され、区長公選の廃止、処理事務の制限列举・法定化、都の調整条例制定権・都知事による助言勧告権などの措置がとられた。区長は都知事の同意を得て区議会が選任することになった。

昭和27（1952）年の改正は、特別区側から見れば「改悪」であったから、これを契機に、区長公選制復活など自治権拡充運動が展開された。その後、東京の巨大都市化に伴う行政運営の行き詰まりから、順次、都から区への事務権限の移譲が行われ、区長準公選運動（区議会の選任に先だち区長候補者を区民投票で決めるための条例制定運動）の展開もあって、昭和49（1974）年には、区長公選制の復活をはじめ特別区を原則市並みとする改革が行われた。しかし、特別区の法的な位置付けは従来通り都の内部的な団体のままとされた。そこで、特別区はさらに自治権拡充運動を展開し、東京都と制度改革の方向を合意し、改革に消極的な国に粘り強く働きかけた。その結果、平成10（1998）年に自治法改正が行われた。

改正自治法は平成12（2000）年4月に施行されたが、その主な内容は、特別区を基礎的な地方公共団体として位置付けたこと、都区間の役割分担の原則が打ち出されたこと、都区財政調整制度を法定化したこと、清掃事業の区移管などの事務移譲が行われたこと等であった。これを「平成12年改革」と呼んでいる。

特異な都区関係

特別区は、平成12年改革によって都の内部的な団体から脱却して、法律上「基礎的な地方公共団体」として位置付けられた。しかし、この改革の後も、特別区は都と特異な関係にあり、特別地方公共団体であることには変わりはない。自治法の281条は「都の区は、これを特別区という。」とし、同条の2は「都は、特別区の存する区域において、特別区を包括する広域の地方公共団体として、第2条第5項において都道府県が処理するものとされている事務及び特別区に関する連絡調整に関する事務のほか、同条第3項において市町村が処理するものとされている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理するものとする。」2 特別区は、基礎的な地方公共団体として、前項において特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理するものとされているものを除き、一般的に、第2条第3項において市町村が処理するものとされている事務を処理するものとする。」（傍線は筆者）と規定している。

281条でいう「人口が高度に集中する大都市地域」とは、実際には、23の特別区が存する区域であり、この大都市地域においては、都が、市町村が行うものとされている事務の一部（上水道、下水道、消防・救急、都市計画決定に関する一部の事務）を行っている。都が特別区に代わって行う事務の財源としては、税目で都に配分されている税（都市計画税・事業所税）と都区間・特別区間の調整財源として都に歳入される税（市町村民税法人分・特別土地保有税・固定資産税＝調整3税）の一定割合が充てられている。調整3税は、都条例で定める一定の割合（現行は都分44.9%、特別区分55.1%）で配分され、特別区分は、都が、標準的な需要と収入を測定し、財源不足額に応じ各区に配分している。この都区財政調整制度こそ都が特別区を内に抱え込んでいる根幹的な仕組みとなっている。

国は自治体の財源の偏在を調整する目的で地方交付税交付金を配分しているが、特別区は例外的な扱いとなっている。地方交付税法では、地方団体とは「都道府県及び市町村をいう」と定義され、それは普通地方公共団体を指している。普通地方公共団体ではない特別区は、地方交付税算定の個別対象団体から除外されているのである。その21条で「都にあって、道府県に対する交付税の算定に関してはその全区域を道府県と、市町村に対する交付税の算定に関してはその特別区の存する区域を市町村と、それぞれみなして算定した基準財政需要額の合算額及び基準財政収入額の合算額をもつてその基準財政需要額及び基準財政収入額とする。」としている。「特別区の存する区域」に一つの市が存在しているかのようにみなして算定しているが、これは昭和18（1943）年に消滅した「東京市」の残影を思わせる。

このような特例によって、かりに都の道府県分に財源不足が起こっても財源超過している「特別区の存する区域」分（大都市分）と合算すると財源不足にはならないのである。例えば令和3（2021）年度は、道府県分は新型コロナウイルス感染症の影響による企業収益が悪化し基準財政収入額が大幅に減少したことなどにより平成25（2013）年度以来8年ぶりの財源不足（1,544億円）となったが、大都市分は7,147億円の財源超過で、両者を合算した財源超過額は5,603億円となり、都は、昭和29（1954）年度の交付税制度発足以来、不交付団体であり続けている。

23区以外に特別区を設置できるか

既述したように自治法281条は「都の区は、これを特別区という。」と規定しているが、「東京都の区」とは書かれていない。しかし、これまで都道府県の「都」は東京都のみであるため、特別区とは、事実上、「東京都の区」を指している。現在までのところ、基礎的な地方公共団体としての特別区は23区だけである。しかし、法的に特別区を新設する方法は他に2つある。

○都内の市町村の場合

自治法の281条の4の8項は、「都内の市町村の区域の全部又は一部による特別区の設置は、当該市町村の申請に基づき、都知事が都の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならぬ。」と規定している。この条項は、一般にはほとんど知られていないか関心をもたれていないが、都内の市町村が特別区の仲間入りすることはできるのである。しかし、例えば多摩地域の市が単独で、あるいは合併して24番目の特別区になろうといった動きはないし、23区も都も仲間入りを促してはいない。なお、23区のいずれかが特別区の区域から外へ出て市になる、あるいは市の一部になることはできないと解されている。

○大都市地域特別区設置法による「道府県特別区」

平成24（2012）年8月に成立した「大都市地域における特別区の設置に関する法律」によって、道府県において、指定都市単独または指定都市と隣接する市町村域と合わせて総人口200万人以上であれば、関係市町村を廃止し、当該関係市町村の区域の全部を分けて定める区域をその区域として特別区を設けることができる。

この法律を使って特別区を設置しようとしたのは地域政党「大阪維新の会」であった。大阪市を分割して5つの特別区を設置しようという「大阪都」構想案の是非を問う住民投票が平成27（2015）年5月に行われたが、反対票が上回り否決された。次いで、大阪市を廃止し4つの特別区に再編する案が、令和2（2020）年11月1日、新型コロナウイルスの新規感染者が増加している中で住民投票にかけられたが、僅差で反対多数となり、大阪維新の会のもくろみは潰えた。東京以外で、実際には大阪で「特別区」が誕生すれば東京の特別区はユニークな存在ではなくなり、大阪の特別区と比較され、現行の都区制度の意味付けに変化が起こったかも知れない。

平成12年改革後の都区制度改革論

23の特別区が存する区域は、約973万人の住民が居住し、約1,287万人の昼間人口を擁し（令和2年国勢調査）、政治・経済・文化などの中枢機能が集積し千客万来の賑わいを呈している大都市地域である。この東京大都市地域における自治の仕組みをどうするのかをめぐって特別区と東京都が合意し国が認めた「一つの到達点」が平成12年改革であった。特別区にとって、この改革は、戦後一貫した自治権拡充運動等を通じて再び基礎的な自治体としての位置付けを得たという意味では歴史的成果であった。しかし、この改革によって都区制度改革が終わったわけではない。

○東京の自治のあり方をめぐる改革論議

特別区側は、地方分権改革の潮流の中で、基礎的な自治体（特別区）優先の原則の下、東京大都市地域の自治の確立に向けて、平成12年改革を超える改革構想を検討している。特別区長会は、都区間の現実の協議とは一定の距離を置いて、現行制度にとらわれない柔軟な発想で新たな自治制度を模索するため、（財）特別区協議会に特別区制度調査会（以下、調査会）を設置し、都区制度改革後の特別区のあり方についての調査研究を進めた。調査会は、平成15（2003）年10月から検討を開始し平成17（2005）年1月に中間の取りまとめとして「都区制度の改革—新たに問われる『平成12年改革』—」を提出した。

これに対して、都は、東京をめぐる地方自治制度の課題や改革の方向について調査・検討するため、有識者からなる「東京自治制度懇談会」（以下、懇談会）を知事本局長委嘱の形で設置（平成17（2005）年9月26日）した。調査会は、平成17（2005）年10月、「東京における新たな自治制度を目指して—都区制度の転換」（以下、「第一次報告」）を提出した。ここでは、平成12年改革を完成させていくためには、都区制度自体のシステム転換が必要になっているとした。これは、実質的に都区制度の廃止につながる提案であった。都は、平成17（2005）年11月、懇談

会の議論を踏まえ「行財政改革の新たな指針」（以下、「指針」）を出し、この「都区制度の転換」の構想に反応した。指針は、東京における新たな自治制度の構築に当たっては大都市の一体性を確保する視点は不可欠であるとし、調査会の第一次報告が示したような大都市を複数の基礎的自治体で構成する自治類型について「大都市の総合性・一体性の確保が困難なため、新たな行政組織が必要」になり「効率性の観点から不適切」とし、また、「東京という大都市の役割を十全に果たすためには責任を持って大都市を総合的・一体的に経営する主体が不可欠で、都区制度においては、これまで特別区の自治権拡充が図られてきたが、大都市としての一体性・統一性の確保は都が担ってきた。」と指摘し、都以外に大都市経営主体はないことを強く示唆した。

平成17（2005）年12月、第二次特別区制度調査会はさらなる検討を開始し、平成19（2007）年12月、『都の区』の制度廃止と『基礎自治体連合』の構想』の報告（以下、第二次報告）を提出した。第二次報告は、特別区が名実ともに住民の身近な政府として自らを確立するためには、「大東京市の残像」を内包する「都の区」の制度から離脱し、特別区の区域における「行政の一体性」の観念から脱却して、分権時代にふさわしい新たな基礎自治体間の関係を構築する必要があるとした。そのために、都が、通常基礎的自治体が行う事務の一部を処理し、都区間の財政調整を行う特例を廃止して、特別区（名称を「東京〇〇市」に変更）が、対等・協力の関係で相互補完を行う「基礎自治体連合」の仕組みを活用しながら、東京大都市地域におけるすべての基礎自治体の仕事と財源に責任を持つ仕組みに改めることを提言した。この提言は、現行の都区制度の廃止を求めるもので、都側の考え方とは相容れないものであった。国は特別区を基礎的な自治体と認めたが、現行の都区制度を抜本的に改革しようとはしていない。特別区長会は、現行の都区制度の下での運用改善を図りつつ、制度改革の新たなきっかけに備えることとなった。

○平成12年改革に伴う都区のあり方

平成12年改革においても都区間の事務・財源の配分などをめぐる課題は積み残されたままであった。そこで、都区の事務配分、特別区の区域のあり方、税財政制度などを根本的かつ発展的に検討するため、平成18（2006）年11月、都区協議会のもとに「都区のあり方検討委員会」（委員は都側と区側を合わせて8名、会長は都副知事）が設置された。

都区の事務配分については、都から特別区への事務移管の検討対象とした444項目の方向付けは終了し、このうち53項目が「区へ移管する方向で検討する事務」として位置付けられた。なお、53項目のうち、児童相談所のあり方等の児童相談行政に関する検討については、都区のあり方検討委員会とは切り離して検討を行うこととされた。特別区の区域のあり方については引き続き検討の課題となり、「東京の自治のあり方研究会」（平成21（2009）年11月設置）において、都区だけでなく学識経験者や都内市町村も交えて将来の都制度や東京の自治のあり方に関する調査研究を行い、その結果を踏まえて必要に応じ議論することになったが結論は出なかった。税財政制度については、具体的な議論を行う状況に至らなかった。

平成12年改革に伴う都区間協議は滞った。都区間で、自治法の定める原則自体の解釈が食い違い、合意形成が困難となったが、その主たる原因は、なんといっても事務と財源の対応関係をめぐる対立であったといえる。区側が主張したように、現行制度上、都が市町村財源を使い得るのは、通常であれば市町村が行う事務の一部を都が処理することに対応するものであり、その範囲が整理できれば、都区間の役割分担と財源配分が明確になるはずであった。しかし、通常の府県事務と都が一体的に処理すべき市町村事務との区分けをめぐる議論に「大都市経営」の事務という、それ自体概念も範囲もあいまいな新たな観点を都側が加えたため、議論は錯綜し、決着が先延ばしになった。昭和27（1952）年の「改悪」のときに根拠の一つとされた「大都市経営」の観念を今日に甦らせ

ようとするのは、都側に平成12年改革を完成させようとする意思が乏しいことを窺わせた。

○児童相談所の移管

都区のあり方検討委員会で事務配分の検討が行われている中、平成22（2010）年1月、江戸川区の小学校1年男児の虐待死事件が起き、長期にわたる虐待の事実も判明した。この事件を契機に、都の児童相談所と区の連携の重要性が改めて認識された。児童相談行政のあり方については、都区のあり方検討委員会とは切り離して、都区間で協議をしていくことが平成23（2011）年12月に確認され、平成24（2012）年2月、「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会」が設置された。

特別区側は都から区への児童相談所の移管を求めたが、大きな進捗が見られない中、平成28（2016）年5月、児童福祉法等の一部を改正する法律が成立した。この改正により、平成29（2017）年4月以降、政令で定める特別区が児童相談所を設置できるようになった。練馬区以外の22区が児童相談所の設置に向けて検討を進めることを表明し、令和2（2020）年度に世田谷区、江戸川区、荒川区が、令和3（2021）年4月に港区が、令和4（2022）年4月に中野区が、7月に板橋区が、令和5（2023）年2月に豊島区が開設した。今後、残りの15区が続く予定となっている。

児童相談所移管の実現は、都区が切実な住民ニーズに真摯に向き合えば、特別区の自治を強める方向で事務権限の移譲を行い得ることを示している。これは、児童相談所を自ら引き受けようとする特別区側の熱意なしには可能にはならなかった分権化の実現である。折しも、平成30（2018）年3月に目黒区の女兒が虐待死する痛ましい事件が起き、児童相談所の対応のあり方が改めて問題になった。特別区への児童相談所移管に伴い、いかに職員体制を充実させ、どのように関係者間で緊密な連携が図られるかが大きな課題となっている。

2 新型コロナの感染拡大と特別区

令和2（2020）年1月16日に日本国内初の新型コロナウイルス（COVID-19、以下、新型コロナ）の感染者が確認され、国は、同年2月1日、新型コロナ感染症を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、感染症法）の「指定感染症」（入院や就業制限などの厳格な措置をとる「2類相当」）に指定し、同年3月14日には新型コロナ感染症を新型インフルエンザ対策特別措置法の適用対象とする改正を行い（新型インフルエンザ等対策特別措置法、以下、特別措置法）国内における感染拡大に備えることになった。

新型コロナは人から人へ飛沫・エアロゾル・接触によって広がっていく。侵入したウイルスは上気道で堆積して肺に到達し肺炎を引き起こす。症状は発熱と呼吸器症状が主で、短時間で重症化し死に至ることがある。特に基礎疾患がある人や高齢者など免疫力の落ちた人は要注意といわれる。爆発的感染によって医療崩壊が起こらないように人の移動を制御しつつ、社会経済活動が疲弊しきらないよう臨機応変の対応策をとる必要がある。

感染拡大の波と特別措置

新型コロナは変異しつつ、令和4（2022）年8月現在までに7波にわたる感染拡大を繰り返してきたが、いくたびか特別な対応措置がとられた。東京都に対する緊急事態宣言は、初回は令和2（2020）年4月7日～5月25日、2回目は令和3（2021）年1月8日～3月21日、3回目は令和3（2021）年4月25日～6月20日、4回目は令和3（2021）年7月12日～9月30日で発令された。まん延防止等重点措置（緊急事態宣言に至らない段階での感染拡大を抑止するための措置、令和3（2021）年2月13日施行）の発動は、初回は令和3（2021）年4月12日～4月24日、第2回目は令和3（2021）年6月21日～7月11日、3回目は令和4

(2022) 年1月21日～3月21日であった。

この間、東京都は、国と調整しつつ、不要不急な外出や飲食を伴う会合の抑制、人と接する際のマスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保、3密（密閉、密接、密集）回避、手洗い・手指消毒の励行などを要請した。飲食店など事業者には、時短営業・休業要請、大規模なイベントには中止・延期や無観客開催の要請などを行った。わが国では、「都市封鎖」（ロックダウン）のような強硬策ではなく、個人や事業者の自発的対応を期待する要請という手法がとられた。それゆえ、こうした人びとの行動自粛に対しては補償ではなく協力への返礼という形の施策が講じられることになった。休業要請に応じた施設や店舗への「感染拡大防止協力金」の支給はその例である。

特別区の対応

新型コロナは人と地域を選ばない。全国すべての自治体が現場になっていることが、これまでの災害との大きな違いである。その災禍はすべての住民に及びうるから、住民のいのちを守り、暮らしを支えることを基本任務としている自治体のすべてが対応しなければならない。住民からの問い合わせ、疑問、不安、要望にも迅速に応答する必要がある。

○住民への行動自粛の呼びかけ

特別区でも、対策本部を立ち上げ、住民及び事業者等に対して不要不急の外出やイベント・集会等の自粛を呼びかけるとともに、新型コロナ発生状況、感染予防策等の最新情報をホームページを通じて頻繁に提供することが必須となった。その際、区長が発するメッセージは当該自治体の対策を住民等に周知徹底する上で大きな役割を果たし、また、住民等からの問い合わせに応答する専用電話業務（コールセンター）も応急策として不可欠となった。改めて自治体広報の重要性が再認識されることになった。

○感染症対応の業務継続計画

一般に、自治体は、自然災害、感染症、大火災、テロ攻撃などの様々な緊急事態に遭遇した場合に被害を最小限にとどめつつ、中核となる事業や業務の復旧を可能にするため、平常時に行うべき活動や緊急時の業務継続のための方法、手段を取り決めておく計画、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を定めている。感染症に関して、特別区では、特別措置法に基づき新型インフルエンザ等流行時に継続する業務（優先業務）を特定し、それらの業務を継続するための体制（危機管理体制、人員の確保、区民への情報提供など）や環境の整備（職員の感染予防・拡大防止策や庁舎（区出先施設含む）内での感染予防・拡大防止策）に関する業務継続計画を定め、それを始動させることになった。

自治体では、あらかじめ職員・家族への感染予防策を周知徹底し、各職場で職員の出勤状況を把握し、仮に感染者が職員から出ても、住民の生命を守り住民生活を維持するための自治体業務（エッセンシャルワーク）を中断しないようにしなければならない。感染者数が急増しても自治体として対応できるよう BCP の見直しも行われた。新型コロナ感染症の流行下においては、緊急対応業務を優先的に実施しなければならないが、そのために各区が新型コロナ対応の業務継続計画をどのように運用したかは危機管理能力の試金石になっているといえよう。

○保健所の対応

感染症への医療対策の成否は感染者の確認・隔離・治療を継続できるかどうかである。普段なら、だれでも健康保険証をもって医療機関を訪れ、診察・治療を受けることができる。しかし、このフリーアクセスは、指定感染症である新型コロナの場合は停止され、保健所が介在することになった。

令和 2（2020）年 2 月 1 日付けで、厚生労働省は各都道府県衛生主管部局宛てに「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」という事務連絡を出し、各保健所に「帰国者・接触者相談センター」（以

下、相談センター）を設置するよう要請した。新型コロナの相談・受診窓口を各保健所設置の相談センター（全国536か所、24時間対応）に一本化したのである。発熱などの症状のある人は、まず相談センターに連絡・相談する。相談センターは本人の病状や行動歴を聴取して、感染の疑いがある場合は、その人からPCR検体を採取し、その検体を検査機関に送り結果の通知を受け、陽性の場合は感染症の治療のできる病院（「発熱外来」）を探し、患者を病院（無症状ないし軽症の患者は隔離・療養できるホテル）へ送る。

区内には、都の保健所6、市の保健所2、区の保健所23、計31の保健所が置かれ、地域保健法が規定する14項目にわたる業務を、所長（公衆衛生医師）、保健師、管理栄養士などの専門職を中心に行っている。一般の市は有しない保健所の設置管理権が各区にあるのは昭和49（1974）年の都区制度改革の成果で、この改革では、区長公選制が復活し、特別区職員の大部分が都職員の身分を保有したまま各区に配属されていた「都配属職員制度」が廃止されるとともに保健所の設置・管理事務が各区に移管されたのである。

各区保健所の相談センターが一手に担った相談・受診窓口等の業務は、当然ながら、新規感染者が増えれば、それに伴って雪だるま式に増え、職員の勤務は過酷さを増す。特別区も、担当以外の一般行政職員を保健所の電話相談業務等に従事させる措置をとったが、それでも住民からは相談センターに電話がつかないという苦情が出た。患者が急増して入院できずにホテル療養や自宅療養が増えた。自宅療養の本人が保健所に電話をかけても出ない、保健所から本人への電話連絡がつかないといった事態の中で自宅療養者が死亡する事例も起こったし、容態急変で救急車が出動しても受け入れ病院がなかなか見つからない緊急搬送困難事案も発生した。フリーアクセスを停止し保健所を介在させる仕組みが、保健所ごとにどのように機能したか、あるいは機能不全に陥ったかを各区で検証する必要がある。

都も区も、それぞれの本庁の対策本部・保健福祉担当部局と各保健所とが連携して、PCR 検査による早期発見・隔離・行動履歴調査を行い感染の拡大を抑え込もうとした。発熱などの症状があれば希望者全員を検査する PCR 検査体制の整備も進めた。しかし、感染者が多数発生している地域の保健所は人員不足から業務の遂行は過酷さを増した。感染拡大を抑え込みつつ保健所体制をいかに強化するかが大きな課題となった。

東京都における感染状況は、都が31の保健所管内における発生状況の報告も受け集約し、毎日、公表している。マスコミは新規感染者数を前の週の同じ曜日の人数と比べ、その増減を報道しつづけている。なんといっても全国で感染者数が最多の東京での動向が注目されている。各保健所は医療機関から送付されてきた発生届の記載内容を点検・確認した上で発生届を都に送付している。各区の感染状況は各区のホームページにも掲載されているが、それには精粗の違いがあり、情報の出し方に一層の工夫が求められている。

○特別定額給付金とワクチン接種

新型コロナ対応には国と都道府県と区市町村の連携が不可欠であるが、住民の最も身近な区市町村の役割がいかに重要であるかを浮き彫りにしたのは、すべての、あるいは極めて多くの住民を対象とした特例事務の実施であった。

令和2（2020）年4月20日、自治体のホームページでは、どこでも、「『新型コロナウイルス感染症緊急経済対策』が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されることになりました。」と報じた。住民基本台帳に登録されている住民一人に一律10万円を給付する事業であった。これは、法律又はこれに基づく政令の定めはないが、市区町村が自主事業として行う自治事務に対して、国が事業費・事務費を全額補助するというものであった。住民にとっての関心は一日も早く10万円が

振り込まれることであったろうし、マスコミも、どうして早くできないのかといわんばかりに給付率を報じた。特別区を含め遅れが目立つ大規模な都市自治体への風当たりが強かった。

具体的な実施作業は、住民から届いた給付金申請書に不備がないかを確認し、申請書の記載内容を特別定額給付金システムへ入力するというもので、各区とも人員を増やし休日返上で事務処理にあたった。多く申請書の不備などで作業に手間取り、マイナンバーカードによるオンライン申請も混乱した。手入力作業のデジタル化の必要が浮き彫りになった。

令和2（2020）年12月2日、新型コロナワクチン接種を実施するための改正予防接種法が成立した。ワクチン接種を「臨時接種の特例」と位置づけ、厚生労働大臣が指示し、都道府県の協力を得ながら市区町村が実施する事務（法定受託事務）とした。市区町村は予防接種を実施し接種記録を管理する。費用は国が全額負担し、市区町村長は対象者に対して接種勧奨をするが、ワクチン接種は原則、各人の努力義務とされている。国は、一日も早く接種が進むように、東京と大阪で自衛隊大規模接種センターを設置したが、これは異例の措置で、ワクチン接種は住民票のある市区町村で受けるのが原則となっている。

ワクチン接種をめぐり国と自治体間の円滑な連携プレーに課題（国からのワクチン供給の遅れ等）が指摘された。住民が接種を受けるには、市区町村から送られてくる「接種券」と「新型コロナワクチン接種のお知らせ」を見て、電話やネットで予約しなければならない。大都市では予約がなかなかとりにくく不満がつのったし、先着順の一边倒の予約方法のためネット弱者は置いてきぼりになる事例も発生した。各区は、配慮と工夫をしつつ、新型コロナの「第7波」で感染者がかつてないスピードと規模で増えている令和4（2022）年7月半ば現在も区民に接種を呼びかけている。

3 時代の潮流と特別区の課題

自治体は大きな時代の潮流の中にある。不安定化する国際情勢、地球規模の気候変動、脱炭素化、IT技術の革新、少子化と人口減少の続伸、高齢者単身世帯・ひとり親世帯の増加、認知症高齢者の増加、ひきこもり、非正規雇用労働者の増加、空き家の増加、コミュニティの弱体化、多文化共生等々である。こうした潮流の中で、特別区も、住民の安心・安全を基軸に地域の実情に即し政策課題を解決していくことを求められている。

自然災害への備え

地震、津波、台風、集中豪雨など、自然災害は人間の思惑などお構いなしにやってくる。平成23（2011）年3月11日、マグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震が起き、東京圏の住民も震度5前後の強い揺れに遭い、不自由と不便を経験した。必ずやってくるといわれる首都直下型地震など東京が激震に襲われれば、死傷者、家屋等の倒壊、高層ビルのエレベーター停止、膨大な廃棄物、避難困難者、交通マヒ、情報網の途絶、ライフラインの機能不全、日常品やトイレの不足、通学通勤者の帰宅困難、一時滞在施設の不足などで、どれほどの人的・物的な損失と苦難が発生するか測り知れない。令和4（2022）年5月に都が公表した首都直下地震の新たな被害想定では東日本大震災時を上回る規模の帰宅困難者が見込まれ、タワーマンションが増え高齢化が一層進んだことによって「陸の孤島」や「災害関連死」のリスクも増すといった防災上の課題が浮き彫りになっている。

地震だけではない。平成17（2005）年に東京でも多発した集中豪雨によって、海拔が高く、大きな河川もないところでも浸水被害が多く出たことを忘れてはならないであろう。区民一人一人が、区が公表しているハザードマップを近隣の人びとと学び、イザという時にどのように命を

守るのかを確認しておく必要がある。小中学校や公園など、区内のできるだけ多くの箇所に、情報伝達のために防災行政無線を設置し、避難場所に食料や毛布などの日用品を備えるなど、防災・減災のまちづくりが欠かせない。

少子化への対応

人口動態は地域的に異なっている。特別区長会調査研究機構の令和元（2019）年度調査研究の一つ、「大局的に見た特別区の将来像」に関する報告書は、特別区の人口動態に関する長期的な推計を行った結果、特別区に関して令和37（2055）年という転換点を導き出している。報告書の「総括」は次のように述べている。「特別区の人口は、すでに人口減少局面に突入している全国の動向とは異なり、令和17（2035）年まで増加することが見込まれる。・・・他方、平成27（2015）年から令和37（2055）年にかけて、高齢者人口は約100万人増加すると推定される。特別区では、令和37（2055）年に向けて、高齢者人口が急増する一方、若年人口の減少率と高齢化率は、全国平均よりも低い水準で推移していくのである。しかし、特別区においても、生産年齢人口（15～64歳）は減少し、生産活動や行政運営に必要とされる担い手は絶対的に不足していく。特別区の実年齢人口は、令和12（2030）年頃をピークに減少に転じ、令和37（2055）年時点では、平成27（2015）年に比べて約56万人減少する。」ここから、需要増に対応する供給力を十分に確保できない「供給の危機」が懸念され、これへの対処が大きな課題となるとしている。

東京都福祉保健局の人口動態統計（令和2（2020）年）によれば、東京都の合計特殊出生率は平成28（2016）年1.24、平成29（2017）年1.21、平成30（2018）年1.20、令和元（2019）年1.15、令和2（2020）年1.12であり、区部は、それぞれ1.22、1.20、1.19、1.13、1.12となっている。特別区は少子化の極地となっているといえる。東京への流入人口が増えれば増えるほど日本全体の少子化が進むことになる。

特別区は、難題ではあるが、東京で暮らす若い世代の人びとが安心して結婚し子どもを産めるような生活環境を都や国や民間企業等と協力していかに整えられるかが問われている。結婚・妊娠・出産・育児への切れ目ない支援と第1子・2子・3子以降のそれぞれに応じた支援策の充実に正面から取り組む必要があるといえよう。

老いる東京

東京でも一人暮らしの高齢者が増えている。地方圏から流入してきた団塊世代が、配偶者の死別などで「独居高齢者」になるケースが相次ぐとみられている。平成27（2015）年に、約669万の一般世帯に占める高齢者単独世帯の比率は11.1%（約74万世帯）であったが、20年後の令和17（2035）年には15.8%（約104万4千世帯）になるものと推計されている（東京都福祉保健局「東京都高齢者保健福祉計画」平成30（2018）年3月）。65歳以上の5人に1人が認知症という推計もあるし、高齢の親と長期引きこもりの子どもの世帯も増えている。

高齢者でも働き続けられる環境を整えること、元気高齢者の居場所と出番を用意すること、一人暮らしの高齢者が地域社会との関係性を失わないように近隣の人びとによる共生支援の活動を活性化すること、特別養護老人ホームやケア付き高齢者住宅を整備し、見守りや成年後見などのケアを必要とする高齢者への支援体制を確立することなどが焦眉の課題となっている。「老いる東京」が安心な終の棲家になれるかどうか、各区の効果的な取組みが問われている。

進むデジタル化と働き方改革

若い世代を中心にデジタルネイティブが時代の主役となろうとしている。デジタルネイティブとは、インターネットや各種デバイスが常に身近に存在していてスマホなどのIT機器やSNSを当たり前のように利用している人たちである。今後、デジタル化は速度を上げて進み、これま

での職場や生活の環境を大きく変えていくだろう。自治体の職員構成でもデジタルネイティブが多数を占めていくだろう。職員同士でチャットを使う機会は増えているし、職員の中にはコードを書きバグを修正できるデジタル人材も出てきている。ウェブサイトやSNSで首長や議員個人が情報発信することは日常化している。庁内の会議の資料はタブレットで閲覧し、ウェブ会議には外出・出張先からスマホでも参加できる。

デジタル化の進展によって人が移動し対面しなくても済むような役所・住民関係も進むだろう。すでに自治体が開設しているホームページにだれでもアクセスし各種の情報を検索できるし、マイナンバーカードを使って役所に出向かなくとも電子申請ができる。独り暮らしの高齢者がタブレットを使って役所等からの安否確認に応答し、通学路など街中の公共施設の不具合を見かけたらスマホで写真を撮り役所に通報するといった試みも始まっている。自治体からの各種お知らせも町内会経由の回覧板を回さなくても済むようになるだろう。

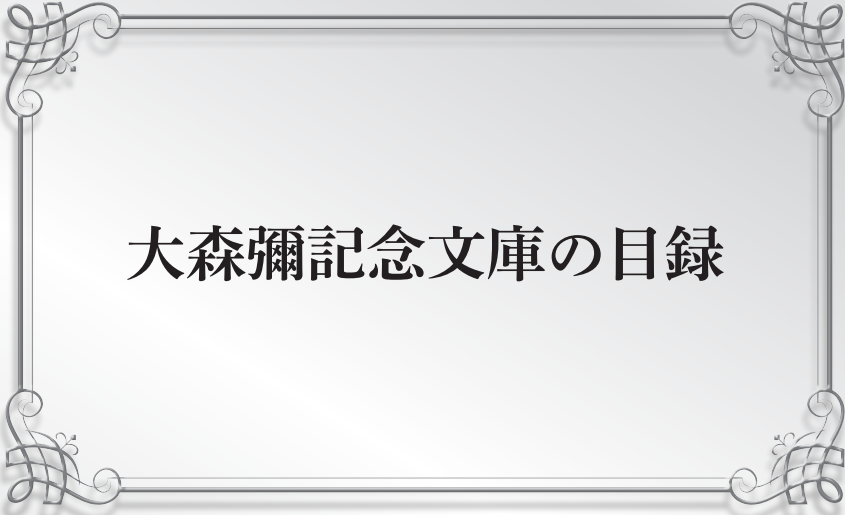
デジタル社会は、住民がパソコン、携帯、スマホをもち、ネットを使えることを前提としている。しかし、現にネットを使えない人、今はネットに長けていても加齢や疾病等によってネットを使えなくなった人への対応も欠かせない。民間のネットビジネスはネットを通じて買い物ができない人は顧客には数えないが、自治体は住民を選べない。サイバー（ヴァーチャル）空間ではなく実空間での対応も必要である。その対応に当たる職員に求められるのは、電子脳（AI）にはない能力、「ソーシャル・インテリジェンス（SI、社会的知性：人間同士の相互関係の中で他者の感情を共感的に読み取って、協調的に行動していくことができる能力）」である。また、携帯・スマホは、いつでも、どこでも、つながって当たり前前の存在になっているが、システムの不具合で、それが急に使えなくなれば人命を脅かしかねない事態も起こる。あらゆるものがネットにつながっていることの便利さだけでなく危うさも忘れてはならないだろう。便利で身近なSNSも利用時の設定ミスや不用意な発言でプラ

イバシー情報の漏えいやアカウント乗っ取りなどのさまざまなトラブルを招くことがあることにも要注意である。

民間企業では、新型コロナ対策でとられたテレワーク（在宅勤務、サテライトオフィス、モバイルワークなど）が一挙に進むのではないかと観測されている。すでに勤務場所を原則として自宅とし、出社を「出張」として扱う新制度を導入した企業もある。自治体でも職場での新型コロナの感染を防ぐために在宅勤務が行われたが、これが直ちに全面化することはないかもしれない。しかし、在宅勤務には子育てや介護などを抱える職員の多様な働き方を実現するという狙いもあり、その実現に向けて、適用業務、情報セキュリティ、コスト、人事管理などの検討を進める必要があるだろう。

《都区制度改革関係の参考文献》

特別区協議会「東京大都市地域の物語シリーズ」①『東京23区のなりたち』（平成29年2月）、②『東京23区 自治へのたたかい』（平成30年2月）、③『東京23区 再生のいしずえ』（平成31年3月）、④『東京23区 運動のひろがり』（令和2年3月）、⑤『東京23区 復権へのみちのり』（令和3年3月）。特別区協議会編・大森彌著『特別区制度改革の軌跡』（学陽書房、2013年）、特別区協議会編・大森彌、金井利之、中原正淳著『特別区が歩んだ自治のみちのり』（学陽書房、2017年）。いずれも特別区自治情報・交流センターで入手可能。区長準公選運動については神原勝『東京・区長準公選運動 区長公選制復活への道程』（公人の友社：2022年）が圧巻。



大森彌記念文庫の目録



大森彌記念文庫

著作関係資料目録について



公益財団法人特別区協議会は、大森先生のご遺族より、先生の著作を含む所蔵書籍、研究・収集資料などを受贈いたしました。そこで、これらを広く一般に公開し、先生のご功績を後世に伝えることを目的として、令和7年9月、東京区政会館4階にある特別区自治情報・交流センターの一画に、大森彌記念文庫を創設しました。

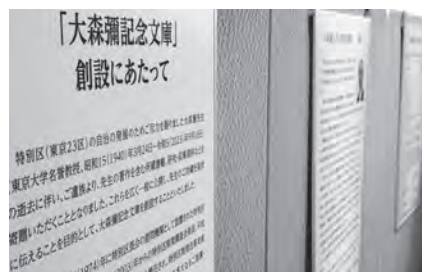
同文庫には、受贈書籍等に加え、当協議会が調査・収集した資料を含め、先生の著作や講演録等が約1,800点収められています。

ここにご紹介する目録は、同文庫に所蔵する先生の著作等資料を一覧にしたものです。著作は特別区関係のみならず、都市との共生を唱えられていた農山漁村に関するものや、その制度創設に携わられた介護保険関係のものなど多方面に及び、先生の幅広いご活躍ぶりが見受けられます。

この目録に収載されている資料は、同センターにて内容をご覧いただけますが、資料によって提供方法が異なりますので、事前に当協議会ホームページでご確認ください。目録は同ホームページ*で検索することが可能です。

なお、先生が所有していた著作以外の書籍についても、準備が整い次第、順次同センターにて公開していく予定です。

* ホームページ URL : <https://www.tokyo-23city.or.jp/tokei/bunko0929.html>



大森彌記念文庫 著作関係資料目録

令和7年9月現在
(公財)特別区協議会

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
1	自治体の係長マネジメント 上司・部下関係を実証分析で読み解く 大森彌編／特別区制度研究会分担執筆	—	2024年 3月	勁草書房	自由閲覧
2	特別寄稿「更なる議会の活性化を目指して～この30年の取組を振り返る～」	全国都道府県議会議長会創立100周年記念小冊子	2023年 8月	全国都道府県議会議長会	自由閲覧
3	コロナ禍・IT化と行政組織の将来 巻頭言	自治実務セミナー No.731	2023年 5月	第一法規	自由閲覧
4	座談会 西尾勝、新藤宗幸：人と仕事と私たち	自治体学 vol.36-2	2023年 3月	自治体学会	自由閲覧
5	これからの地方自治と分権改革	ガバナンス No.261	2023年 1月	ぎょうせい	自由閲覧
6	これからの自治体職員に求められるもの	自治実務セミナー No.727	2023年 1月	第一法規	自由閲覧
7	次期統一地方選と公選職	ガバナンス No.254	2022年 6月	ぎょうせい	自由閲覧
8	ライン相談と世代間のつながり コラム	町村週報 3192号	2022年 3月	全国町村会	申込制
9	改訂版 これからの地方自治の教科書	—	2021年 12月	第一法規	自由閲覧
10	自治体議員入門 有権者の期待と議会の現実 住民自治の要となるために	—	2021年 11月	第一法規	自由閲覧
11	第3章 大森彌オーラルヒストリー	オーラルヒストリー 日本の行政学	2021年 11月	勁草書房	自由閲覧
12	自治実務セミナーと私	自治実務セミナー No.713	2021年 11月	第一法規	自由閲覧
13	自治体の総合計画と新型コロナ禍対応	ガバナンス No.246	2021年 10月	ぎょうせい	自由閲覧
14	都議選と与野党意識	自治日報 第4114・15号	2021年 7月	自治日報社	申込制
15	ワクチン接種と自治体の規模 コラム	町村週報 3163号	2021年 6月	全国町村会	申込制
16	記念講演「介護保険の創設にかかわって」(記録) 令和3年3月27日開催第39回全国大会・東京大会記念講演記録	高齢社会をよくなる女性の会会報 No.281	2021年 5月	NPO 法人高齢社会をよくなる女性の会	申込制
17	国と地方の協議の場を実質化するために分科会の設置を 巻頭言	自治実務セミナー No.706	2021年 4月	第一法規	自由閲覧
18	地方分権とコロナ禍対応	ガバナンス No.240	2021年 4月	ぎょうせい	自由閲覧
19	成年後見制度と町村長申立ての推進 コラム	町村週報 3153号	2021年 3月	全国町村会	申込制
20	新型コロナ禍と特別区政 巻頭論文	特別区職員ハンドブック2021	2021年 3月	特別区職員研修所	自由閲覧

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
21	はじめに	まちづくり再考 現場から学ぶ地域自立への道しるべ	2021年1月	ぎょうせい	自由閲覧
22	支えている人を支える～ヤングケアラー問題	自治日報 第4085・86号	2021年1月	自治日報社	申込制
23	特別区制度改革から20年を迎えて 令和2年8月28日開催／同題で9月2日特別区講座職員対象で講演	特別区議会議員講演会講演録	2020年12月	特別区協議会	自由閲覧
24	「公共私連携」を考える（未完の「公共私連携」：介護保険制度20年目の課題）インタビューとパネル討論コメント	自治総研ブックレット 24 第35回自治総研セミナーの記録	2020年12月	地方自治総合研究所	自由閲覧
25	住民の自治力と「自助・互助・共助・公助」	自治実務セミナー No.701	2020年11月	第一法規	自由閲覧
26	介護保険制度創設までの軌跡	市政 第69巻第10号	2020年10月	全国市長会	自由閲覧
27	自助・互助・共助・公助 コラム	町村週報 3138号	2020年10月	全国町村会	申込制
28	新型コロナ禍と自治体職員 巻頭論文	都市とガバナンス Vol.34	2020年9月	日本都市センター	自由閲覧
29	「分権型社会」から「自治型社会」へ	都市問題 111巻第9号	2020年9月	後藤・安田記念東京都市研究所	自由閲覧
30	新型コロナ禍と条例対応	自治日報 第4066号	2020年8月	自治日報社	申込制
31	新型コロナ後の社会 地方の可能性は 識者に聞く「小さいことの利点生かし」	信濃毎日新聞 令和2年7月24日	2020年7月	信濃毎日新聞社	申込制
32	青少年のスポーツ拠点づくりに向けた15年の歩み 巻頭エッセー 巻頭エッセー	地域づくり 令和2年7月号別冊	2020年7月	地域活性化センター	申込制
33	緊急特集 新型コロナ禍と自治体の対応	自治実務セミナー No.697	2020年7月	第一法規	自由閲覧
34	「特別定額給付金給付」はどういう事務か コラム	町村週報 3125号	2020年7月	全国町村会	申込制
35	ああ、玄冬 男・老いを語る190	高齢社会をよくなる女性の会会報 No.275	2020年5月	NPO 法人高齢社会をよくなる女性の会	申込制
36	「チーム議会」として会派の枠を越えて議論をし、議会の意思を示すべき 巻頭／連載：自治の貌（14）特別編	ガバナンス No.229	2020年5月	ぎょうせい	自由閲覧
37	自治体議員のなり手不足一問題の所在 巻頭言	地方議会人 第50巻第12号	2020年5月	全国市議会議員会・全国町村議会議員会	自由閲覧
38	介護保険20年 今後の課題は「自立支援 意思を尊重して」 論点スペシャル	読売新聞 平成31年4月17日	2020年4月	読売新聞社	申込制
39	介護と私たち保険制度20年（下）「保険料「20歳から」に拡大を」	朝日新聞 ニュースワイド	2020年3月	朝日新聞社	申込制
40	人事評価の活用促進に向けて 講演要旨	令和元年度 人材育成等専門家派遣事業記録集	2020年3月	総務省自治行政局公務員部	申込制
41	自治体職員の事起こし 自治、来るべきもの⑫	地方自治職員研修 通巻732号	2020年3月	公職研	自由閲覧

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
42	面談一声かけと対話を職場の習慣に コラム	町村週報 3110号	2020年 2月	全国町村会	申込制
43	第2期を迎える創生法のこれから	自治日報 第4033・34号	2020年 1月	自治日報社	申込制
44	令和の時代と町村への期待 群馬県町村会創立百周年記念特別寄稿	群馬自治 No.363	2020年 1月	群馬県町村会／群馬県町村議会議長会	申込制
45	人口減 自治体の在り方とは 京都市議研修 大森・東大名誉教授講演	朝日新聞 令和1年10月24日	2019年 10月	朝日新聞社	申込制
46	これからの地方自治の教科書	—	2019年 10月	第一法規	自由閲覧
47	問われる自治体職員の構想力	ガバナンス No.222	2019年 10月	ぎょうせい	自由閲覧
48	フルセット主義からの脱却? コラム	町村週報 3097号	2019年 10月	全国町村会	申込制
49	「令和」の和 巻頭言	自治実務セミナー No.686	2019年 8月	第一法規	自由閲覧
50	自治体議会の成立をめぐる危機	自治日報 第4007号	2019年 7月	自治日報社	申込制
51	「6分の1」のハードル コラム	町村週報 3085号	2019年	全国町村会	申込制
52	新時代の自治体議会の姿	ガバナンス No.218	2019年 6月	ぎょうせい	自由閲覧
53	町村—人口減少時代を生き抜いていく力— 特集	群馬自治 No.360	2019年 4月	群馬県町村会／群馬県町村議会議長会	申込制
54	参加型行政の意義と促進方策	都市社会研究 No.11	2019年 3月	せたがや自治政策研究所	自由閲覧
55	基調講演「横結の仕組みと人財」 基調講演／平成30年11月10日・11日開催	第5回生活困窮者自立支援全国研究交流大会報告書	2019年 3月	生活困窮者自立支援全国ネットワーク	申込制
56	「平成12年改革」後の特別区 巻頭論文	特別区職員ハンドブック2019	2019年 3月	特別区職員研修所	自由閲覧
57	自治体職員の副業と人事評価 コラム	町村週報 3072号	2019年 3月	全国町村会	申込制
58	人口減少時代の自治体経営—「2040」を念頭に— 講演録／平成30年10月31日開催	平成30年度 自治振興セミナー講演録	2019年 3月	地方自治研究機構	自由閲覧
59	シンポジウム「地方創生と地域共生社会」コーディネーター／平成30年10月18日・19日開催	第1回地域共生社会推進全国サミットinながて記録集	2019年 3月	サミット実行委員会（長久手市福祉施策課）	申込制
60	共助・共生の地域づくり—時代背景と意義	地域づくり 令和元年2月号別冊	2019年 2月	地域活性化センター	自由閲覧
61	新装版 介護保険制度史 基本構想から法施行まで	—	2019年 1月	東洋経済新聞社	自由閲覧
62	「地域社会からの孤立」の克服	自治日報 第3981・82号	2018年 12月	自治日報社	申込制
63	2040年と町村の力 町村への応援メッセージ	町村週報 3063号	2018年 12月	全国町村会	申込制
64	自治体職員再論 人口減少時代を生き抜く	—	2018年 11月	ぎょうせい	自由閲覧
65	分科会2 都市と農山漁村の共存 [パネルディスカッション要旨]	自治体学 Vol.32-1	2018年 11月	自治体学会	自由閲覧
66	町村—存亡の危機をしのぎ切る視点	町村週報 3062号	2018年 11月	全国町村会	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
67	AI等に置き換えられないSI コラム	町村週報 3057号	2018年 10月	全国町村会	申込制
68	二元的代表制の劣化 巻頭言	自治実務セミナー No.674	2018年 8月	第一法規	自由閲覧
69	自治体議会・議員の今	Voters No.45	2018年 8月	明るい選挙推進協 会	申込制
70	自民党「財政再建に関する特命 委員会」報告と「骨太の方針 2018」コラム	町村週報 3046号	2018年 7月	全国町村会	申込制
71	自治体議員という職業—専業・ 非専業論	自治日報 第3955号	2018年 6月	自治日報社	申込制
72	小規模市町村議会の維持と議員 のなり手の確保	ガバナンス No.205	2018年 5月	ぎょうせい	自由閲覧
73	自治体議員の法的位置づけをめ ぐって 第1編収録	地方自治法施行七十年 周年記念 自治論文集 (非売品)	2018年 3月	総務省	自由閲覧
74	老いを拓く社会システム 介護 保険の歩みと自治行政	—	2018年 3月	第一法規	自由閲覧
75	生活困窮者自立支援とこの国の セーフティネットのゆくえ 基調鼎談	第4回生活困窮者自立 支援全国研究交流大会 報告書	2018年 3月	生活困窮者自立支 援全国ネットワーク	自由閲覧
76	パネルディスカッション「地域 共生社会の実現を目指す地域づ くりとは」記録 コーディネー ター	第18回介護保険推進 全国サミットinいわ ぬま記録集	2018年 3月	介護保険推進全国 サミットinいわぬ ま実行委員会（岩 沼市健康福祉部）	自由閲覧
77	日本国憲法のもと七〇年、地方 自治の相貌	地方自治 No.844	2018年 3月	地方自治制度研究 会	自由閲覧
78	長生きと平穏死 コラム	町村週報 3032号	2018年 3月	全国町村会	申込制
79	新春特別対談 人口減少時代を 生き抜く自治体	自治実務セミナー No.667	2018年 1月	第一法規	自由閲覧
80	次代の自治と自治体職員	ガバナンス No.201	2018年 1月	ぎょうせい	自由閲覧
81	地方自治法施行70周年	自治日報 第3929・ 30号	2017年 12月	自治日報社	申込制
82	知事と全国政党の代表—二足の わらじを履いてよいか 巻頭言	自治実務セミナー No.666	2017年 12月	第一法規	自由閲覧
83	介護保険制度の理念と運用実態	都市問題 108巻第 12号	2017年 12月	後藤・安田記念東 京都市研究所	自由閲覧
84	地域小に於いて成り立つ民主政 コラム	町村週報 3021号	2017年 11月	全国町村会	申込制
85	特別区が歩んだ自治のみちのり 特別区制度の70年を振り返る	特別区自治情報：交流 センターブックレット No.5	2017年 10月	学陽書房	自由閲覧
86	人手不足と仕事の見直し コラム	町村週報 3009号	2017年 8月	全国町村会	申込制
87	自治体職員の法務能力—イロハ	自治体法務研究 2017年秋号	2017年 8月	ぎょうせい	自由閲覧
88	地方創生と自治体の首長 3000号記念特集号／視点	町村週報 3000号	2017年 5月	全国町村会	申込制
89	海図なき時代の自治体職員 創刊50周年特別企画273万の冒険者 たちへ①	地方自治職員研修 通 巻697号	2017年 4月	公職研	自由閲覧
90	地方自治法を学ぶ意義と面白さ	都庁文書だより	2017年 4月	東京都総務局総務 部文書課	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
91	人口減少時代を生き抜く自治体希望の自治体行政学	—	2017年 3月	第一法規	自由閲覧
92	第1章 田園回帰の意味するもの—共生の思想と地域の自治	世界の田園回帰—11か国の動向と日本の展望 シリーズ田園回帰⑧	2017年 3月	農山漁村文化協会	自由閲覧
93	「地方創生」をどう受けとめるべきか？ 基調講演	地方自治ふくおか 61号	2017年 3月	福岡県地方自治研究所	申込制
94	基調講演「地方創生と地域自治」	連続セミナー「地域創発のフロンティア」議事録（地域コミュニティを担う住民（人材）の確保・育成と新たな地域自治組織のあり方に関する研究会：研究資料）	2017年 3月	首都大学東京 大杉寛研究室	自由閲覧
95	都区制度の変転と基礎的自治体としての特別区 巻頭論文	特別区職員ハンドブック2017	2017年 3月	特別区職員研修所	自由閲覧
96	人口減少時代を生き抜くカギは小さな“自治”と地域への誇り コロンブス特選銘柄	コロンブス 通巻673号	2017年 2月	東方通信社	自由閲覧
97	保険料負担、20歳からに 日曜に考える	日本経済新聞 平成29年2月26日	2017年 2月	日本経済新聞社	申込制
98	「弱い絆」の効用 コラム	町村週報 2990号	2017年 2月	全国町村会	申込制
99	地方創生と田園回帰（「向村離都」）巻頭言	自治実務セミナー No.657	2017年 2月	第一法規	自由閲覧
100	地方創生と地区自治	自治日報 第3879・80号	2017年 1月	自治日報社	申込制
101	東京大学名誉教授 大森彌「町村自治」を護るために覚悟と変化を 連載：自治・地域再興（No.22）／巻頭	ガバナンス No.189	2017年 1月	ぎょうせい	自由閲覧
102	「地域共生社会」実現 巻頭言	Dia News No.87	2016年	ダイヤ財団	申込制
103	自治体の長とそれを支える人びと 希望の自治体行政学	—	2016年 11月	第一法規	自由閲覧
104	なぜ政策形成能力が問われるのか 関西広域連合研修会講演録	地方行政 第10679号	2016年 11月	時事通信社	申込制
105	これからの自治体学のある方を考える 自治体学会第30回大会特別記念講演	自治体学 Vol.30-1	2016年 11月	自治体学会	自由閲覧
106	基調鼎談「生活困窮者支援が切り拓くもの～制度見直しに触れて～」	第3回生活困窮者自立支援全国研究交流大会報告書	2016年 11月	生活困窮者自立支援全国ネットワーク	申込制
107	「人材」と「人材」 コラム	町村週報 2979号	2016年 10月	全国町村会	申込制
108	パネルディスカッション「これからの地域包括ケアを考える～今後の介護保険制度の展望を踏まえて～」平成28年10月20日・21日開催	第17回 介護保険推進全国サミット in おかやま記録集	2016年 10月	第17回 介護保険推進全国サミット in おかやま実行委員会（岡山市）	申込制
109	第17回 介護保険推進全国サミット in おかやま第3分科会まとめ記録 平成28年10月20日・21日開催	第17回 介護保険推進全国サミット in おかやま記録集	2016年 10月	第17回 介護保険推進全国サミット in おかやま実行委員会（岡山市）	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
110	第17回 介護保険推進全国サミット in おかやま特別対談記録 平成28年10月20日・21日開催	第17回 介護保険推進全国サミット in おかやま記録集	2016年10月	第17回 介護保険推進全国サミット in おかやま実行委員会 (岡山市)	申込制
111	地域創生と自治力	平成28年度自治振興セミナー講演録	2016年9月	地方自治研究機構	自由閲覧
112	二元的代表制の真髄	ガバナンス No.185	2016年9月	ぎょうせい	自由閲覧
113	進め！自治体議会 議員になるということは法人の機関になるということ	議員 NAVI Plus Vol.54	2016年8月	第一法規	自由閲覧
114	参院選での道州制に関する選挙公約 コラム	町村週報 2968号	2016年8月	全国町村会	申込制
115	道州制に関する政党の選挙公約	自治日報 第3858・59号	2016年8月	自治日報社	申込制
116	枠組み法としての「創生法」と事業法的な「地域再生法」との運動 巻頭言	地方議会人 第47巻第1号	2016年6月	全国市議会議長会・全国町村議会議長会	自由閲覧
117	介護保険制度史 基本構想から法施行まで	—	2016年5月	社会保険研究所	自由閲覧
118	地方版ハローワーク一国と自治体の「一体的実施」 巻頭言	自治実務セミナー No.648	2016年5月	第一法規	自由閲覧
119	漁村と津波防災 コラム	町村週報 2958号	2016年4月	全国町村会	申込制
120	全国連携シンポジウムの開催に寄せて	東京23区・特別区長会 全国連携シンポジウム記録～遠隔自治体間連携の可能性と展望～	2016年4月	特別区長会	自由閲覧
121	安心して、地域で暮らせるために 第37回合同慰霊祭特別記念講演	もやいの会会報 舩・もやい 第168号	2016年4月	もやいの会	申込制
122	認知症高齢者の他害行為とその責任	自治日報 第3839号	2016年4月	自治日報社	申込制
123	パネルディスカッション「政治の力で元気な地域を！政治家が語る生活困窮者支援 コーディネーター	第2回生活困窮者自立支援全国研究交流大会報告書	2016年3月	生活困窮者自立支援全国ネットワーク	申込制
124	地方議会一期待と課題 平成27年8月20日開催	全国都道府県議会議長会新任議員研修会報告書	2016年3月	全国都道府県議会議長会	申込制
125	人口減少と町村職員の「人材」化 コラム	町村週報 2947号	2016年1月	全国町村会	申込制
126	町村自治を護って 存立の危機に立ち向かう	—	2016年1月	ぎょうせい	自由閲覧
127	ゴールドントライアングル～医療・介護・福祉の地域連携～(特別講演要旨) 平成27年11月24日・25日開催	第9回一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会全国研修大会 in 宮城・仙台2015開催記録集	2015年	一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会	申込制
128	荒川俊雄さんを讀えて	追悼集 人を愛し、酒を愛し、明日に向かって生き抜いた荒川俊雄さん	2015年12月	大阪地方自治研究センター	自由閲覧

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
129	行政苦情救済推進会議の任務 前行政苦情救済推進会議委員（座 長）（1995年10月～2015年6月）	行政苦情救済推進会議 のあゆみと成果―第 100回開催記念―	2015年 12月	総務省行政評価局	申込制
130	合併旧市町村の自治力・職員力	ガバナンス No.176	2015年 12月	ぎょうせい	自由閲覧
131	「地方創生」ではなく「地域創 生」を	自治日報 第3819号	2015年 11月	自治日報社	申込制
132	自治体の現場と職員の現状	都市問題 106巻 第 10号	2015年 10月	後藤・安田記念東 京都市研究所	自由閲覧
133	非現実的な年齢区分のとり方 コラム	町村週報 2936号	2015年 10月	全国町村会	申込制
134	第16回 介護保険推進全国サ ミット in ひおき 分科会ま とめ記録 平成27年10月1日・2日開 催	第16回 介護保険推 進全国サミット in ひ おき記録集	2015年 10月	第16回 介護保 険推進全国サミッ ト in ひおき実行 委員会（日置市）	申込制
135	パネルディスカッション「これ からの介護保険とのつき合い方 ～自分らしく地域で老いていく ために～」 平成27年10月1日・2 日開催	第16回 介護保険推 進全国サミット in ひ おき記録集	2015年 10月	第16回 介護保 険推進全国サミッ ト in ひおき実行 委員会（日置市）	申込制
136	自治体職員再論 人口減少時代 を生き抜く	―	2015年 8月	ぎょうせい	自由閲覧
137	記念講演「合併・人口減少・町 村自治」要旨 平成27年7月3日・ 4日開催／第20回全国小さくても輝 く自治体フォーラム in 栄村	全国小さくても輝く自 治体フォーラムの会 ニュース	2015年 8月	全国小さくても輝 く自治体フォーラ ムの会事務局	申込制
138	自治体の総合力が問われる生活 困窮者支援事業	自治日報 第3767号	2015年 7月	自治日報社	申込制
139	「まちづくり人材」と自治体の 役割	ガバナンス No.171	2015年 7月	ぎょうせい	自由閲覧
140	「正規非正規複合体」を問い質 す 巻頭言	自治実務セミナー No.637	2015年 7月	第一法規	自由閲覧
141	日本国憲法と人口政策 コラム	町村週報 2926号	2015年 7月	全国町村会	申込制
142	「シリーズ田園回帰」がめざす もの 編集顧問・編集委員が語 る	農文協通信 「シリ ーズ田園回帰」発刊記念 特別号	2015年 6月	農山漁村文化協会	申込制
143	夢幻に終わった「大阪都」構想 巻頭言	地方議会人 第46巻 第1号	2015年 6月	全国市議会議長 会・全国町村議会 議長会	自由閲覧
144	働く女性を支援するには何が 必要か	自治実務セミナー No.635	2015年 5月	第一法規	自由閲覧
145	第1章 人口減少時代に立ち向 かう	人口減少時代の地域づ くり読本	2015年 4月	地域活性化セン ター	自由閲覧
146	2015年地方選挙で問われるも の 進め！地方議会⑨	議員 NAVI vol.48	2015年 3月	第一法規	申込制
147	平成27年度介護報酬―マイナ ス改定 潮流	かながわのこくほ・か いご vol.375	2015年 3月	神奈川県国民健康 保険団体連合会	自由閲覧
148	時代の潮流と都区制度 巻頭論 文	特別区職員ハンドブッ ク2015	2015年 3月	特別区職員研修所	自由閲覧
149	子宝の島 コラム	町村週報 2913号	2015年 3月	全国町村会	申込制
150	人口減少への挑戦 数値目標の 設定とその達成の検証	自治日報 第3784号	2015年 3月	自治日報社	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
151	これからを考えるディスカッション「官民挙げて、新法をどう育て、育ち合うか」コーディネーター／平成26年11月8日・9日開催	「生活困窮者支援と支援員育成」の報告と提言（独立行政法人福祉医療機構 平成26年度社会福祉振興助成事業）	2015年3月	生活困窮者自立支援全国ネットワーク	申込制
152	地方公共団体の果たす役割 生活困窮者自立促進支援トップセミナー記録	生活困窮者自立支援制度の計画的整備を進めるための首長及び自治体職員研修等事業報告書	2015年3月	地域ケア政策ネットワーク	申込制
153	女性の首長（2） 自治体の首長（21） 入門講座最終回	自治実務セミナー No.632	2015年2月	第一法規	自由閲覧
154	地方創生と東京一極集中の是正 巻頭言	自治実務セミナー No.632	2015年2月	第一法規	自由閲覧
155	自治体間連携と市町村観	都市問題 106巻第2号	2015年2月	後藤・安田記念東京都市研究所	自由閲覧
156	統一地方選挙の統一率と投票率 進め！地方議会⑩	議員 NAVI vol.47	2015年1月	第一法規	申込制
157	地方創生の推進—人口減少に立ち向かう	群馬自治 No.343	2015年1月	群馬県町村会／群馬県町村議会議長会	申込制
158	人口減少社会で高まる町村の存在価値	ガバナンス No.165	2015年1月	ぎょうせい	自由閲覧
159	女性の首長（1） 自治体の首長（20）	自治実務セミナー No.631	2015年1月	第一法規	自由閲覧
160	首長の人事権（7） 自治体の首長（19）	自治実務セミナー No.630	2014年12月	第一法規	自由閲覧
161	地方議員の視察旅行をどう考えるか 進め！地方議会⑧	議員 NAVI Vol.46	2014年11月	第一法規	申込制
162	すべての自治体に求められる人事評価とその活用 巻頭言	地方議会人 第45巻第6号	2014年11月	全国市議会議長会・全国町村議会議長会	自由閲覧
163	首長の人事権（6） 自治体の首長（18）	自治実務セミナー No.629	2014年11月	第一法規	自由閲覧
164	「ふるさと創生」と「地方創生」	自治日報 第3767号	2014年11月	自治日報社	申込制
165	パネルディスカッション「新たな介護保険制度の実施に向けて」平成26年10月30日・31日開催	第15回 介護保険推進全国サミット in くまもと記録集	2014年10月	第15回 介護保険推進全国サミット in くまもと実行委員会（熊本市）	申込制
166	首長の人事権（5） 自治体の首長（17）	自治実務セミナー No.628	2014年10月	第一法規	自由閲覧
167	第3回全国町村サミット in 相良村全体総括記録 平成26年10月25日・26日開催	第3回全国町村サミット in 相良村報告書	2014年10月	熊本県相良村	申込制
168	相変わらず「不明朗」な政務活動費の使途 進め！地方議会⑦	議員 NAVI Vol.45	2014年9月	第一法規	申込制
169	第186回国会と地方・自治関係法の成立	地方自治職員研修 通巻666号	2014年9月	公職研	自由閲覧
170	首長の人事権（4） 自治体の首長（16）	自治実務セミナー No.627	2014年9月	第一法規	自由閲覧
171	「まち・ひと・しごと創生」を現代版「ふるさと創生」へ コラム	町村週報 2891号	2014年9月	全国町村会	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
172	首長の人事権 (3) 自治体の首長 (15)	自治実務セミナー No.626	2014年 8月	第一法規	自由閲覧
173	道州制推進基本法案—第186国会への上程の見送りと今後	自治日報 3752号	2014年 8月	自治日報社	申込制
174	自治体の消滅とは 自治の潮流 ⑩最終回	自治体法務 NAVI vol.60	2014年 8月	第一法規	申込制
175	市町村議選と無投票・欠員問題 進め! 地方議会⑩	議員 NAVI Vol.44	2014年 7月	第一法規	申込制
176	首長の人事権 (2) 自治体の首長 (14)	自治実務セミナー No.625	2014年 7月	第一法規	自由閲覧
177	「地域づくり」300号に寄せて	地域づくり 平成26年6月号	2014年 6月	地域活性化センター	自由閲覧
178	首長の人事権 (1) 自治体の首長 (13)	自治実務セミナー No.624	2014年 6月	第一法規	自由閲覧
179	福祉政策と地方議会の役割	地方議会人 第45巻 第1号	2014年 6月	全国市議会 議長会・全国町村議会 議長会	自由閲覧
180	警戒すべきは人為的な市町村消滅 巻頭言	自治実務セミナー No.624	2014年 6月	第一法規	自由閲覧
181	改正地方公務員法の成立 自治の潮流⑩	自治体法務 NAVI vol.59	2014年 6月	第一法規	申込制
182	住民と意見交換する場 進め! 地方議会⑩	議員 NAVI Vol.43	2014年 5月	第一法規	申込制
183	道州制推進基本法案—時代錯誤的な「小さい国」の追求	自治日報 第3739・40号	2014年 5月	自治日報社	申込制
184	首長と多選自粛 自治体の首長 (12)	自治実務セミナー No.623	2014年 5月	第一法規	自由閲覧
185	地方分権の二〇年を振り返って (4) 巻頭座談会	地方自治 No.798	2014年 5月	地方自治制度研究会	自由閲覧
186	住民に信頼される自治体議会の姿	ガバナンス No.157	2014年 5月	ぎょうせい	自由閲覧
187	「自治体消滅」の罫 コラム	町村週報 2879号	2014年 5月	全国町村会	申込制
188	疑問が尽きない「道州制推進基本法案」	群馬自治 No.340	2014年 4月	群馬県町村会／群馬県町村議会 議長会	申込制
189	地方分権の二〇年を振り返って (3) 巻頭座談会	地方自治 No.797	2014年 4月	地方自治制度研究会	自由閲覧
190	首長の給与・退職手当 自治体の首長 (11)	自治実務セミナー No.622	2014年 4月	第一法規	自由閲覧
191	地方自治法改正案と「大阪都」構想のゆくえ 自治の潮流⑩	自治体法務 NAVI vol.58	2014年 4月	第一法規	申込制
192	地方自治法改正と通年議会の採用 進め! 地方議会⑩	議員 NAVI Vol.42	2014年 3月	第一法規	申込制
193	interview「[はる]を待つ声「どっかで、なにかで、目覚めるときがくる。それを逃がさないで欲しい。」	はるまち Vol.3	2014年 3月	一般社団法人はるまち編集部	自由閲覧
194	地方分権の二〇年を振り返って (2) 巻頭座談会	地方自治 No.796	2014年 3月	地方自治制度研究会	自由閲覧
195	首長の議会対策 自治体の首長 (10)	自治実務セミナー No.621	2014年 3月	第一法規	自由閲覧
196	「臨床の知」と「塔は木組み」と	校友だより 100号	2014年 3月	自治大学校校友会	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
197	JIAM への期待	国際文化アカデミー二十年史	2014年 3月	全国市町村研修財団／全国市町村国際文化研修所 (JIAM)	申込制
198	交渉者としての首長 自治体の首長 (9)	自治実務セミナー No.620	2014年 2月	第一法規	自由閲覧
199	制度の持続可能性を強調する介護保険制度の改革	月刊福祉 97巻2号	2014年 2月	全国社会福祉協議会	申込制
200	地方分権の二〇年を振り返って (1)	地方自治 No.795	2014年 2月	地方自治制度研究会	自由閲覧
201	「キョウイク」と「キョウヨウ」コラム	町村週報 2868号	2014年 2月	全国町村会	申込制
202	小規模市町村に対する「都道府県による補完」 自治の潮流⑬	自治体法務 NAVI vol.57	2014年 2月	第一法規	申込制
203	「費用弁償」をどう理解するのか 進め！地方議会⑬	議員 NAVI Vol.41	2014年 1月	第一法規	申込制
204	介護保険制度創設への助走—1994年3月までの動き— 介護保険制度史 (1)	社会保険旬報 No.2554	2014年 1月	社会保険研究所	申込制
205	首長選挙と支持基盤 自治体の首長 (8)	自治実務セミナー No.619	2014年 1月	第一法規	自由閲覧
206	新年の事触れ—小さいことは、いいことである 視点	町村週報 2864号	2014年 1月	全国町村会	申込制
207	介護保険とは何か	環 Vol.56	2014年 1月	藤原書店	申込制
208	記念講演「地域の元気と自治」講演要旨	ふるさと大使かわら版 通巻70号	2014年 1月	全国ふるさと大使連絡会議	申込制
209	疑問尽きない「道州制推進基本法案」	自治日報 第3719号	2013年 12月	自治日報社	申込制
210	閉塞状況を突破する首長の力	ガバナンス No.152	2013年 12月	ぎょうせい	自由閲覧
211	2013年一政権交代と地方自治のゆくえ	地方自治職員研修 通巻656号	2013年 12月	公職研	自由閲覧
212	首長の挨拶 自治体の首長 (7)	自治実務セミナー No.618	2013年 12月	第一法規	自由閲覧
213	道州制基本法案と県内市町村の存亡 (2) 第53回地方自治研究 長野県集会基調講演要約	信州自治研 No.262	2013年 12月	長野県地方自治研究センター	申込制
214	地域政策の動向とこれからの地方自治制度・地域づくり	にじ No.644	2013年 12月	協同組合経営研究所	申込制
215	町村の希望なしに日本の希望はない 町村への応援メッセージ	町村週報 2861号	2013年 12月	全国町村会	申込制
216	「道州制」と市町村の扱い 自治の潮流⑫	自治体法務 NAVI vol.55	2013年 12月	第一法規	申込制
217	議会事務局の充実が可能か 進め！地方議会⑫	議員 NAVI Vol.40	2013年 11月	第一法規	申込制
218	道州制基本法案と県内市町村の存亡 第53回地方自治研究 長野県集会基調講演要約	信州自治研 No.261	2013年 11月	長野県地方自治研究センター	申込制
219	首長と演技 自治体の首長 (6)	自治実務セミナー No.617	2013年 11月	第一法規	自由閲覧
220	基調講演「道州制推進基本法案と日本の地方自治制度」 2013年6月8日開催	都市問題 公開講座 ブックレット29 見果てぬ夢か？道州制	2013年 10月	後藤・安田記念東京都市研究所	自由閲覧

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
221	小規模市町村の存続がかかる「道州制推進基本法案」	群馬自治 No.338	2013年10月	群馬県町村会／群馬県町村議会議長会	申込制
222	首長のリーダーシップ(2) 自治体の首長(5)	自治実務セミナー No.616	2013年10月	第一法規	自由閲覧
223	ビッグデータと地域振興 巻頭言	自治実務セミナー No.616	2013年10月	第一法規	自由閲覧
224	特別区制度改革の軌跡—中野区特別区制度調査会から平成10年自治法改正まで	特別区自治情報・交流センターブックレット No.2	2013年10月	特別区協議会	自由閲覧
225	国籍取得における血統主義と少子化対策 自治の潮流⑪	自治体法務 NAVI vol.55	2013年10月	第一法規	申込制
226	発刊によせて—市町村合併は被災地を苦しめる結果をもたらしていないか	市町村合併による防災力空洞化 東日本大震災で露呈した弊害	2013年9月	ミネルヴァ書房	自由閲覧
227	首長のリーダーシップ(1) 自治体の首長(4)	自治実務セミナー No.615	2013年9月	第一法規	自由閲覧
228	公聴会制度を積極的に使うには進め! 地方議会⑪	議員 NAVI vol.39	2013年9月	第一法規	申込制
229	絶対悪 コラム	町村週報 2852号	2013年9月	全国町村会	申込制
230	地方議会は どうして公聴会制度を活用しないのか	自治日報 第3707号	2013年9月	自治日報社	申込制
231	機関としての首長と首長の人格 自治体の首長(3)	自治実務セミナー No.614	2013年8月	第一法規	自由閲覧
232	2つの道州制導入の基本法案と市町村の扱い 自治の潮流⑩	自治体法務 NAVI vol.54	2013年8月	第一法規	申込制
233	定数削減の選挙公約と議員辞職進め! 地方議会⑩	議員 NAVI Vol.38	2013年7月	第一法規	申込制
234	高齢者が超高齢社会を支えて生きる	地方議会人 第44巻第2号	2013年7月	全国市議会議長会・全国町村議会議長会	自由閲覧
235	直接選挙で選ばれる首長 自治体の首長(2)	自治実務セミナー No.613	2013年7月	第一法規	自由閲覧
236	道州制推進基本法と日本国の将来	信州自治 vol.66	2013年7月	長野県市町村課	申込制
237	憲法制定過程と知事直接公選制の実現 自治体の首長(1)	自治実務セミナー No.612	2013年6月	第一法規	自由閲覧
238	「その他の吏員」の直接公選はないのか 自治の潮流⑨	自治体法務 NAVI vol.53	2013年6月	第一法規	申込制
239	次の一般選挙で議員定数をどうするのか 進め! 地方議会⑨	議員 NAVI Vol.37	2013年5月	第一法規	申込制
240	自治を高める住民・首長・議会・職員のパワーバランス	ガバナンス No.145	2013年5月	ぎょうせい	自由閲覧
241	県政参与に聞く⑥ 道州制小規模町村つぶし	信濃毎日新聞 平成25年4月30日	2013年4月	信濃毎日新聞社	申込制
242	国籍法の「属人主義」と人口の自然減 コラム	町村週報 2838号	2013年4月	全国町村会	申込制
243	ついになくなる都道府県の「地方課」という課名 自治の潮流⑧	自治体法務 NAVI vol.52	2013年4月	第一法規	申込制
244	全国村長サミット in 木島平の記録 有識者顧問	—	2013年3月	木島平村教育委員会農村文明塾事務局	自由閲覧

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
245	新たな地域格差生む 分権改革の推進必要 論考・道州制／インタビュー形式	宮崎日日新聞 平成25年3月19日	2013年3月	宮崎日日新聞社	申込制
246	自治体監査制度と議選委員 進め! 地方議会⑧	議員 NAVI Vol.36	2013年3月	第一法規	申込制
247	「骨太の方針(第1弾)」異聞	週刊農林 2178号	2013年3月	農林出版社	申込制
248	「都の区」のゆくえ 巻頭論文	特別区職員ハンドブック2013	2013年3月	特別区職員研修所	自由閲覧
249	道州一広域総合行政主体の夢幻	自治日報 第3693号	2013年3月	自治日報社	申込制
250	パネルディスカッション「地域ミュージアムとまちづくり」コーディネーター／平成25年3月4日開催	地域ミュージアムとまちづくりフォーラム報告書	2013年3月	地域博物館活性化実行委員会	申込制
251	勤務時間の定めのない首長になぜ給料と退職金が支給されるのか	自治日報 第3678号	2013年3月	自治日報社	申込制
252	市民でつくる介護保険～どうする在宅介護～ 特別講演／平成24年10月27日実施	地域包括ケア鳥羽プランを構築するためのケアマネジメント適正化研修事業報告書	2013年3月	ケアジャパン	申込制
253	自治体の首長と全国政党活動と公費支給 自治の潮流⑦	自治体法務 NAVI vol.51	2013年2月	第一法規	申込制
254	2013年自治・分権展望 衆参決議20年 新政権で改革は進むのか 新藤宗幸氏(千葉大名誉教授)との紙面対談	西日本新聞 平成25年1月11日	2013年1月	西日本新聞社	申込制
255	災害対策本部と議会・議員の対応 進め! 地方議会⑦	議員 NAVI Vol.35	2013年1月	第一法規	申込制
256	道州制基本法案と「基礎自治体」巻頭言	自治実務セミナー No.607	2013年1月	第一法規	自由閲覧
257	新政権と道州制基本法案の提出コラム	町村週報 2827号	2013年1月	全国町村会	申込制
258	自治の潮流と地方議会の改革	平成25年度新庁舎落成記念講演会記録	2013年1月	那覇市議会	申込制
259	これからの自治体経営～求められる政策・人材・組織とは～職員研修講演会／平成24年11月13日実施	甲府市職員研修誌 なでしこ No.212	2013年1月	甲府市研修厚生課	申込制
260	「東京都特別区」と「道府県特別区」(下) 誌上特別講演	区政会館だより No.273	2012年12月	特別区協議会	自由閲覧
261	道州制基本法案 自治の潮流⑥	自治体法務 NAVI Vol.50	2012年12月	第一法規	申込制
262	道州制基本法案と小規模市町村の存亡 全国町村長大会／平成24年11月21日実施	町村長の皆様へ	2012年11月	道州と町村に関する研究会	申込制
263	2012年地方自治法改正: その背景と内容	地方議会人 第43巻第6号	2012年11月	全国市議会 議長会・全国町村議会 議長会	自由閲覧
264	小規模自治体のゆくえとガバナンス	ガバナンス No.139	2012年11月	ぎょうせい	自由閲覧
265	「東京都特別区」と「道府県特別区」(上) 誌上特別講演	区政会館だより No.272	2012年11月	特別区協議会	自由閲覧
266	地方議会は「討議の機関」になりうるか 進め! 地方議会⑥	議員 NAVI Vol.34	2012年11月	第一法規	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
267	道州制基本法案と小規模市町村の存亡 視点	町村週報 2820号	2012年11月	全国町村会	申込制
268	道州制基本法案と小規模市町村の存亡	自治日報 第3663号	2012年11月	自治日報社	申込制
269	パネルディスカッション「地方分権における自治体議会の機能強化」 パネリスト／平成24年11月19日開催	第7回全国自治体議会改革推進シンポジウム記録	2012年11月	三重県議会・三重県議会改革推進会議	申込制
270	「大都市地域における特別区の設置に関する法律」の成立 自治の潮流⑤	自治体法務 NAVI Vol.49	2012年10月	第一法規	申込制
271	政務調査費の使途を転換する必要があるか 進め！地方議会⑤	議員 NAVI Vol.33	2012年9月	第一法規	申込制
272	町村の存亡がかかる道州制基本法 コラム	町村週報 2814号	2012年9月	全国町村会	申込制
273	長野県における「平成の大合併」一合併・非合併の記録と検証一報告書「Ⅰ部 調査の経緯と報告書の構成」	長野県における「平成の大合併」一合併・非合併の記録と検証一報告書	2012年9月	長野県地方自治研究センター	申込制
274	都区制度と特別区のあり方	特別区議会議員講演会(平成24年度第1回)講演録	2012年8月	特別区協議会	自由閲覧
275	足踏みする地方公務員制度改革自治の潮流④	自治体法務 NAVI Vol.48	2012年8月	第一法規	申込制
276	特別法の大都市特別区設置法	自治日報 第3651号	2012年8月	自治日報社	申込制
277	ハタから見たキリスト教 教会が高齢者のケアと祈りの場になれば。 社会保障審議会会長として	季刊ミニストリー Vol.14 夏	2012年8月	キリスト新聞社	申込制
278	政務調査費使途を転換 論点	読売新聞 平成24年7月26日	2012年7月	読売新聞社	申込制
279	自治体議員の報酬のあり方 進め！地方議会④	議員 NAVI Vol.32	2012年7月	第一法規	申込制
280	都道府県制流動化の気配	地方自治職員研修 通巻634号	2012年7月	公職研	自由閲覧
281	市町村合併「平成の大合併」と基礎自治体のゆくえ：2008年	地方自治職員研修 臨時増刊100号	2012年7月	公職研	自由閲覧
282	地方行革—これまでとこれから	ガバナンス No.134	2012年6月	ぎょうせい	自由閲覧
283	国の出先機関の移管と広域の実施体制の枠組み 自治の潮流③	自治体法務 NAVI Vol.47	2012年6月	第一法規	申込制
284	庶民の願いと政治 コラム	町村週報 2082号	2012年6月	全国町村会	申込制
285	上限撤廃後の議員定数をどうか考えるか 進め！地方議会③	議員 NAVI Vol.31	2012年5月	第一法規	申込制
286	出先機関の廃止と「広域の実施体制」の基本構成	自治日報 第3638号	2012年5月	自治日報社	申込制
287	太陽は遠きにあるもの 巻頭言	自治実務セミナー No.599	2012年5月	第一法規	自由閲覧
288	大都市制度としての「都区」の構想 自治の潮流②	自治体法務 NAVI Vol.46	2012年4月	第一法規	申込制
289	2つの新サービスを“本流”にしていきたい	月刊介護保険 No.194	2012年4月	法研	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
290	都区制度の本質：「大都市行政の一体性」の呪縛	都市問題 103巻第4号	2012年4月	後藤・安田記念東京都市研究所	自由閲覧
291	地方議員は公選職 進め！地方議会②	議員 NAVI Vol.30	2012年3月	第一法規	申込制
292	講義 平成24年度介護報酬改定について	経営協 Vol.342	2012年3月	全国社会福祉施設経営者協議会／全国社会福祉協議会	申込制
293	パネルディスカッション「今わたしたちにできることは何か」コーディネーター／平成24年2月26日開催	まちづくりシンポジウム 私たちの愛するまを未来へとつなげていくために 記録集	2012年3月	高浜市役所	申込制
294	第30次地方制度調査会の「意見」自治の潮流①	自治体法務 NAVI vol.45	2012年2月	第一法規	申込制
295	第2部基調講演 豊田市の地域自治システムの評価と今後の可能性 第3部パネルディスカッション「豊田市の取組から見るこれからの地域分権のあり方」でもコーディネーター／2011年11月25日実施	豊田市市制60周年記念事業 地域自治シンポジウム報告書～わたしたちがつくるわたしたちの地域～	2012年2月	豊田市社会部地域支援課	自由閲覧
296	認知症高齢者と市民後見人自治欄	自治日報 第3625号	2012年2月	自治日報社	申込制
297	市町村長の後見人立と市民後見人 コラム	町村週報 2790号	2012年2月	全国町村会	申込制
298	地方議員のアイデンティティ 進め！地方議会①	議員 NAVI Vol.29	2012年1月	第一法規	申込制
299	大阪ダブル選挙と大都市制度 巻頭言	自治実務セミナー No.595	2012年1月	第一法規	自由閲覧
300	小規模市町村の職員と分権改革	ガバナンス No.129	2012年1月	ぎょうせい	自由閲覧
301	「自立支援」の職場の構築を図れ 巻頭言：地方自治に思う	地方議会人 第42巻第7号	2011年12月	全国市議会議長会・全国町村議会議長会	自由閲覧
302	道州制が地方を衰退させるのは当然。なのに、なぜ彼らは導入を叫ぶのか	日本の論点2012	2011年11月	文藝春秋	申込制
303	2012年度介護報酬改定に向けて一介護職員処遇改善交付金の扱い 潮流	神奈川のこくほ・かいこ	2011年11月	神奈川県国民健康保険団体連合会	申込制
304	子育て考：家庭・地域・市町村の役割	地方議会人 第42巻第6号	2011年11月	全国市議会議長会・全国町村議会議長会	自由閲覧
305	平成23年全国町村長大会に寄せて—3・11後に思う 視点	町村週報 2781号	2011年11月	全国町村会	申込制
306	どうして「大阪都」なのか	自治日報 第3611号	2011年11月	自治日報社	申込制
307	そこに人がいる地域へ コラム	町村週報 2777号	2011年10月	全国町村会	申込制
308	パネルディスカッション「第5期目の介護報酬改定に向けて」平成23年10月27日・28日開催	第12回 介護保険推進全国サミット in うすぎ記録集	2011年10月	第12回 介護保険推進全国サミット in うすぎ実行委員会（臼杵市）	申込制
309	第12回 介護保険推進全国サミット in うすぎ 分科会まとめ記録 コーディネーター／平成23年10月27日・28日開催	第12回 介護保険推進全国サミット in うすぎ記録集	2011年10月	第12回 介護保険推進全国サミット in うすぎ実行委員会（臼杵市）	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
310	容易でない「対等・協力」の関係	自治日報 第3597・98号	2011年8月	自治日報社	申込制
311	集落からの復興・集落への視点 コラム	町村週報 2766号	2011年7月	全国町村会	申込制
312	介護保険法等の改正と介護報酬の改定	WAM 2011年6月号	2011年6月	福祉医療機構	申込制
313	日常生活と震災復興 巻頭言	自治実務セミナー No.588	2011年6月	第一法規	自由閲覧
314	政権交代と自治の潮流 続・希望の自治体行政学	—	2011年6月	第一法規	自由閲覧
315	記念講演「日本の将来と町村の自治」	富山県町村会創立90周年記念講演会講演録	2011年6月	富山県町村会	申込制
316	「震災」市町村の住民減少を食い止めたい コラム	町村週報 2762号	2011年6月	全国町村会	申込制
317	パネルディスカッション「自治力をつける～東日本大震災を越えて～ コメンテーター／平成23年4月18日実施 自治体法務検定記念シンポジウム記録	自治体法務 NAVI Vol.49	2011年6月	第一法規	申込制
318	法案から削除された「地域主権改革」	自治日報 第3585号	2011年5月	自治日報社	申込制
319	分権時代の自治体職員とは	ガバナンス No.121	2011年5月	ぎょうせい	自由閲覧
320	2011年統一地方選 有識者座談会、前半戦を総括（震災一色、政策論不在に） 有識者座談会記録	日経グローバル No.171	2011年5月	日経産業消費研究所	申込制
321	人事評価の活用に向けて	地方公務員月報 574号	2011年5月	総務省自治行政局	自由閲覧
322	地方自治の再編と改革—今、議員に何が求められているのか—	地方議会人 第41巻第12号	2011年5月	全国市議会議長会・全国町村議会議長会	自由閲覧
323	行政研究の軌跡	年報行政研究 46（行政研究のネクスト・ステージ）	2011年5月	日本行政学会	自由閲覧
324	「改定率も主体的に議論を」の声も	メディファクス 6109号	2011年5月	じほう	申込制
325	超高齢社会における介護保険制度の展望	公衆衛生 第75巻第4号	2011年4月	医学書院	申込制
326	「大阪都」構想のモデルにならない都区制度	地方自治ジャーナルブックレット No. 55	2011年4月	公人の友社	自由閲覧
327	齋藤眞先生追悼集 こまが廻り出した	—	2011年3月	東京大学出版会	自由閲覧
328	自治法改正と議会の役割	マッセ Osaka 研究紀要 第14号	2011年3月	おおさか市町村職員研修研究センター	自由閲覧
329	地域主権改革で何が可能になるのか [平成22年度兵庫自治学会研究発表大会全体会講演要旨] 平成22年10月2日開催	兵庫自治学 第17号	2011年3月	兵庫自治学会事務局	申込制
330	基礎自治体としての特別区と都区制度の改革 巻頭論文	特別区職員ハンドブック2011	2011年3月	特別区職員研修所	自由閲覧
331	なんとという地震災害 コラム	町村週報 2754号	2011年3月	全国町村会	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
332	統一地方選挙で問われるもの	私たちの広場 No.317	2011年 3月	明るい選挙推進協会	申込制
333	「暴力団」と「暴力装置」の区別 エッセイ	議員情報誌 SIGNAL 第80号	2011年 2月	第一法規	申込制
334	地方議会のあり方を問う統一地方選挙	地方議会人 第41巻 第9号	2011年 2月	全国市議会議長会・全国町村議会議長会	自由閲覧
335	頑張る自治体議会・議員 平成22年8月25日実施	市町村職員等共同研修講演録	2011年 2月	京都府市町村振興協会	申込制
336	市町村の自治力結集を（大阪都構想 どうなん？）	朝日新聞 2011年2月25日夕刊	2011年 2月	朝日新聞社	申込制
337	議員定数をめぐる首長の挑戦と議会の危機	自治日報 第3569号	2011年 1月	自治日報社	申込制
338	議会改革訴え続ける 阿久根市政を考える 座談会	南日本新聞 平成23年1月8日	2011年 1月	南日本新聞社	申込制
339	選択を迫られる次期改定 利用したい在宅サービスが作れるか interview 私の vision と経営戦略	Vision と戦略 通巻83号	2011年 1月	保健・医療・福祉サービス研究会	申込制
340	パネルディスカッション「時代の転換と自治の創造—自治体職員のミッション—」コーディネーター／2010年9月7日実施	特別区制度改革10周年記念シンポジウム記録	2011年 1月	特別区協議会	自由閲覧
341	2011年へ、分権改革の展望 巻頭エッセー	地域づくり 259号	2011年 1月	地域活性化センター	申込制
342	田舎が都会を救う	信州自治研 No.227	2011年 1月	長野県地方自治研究センター	申込制
343	地方分権改革と市町村の課題	アカデミア Vol.96	2011年 1月	市町村アカデミー	申込制
344	講演「二元代表制と議会改革」2010年8月18日実施	山口県市議会議員研修会記録	2010年	山口県市議会議長会	申込制
345	介護保険10年の成果と課題 座談会記録	地域保健福祉政策実践事例集 追録第38～39号別冊	2010年	第一法規	申込制
346	東国原知事の再選不出馬の理由	自治日報 第3555号	2010年	自治日報社	申込制
347	市町村の役割が重要に 多職種連携で巡回型サービス インタビュー記事	埼玉新聞 2010年12月14日号	2010年 12月	埼玉新聞社	申込制
348	小さいがゆえの素晴らしい自治の営みを	町村週報 2742号	2010年 12月	全国町村会	申込制
349	道州制論と時代錯誤の「国の役割」観 巻頭言	自治実務セミナー No.581	2010年 11月	第一法規	自由閲覧
350	「秋霜烈日章」を汚した検察官 エッセイ	議員情報誌 SIGNAL 第79号	2010年 11月	第一法規	申込制
351	そげですね 閑話休題	町村週報 2741号	2010年 11月	全国町村会	申込制
352	パネルディスカッション「介護保険制度改正に向けて～市町村がやるべきこと～」平成22年10月21日・22日開催	第11回 介護保険推進全国サミット in ひがしうら記録集	2010年 10月	第11回 介護保険推進全国サミット in ひがしうら実行委員会（愛知県東浦町）	申込制
353	分権改革のゆくえと自治体の行政サービス 平成21年9月5日実施「みんなで築こう公共サービスシンポジウム」記録	公共サービス研究 第2号	2010年 9月	大阪公共サービス政策センター	申込制
354	基本構想の義務付けの解除 エッセイ	議員情報誌 SIGNAL 第78号	2010年 8月	第一法規	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
355	地域主権戦略大綱と自治体議会の役割	ガバナンス No.112	2010年 8月	ぎょうせい	自由閲覧
356	農村と都市の共生 平成22年6月19日実施 木島平村発 農村文明塾 第1回農村学講座講演録	信州自治研 No.222	2010年 8月	長野県地方自治研究センター	申込制
357	「農村文明塾」に寄せて 閑話休題	町村週報 2730号	2010年 8月	全国町村会	申込制
358	東京23区自治権拡充運動と「首都行政制度の構想」基礎的地方公共団体への道	—	2010年 7月	日本評論社	自由閲覧
359	地域主権改革と道州制	自治日報 第3543号	2010年 7月	自治日報社	申込制
360	パネル討論「市民自治のこれまで、これから」ファシリテーター／2010年2月6日実施	自治体学会関東フォーラム2010 in 和光 報告書	2010年 6月	自治体学会関東フォーラム2010 in 和光 実行委員会	自由閲覧
361	「地域主権」ではなく「地域主権改革」 エッセイ	議員情報誌 SIGNAL 第77号	2010年 5月	第一法規	申込制
362	「道州制と町村に関する研究会」報告書について 閑話休題	町村週報 2720号	2010年 5月	全国町村会	申込制
363	はじめに、第3部「7」地域主権改革とこれからの町村 研究会座長	「道州制と町村に関する研究会」報告書「平成の合併」の終わりと町村のこれから	2010年 4月	全国町村会	自由閲覧
364	「議事機関」の充実・強化こそを	自治日報	2010年 4月	自治日報社	申込制
365	分権改革の新展開と自治体の議会・議員に求められるもの(要約) 平成22年1月7・8日開催第2回市町村議会議員セミナー講演要約	国際文化研修 Vol.67	2010年 4月	全国市町村研修財団／全国市町村国際文化研修所(JIAM)	申込制
366	推薦の言葉	NHK 学園高等学校平成22年度コミュニティ・ボランティア専攻入学案内	2010年 4月	NHK 学園	申込制
367	基調講演「さらなる改革を求められる広域自治体議会」 平成21年11月13日実施	第9回都道府県議会議員研究交流大会報告書	2010年 4月	全国都道府県議会議長会	申込制
368	新政権と介護保険のゆくえ	神奈川のこくほ・かいご 345号	2010年 3月	神奈川県国民健康保険団体連合会	申込制
369	講演「政権交代と公共サービスの再考」 2009年12月19日設立総会記念講演会講演録	自治研ちば 創刊号	2010年 3月	千葉県地方自治研究センター	申込制
370	これからの管理職 平成21年7月14日実施管理者研修講演録	講演録集 No.15	2010年 3月	千葉県自治研修センター	申込制
371	第二期分権改革と自治体職員の能力発揮	平成21年度自治振興セミナー講演録	2010年 3月	地方自治研究機構	申込制
372	講演「自治を切り拓く～勇気と希望を持って挑戦し続ける」 平成21年12月12日実施 宝くじ普及広報事業 まちづくりシンポジウム講演記録	自治を築く 自治を育む～高浜市における自治の未来図～記録集	2010年 3月	高浜市	申込制
373	住民と対話し個別の対応を 北海道砂川市を巡る最高裁判決に対して	日本経済新聞	2010年 2月	日本経済新聞社	申込制
374	子ども手当の本当の意味 エッセイ	議員情報誌 SIGNAL 第76号	2010年 2月	第一法規	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
375	「緑の分権改革」への期待 閑話休題	町村週報 2710号	2010年2月	全国町村会	申込制
376	「国・地方会議（仮称）」と総務省の所掌事務	自治日報 3517号	2010年1月	自治日報社	申込制
377	シンポジウム「分権一括法・道州制の行方と地方財政」 日本地方財政学会第15回大会	地方財政の破綻と再生 編：日本地方財政学会	2010年1月	勁草書房	自由閲覧
378	「地域主権」の実現と「基礎的自治体」の重視	ガバナンス No.105	2010年1月	ぎょうせい	自由閲覧
379	「地域主権」と自治力のアップ	地方自治職員研修 通巻597号	2010年1月	公職研	自由閲覧
380	地方分権改革推進委員会を検証する	地域政策—三重から No.34	2010年1月	三重県政策部企画室	申込制
381	分権委の第3次勧告・第4次勧告を読む	地方議会人 第40巻第7号	2009年12月	全国市議会議長会・全国町村議会議長会	自由閲覧
382	報告 分権改革と地方自治の現状を批判する 平成21年8月1日実施 第7回自治講座記録	自治講座「私たちが創る、沖縄の自治」 2009年度報告記録	2009年12月	琉球大学国際沖縄研究所	申込制
383	基調講演「介護保険制度のゆくえ」～地域で支える介護を目指して～ 平成21年11月11日実施／横浜市健康福祉局主催	平成21年度「介護の日」記念フォーラム「みんなの介護 やさしい介護」報告書	2009年11月	横浜市健康福祉局	自由閲覧
384	基調講演「分権と自治の充実—分権改革の現在をどう見るか」全道庁労連自治研フォーラム「地方政府としての市町村、地方政府としての道」講師	北海道自治研究 2009年11月	2009年11月	北海道自治研究所	自由閲覧
385	パネルディスカッション「自治・分権改革の現状をどう見ているか」全道庁労連自治研フォーラム「地方政府としての市町村、地方政府としての道」パネリスト	北海道自治研究 2009年11月	2009年11月	北海道自治研究所	自由閲覧
386	自民党の敗北と道州制 巻頭言	自治実務セミナー No.569	2009年11月	第一法規	自由閲覧
387	新政権と町村の将来 視点	町村週報 2699号	2009年11月	全国町村会	申込制
388	マニフェスト選挙と政権交代 エッセイ	議員情報誌 SIGNAL 第75号	2009年11月	第一法規	申込制
389	「脱官僚」宣言で始まった政官バトル	imidas SPECIAL 日本の針路 世界の行方	2009年11月	集英社	申込制
390	講演「地方分権とこれからの地方自治」	平成21年度 自治体職員政策形成セミナー 研究報告書～南部市行政力・議会力向上計画～	2009年11月	南部広域市町村圏事務組合	申込制
391	「地域主権」の意味合いと政策	自治日報 3502号	2009年10月	自治日報社	申込制
392	自治体はどう変わるか 第1回市町村議会議員セミナー講演要約／平成21年4月9日・10日実施	国際文化研修 Vol.65	2009年10月	全国市町村研修財団／全国市町村国際文化研修所 (JIAM)	申込制
393	基調講演「介護保険～これまでとこれから」 平成21年10月29日・30日開催	第10回 介護保険推進全国サミット in 北九州記録集	2009年10月	第11回 介護保険推進全国サミット in 北九州実行委員会 (北九州市)	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
394	新政権で地方分権は進むかー有識者20人に聞く アンケート調査に対する回答	日経ブローカル No.132	2009年9月	日経産業地域研究社	申込制
395	第23章 介護保険制度の創設	当事者たちの証言・地方自治史を掘る	2009年9月	東京市政調査会	自由閲覧
396	介護報酬改定と今後の課題 視点	自治フォーラム 600号	2009年9月	自治研修研究会	自由閲覧
397	第29次地方制度調査会の答申をよむ 平成21年7月30日 実施全国町村会臨時総会講演記録	町村週報 2694号	2009年9月	全国町村会	申込制
398	「国と地方の協議の場」の法制化 閑話休題	町村週報 2692号	2009年9月	全国町村会	申込制
399	政権交代と分権改革・道州制議論のゆくえ 第1部：基調講演「分権と自治の充実ー分権改革の現在をどう見るか」／第3部：シンポジウムパネラー	全道庁労連自治研フォーラム記録集 地方政府としての市町村、地方政府としての道	2009年9月	全道庁労連自治研推進委員会	申込制
400	パネルディスカッション「地域の振興および再生策の実践とこれからの自治体政策の方向性」パネリスト	第26回全国自治体政策研究交流会議福井大会報告書	2009年8月	全国自治体政策研究交流会議福井大会 実行委員会	自由閲覧
401	「地方分権」の行方 大森彌氏に聞く 下	琉球新報 平成21年8月27日	2009年8月	琉球新報社	申込制
402	「地方分権」の行方 大森彌氏に聞く 上	琉球新報 平成21年8月26日	2009年8月	琉球新報社	申込制
403	第29次地方制度調査会の答申を検証する	地方議会人 第40巻第3号	2009年8月	全国市議会議長会・全国町村議会議長会	自由閲覧
404	議員定数の法定上限を撤廃 エッセイ	議員情報誌 SIGNAL 第74号	2009年8月	第一法規	申込制
405	分権改革と地方自治の現状を批判する	地方議会人 第40巻3号	2009年8月	全国市議会議長会・全国町村議会議長会	自由閲覧
406	ガバナンス時代の自治体職員像	ガバナンス No.100	2009年8月	ぎょうせい	自由閲覧
407	国と地方の協議の法制化	自治日報 3492号	2009年8月	自治日報社	申込制
408	安心確保 財源に違い	読売新聞 2009年8月12日	2009年8月	読売新聞社	申込制
409	小規模自治体と政策法務	ジュリスト No.1382	2009年7月	有斐閣	自由閲覧
410	4 介護をめぐる制度	終わりよければすべてよし	2009年6月	岩波書店	自由閲覧
411	本当に「三〇〇基礎自治体」を目指すのか 閑話休題	町村週報 2682号	2009年6月	全国町村会	申込制
412	インタビュー上 現状を無視した発想	宮崎日日新聞 平成21年5月14日	2009年5月	宮崎日日新聞社	申込制
413	自治法204、205条の見直し エッセイ	議員情報誌 SIGNAL 第73号	2009年5月	第一法規	申込制
414	将来の望ましい姿に向かって進もう インタビュー記事／社会保障審議会・介護給付費分科会長	月刊介護保険 No.158	2009年4月	法研	申込制
415	「平成の合併」と基礎自治体のあり方	住民と自治 通巻552号	2009年4月	自治体問題研究所	自由閲覧
416	道州制の論点と導入論議の現状	地方自治職員研修 通巻586号	2009年4月	公職研	自由閲覧

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
417	変転する地方自治の制度と運用	都市問題研究 第61巻第4号 / 創刊700号・市制120周年記念特集号	2009年4月	都市問題研究会	自由閲覧
418	課題は次期改定に持ち越し 専門性担保を条件に報酬アップへ「月刊シニアビジネスマーケット特別シンポジウム」ダイジェスト記録	月刊シニアビジネスマーケット No.57	2009年4月	総合ユニコム	申込制
419	これからの自治体職員 視点	自治フォーラム Vol.595	2009年4月	自治研修研究会	自由閲覧
420	自治体職員の人材育成―「並」から歩み出る 巻頭言	月刊 災害補償 Vol.507	2009年4月	地方公務員災害補償基金	申込制
421	はじめに 検討会座長	災害対応能力の維持向上のための地域コミュニティのあり方に関する検討会 報告書	2009年3月	消防庁国民保護・防災部防災課	自由閲覧
422	道州制と「日本国公務員」構想 巻頭言	自治実務セミナー No.561	2009年3月	第一法規	自由閲覧
423	「小規模」自治体一存続への課題とビジョン	ガバナンス No.95	2009年3月	ぎょうせい	自由閲覧
424	市町村を「総合行政主体」として見るのをやめよ 閑話休題	町村週報 2671号	2009年3月	全国町村会	申込制
425	政権交代と市町村再編	自治日報 3472号	2009年3月	自治日報社	申込制
426	介護保険制度の方向性と行方 介護セミナー講義録Ⅰ	経営協 Vol.306	2009年3月	全国社会福祉施設経営者協議会／全国社会福祉協議会	申込制
427	いま協働のとき～市民・議員・職員・首長は何をすべきか～まちづくり講演記録	市報とおかまち 第95号	2009年3月	十日町市	申込制
428	基礎自治体としての特別区と都区制度の改革 巻頭論文	特別区職員ハンドブック2009	2009年2月	特別区職員研修所	自由閲覧
429	変転する地方自治の制度と運用	にじ No.625	2009年2月	協同組合経営研究所	申込制
430	自治体行政を担う職員に求められること	地方分権時代のキャリア開発～キャリア開発ハンドブック～	2009年2月	地方公務員等ライフプラン協会	申込制
431	講演「第2期分権改革の現状と今後の行方」―地方府県を担う職員をめざして― 群馬県主催「第2回自治セミナー」	第2期分権改革の現状と今後の行方―地方府県を担う職員を目指して― ホームページ掲載講演記録	2009年2月	群馬県	申込制
432	分権改革と地域自治の強化 政策研究大学院大学 比較地方自治研究センター第2回シンポジウム	地方分権と地域社会シンポジウム報告書	2009年2月	政策研究大学院大学 比較地方自治研究センター	申込制
433	特別講演「医療・介護・福祉サービスの改革―社会保障のゆくえん― 平成20年10月16日・17日開催	第9回 介護保険推進全国サミット in とうかいむら記録集	2009年2月	第9回 介護保険推進全国サミット in とうかいむら実行委員会（東海村）	申込制
434	分権委の第2次勧告一関与の廃止縮減と事務権限の移譲の同時推進	地方議会人 第39巻第8号	2009年1月	全国市議会議長会・全国町村会議長会	自由閲覧
435	議会審議の改革 分権時代の議会改革（6）最終回	日経ブローカル No.114	2008年12月	日経産業地域研究所	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
436	議員定数と民意の反映 分権時代の議会改革 (5)	日経グローバル No.113	2008年12月	日経産業地域研究所	申込制
437	「平成の合併」と波乱含みの地方自治制度改革	自治日報 第3459・60号	2008年12月	自治日報社	申込制
438	政務調査費と議員活動 分権時代の議会改革 (4)	日経グローバル No.112	2008年11月	日経産業地域研究所	申込制
439	2008年自治法改正と公選職としての議員 分権時代の議会改革 (3)	日経グローバル No.111	2008年11月	日経産業地域研究所	申込制
440	裁判員と地方議会議員 エッセイ	議員情報誌 SIGNAL 第71号	2008年11月	第一法規	申込制
441	「平成の合併」後の町村 視点	町村週報 2660号	2008年11月	全国町村会	申込制
442	町村の自治 分科会B報告者／平成20年11月22日・23日実施	2008年度 活動報告集—シンポジウム・研究会—	2008年11月	日本自治学会	申込制
443	2006年の自治法改正と議会機能の強化 分権時代の議会改革 (2)	日経グローバル No.110	2008年10月	日経産業地域研究所	申込制
444	増大する自治体議会の役割 分権時代の議会改革 (1)	日経グローバル No.109	2008年10月	日経産業地域研究所	申込制
445	次期介護保険制度改正の大きな焦点は地域ケア、在宅ケアを充実・強化すること	Vision と戦略 通巻56号	2008年10月	保健・医療・福祉サービス研究会	申込制
446	介護保険制度を動かすもの	月刊福祉 91巻11号	2008年10月	全国社会福祉協議会	申込制
447	「道州制」論議と基礎自治体	地方議会人 第39巻第5号	2008年10月	全国市議会議長会・全国町村議会議長会	自由閲覧
448	基調講演「変わる自治体のガバナンス」平成20年10月15・16日実施	全国市議会議長会研究フォーラム講演録	2008年10月	第3回全国市議会議長会研究フォーラム実行委員会	申込制
449	分権委の「第1次勧告」をどう読むか	アカデミア Vol.87	2008年10月	市町村アカデミー	申込制
450	鼎談「地方分権改革」のナラティブ（物語）～豊かな自治を生み出す地方分権改革のリアリティーを語る～	季刊自治と分権 No.33	2008年10月	自治労連・地方自治問題研究機構	申込制
451	社会保障 医療・介護の崩壊防ぐには正確な実態の開示が必要	週刊東洋経済 6163	2008年9月	東洋経済新報社	申込制
452	特別講演「社会保障制度のあるべき姿と今後の方向性」	福祉施設士 通巻267号	2008年8月	全国社会福祉協議会・日本福祉施設士会	申込制
453	介護保険制度の創設 パラダイム転換の軌跡	都市問題 99巻第8号	2008年8月	東京市政調査会	自由閲覧
454	復権 スモール・イズ・ビューティフル 閑話休題	町村週報 2648号	2008年8月	全国町村会	申込制
455	「神戸勧告」と「平成の合併」	自治日報 第3441・42号	2008年8月	自治日報社	申込制
456	分権時代の議会・議員のあり方と改正自治法	自治体法務研究 No.14 2008年秋号	2008年8月	地方自治研究機構	自由閲覧
457	公選職としての自治体の議員 エッセイ	議員情報誌 SIGNAL 第70号	2008年8月	第一法規	申込制
458	「基礎自治体」の条件	ガバナンス No.88	2008年8月	ぎょうせい	自由閲覧

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
459	地方分権改革推進委員会「第1次勧告」と市町村	地方議会人 第39巻第3号	2008年8月	全国市議会議長会・全国町村議会議長会	自由閲覧
460	平成の志士 コーディネーター／平成20年8月7日開催	全国地域リーダー養成塾20周年記念シンポジウム記録	2008年8月	地域活性化センター	申込制
461	特別講演「変化に挑戦する自治体」平成20年4月24日開催 平成20年度第62回定期総会記念講演記録	フロンティア180 No.66	2008年8月	北海道町村会	申込制
462	地方分権改革の今後～自治のかたちと市民のくらし～ パネルスト／セミナーⅡ記録	第22回自治体学会岩手・盛岡大会報告書	2008年8月	自治体学会	申込制
463	「平成の大合併」と基礎自治体のゆくえ	地方自治職員研修 通巻575号	2008年7月	公職研	自由閲覧
464	定住自立圏構想への疑問	自治日報 3432号	2008年6月	自治日報社	申込制
465	ガバナンスとは エッセイ	議員情報誌 SIGNAL 第69号	2008年5月	第一法規	申込制
466	システム研にコミットし介護保険創設 今も社会保障国民会議のメンバーに interview 私の vision と経営戦略	Vision と戦略 通巻51号	2008年5月	保健・医療・福祉サービス研究会	申込制
467	変化に挑戦する自治体 希望の自治体行政学	—	2008年4月	第一法規	自由閲覧
468	道州制と更なる市町村合併—恐ろしい接近 閑話休題	町村週報 2636号	2008年4月	全国町村会	申込制
469	日本国分割案	自治日報	2008年4月	自治日報社	申込制
470	実践 まちづくり読本 自立の心・協働の仕掛け	—	2008年3月	公職研	自由閲覧
471	新たな自治の流れとこれからの自治体職員	研修情報誌 HIYAKU 2008.3	2008年3月	滋賀県市町村職員研修センター	自由閲覧
472	特別区制度調査会第二次報告の考え方 いよいよ本腰 都区制度のあり方を考える	都政研究 通巻474号	2008年3月	都政研究社	自由閲覧
473	「協働」というガバナンス	自治日報 3419号	2008年3月	自治日報社	申込制
474	講演要旨「人事評価制度の必要性」	地方自治・新時代を担うひとづくり—平成19年度 人材育成等アドバイザー派遣事例集—	2008年3月	総務省自治行政局公務員部	申込制
475	講演要旨「変革期における職場のマネジメント～部下の指導育成と職場の活性化～」	地方自治・新時代を担うひとづくり—平成19年度 人材育成等アドバイザー派遣事例集—	2008年3月	総務省自治行政局公務員部	申込制
476	公共分野の再編	クリエイティブ房総 71号	2008年3月	千葉県自治センター	申込制
477	第二次分権改革と自治体政府の制度設計 平成19年9月10日・11日実施 第22回自治総研セミナー記録	自治総研ブックレット5 自治体の政治と代表システム	2008年3月	地方自治総合研究所	自由閲覧

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
478	分科会パネルディスカッション 「安心して暮らせる地域づくり・まちづくり」(地域力) コーディネーター／平成19年10月19日開催	第8回 介護保険推進 全国サミット in みよ うこう記録集	2008年 3月	第8回 介護保険 推進全国サミット in みようこう実 行委員会(妙高 市)	申込制
479	第1章 新たな適応を迫られる 地域と自治体	実践 まちづくり読本	2008年 2月	公職研	申込制
480	未知の時代にブランド・セオ リーを―生涯、職員と住民に問 いかける 創刊40周年記念連載イ ンタビュー／市民自治のこれま で・これから(第10回)	地方自治職員研修 通巻567号	2008年 1月	公職研	自由閲覧
481	対談「町村の行方―農山漁村の 可能性―」	町村週報 2625号	2008年 1月	全国町村会	申込制
482	公的な機関と「支持」の低下	都道府県展望 No.592	2008年 1月	全国知事会	申込制
483	第2期分権改革と自治体職員	ガバナンス No.81	2008年 1月	ぎょうせい	自由閲覧
484	「ジコチュウ」の増加 閑話休 題	町村週報 2627号	2008年 1月	全国町村会	申込制
485	市町村アカデミー開講20周年 記念座談会記録 平成19年7月6 日開催	アカデミア Vol.84 20周年記念号	2008年 1月	市町村アカデミー	自由閲覧
486	「特別区制度調査会報告」～ 『「都の区」の制度廃止と「基礎 自治体連合」の構想」と題する 第二次特別区制度調査会報告の 内容等について～	特別区議会議員講演会 (平成19年度第4回) 講演録	2008年 1月	特別区協議会	自由閲覧
487	徘徊し始めた「道州妖怪」	自治日報 第3386号	2007年	自治日報社	申込制
488	町村―この基礎自治体の底力 全国町村会臨時総会7・27の講演記 録	町村週報 2612号	2007年	全国町村会	申込制
489	第2期分権改革・強調される自 己責任	自治日報 第3374・ 75号	2007年	自治日報社	申込制
490	都のくびき離れ独り立ち 特別 区制度調査会2次報告 特別区 制度調査会会長としてのコメント	都政新報 平成19年 12月14日号	2007年 12月	都政新報社	申込制
491	分権改革中間報告を読んで 時・ひと・言	高知新聞 平成19年 12月3日	2007年 12月	高知新聞社	申込制
492	「公選職」の新設を 巻頭言	自治実務セミナー No.546	2007年 12月	第一法規	自由閲覧
493	自治体議員の「職務」―固定観 念の打破に向けて―	議会政治研究 No.84	2007年 12月	議会政治研究会	申込制
494	セーフティーネット考―「協 働」の地域再生	地方議会人 第38巻 第7号	2007年 12月	全国市議会議長 会・全国町村議 会議長会	自由閲覧
495	議会改革 平成19年9月5日実施	特別区議会議員講演会 (平成19年度第2回) 講演録	2007年 12月	特別区協議会	自由閲覧
496	2007年地方自治・断章	自治日報 第3407・ 08号	2007年 12月	自治日報社	申込制
497	分権改革中間報告を読んで 識者評論	四国新聞 平成19年 11月26日	2007年 11月	四国新聞社	申込制
498	分権改革中間報告を読んで	福井新聞 平成19年 11月24日	2007年 11月	福井新聞社	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
499	分権改革中間報告を読んで 識者評論	山陰中央新報 平成 19年11月23日	2007年 11月	山陰中央新報社	申込制
500	分権改革報告を読んで 識者評論	宮崎日日新聞 平成 19年11月23日	2007年 11月	宮崎日日新聞社	申込制
501	分権改革中間報告を読んで	河北新報 平成19年 11月23日	2007年 11月	河北新報社	申込制
502	分権改革中間報告を読んで	京都新聞 平成19年 11月23日	2007年 11月	京都新聞社	申込制
503	分権改革中間報告を読んで	岐阜新聞 平成19年 11月23日	2007年 11月	岐阜新聞社	申込制
504	地方分権改革の中間報告 識者 評論	東奥日報 平成19年 11月23日	2007年 11月	東奥日報社	申込制
505	介護サービス提供事業者一参入 と退場（下） 時評	月刊介護保険 No.141	2007年 11月	法研	申込制
506	分権新時代の自治体職員の育成	月刊自治フォーラム Vol.577	2007年 10月	自治研修研究会	自由閲覧
507	補完性の原理を誤用するな 閑 話休題	町村週報 2616号	2007年 10月	全国町村会	申込制
508	進む基礎自治体の「実体化」 自治	自治日報 第3399号	2007年 10月	自治日報社	申込制
509	回顧と展望 市町村アカデミー 開講20周年記念座談会	市町村アカデミー20 周年史	2007年 10月	全国市町村振興協 会市町村職員中央 研修所	申込制
510	介護サービス提供事業者一参入 と退場（上） 時評	月刊介護保険 No.140	2007年 10月	法研	申込制
511	基調講演「分権型社会における 地域づくり～その時、市町村が 担う役割とは～」 平成19年9月 15日実施	市町村のあり方を考える シンポジウム～地域 が主役のまちづくり～ 報告書	2007年 9月	奈良県	自由閲覧
512	講演録「自治体議会議員の新たな 法的位置づけ」 平成19年6月 25日実施	東京都議会政策研究会 講演録	2007年 8月	東京都議会	自由閲覧
513	特別分科会記録「地域医療の行方」 ～あなたの地域は安心ですか～ 指定発言者	2006自治体学会 関 東フォーラム in 蔵の 街とちぎ報告書	2007年 8月	関東フォーラム in 蔵の街とちぎ 実行委員会	自由閲覧
514	全体会 鼎談「地域をつなぐた めに、福祉や医療は何かできる か」 出演者	2006自治体学会 関 東フォーラム in 蔵の 街とちぎ報告書	2007年 8月	関東フォーラム in 蔵の街とちぎ 実行委員会	自由閲覧
515	変革期の自治体職員 巻頭論文	地方公務員月報 529 号	2007年 8月	総務省自治行政局	自由閲覧
516	これからの国と地方のかたち	地方議会人 第38巻 第3号	2007年 8月	全国市議会議長 会・全国町村議 会議長会	自由閲覧
517	自治体再編をめぐる今後の焦点 —小規模自治体と道州制の行方—	JILG インフォーメー ション・サービス No.80	2007年 8月	自治労連・地方自 治問題研究機構	申込制
518	対談「改革に舵を切れ！—自治 体議会・生き残りをかけて」	地方自治職員研修 通 巻559号	2007年 7月	公職研	自由閲覧
519	地方公務員法の改正と人事評価 閑話休題	町村週報 2606号	2007年 7月	全国町村会	申込制
520	分権改革に逆行する改正「地教 行法」	ガバナンス No.75	2007年 7月	ぎょうせい	自由閲覧
521	基調講演「基礎自治体の再編と 地域自治のかたち」 平成19年6 月23日実施	まちづくり mini シン ポジウム記録集	2007年 7月	由布市湯布院振興 局	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
522	交付税 あり方議論を『ふるさと納税』は有効策なのか』の記事に対するコメント	朝日新聞 平成19年5月19日	2007年5月	朝日新聞社	申込制
523	開講講座要約「打ち続く行財政改革―変革の中の地域と自治体」	地域問題研究所会報 ちもんけん VOL.60	2007年5月	地域問題研究所	申込制
524	基礎自治体はどこへ向かうのか	都市問題 98巻第5号	2007年5月	東京市政調査会	自由閲覧
525	第二期地方分権改革における勝負	市政 第56巻第5号	2007年5月	全国市長会	自由閲覧
526	道州制と町村の存亡 閑話休題	町村週報 2595号	2007年4月	全国町村会	申込制
527	講演「官から民へ～自治体改革とこれからの自治体のあり方～」	自治体法務 NAVI vol.16	2007年4月	第一法規	申込制
528	パネルディスカッション「『介護サービス情報の公表』制度の具体的内容・有効活用等に関して パネリスト	「介護サービス情報の公表」制度に係る普及啓発シンポジウム報告書	2007年3月	シルバーサービス振興会	自由閲覧
529	第2期分権改革の方向性	地方議会人 第37巻第10号	2007年3月	全国市議会議員会・全国町村議会議員会	自由閲覧
530	都区制度改革のゆくえ 巻頭論文	特別区職員ハンドブック2007	2007年3月	特別区職員研修所	自由閲覧
531	新しい地方自治のかたち～地方分権、新たなステージ～ 平成19年2月5日実施	講演録集 No.12	2007年3月	千葉県自治研修センター	申込制
532	毎日フォーラム政策座談会 危機に立つ地方自治 毎日フォーラム政策座談会	毎日フォーラム 日本の選択	2007年2月	毎日新聞社	申込制
533	パネルディスカッション「『介護サービス情報の公表』制度の具体的内容・有効活用等に関して パネリスト	利用者のための「介護サービス情報の公表制度」とは「介護サービス情報の公表」制度に係る普及啓発シンポジウム講演録	2007年2月	シルバーサービス振興会	自由閲覧
534	自治法改正の評価と今後の議会改革 平成18年7月29日開催「市民と議員の条例づくり交流会議2006」講演録	変えなきゃ！議会「討論の広場」へのアプローチ	2007年2月	自治体議会改革フォーラム	申込制
535	選挙の年によせて～女性たちの選択 巻頭記事	女性展望 588号	2007年1月	市川房枝記念会出版部	自由閲覧
536	講演「これからの地方自治」 平成18年11月17日実施	第46回大阪府市議会議員研修会講演録	2007年1月	大阪府市議会議員会	自由閲覧
537	パネルディスカッション「基礎自治体の新しいかたちと地域経営～分権分散型地域社会の条件とは何か～」 パネリスト	第9回 飛騨高山会議市町村合併とこれからの地域づくり 実施報告書	2007年1月	岐阜県総合企画部 総合政策課	申込制
538	基調講演「基礎自治体の新しいかたち」	第9回 飛騨高山会議市町村合併とこれからの地域づくり 実施報告書	2007年1月	岐阜県総合企画部 総合政策課	申込制
539	公益通報 閑話休題	町村週報 2585号	2007年1月	全国町村会	申込制
540	第二期地方分権改革とその後の改革の方向 検討委員会委員	—	2006年12月	地方6団体新地方分権構想検討委員会	自由閲覧

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
541	パネルディスカッション「第5回市長フォーラム 更なる地方分権改革に向けて」パネリスト	市政 第55巻第12号	2006年12月	全国市長会	自由閲覧
542	パネルディスカッション「『自治のかたち』を問い直すー各パネリストの視点からー」平成18年8月24日開催	第23回全国自治体政策研究交流会議報告書	2006年12月	第23回全国自治体政策研究交流会議実行委員会	自由閲覧
543	「平成の大合併」への視点	地域政策－三重からNo.22	2006年12月	三重県職員研修センター	自由閲覧
544	民意の反映ー議会の使命	地方議会人 第37巻第7号	2006年12月	全国市議会議長会・全国町村議会議長会	申込制
545	第2期分権改革のゆくえ	自治日報 第3355・56号	2006年12月	自治日報社	申込制
546	行政 Public Administration 1987、1989、1990、1991、1993、1996、1997、1998、1999、2000、2001、2002、2003、2004、2005、2006、2007所蔵あり	情報・知識 imidas イミダス	2006年11月	集英社	申込制
547	基調講演「議会基本条例の意義」	三重県地方議会フォーラム2006～議会基本条例と今後の議会改革ー二元代表制に基づく議会の自律と県民自治の実現を目指して	2006年11月	三重県議会・三重県議会改革推進会議	申込制
548	地方交付税の「算定の簡素化」関係課題	町村週報 2575号	2006年10月	全国町村会	申込制
549	生活保護における国・地方関係のあり方	ガバナンス No.66	2006年10月	ぎょうせい	自由閲覧
550	定数削減否決 賛成派「議論もなし…」反対派は「合併前に混乱」、記事 東大名誉教授（地方自治論）としてコメント	読売新聞 2006年9月29日	2006年9月	読売新聞社	申込制
551	官のシステム	行政学叢書4	2006年9月	東京大学出版会	自由閲覧
552	三位一体改革の第二ラウンドと都市自治体	市政 第55巻第9号	2006年9月	全国市長会	自由閲覧
553	一貫して説明できない地方議員の手段	自治日報 第3336・37号	2006年8月	自治日報社	申込制
554	少子高齢社会における自治体戦略	地方議会人 第37巻第3号	2006年8月	全国市議会議長会・全国町村議会議長会	自由閲覧
555	「地方行財政会議」設置の構想	ガバナンス No.63	2006年7月	ぎょうせい	自由閲覧
556	改革の時代と自治体運営	群馬自治 No.309	2006年7月	群馬県町村会・群馬県町村議会議長会	申込制
557	特別座談会「医療と介護の連携を重視した報酬体系に 平成18年度介護報酬改定の意義と課題（下）」	月刊介護保険 No.125	2006年7月	法研	申込制
558	「消防団と事業所の協力体制に関する調査検討会」での審議と提言について 「消防団と事業所の協力体制に関する調査検討会」座長	広報 消防基金 No.160	2006年7月	消防団員等公務災害補償等共済基金	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
559	座談会「インフォーマルサービスが尊厳ある暮らしを実現する一地域包括ネットワークの現状と将来展望」	「インフォーマルサービスが尊厳ある暮らしを実現する」座談会記録	2006年7月	さわやか福祉財団	申込制
560	記念講演「介護保険のゆくえと介護福祉士への期待」要約 平成18年5月20日開催通常総会記念講演	日本介護福祉士会ニュース Vol.74	2006年6月	日本介護福祉士会	申込制
561	特別座談会「未来志向型の報酬改定へ 平成18年度介護報酬改定の意義と課題（上）」	月刊介護保険 No.124	2006年6月	法研	申込制
562	地方議会：議員は住民の期待に応える改革ができるか	地方議会人 第37巻第1号	2006年6月	全国市議会議長会・全国町村議会議長会	自由閲覧
563	地方交付税を「地方共有税」へ開話休題	町村週報 第2564号	2006年6月	全国町村会	申込制
564	「定数だけでなく機能強化論議を」 全国都道府県議会議長会の都道府県議会制度研究会座長、東大名誉教授（行政学）としてコメント	朝日新聞 2006年5月21日	2006年5月	朝日新聞社	申込制
565	軌跡 大森彌	月刊ケアマネジメント vol.17 No.5	2006年5月	環境新聞社	申込制
566	分権型社会のビジョン（中間報告）「豊かな自治と新しい国のかたちを求めて」第二期地方分権改革とその後の改革の方向検討委員	－	2006年5月	新地方分権構想検討委員会	自由閲覧
567	知事と外部助言者	年報行政研究 41（橋本行革の検証）	2006年5月	日本行政学会	自由閲覧
568	道州制特区法の制定	自治日報 第3325号	2006年5月	自治日報社	申込制
569	自治体行革の視点	ガバナンス No.60	2006年4月	ぎょうせい	自由閲覧
570	地制調答申と地方議会の充実強化	都市問題 97巻第4号	2006年4月	後藤・安田記念東京都市研究所	自由閲覧
571	議会改革勉強会 総括 議員へのメッセージ／平成18年4月13日実施	議会改革勉強会概要	2006年4月	三重県議会・三重県議会改革推進会議	自由閲覧
572	福祉政策の形成と実施 福祉政策1改訂版	－ 共著：松村祥子	2006年3月	日本放送出版協会	自由閲覧
573	崩れた二つの神話とこれから開話休題	町村週報 2553号	2006年3月	全国町村会	申込制
574	はじめに 検討会座長	救急搬送業務における民間活用に関する検討会報告書	2006年3月	総務省消防庁	自由閲覧
575	地方議会のあり方と自治体職員自治体の行政と職員（24・最終回）	月刊自治フォーラム Vol.558	2006年3月	自治研修研究会	自由閲覧
576	座談会「高木証作先生の人と業績―町内会研究と都区制度改革にかけた情熱」	都市問題 97巻第3号	2006年3月	後藤・安田記念東京都市研究所	自由閲覧
577	基調講演「市町村合併と過疎対策」 平成17年11月1日実施	全国過疎問題シンポジウム報告書2005 in とくしま	2006年3月	全国過疎問題シンポジウム実行委員会	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
578	パネルディスカッション「変革の時代における地域づくり」 パネリスト／平成17年11月2日実施	全国過疎問題シンポジウム 報告書2005 in とくしま	2006年 3月	全国過疎問題シンポジウム実行委員会	申込制
579	講演「この国のかたち一さらなる分権改革をめざして」	関東地区公務研修協議会 第73回通常総会・研究会及び第36回講習会記録書	2006年 3月	関東地区公務研修協議会	申込制
580	副知事・助役、出納長・収入役の廃止 自治体の行政と職員 (23)	月刊自治フォーラム Vol.557	2006年 2月	自治研修研究会	自由閲覧
581	第1次分権改革に参画して シリーズ第2次地方分権改革への展望 (第1回)	ジュリスト No.1306	2006年 2月	有斐閣	自由閲覧
582	鼎談「韓日の分権改革に参画して」	ジュリスト No.1306	2006年 2月	有斐閣	自由閲覧
583	福祉改革と今後の課題 あの人にインタビュー	地域ケアリング Vol.8 No.2	2006年 2月	北隆館	申込制
584	三位一体改革 第1ラウンドの終了と今後	自治日報 第3309号	2006年 2月	自治日報社	申込制
585	地域自治区の可能性—新たな自治と協働—	端野町閉町記念講演記録	2006年 2月	端野町	申込制
586	三位一体改革—第一ラウンドの終了 自治体の行政と職員 (22)	月刊自治フォーラム Vol.556	2006年 1月	自治研修研究会	自由閲覧
587	自治体職員に問われているもの 巻頭言	地方自治職員研修 通巻540号	2006年 1月	公職研	自由閲覧
588	東京における新たな自治制度を目指して 巻頭エッセイ	区政会館だより No.190	2006年 1月	特別区協議会	自由閲覧
589	改正介護保険法と介護の第一線で働く人々	月刊総合ケア 第16巻第1号	2006年 1月	医歯薬出版	自由閲覧
590	平成18年の地方自治に寄せて	地方議会人 第36巻第8号	2006年 1月	全国市議会 議長会・全国町村議会 議長会	自由閲覧
591	地制調「地方議会のあり方に関する答申」への所感	議長会報 No.358	2006年 1月	全国都道府県議会 議長会	申込制
592	合併後の基礎自治体 (続き) 自治体の行政と職員 (21)	月刊自治フォーラム Vol.555	2005年 12月	自治研修研究会	自由閲覧
593	新介護予防の導入とケアマネジメント—社会保障のガバナンスの特集に寄せて—	季刊社会保障研究 Vol.41	2005年 12月	国立社会保障・人口問題研究所	申込制
594	寄稿「長生き考」	いっと 50 最終号	2005年 11月	いっと編集室	自由閲覧
595	「閉じこもり防止」の大切さ 閑話休題	町村週報 2540号	2005年 11月	全国町村会	申込制
596	合併後の基礎自治体 自治体の行政と職員 (20)	月刊自治フォーラム Vol.554	2005年 11月	自治研修研究会	自由閲覧
597	てい談「福祉施設の課題とこれからの役割～守るべきこと、変えるべきこと～」	月刊福祉 88巻12号	2005年 11月	全国社会福祉協議会	申込制
598	分権時代の人材戦略—「やる気のある」職員をどう育成するか— 平成17年11月2日実施	平成17年度 トップセミナー講演録	2005年 11月	こうち人づくり広域連合	申込制
599	「公共空間」論 (その2) 自治体の行政と職員 (19)	月刊自治フォーラム Vol.553	2005年 10月	自治研修研究会	自由閲覧
600	これからの基礎自治体とまちづくり	地域づくり 20周年記念特別号	2005年 10月	地域活性化センター	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
601	「公共空間」論（その1）自治体の行政と職員（18）	月刊自治フォーラム Vol.552	2005年9月	自治研修研究会	自由閲覧
602	能力・実績に基づく人事管理	自治日報 第3291号	2005年9月	自治日報社	申込制
603	自主研究活動のススメ	四王寺の杜 職員研修情報誌 第14号	2005年9月	福岡県市町村職員研修所	申込制
604	「地方行革」と自治体職員の処遇（4）自治体の行政と職員（17）	月刊自治フォーラム Vol.551	2005年8月	自治研修研究会	自由閲覧
605	子育ては「早寝、早起き、朝ご飯」 閑話休題	町村週報 2529号	2005年8月	全国町村会	申込制
606	INTERVIEW 制度改正の趣旨を反映した報酬改定を	月刊介護保険 No.114	2005年8月	法研	申込制
607	基調講演「自治体議会のゆくえ」平成17年6月18日実施	これでよいのか！地方議会「都市問題」公開講座ブックレット4	2005年8月	東京市政調査会	自由閲覧
608	自治体法務はすべての自治体職員の主体性を問う戦略的テーマだ 巻頭言	自治体法務研究 No.2 2005年秋号	2005年8月	地方自治研究機構	自由閲覧
609	「地方行革」と自治体職員の処遇（3）自治体の行政と職員（16）	月刊自治フォーラム Vol.550	2005年7月	自治研修研究会	自由閲覧
610	地域自治の新たな仕組みづくりー大崎からの幕開けー	大崎地方合併協議会だより 第23号	2005年7月	大崎地方合併協議会	申込制
611	INTERVIEW 介護サービスの質向上の視点で報酬改定を検討	週刊社会保障 No.2340	2005年7月	法研	申込制
612	民意に基礎を置く代表機関の新たな活性化	地方議会人 第36巻第2号	2005年7月	全国市議会議長会・全国町村会議長会	自由閲覧
613	分権改革と社会福祉の課題	社会福祉研究 第93号	2005年7月	鉄道弘済会	自由閲覧
614	INTERVIEW 合併の大義名分が忘れられている	地域政策ー三重から No.16	2005年7月	三重県政策開発研修センター	申込制
615	今こそ地方議会の改革を	自治日報	2005年6月	自治日報社	申込制
616	シンポジウム「第5回 市町村合併における福祉行政の課題と展望」新しい自治のかたち実現連続講座シンポジウム（全8回）	第5回 市町村合併における福祉行政の課題と展望 BOOKLET vol.8	2005年6月	滋賀地方自治研究センター	自由閲覧
617	「地方行革」と自治体職員の処遇（2）自治体の行政と職員（15）	月刊自治フォーラム Vol.549	2005年6月	自治研修研究会	自由閲覧
618	「地方行革」と自治体職員の処遇（1）自治体の行政と職員（14）	月刊自治フォーラム Vol.548	2005年5月	自治研修研究会	自由閲覧
619	講演「自治体の再編 国・地方を通じる行財政改革」平成17年2月22日実施	千葉県経済同友会会報 2005	2005年5月	千葉県経済同友会	申込制
620	三位一体の改革（3）自治体の行政と職員（13）	月刊自治フォーラム Vol.547	2005年4月	自治研修研究会	自由閲覧
621	ディスカッション三重の改革	地方自治ジャーナルブックレット No.39	2005年4月	公人の友社	自由閲覧
622	プライマリーバランスの黒字化 閑話休題	町村週報 2518号	2005年4月	全国町村会	申込制
623	議会改革シンポジウム 分権時代の自治体議会のあり方を議論【講演要旨】平成17年1月17日実施 全国自治体議会 議会改革シンポジウム基調講演	地域政策ー三重から No.15	2005年4月	三重県政策開発研修センター	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
624	消えゆく湯布院町を想う リレー随想 ゆふいんへのメッセージ①	ゆふいん観光新聞 No.40別冊	2005年4月	湯布院観光総合事務所	申込制
625	分権改革を支える首長に求められること	地方自治職員研修 通巻525号	2005年3月	公職研	自由閲覧
626	三位一体の改革 (2) 自治体の行政と職員 (12)	月刊自治フォーラム Vol.546	2005年3月	自治研修研究会	自由閲覧
627	自治体職員の人材育成	マッセ Osaka 研究紀要 第8号	2005年3月	大阪府市町村振興協会／おおさか市町村職員研修研究センター	申込制
628	義務教育費国庫負担金の廃止	自治日報 第3262号	2005年3月	自治日報社	申込制
629	講演「分権改革と教育委員会のあり方」 平成16年5月7日実施	平成16年度 教委連研究集録—講演記録・研究大会協議—	2005年3月	石川県市町村教育委員会連合会	申込制
630	三位一体の改革 (1) 自治体の行政と職員 (11)	月刊自治フォーラム Vol.545	2005年2月	自治研修研究会	自由閲覧
631	市町村合併と住民投票 閑話休題	町村週報 2507号	2005年1月	全国町村会	申込制
632	講演「人を活かし、まちを輝かせる」 平成17年1月14日実施	第7回全国水仙サミット2005in 富山報告書	2005年1月	千葉県安房郡富山町	申込制
633	大都市制度のゆくえ 自治体の行政と職員 (10)	月刊自治フォーラム Vol.544	2005年1月	自治研修研究会	自由閲覧
634	パネルディスカッション (全国自治体議会 議会改革推進シンポジウム) コーディネーター	全国自治体議会 議会改革推進シンポジウム概要	2005年1月	三重県議会議会改革推進会議	自由閲覧
635	基調講演「自治体議会の改革—パラダイム転換を目指して」	全国自治体議会 議会改革推進シンポジウム概要	2005年1月	三重県議会議会改革推進会議	自由閲覧
636	市町村合併と基礎自治体のゆくえ 難題山積する「合併後」	地域政策—三重から No.14	2005年1月	三重県政策開発研修センター	申込制
637	三位一体改革—3つの評価	自治日報 第3254号	2005年1月	自治日報社	申込制
638	分権改革と地方自治のゆくえ [講演要旨] 平成16年11月13日開催／北海道医師会医政研究委員会「医政講演会」	北海道医報 第1036号附録	2005年1月	北海道医師会医政研究委員会	申込制
639	講演／パネルディスカッション「これからの“まち”の姿」パネリスト／平成16年11月7日実施	徹底討論！「地域の自立（前編）」（徹底討論！「北海道の明日」シリーズ）	2005年1月	ナチュラブ・北海道	申込制
640	画期的な補助金返上／道州制は急がずに	熊本日日新聞 平成16年12月5日	2004年12月	熊本日日新聞社	申込制
641	分権改革と都道府県制のゆくえ 自治体の行政と職員 (9)	月刊自治フォーラム Vol.543	2004年12月	自治研修研究会	自由閲覧
642	地方自治の回顧と展望	地方議会人 第35巻第7号	2004年12月	全国市議会議長会・全国町村議会議長会	自由閲覧
643	基調講演「分権時代の市町村長」 テーマ これからの地域づくり～いま求められる新たな視点～／平成16年7月29日開催	2004年北海道市町村長交流会議講演録	2004年12月	北海道市町村振興協会	申込制
644	三位一体の改革と地方六団体改革案の実現 視点	町村週報 2501号	2004年11月	全国町村会	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
645	三位一体改革自治体信頼して推進を 私の視点	朝日新聞 2004年11月18日	2004年11月	朝日新聞社	申込制
646	山梨県北杜市にみる7市町村合併 基礎自治体の四つの特色 調印記念講演録③	霧島中央新聞 平成16年11月5日付	2004年11月	霧島中央新聞社	申込制
647	合併後の「過員」と職員定員の管理 自治体の行政と職員 (8)	月刊自治フォーラム Vol.542	2004年11月	自治研修研究会	自由閲覧
648	警察システム今のままでよいのか	自治日報 第3244号	2004年11月	自治日報社	申込制
649	覚悟と責任を問われる首長職 閑話休題	町村週報 2495号	2004年10月	全国町村会	申込制
650	「地域で支援の仕組みを作り出せ」社会保障を考える〈5〉地方自治、千葉大学法経学部大森彌教授に聞く	自由民主 第2159号 平成16年10月26日	2004年10月	自由民主党	申込制
651	分業体制のゆくえと職員 自治体の行政と職員 (7)	月刊自治フォーラム Vol.541	2004年10月	自治研修研究会	自由閲覧
652	座談会「新たな自治体像とこれからの社会福祉」コーディネーター	月刊福祉 87巻11号	2004年10月	全国社会福祉協議会	申込制
653	分権時代の市町村 平成16年7月29日開催北海道市町村長交流会議 講演録	フロンティア180 No.51	2004年10月	北海道町村会	申込制
654	「なぜ特例」説明を 千葉大教授(行政学)としてコメント	朝日新聞 2004年10月1日	2004年10月	朝日新聞社	申込制
655	「議決権拡大なら開かれた議会に」 千葉大教授(行政学・地方自治論)としてコメント	朝日新聞 2004年9月22日	2004年9月	朝日新聞社	申込制
656	農山村を育み、大地と共生する「市」を	霧島中央新聞 平成16年9月5日	2004年9月	霧島中央新聞社	申込制
657	「国との調整方法、確立を」『日仏セミナーin札幌—自治制度の展望』、8月31日の基調講演	北海道新聞 2004年9月7日付	2004年9月	北海道新聞社	申込制
658	自治体行政のトポス(その2 職場) 自治体の行政と職員 (6)	月刊自治フォーラム Vol.540	2004年9月	自治研修研究会	自由閲覧
659	身近な活動への参加が育む政治的関心	私たちの広場 No.276	2004年9月	明るい選挙推進協会	申込制
660	基調講演「夢ある合併」	豊田加茂合併協議会市町村合併シンポジウム 開催記録	2004年9月	豊田加茂合併協議会	申込制
661	基礎自治体の行方と定員管理	自治日報 第3235号	2004年9月	自治日報社	申込制
662	大森彌千葉大教授に聞く(小異を残し、小異を大事にしながら大同に就く) 解説「市町村合併」シリーズ②	新建まちづくり 8月20日号	2004年8月	新建新聞社	申込制
663	自治体行政のトポス(その1 地域) 自治体の行政と職員 (5)	月刊自治フォーラム Vol.539	2004年8月	自治研修研究会	自由閲覧
664	大森彌千葉大教授に聞く(補完性の原則実現がテーマ/名称問題には専門家の知恵/庁舎問題には分権分散型) 解説「市町村合併」シリーズ③	新建まちづくり 8月30日号	2004年8月	新建新聞社	申込制
665	シンポジウム「何が変わる?何が変わる?」[要約] 平成16年8月4日実施 介護サービス情報公開シンポジウムメンバー	高齢社会をよくなる女性の会会報 No.155	2004年8月	NPO 法人高齢社会をよくなる女性の会	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
666	身近な公共空間 発題Ⅴ	公共哲学11 自治から考える公共性	2004年7月	東京大学出版会	自由閲覧
667	自治体行政を枠付けている基本制度の特色は何か (その3) 自治体の行政と職員 (4)	月刊自治フォーラム Vol.538	2004年7月	自治研修研究会	自由閲覧
668	大森彌千葉大教授に聞く (政権党思惑1000市町村にはならず / 合併背景、少子高齢化 / 分権改革の道のり遠く) 解説「市町村合併」シリーズ①	新建まちづくり 7月30日号	2004年7月	新建新聞社	申込制
669	地方自治の政府形態の多様化 閑話休題	町村週報 2484号	2004年6月	全国町村会	申込制
670	自治体行政を枠付けている基本制度の特色は何か (その2) 自治体の行政と職員 (3)	月刊自治フォーラム Vol.537	2004年6月	自治研修研究会	自由閲覧
671	地域自治組織の導入による地域分権型社会の構築—行政と住民が連携した新たな地域づくりの仕組みを	地域づくり 平成16年6月号	2004年6月	地域活性化センター	申込制
672	INTERVIEW 利用者の選択に資する介護サービスの情報開示	週刊社会保障 No.2288	2004年6月	法研	申込制
673	新たな地域自治の仕組みとまちづくり—求められる発想の転換	地方議会人 第35巻第1号	2004年6月	全国市議会議長会・全国町村議会議長会	自由閲覧
674	講演「分権改革と地方議会」	岐阜県議会議員講演会講演録	2004年6月	岐阜県議会	申込制
675	分権時代の人材育成 第1部 総論	創る育てる 変える 分権時代の人材育成	2004年6月	地方公務員人材育成施策研究会	自由閲覧
676	自治体行政を枠付けている基本制度の特色は何か (その1) 自治体の行政と職員 (2)	月刊自治フォーラム Vol.536	2004年5月	自治研修研究会	自由閲覧
677	「地域自治機関」の導入とその職員	ガバナンス No.37	2004年5月	ぎょうせい	自由閲覧
678	小田原市政策総合研究所第一期研究活動に対する外部評価	小田原市政策総合研究所研究紀要 小田原スタディ 第4号	2004年5月	小田原市政策総合研究所	申込制
679	少子化と「増子化」	自治日報 第3217・18号	2004年5月	自治日報社	申込制
680	どうという言葉で自治体行政を論ずるのか 自治体の行政と職員 (1)	月刊自治フォーラム Vol.535	2004年4月	自治研修研究会	自由閲覧
681	地方自治 二訂	—	2004年4月	日本放送協会学園	申込制
682	三位一体の改革と社会福祉への影響	経営協 Vol.243	2004年4月	全国社会福祉施設経営者協議会 / 全国社会福祉協議会	申込制
683	高齢者の地域生活を支える仕組みを問う—基礎自治体の新しい役割	社会福祉研究 第89号	2004年4月	鉄道弘済会	申込制
684	知事・有識者インタビュー「首長・議会は責任果たせ」	朝日新聞 2004年3月23日	2004年3月	朝日新聞社	申込制
685	少子化への対策はあるか 閑話休題	町村週報 2473号	2004年3月	全国町村会	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
686	第1章 分権時代の首長像をさぐる	自立と協働によるまちづくり読本 自治の「再」発見 共著：卯月盛夫	2004年3月	ぎょうせい	自由閲覧
687	記念講演「新市・北杜を輝かせるために」	山梨県北杜市合併協議講演録	2004年3月	峡北地域合併協議会	自由閲覧
688	少子高齢社会の問題状況	地方議会人 第34巻第10号	2004年3月	全国市議会議長会・全国町村議会議長会	申込制
689	兵庫自治学会設立10周年を迎えて	兵庫県政学 第10号(10周年記念号)	2004年3月	兵庫自治学会	申込制
690	ディスカッション「三重の改革」5 三重県議会改革をめぐる	地域政策—あすの三重 No.11	2004年3月	三重県政策開発研修センター	申込制
691	分権分散型基礎自治体の出現	自治日報 第3209号	2004年3月	自治日報社	申込制
692	市町村合併と地域福祉 新春インタビュー	週刊福祉新聞 第2181号	2004年1月	福祉新聞社	申込制
693	さらに町村を解消していくのか 閑話休題	町村週報 2464号	2004年1月	全国町村会	申込制
694	公務における人材育成	公務研修 第195号	2004年1月	公務研修協議会	申込制
695	講演「地方自治の再編とその行方」	東北開発研究 No.131	2004年1月	東北開発研究センター	申込制
696	地方制度調査会「最終答申」を読む—評価できる「地域自治組織」創設、だが合併推進強化策には火種も	ガバナンス No.33	2004年1月	ぎょうせい	自由閲覧
697	基調講演「二元代表制の意義と議会の役割—分権時代の議会と首長の関係を考える—」平成15年11月12日実施	第3回都道府県議会議員研究交流大会報告書	2004年1月	全国都道府県議会議長会	申込制
698	パネルディスカッション「たけふ発・まちづくり夢会議」コーディネーター／平成11年10月21日と平成14年11月14日の記録	たけふ発・まちづくり夢会議報告書	2003年	まちづくり夢会議	申込制
699	基調講演「地域と『公共社会』の形成」平成15年5月31日実施シンクタンクふくしまシンポジウム2003	シンクタンクふくしま Newsletter No.21	2003年	シンクタンクふくしま	申込制
700	法令の義務付け緩和で分権を	自治日報 第3190号	2003年	自治日報社	申込制
701	新たな公共空間	自治日報 第3182号	2003年	自治日報社	申込制
702	「市町村連合」案	自治日報 第3159号	2003年	自治日報社	申込制
703	市町村合併と住民自治の充実	自治日報 第3148・49号	2003年	自治日報社	申込制
704	市町村の再編と基礎的自治体論	自治研究 第79巻第12号	2003年12月	第一法規	自由閲覧
705	地域自治組織の可能性	自治日報 第3198・99号	2003年12月	自治日報社	申込制
706	市町村合併に伴う「過員」と人事改革 自治の動き	市政 第52巻第11号	2003年11月	全国市長会	申込制
707	市町村の再編と町村自治のゆくえ	平成15年度上川支庁管内町村議会議員研修会講演録	2003年10月	上川町村議会議長会	自由閲覧
708	記念講演「新市・北杜を輝かせるために」	山梨県北杜市合併協議講演録	2003年10月	峡北地域合併協議会	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
709	これからの地方自治と介護保険 平成15年10月23日・24日実施	第4回介護保険推進全国サミット in おおむた記録集	2003年 10月	第4回介護保険推進全国サミット in おおむた実行委員会	申込制
710	パネルディスカッション「都市と農山漁村の共生と対流～スローライフをめざして～」 パネリスト／平成15年8月27日実施	平成15年度 全国町村議会シンポジウム「都市と農山漁村の共生と対流～スローライフをめざして～」講演録	2003年 10月	財団法人全国町村議員会館	申込制
711	基調講演「農山漁村の自治の力」 平成15年8月27日実施	平成15年度 全国町村議会シンポジウム「都市と農山漁村の共生と対流～スローライフをめざして～」講演録	2003年 10月	財団法人全国町村議員会館	申込制
712	これからの地方自治と介護保険 論壇	介護保険情報 第4巻 第7号通巻43号	2003年 10月	社会保険研究所	申込制
713	座談会「自治大学のこれまでとこれから～地方分権時代における自治大学の役割～」	月刊自治フォーラム Vol.529	2003年 10月	自治研修研究会	自由閲覧
714	第一次分権改革の効果	レヴァイアサン（通号33） 2003年秋	2003年 10月	木鐸社	申込制
715	ディスカッション“三重の改革” 4 公共事業改革をめぐる	地域政策—あすの三重 No.10	2003年 10月	三重県政策開発研修センター	申込制
716	変革の時代において過疎地域が目指すもの	過疎情報 No.382	2003年 10月	全国過疎地域自立促進連盟	申込制
717	パネルディスカッション「第二次分権改革の展望」 平成14年7月13日実施／コーディネーター	日本自治学会 2002年度 活動報告集—シンポジウム・研究会—	2003年 9月	日本自治学会事務局	自由閲覧
718	セッション記録「議員の自立」 平成14年11月23～24日／セッションⅣ地方議会パネラー	日本自治学会 2002年度 活動報告集—シンポジウム・研究会—	2003年 9月	日本自治学会事務局	自由閲覧
719	新たな公共空間 閑話休題	町村週報 2450号	2003年 8月	全国町村会	申込制
720	地方制度調査会の中間報告と今後の町村 第28回町村議会議長研修会講演録	地方議会人 第34巻 第3号	2003年 8月	全国市議会議長会・全国町村議会議長会	申込制
721	「人口三万市特例」に思う 自治の動き	市政 第52巻第8号	2003年 8月	全国市長会	申込制
722	合併講演会～どうする故郷 合併と地方自治～ [講演要旨]	茨城自治 No.268	2003年 8月	茨城県地方自治研究会	申込制
723	地方制度調査会「中間報告」と今後の町村自治	地方議会人 第34巻 第3号	2003年 8月	全国市議会議長会・全国町村議会議長会	申込制
724	基調講演「新「市」を創る」[要旨]	任意合併協議会だより 第6号	2003年 8月	諏訪地域6市町村任意合併協議会	申込制
725	自治鳴動 平成大合併の現場から 第2部インタビュー	—	2003年 7月	ぎょうせい	自由閲覧
726	ディスカッション“三重の改革” 3 産業廃棄物税に始まり、「環境会計」「排出権取引・三重モデル」づくりと続く	地域政策—あすの三重 No.9	2003年 7月	三重県政策開発研修センター	申込制
727	第27次地方制度調査会「中間報告」と市町村の再編	都市問題研究 第55 巻第7号	2003年 7月	都市問題研究会	自由閲覧

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
728	講演「分権時代の地域づくり」	上田地域広域連合地方分権研究会第6回地方分権研修会講演記録	2003年7月	上田地域広域連合地方分権研究会	申込制
729	教師からのメッセージ (1)	千葉大学法経学部総合政策学科パンフレット	2003年7月	千葉大学法経学部総合政策学科パンフレット委員会	申込制
730	「人事に住民自治の観点で」基調講演の千葉大教授「21世紀の地方自治」社会開発研究センター主催土曜セミナー基調講演「これからの公務員に必要な能力」	朝日新聞 2003年6月29日	2003年6月	朝日新聞社	申込制
731	「県指導」の関係変化は良いこと につばん360°長野県職員、市町村に大量「出向」記事、コメント	朝日新聞 2003年6月20日	2003年6月	朝日新聞社	申込制
732	基調講演「新『市』を創る」平成15年6月29日実施	諏訪地域の新しいまちづくりを考えるシンポジウム 講演録	2003年6月	諏訪地域6市町村任意合併協議会	自由閲覧
733	地方制度調査会「中間報告」を読む「強制合併」は後退、都道府県の関与のあり方に新たな焦点	ガバナンス No.26	2003年6月	ぎょうせい	自由閲覧
734	町村の新しい自治制度～「市町村連合」案	地方自治職員研修 通巻498号	2003年6月	公職研	申込制
735	「利益配分の維持争点／県議会に答え示せ」記事 千葉大教授（行政学）としてコメント	朝日新聞 2003年5月2日	2003年5月	朝日新聞社	申込制
736	選挙と住民自治の結節 自治の動き	市政 第52巻第5号	2003年5月	全国市長会	申込制
737	分権改革と市町村の再編	経営協 Vol.232	2003年5月	全国社会福祉施設経営者協議会／全国社会福祉協議会	申込制
738	協働の自治機構「市町村連合」創設で「西尾私案」から解き放たれよ INTERVIEW	ガバナンス No.25	2003年5月	ぎょうせい	自由閲覧
739	これからの自治のかたち—自治体の決定と責任を尊重する視点から 特別企画インタビュー	年報自治体学 第16号	2003年5月	第一法規	自由閲覧
740	強制編入は回避できたが… 閑話休題	町村週報 2439号	2003年5月	全国町村会	申込制
741	分権時代の地方議会の改革 視点	月刊自治フォーラム Vol.523	2003年4月	自治研修研究会	自由閲覧
742	国の改革案に反対ならば対案を巻頭言	フロンティア180 No.44	2003年4月	北海道町村会	申込制
743	選挙で将来像提示を（提言今、問われるのは）	山陽新聞 平成15年4月9日号	2003年4月	山陽新聞社	申込制
744	分権分散型の自治体へ 住民の意見反映を	紀伊民報 平成15年3月2日	2003年3月	紀伊民報社	申込制
745	「市町村連合」案を認めよ 論壇	熊本日日新聞 平成15年3月2日	2003年3月	熊本日日新聞社	申込制
746	総括・課題整理シンポジウム三重・分権時代の自治体変革—自らの手でどう壁を破るか	ガバナンス No.47	2003年3月	ぎょうせい	自由閲覧

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
747	「Ⅰ 市町村合併」大号令のもとで—なにが進もうとしているか、Ⅲ 都道府県の動き	どう乗り切るか市町村合併～地域自治を充実させるために 岩波ブックレット No.590	2003年3月	岩波書店	自由閲覧
748	講演「地域の自治を守り発展させる—これまでの町村のつみかさねを活かして—」平成15年2月2日実施	島前3町村合併問題講演会講演録	2003年3月	隠岐島前任意合併協議会	自由閲覧
749	東京メトロポリスの「最初の政府」を担うのは「あなた」	パンフレット 東京23区職員募集案内2003	2003年3月	特別区人事委員会	申込制
750	社会福祉基礎構造改革の意義—契約への転換が意味するもの	政策情報かわさき 第14号	2003年3月	川崎市総合企画局政策部	申込制
751	2つの衝撃波	地域政策—あすの三重特別号 シンポジウム 三重「分権時代の自治体変革」	2003年3月	三重県政策開発研修センター	申込制
752	パネルディスカッション「老いてもいきいきと暮らせるまちづくり」パネリスト／平成14年10月25日実施	第3回介護保険推進全国サミット in ひがしまつやま記録集	2003年3月	介護保険推進全国サミット in ひがしまつやま実行委員会（東松山市高齢介護課）	申込制
753	公的領域の多元化と行政に関する調査研究報告書（平成13年度）[総括] 研究委員会委員長	—	2003年3月	総務省大臣官房企画課	申込制
754	公的領域の多元化と行政に関する調査研究報告書（平成14年度）[総括] 研究委員会委員長	—	2003年3月	総務省大臣官房企画課	申込制
755	愛媛「開かれた議会」自己改革が必要 副知事選任案巡る反対討論拒否、コメント	朝日新聞 2003年2月23日	2003年2月	朝日新聞社	申込制
756	合併後の小規模町村の扱いと市の対応 自治の動き	市政 第52巻第2号	2003年2月	全国市長会	申込制
757	統一地方選挙で何が問われるべきか—町村のゆくえにかかわる二つの争点 17頁欠	地方議会人 第33巻第9号	2003年2月	全国市議会議長会・全国町村議会議長会	申込制
758	「西尾私案」への対案はある 閑話休題	町村週報 2428号	2003年2月	全国町村会	申込制
759	公的領域の多元化と行政に関する調査研究報告書（平成12年度）[はじめに] 研究委員会委員長	—	2003年2月	総務省大臣官房企画課	申込制
760	住民参画の手法で改革を 執行部優位の体制に改めよ	奈良新聞 平成15年1月5日	2003年1月	奈良新聞社	申込制
761	新春対談「自治体改革」樋口 暁子蓮田市長	広報はすだ 2003年1月号	2003年1月	蓮田市役所	自由閲覧
762	全国首長アンケートの結果、コメント	朝日新聞 2003年1月26日	2003年1月	朝日新聞社	申込制
763	大森彌・千葉大教授に聞く「住民参加で開かれた議会に」	朝日新聞 2003年1月1日	2003年1月	朝日新聞社	申込制
764	37 都市行政学 対学生解説	法学・政治学を学ぶために	2002年	千葉大学法学会・総合政策学会	申込制
765	引き継がれた分権改革の課題	政策研究 Vol.8	2002年	群馬県	申込制
766	講演「市町村合併後の市町村の扱い」平成14年10月18日実施	地方行財政調査会 講演シリーズ 第80号	2002年12月	地方行財政調査会	自由閲覧

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
767	合併後の小規模市町村の扱い 随想	判例自治 231号	2002年 12月	地方自治判例研究会	申込制
768	「財源保障機能」廃止に発言を 論壇	熊本日日新聞 平成 14年12月1日	2002年 12月	熊本日日新聞社	申込制
769	「骨太方針」の呪縛から解き放 たれよ 論壇	町村週報 2419号	2002年 11月	全国町村会	申込制
770	小規模市町村 存亡の事態 論 壇	熊本日日新聞 平成 14年11月3日	2002年 11月	熊本日日新聞社	申込制
771	鼎談「地域主権と市町村自治— 自ら決め、創る—」平成14年11 月29日実施	平成14年度第2回講演 会 鼎談「地域主権と 市町村自治」記録	2002年 11月	東京市町村自治調 査会・東京都市町 村職員研修所	自由閲覧
772	容認できない「軽量町村」案 閑話休題	町村週報 2417号	2002年 11月	全国町村会	申込制
773	見捨てられない地方議会に 論壇	熊本日日新聞 平成 14年10月6日	2002年 10月	熊本日日新聞社	申込制
774	自治鳴動 まちむらがうごく インタビュー 「平成の大合併」 行方は 農山村に独自権限	中国新聞 平成14年 10月2日	2002年 10月	中国新聞社	申込制
775	第3章 変化の時代と自治体職 員	地域福祉と自治体行政 地域福祉を拓く 第4 巻 編著	2002年 10月	ぎょうせい	自由閲覧
776	講演「分権時代の地域経営と議 会」平成14年10月17日実施	第43回四国地区町村 議会議長会研修会講演 録	2002年 10月	高知県町村議会議 長会	自由閲覧
777	ディスカッション“三重の改 革”1 それは、事務事業評価 に始まり、予算、組織、人事の 仕組みを変えるところまできた	地域政策—あすの三重 No.7	2002年 10月	三重県政策開発研 修センター	申込制
778	「新時代にふさわしい常備消防 体制の在り方研究会」の中間報 告に当たって	消防防災 2002・秋 季号(2号)	2002年 10月	日本防火・防災協 会	申込制
779	支援費制度と市町村 閑話休題	町村週報 2413号	2002年 9月	全国町村会	申込制
780	分権改革と地方議会 新版	—	2002年 9月	ぎょうせい	自由閲覧
781	多層的地方自治制度の可能性	SRI No.70	2002年 9月	静岡総合研究機構	申込制
782	市町村内狭域自治体の創設 閑話休題	町村週報 2410号	2002年 9月	全国町村会	申込制
783	講演「地域自治の充実」平成 14年9月18日実施	「これからの自治体運 営を考える」講演録	2002年 9月	上川支庁管内町村 会	申込制
784	望まれる市町村内の「自治体」 論壇	熊本日日新聞 平成 14年9月1日	2002年 9月	熊本日日新聞社	申込制
785	「人事は隠さず公表を」市町職 員対象に大森氏が講演	八重山毎日新聞 平成 14年8月9日	2002年 8月	八重山毎日新聞社	申込制
786	合併後小規模市町村の行方は 論壇	熊本日日新聞 平成 14年8月4日	2002年 8月	熊本日日新聞社	申込制
787	分権時代の自治体職員—自己改 善のすずめ— 100号記念特集	研修のひろば No.100	2002年 8月	特別区職員研修所	自由閲覧
788	公務員人気の背景に「行政社会 主義」—大森彌東大名誉教授の 見方	AERA Vol.12, No.19	2002年 8月	朝日新聞出版	申込制
789	「介護保険料見直しの焦点」 論点	朝日新聞 平成14年7 月25日	2002年 7月	朝日新聞社	申込制
790	強制合併のシナリオ 閑話休題	町村週報 2406号	2002年 7月	全国町村会	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
791	市町村合併「地域自治の充実を優先せよ」 私の視点	朝日新聞 平成14年7月22日	2002年7月	朝日新聞社	申込制
792	自治体改革 必要な視点とは論壇	熊本日日新聞 平成14年7月7日	2002年7月	熊本日日新聞社	申込制
793	地方分権改革のゆくえ	経営協 Vol.221	2002年7月	全国社会福祉施設経営者協議会／全国社会福祉協議会	申込制
794	『新型特別養護老人ホーム 個室化・ユニットケアへの転換』	—	2002年6月	中央法規出版	自由閲覧
795	事務事業ワンセット主義からの脱却 閑話休題	町村週報 2401号	2002年6月	全国町村会	申込制
796	農山漁村への正当な評価を 論壇	熊本日日新聞 平成14年6月2日	2002年6月	熊本日日新聞社	申込制
797	市町村合併と地域自治の充実 平成14年3月24日実施 徳島地方自治研究所講演会記録	徳島自治 No.79	2002年6月	徳島地方自治研究所	申込制
798	シンポジウム ふるさとづくり 2002—「農村と共生を」「ふるさとづくり2002」2002年4月15日開催／パネル討論	日本経済新聞 平成14年5月5日	2002年5月	日本経済新聞社	申込制
799	シンポジウム ふるさとづくり 2002—「危うい都市への傾斜」パネル討論／「ふるさとづくり2002」2002年4月15日開催	朝日新聞 平成14年5月2日	2002年5月	朝日新聞社	申込制
800	講演「市町村合併と地域自治の充実」 平成14年3月24日実施	どうする故郷—市町村合併と地域自治充実の関門	2002年5月	徳島地方自治研究所	自由閲覧
801	地域振興の視点 市町村合併と農山漁村地域の将来	地域開発 Vol.452	2002年5月	日本地域開発センター	申込制
802	住民が期待する地方議会のあり方	地方議会人 第32巻第12号	2002年5月	全国市議会議長会・全国町村議会議長会	申込制
803	市町村合併と地域自治の充実 論壇	熊本日日新聞 平成14年4月7日	2002年4月	熊本日日新聞社	申込制
804	安心の設計 介護保険事業計画 この人に聞きました 大森彌氏	読売新聞 4月19日号 夕刊	2002年4月	読売新聞社	申込制
805	『地方自治 12刷』	—	2002年4月	日本放送協会学園	申込制
806	合併と地域自治の充実策 閑話休題	町村週報 通巻2394号	2002年4月	全国町村会	申込制
807	1 福祉政策の特質、2 福祉政策の新たな波1—進む社会保障構造改革、3 福祉政策の新たな波—福祉分野の分権改革、15—2 福祉政策の評価	福祉政策Ⅰ 福祉社会の政策課題	2002年3月	日本放送出版協会	自由閲覧
808	介護保険と地方の時代、1章・介護保険と地方自治	高齢者介護と自立支援—介護保険のめざすもの	2002年3月	ミネルヴァ書房	自由閲覧
809	自治体計画の課題転換 論文掲載	課題岩波講座 自治体の構想3政策	2002年3月	岩波書店	自由閲覧
810	対談「地方自治新時代～女性首長と語る21世紀の自治体像～」 平成13年5月26日開催	2001自治体学会関東フォーラム in 埼玉南報告書	2002年3月	自治体学会関東フォーラム in 埼玉南実行委員会	申込制
811	国際化の深まりと人間関係のモデル	SATO INTERNATIONAL SCHOLARSHIP FOUNDATION No.5	2002年3月	財団法人サトー国際奨学財団	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
812	絞り込み型の歳出削減を 閑話休題	町村週報 2388号	2002年2月	全国町村会	申込制
813	分権時代の人事システム	愛知県トップセミナー特別講演記録	2002年2月	愛知県総務部市町村課	自由閲覧
814	今は昔—高齢者のエロスと特養の改革 論点	経営協 Vol.215	2002年1月	全国社会福祉施設経営者協議会／全国社会福祉協議会	申込制
815	特別寄稿「市町村合併への視点」	地域づくり 平成14年1月号	2002年1月	地域活性化センター	申込制
816	市町村合併への視点	長岡商工会議所 会報 No.438	2002年1月	長岡商工会議所	申込制
817	日本自治学会研究会関連記事「行政学の観点から」	自治日報 第3096・97号	2002年1月	自治日報社	申込制
818	行政改革 2001年への架橋 巻頭特集	情報・知識 imidas イミダス '00	2001年	集英社	申込制
819	介護保険は、新世紀の自治体の姿勢を住民に表明するチャンス	CARE EXPERT No.7	2001年	NAPO ナポ	申込制
820	パネルディスカッション「市町村合併とまちづくり」 平成13年10月23日実施	平成13年度地方分権推進シンポジウム報告書	2001年	新潟県地方分権推進啓発事業実施委員会	申込制
821	行政学の観点から（共通論題1）分権改革のネクスト・ステップ	2001年度総会・研究会報告集（日本自治学会）	2001年	日本自治学会	申込制
822	いま、なぜ農山漁村が大切なのか	地方議会人 第32巻第7号	2001年12月	全国市議会議長会・全国町村議会議長会	申込制
823	新町村制の検討を 閑話休題	町村週報 2381号	2001年12月	全国町村会	申込制
824	地方分権推進委員会最終報告について	ジュリスト No.1214	2001年12月	有斐閣	自由閲覧
825	研究科長・学部長の日々1997年2月～1999年2月	駒場の50年 1949－2000（非売品）	2001年12月	東京大学総合文化研究科・数理科学研究科・教養学部	申込制
826	追悼 小野二三夫 これまでの僕の人生に関わってくれた人達、ありがとう。さようなら 執筆あり	—	2001年11月	追悼小野二三夫編集委員会	申込制
827	公務員制度改革の動きと自治体人事システムの改革	地方自治職員研修 通巻474号	2001年11月	公職研	自由閲覧
828	視点 農山村の価値と日本の再生 コピー	町村週報 2378号	2001年11月	全国町村会	申込制
829	組織改革に乗り出す 視点	月刊自治フォーラム Vol.506	2001年11月	自治研修研究会	自由閲覧
830	都市と農山村の共生—「骨太の方針」異聞 閑話休題	町村週報 2372号	2001年10月	全国町村会	申込制
831	地方議会の自己改革を期待して 地方自治に思う	地方議会人 第32巻第5号	2001年10月	全国市議会議長会・全国町村議会議長会	申込制
832	地方分権と市町村の合併	ESP No.354	2001年10月	経済企画協会／内閣府編集協力	申込制
833	基調講演「地方分権と市町村合併」 平成13年10月23日実施	平成13年度地方分権推進シンポジウム報告書	2001年10月	新潟県地方分権推進啓発事業実施委員会	自由閲覧
834	講演「第2次分権改革の課題と展望」 平成13年10月3日・4日実施	第47回町村議会事務局職員研修会速記録	2001年10月	全国町村議会議長会	自由閲覧

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
835	市町村合併とその動向	かんば資金 No.280	2001年 9月	簡保資金振興セン ター	申込制
836	社会福祉法人・施設経営と新たな試練	経営協20年の足跡 設立20周年記念誌	2001年 9月	全国社会福祉施設 経営者協議会／全 国社会福祉協議会	申込制
837	座談会「地方分権の進展と都道府県改革」	地方分権の進展と都道 府県改革 政策課題イ ンプラリー3	2001年 8月	東京都職員研修所	申込制
838	分科会記録「住民自治と議会」 コーディネーター	第15回自治体学会北 海道函館大会報告書	2001年 8月	自治体学会	自由閲覧
839	「再訪の地」考 閑話休題	町村週報 2364号	2001年 7月	全国町村会	申込制
840	地方分権推進委員会を終えて	NEWSLETTER・自治 体学会 No.90	2001年 7月	自治体学会	申込制
841	身近さの含意 閑話休題	町村週報 2356号	2001年 5月	全国町村会	申込制
842	生みの親は熱い視線で激励する (人、クローズアップ、大森彌 さん)	介護保険情報 第2巻 第2号通巻14号	2001年 5月	社会保険研究所	申込制
843	改革の時代と日本行政学 2000年5月13日学会研究会で報告	年報行政研究 36 (日 本の行政学一過去、現 在、未来)	2001年 5月	日本行政学会	申込制
844	ゆたかに、美しく年をかさねる ために一これからの介護制度考 えよう 第18回合同慰霊祭1月8日 での講演記録	もやいの会会報 舩・ もやい 第4号 もや いの会の十年	2001年 4月	もやいの会	自由閲覧
845	地方分権推進委員会・くらしづ くり部会長 大森彌一現場こそ 第2次分権改革の主役。そこか らの情報が運動し原動力に シリーズ・分権の貌 (第24回・最 終回)	月刊地方分権 No.24	2001年 4月	ぎょうせい	自由閲覧
846	地方分権と社会福祉システムの 改革	社会福祉研究 第80 号	2001年 4月	鉄道弘済会	申込制
847	自治体職員の意識改革はどこま で進んだか	晨 第20巻第4号	2001年 4月	ぎょうせい	申込制
848	座談会「明日の高齢者ケア」	市町村が挑む高齢者ケ ア～未来モデル事例集 ～	2001年 4月	ぎょうせい	申込制
849	高齢者介護と自立支援 介護保 険のめざすもの 大森彌編	—	2001年 3月	ミネルヴァ書房	申込制
850	課の名前を地域言葉で 閑話休 題	町村週報 2350号	2001年 3月	全国町村会	申込制
851	一村一品運動20年の記録 発刊 の言葉	—	2001年 3月	大分県一村一品 21推進協議会	自由閲覧
852	分科会「人をつくる(二十一世 紀の自治体職員に望むことは ?)」平成12年7月1日・2日実施	自治体学会 関東 フォーラムinとちぎ 記録集	2001年 3月	関東フォーラム inとちぎ実行委 員会	自由閲覧
853	トークショー「[つくる]をテー マに」平成12年7月1日・2日実施	自治体学会 関東 フォーラムinとちぎ 記録集	2001年 3月	関東フォーラム inとちぎ実行委 員会	自由閲覧
854	分権時代と自治体職員人事の課 題	東北自治 67号	2001年 3月	東北自治研修所	申込制
855	利用者が気楽にものを言える開 放的な入所施設	経営協 Vol.205	2001年 3月	全国社会福祉施設 経営者協議会／全 国社会福祉協議会	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
856	地方自治と介護保険	地方議会人 第31巻 第10号	2001年 3月	全国市議会議長 会・全国町村議 会議長会	申込制
857	パネルディスカッション「介護 保険と地方分権」 第4分科会座 長／平成13年3月23日実施	介護保険シンポジウム 講演録	2001年 3月	長寿社会開発セン ター	申込制
858	特別区の自治の枠組みを考える	研修のひろば No.95	2001年 3月	特別区職員研修所	自由閲覧
859	通知類の点検を 閑話休題	町村週報 2345号	2001年 2月	全国町村会	申込制
860	住民参画の市町村合併に	自治労通信 No.680	2001年 2月	全日本自治団体労 働組合	申込制
861	講演「分権改革と地方自治の充 実」 平成12年10月30日実施	平成12年度第2回地方 分権講演会 記録	2001年 2月	福岡市総務企画局 総務部地方分権推 進室	自由閲覧
862	人事システムの改革 視点	月刊自治フォーラム Vol.497	2001年 2月	自治研修研究会	自由閲覧
863	介護保険が切り開く地方自治の 新時代 大森彌・岩川徹・松島貞 治	みんなで育てるかいご ほけん Vo.6	2001年 1月	長寿社会開発セン ター	自由閲覧
864	私の考え方ー「地域の意志」考 慮して	日本経済新聞 2001年1月4日号	2001年 1月	日本経済新聞社	申込制
865	新春対談「21世紀のはすだ」	広報はすだ 2001年 1月号	2001年 1月	蓮田市役所	申込制
866	鼎談「自治体は新たな改革にど う取り組むか」	月刊地方分権 No.21	2001年 1月	ぎょうせい	自由閲覧
867	自治事務としての位置づけを再 認識	月刊介護保険 No.59	2001年 1月	法研	申込制
868	分権改革と自治体職員	マッセ・セミナー集 Vol.7	2001年 1月	おおさか市町村職 員研修研究セン ター	申込制
869	セイフティ・ネットの劣化	NEWSLETTER・自治 体学会 No.87	2001年 1月	自治体学会	申込制
870	The Current State of Decen- tralization in Japan	JAPAN REVIEW Vol.14, No.3, FALL 2000	2000年	ー	申込制
871	地方分権新時代、自治体と職員 の課題 平成12年11月7日実施	管理者特別講演会 2000記録	2000年	宮城県市町村職員 研修所	申込制
872	第8回公的領域の多元化と行政 に関する調査研究会「国土交通 省・農林水産省について」(出 席し意見交換) 公的領域の多元化と行政に関する 調査研究会委員長／平成13年2月23 日実施	平成12年度 中央省 庁等改革ヒアリング結 果ー公的領域の多元化 と行政に関する調査研 究ー	2000年	行政管理研究セン ター	自由閲覧
873	第3回公的領域の多元化と行政 に関する調査研究会「行政改革 会議の目指したもの」(意見交 換) 公的領域の多元化と行政に 関する調査研究会委員長／平成12 年10月13日実施	平成12年度 中央省 庁等改革ヒアリング結 果ー公的領域の多元化 と行政に関する調査研 究ー	2000年	行政管理研究セン ター	自由閲覧
874	20世紀から21世紀へー時代を 捉えて自治体はいかに変わるか ー(セミナー記録) パネリスト	第14回自治体学会新 潟・長岡大会報告書	2000年	自治体学会	自由閲覧

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
875	第17回全国自治体政策研究交流会議報告書	—	2000年 12月	全国自治体政策研究交流会議実行委員会	自由閲覧
876	シンポジウム「21世紀への展望を拓く兵庫県政 新たな「公」の創造を考える」パネリスト／平成12年9月30日開催	平成12年度兵庫県政学会研究発表会記録	2000年 12月	兵庫県政学会事務局	自由閲覧
877	基調講演「[公]の領域～なにがどうかわろうとしているか～」平成12年9月30日開催	平成12年度兵庫県政学会研究発表会記録	2000年 12月	兵庫県政学会事務局	申込制
878	講演「分権改革と自治体職員の元氣～行政評価構築に向けて～」	行政改革推進のための職員研修 講演録	2000年 12月	海老名市総務部行政課行政改革担当	自由閲覧
879	公務員人事管理の改革 巻頭言	季刊行政管理研究 No.92	2000年 12月	行政管理研究センター	申込制
880	分権時代と人事システムの改革	埼玉自治 603号 創刊50周年記念号	2000年 12月	埼玉県地方自治研究センター	申込制
881	新たな国一地方関係～自治事務への国の関与 論点	経営協 Vol.200	2000年 11月	全国社会福祉施設経営者協議会／全国社会福祉協議会	申込制
882	記念対談「新たな時代の自治体政策」(要約) 平成12年8月24日実施 第17回全国自治体政策研究交流会議対談記録	NEWS LETTER・自治体学会 No.86	2000年 11月	自治体学会	申込制
883	記念講演「分権改革と自治体職員(要約)」 「自治大阪」創刊50周年記念講演／第28回マッセ・セミナー	自治大阪 No.51 (11)	2000年 11月	大阪府市町村振興協会	申込制
884	都市人間を笑い飛ばす 閑話休題	町村週報 2337号	2000年 11月	全国町村会	申込制
885	地方分権改革 共著：石川二三男ほか	—	2000年 10月	法律文化社	自由閲覧
886	スポーツと地域づくり 閑話休題	町村週報 2332号	2000年 10月	全国町村会	申込制
887	シンポジウム「社会福祉法人の使命を考える」 シンポジスト／第19回全国社会福祉施設経営者大会シンポジウム第1部	経営協 Vol.199	2000年 10月	全国社会福祉施設経営者協議会／全国社会福祉協議会	申込制
888	講演記録「分権時代に求められる政策評価」	分権時代に求められる政策評価 職員カルチュアブック82号	2000年 10月	富山県職員研究所	自由閲覧
889	介護保険法の実施と自治の拡充	農 第19巻第10号	2000年 10月	ぎょうせい	申込制
890	国会議員の役割期待 「定期券」欄	日本経済新聞 平成12年9月12日号	2000年 9月	日本経済新聞社	申込制
891	第1章4 分権改革と地域福祉、第2章2 分権改革と幼保行政、第3章1 分権改革と保健・福祉の組織的統合、第3章2 分権改革と地域保健の推進一保健所・保健センター	分権改革と地域福祉社会の形成 分権型社会を創る ^⑪	2000年 9月	ぎょうせい	自由閲覧
892	分権改革と教育委員会 巻頭論文	教育委員会月報 第52巻 第6号 通巻609号	2000年 9月	文部省	申込制
893	個別法による仕事の義務づけ 閑話休題	町村週報 2326号	2000年 8月	全国町村会	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
894	「住民自治」の促進が仕込まれている介護保険	Gpnet（ジーピーネット） 第47巻4号	2000年 7月	環境衛生研究会	申込制
895	地方公務員制度と人事システムの改革	月刊地方分権 No.15	2000年 7月	ぎょうせい	申込制
896	これからの自治体運営について	これからの自治体運営について 近畿自治体学会フォーラム in 舞鶴 講演録	2000年 7月	近畿自治体学会	申込制
897	職員の降任・免職・任期制 閑話休題	町村週報 2320号	2000年 6月	全国町村会	申込制
898	スタート! 地方分権(3) 地方分権で広がる制度的可能性	法学教室 No.237	2000年 6月	有斐閣	申込制
899	個人住民税の均等割 閑話休題	町村週報 2315号	2000年 5月	全国町村会	申込制
900	座談会「地方分権改革の意義と課題」	ジュリスト増刊	2000年 5月	有斐閣	自由閲覧
901	介護保険には自治体を変える力がある 特別インタビュー【介護保険と私】	コミュニティアケア Vol.2 No.5	2000年 5月	日本看護協会出版会	申込制
902	介護保険制度とケアマネジメント	月刊総合ケア 第10巻第5号	2000年 5月	医歯薬出版	申込制
903	公共事業の分権改革—分権委五次勧告の形成過程とその帰結	年報行政研究 35（公共事業の改革）	2000年 5月	日本行政学会	自由閲覧
904	課税自主権 閑話休題	町村週報 2310号	2000年 4月	全国町村会	申込制
905	基調講演「地方分権の時代を迎えて—今、求められること」 平成11年12月14日開催	都市問題研究 第52巻第4号	2000年 4月	都市問題研究会	自由閲覧
906	パネルディスカッション「地方分権の時代を迎えて—今、求められること—」 平成11年12月14日開催	都市問題研究 第52巻第4号	2000年 4月	都市問題研究会	自由閲覧
907	「新生」特別区に寄せて 巻頭論文エッセイ	区政会館だより No.121	2000年 4月	特別区協議会	自由閲覧
908	地域自治のさががけ	西日本新聞 平成12年3月30日	2000年 3月	西日本新聞社	申込制
909	トーク&トーク（話題提供 & ディスカッション）「地方新時代における人材育成」 コーディネーター／平成12年2月25日開催	滋賀県市町村職員研修協会10周年記念誌 地方自治新時代における人材育成 10周年記念セミナー記録	2000年 3月	滋賀県市町村職員研修協会	自由閲覧
910	基調講演「地方自治新時代における人材育成」 平成12年2月25日開催	滋賀県市町村職員研修協会10周年記念誌 地方自治新時代における人材育成 10周年記念セミナー記録	2000年 3月	滋賀県市町村職員研修協会	自由閲覧
911	分権時代の自治体改革	季刊自治体学研究 80号（創刊20周年記念号）	2000年 3月	神奈川県自治総合研究センター	申込制
912	サービスと人柄 論点	経営協 Vol.192	2000年 3月	全国社会福祉施設経営者協議会／全国社会福祉協議会	申込制
913	特別区新時代の意義と課題（新しい都区制度スタートへ（1））	都政研究 378号	2000年 3月	都政研究社	自由閲覧

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
914	分権時代と広域行政の推進	Think-ing: 彩の国さいたまづくり広域連合政策情報誌 通号1	2000年3月	彩の国さいたまづくり広域連合事務局政策管理部	申込制
915	改正自治法の意義	兵庫県政学 第6号	2000年3月	兵庫県政学会事務局	申込制
916	「山間過疎地地域リーダー国際研修講座」が伝えたこと [はじめに] のみ	「山間過疎地の地域リーダー国際研修講座」10年の記録 (1990年度～1999年度)	2000年3月	山間過疎地域国際研究・研修委員会	申込制
917	長野県茅野市ヒアリング調査結果報告 老人保健福祉計画の策定過程及びその内容に関する調査研究委員会委員長	老人保健福祉計画の策定過程及びその内容に関する調査研究 研究報告	2000年3月	長寿社会開発センター	申込制
918	講演要旨「分権型社会に対応する金沢市の人材育成」	地方自治・新時代を担うひとづくり一平成11年度 人材育成等アドバイザー派遣事例集一	2000年3月	自治省行政局公務員部	申込制
919	再び「説明責務」について 閑話休題	町村週報 2304号	2000年2月	全国町村会	申込制
920	いま あなたに グッド・バイ (駒場をあとに) 高橋直樹氏「大森彌先生を送る」もあり	教養学部報 第436号	2000年2月	東京大学教養学部	申込制
921	民意を信頼し民意に問う 閑話休題	町村週報 2299号	2000年1月	全国町村会	申込制
922	分権時代における自治体の課題	自治日報 第2992・93号	2000年1月	自治日報社	申込制
923	東大生になることの意味	東京大学は変わる—教養教育のチャレンジ	2000年1月	東京大学出版会	自由閲覧
924	第1章 分権時代—自治体の代表機関に何が問われているか、第3章1 危機と首長の力量、第4章1 地方議会の活性化—分権委員会の勧告、第4章2 議員定数と議員の身分・処遇、第5章1 機関間対立—「与野党」意識の克服、第6章1 住民の眼と代表機関	分権時代の首長と議会 優勝劣敗の代表機関 分権型社会を創る③	2000年1月	ぎょうせい	自由閲覧
925	いよいよ地方分権・私たちは「たけふ発：まちづくり夢会議」コーディネーター／平成11年10月21日実施	自治研ふくい No.25	2000年1月	福井県地方自治研究センター	申込制
926	分権改革と市民自治の充実「市民の日」記念講演会	「市民のくらしと地方分権」講演会実施報告書	1999年	千葉市	申込制
927	介護保険と自治体 分権主義の好機 論陣	読売新聞 1999年11月14日	1999年11月	読売新聞社	申込制
928	講演「地方自治新時代と説明責任の拡充」平成11年11月17日実施	第52回全都道府県監査委員協議会連合会総会議事録	1999年11月	全都道府県監査委員協議会連合会事務局	自由閲覧
929	問題提起「テーマ：21世紀の過疎地域—新たな視点・新たな可能性をさぐる—」平成11年7月21日実施	新潟県過疎問題シンポジウム「21世紀の過疎地域—新たな視点・新たな可能性をさぐる—」記録集	1999年11月	新潟県過疎地域活性化協議会	自由閲覧

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
930	パネルディスカッション「テーマ：21世紀の過疎地域—新たな視点・新たな可能性をさぐる—」コーディネーター／平成11年7月21日実施	新潟県過疎問題シンポジウム「21世紀の過疎地域—新たな視点・新たな可能性をさぐる—」記録集	1999年11月	新潟県過疎地域活性化協議会	自由閲覧
931	地方自治新時代の地方議会—なにをどう変えるか—平成11年11月19日実施	第46回 関東市議会事務局職員研修会講義録	1999年11月	山梨県大月市	申込制
932	施設でいきいき暮らすために論点	経営協 Vol.188	1999年11月	全国社会福祉施設経営者協議会／全国社会福祉協議会	申込制
933	「地元協議も十分に」「自治体合併 掛け声高まる—実現には曲折多く」の記事を解説	日本経済新聞 平成11年11月1日号	1999年11月	日本経済新聞社	申込制
934	地方自治新時代の自治体職員視点	月刊自治フォーラム Vol.482	1999年11月	自治研修研究会	自由閲覧
935	自治体は競争時代	新潟日報 平成11年10月29日	1999年10月	新潟日报社	申込制
936	改正自治法の「地域における行政」 閑話休題	町村週報 2290号	1999年10月	全国町村会	申込制
937	地方自治の展望と地方議会	地方議会人 第30巻第5号	1999年10月	全国市議会議員会・全国町村議会議員会	申込制
938	地方分権なんでも質問室 大森彌・神野直彦	—	1999年9月	ぎょうせい	自由閲覧
939	分権改革と人材育成の基本戦略	都市問題研究 第51巻第9号	1999年9月	都市問題研究会	自由閲覧
940	分権改革と広域行政 自治体は自己主張を	岐阜新聞 平成11年8月29日	1999年8月	岐阜新聞社	申込制
941	講演「分権改革と地方議会・議員」平成11年8月18日実施	第31回 岡山県市議会議員研修会記録	1999年8月	岡山県市議会議員会	自由閲覧
942	パネルディスカッション「分権時代における地方自治体のあり方」平成11年6月29日実施	第3回 東京都議会政策研究会「分権時代における地方自治体のあり方」講演録	1999年8月	東京都議会議員会局	自由閲覧
943	第3回東京都議会政策研究会報告「分権時代における地方自治体のあり方」[要旨]	都議会リポート No.352	1999年8月	東京都議会議員会局	申込制
944	高齢者福祉の大転換と介護保険	埼玉自治 第588号	1999年8月	埼玉県地方自治研究センター	申込制
945	基調講演「分権改革と広域行政」平成11年8月3日実施	広域行政シンポジウム 基調講演記録	1999年8月	岐阜県町村会	自由閲覧
946	記念講演「分権改革とこれからの町村自治」平成11年5月27日実施 北海道町村会第53回定期総会 記念講演	フロンティア180 No.30	1999年8月	北海道町村会	申込制
947	合併特例法の施行 閑話休題	町村週報 2284号	1999年8月	全国町村会	申込制
948	デモクラシーとは何か 自治体行政学へのトライアル	季刊 こころ 第51号	1999年7月	邑心文庫	申込制
949	措置型福祉からの大転換 論点欄	経営協 Vol.184	1999年7月	全国社会福祉施設経営者協議会／全国社会福祉協議会	申込制
950	分権時代の接遇のあり方 特別寄稿	東京税務レポート No.424	1999年7月	東京税務協会	自由閲覧

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
951	自治事務の拡充と自治体の力量	月刊 EX 1997年7月号	1999年7月	ぎょうせい	申込制
952	分権改革を担う市町村の職員へ	月刊 地方分権 No.3	1999年7月	ぎょうせい	自由閲覧
953	地域社会の健康度 閑話休題	町村週報 2278号	1999年6月	全国町村会	申込制
954	地方分権一括法案―無用な国の関与を追放―大森弥東大教授に聞く 焦点・細見	北海道新聞 1999年6月21日付	1999年6月	北海道新聞社	申込制
955	分権改革と市町村の対応	地域政策研究 第7号	1999年6月	地方自治研究機構	自由閲覧
956	分権時代に期待される地方議会	地方議会人 第30巻第1号	1999年6月	全国市議会議長会・全国町村議会議長会	申込制
957	自前で作る基本構想・計画を閑話休題	町村週報 2273号	1999年5月	全国町村会	申込制
958	「分権とセットに意味」首都圏21世紀：目的化した市町村合併 第7部行政システム改革②	日本経済新聞 平成11年5月12日号	1999年5月	日本経済新聞社	申込制
959	講演「分権改革と中核市の将来」関係新聞記事含／平成11年5月15日実施	長野市中核市移行記念式典講演録	1999年5月	長野市	申込制
960	公的介護保険制度の導入	食料・栄養・健康 通巻19号	1999年5月	医歯薬出版	申込制
961	大森彌・東大教授に聞く「石原慎太郎氏の権限と限界」	毎日新聞 平成11年4月22日	1999年4月	毎日新聞社	申込制
962	平成11年3月26日 閑話休題	町村週報 2268号	1999年4月	全国町村会	申込制
963	分権改革と女性議員の進出	月刊 婦人展望 第503号	1999年4月	市川房枝記念会	申込制
964	「非」と「無」から「反」と「有」の都知事へ―石原慎太郎当選の意味 明示的に拘束された権力論説空間	週刊東京大学新聞 第3143号	1999年4月	東京大学	申込制
965	第一次分権改革の位置	徳島文理大学総合政策研究会第1回公開講座記録	1999年4月	徳島文理大学総合政策研究会	申込制
966	分権型社会の創造【対談】	地方分権への道標―地域からの挑戦	1999年3月	静岡県総務部市町村課	申込制
967	第15回全国自治体政策研究交流会議報告書	―	1999年3月	全国自治体政策研究交流会議実行委員会	自由閲覧
968	地域自治の充実を求めて、パート2討論 パネリスト	第15回全国自治体政策研究交流会議報告書	1999年3月	全国自治体政策研究交流会議	申込制
969	政策評価の今日的意義	月刊自治フォーラム Vol.474	1999年3月	自治研修研究会	自由閲覧
970	自治体改革と職員の意識	公務研究 2巻1号	1999年3月	良書普及会	申込制
971	県政学会設立5周年を迎えて	兵庫県政学会設立5周年記念誌	1999年3月	兵庫県政学会事務局	申込制
972	自治体を生き残らせるか殺すか四十七人の“城主”を評定する47全都道府県知事の採点簿―「知恵」と「気概」を持つのは誰だ― 座談会	月刊 GENDAI No.33	1999年3月	講談社	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
973	特別座談会「介護保険で進む参加と公開の市町村自治」	みんなで育てる介護保険 Vol.3	1999年3月	長寿社会開発センター	申込制
974	退任の挨拶 大学院総合文化研究科・教養学部長	東京大学広報 No.1154	1999年3月	東京大学	申込制
975	基調講演「分権時代における地域づくり」要旨	地方分権の風（地方分権推進セミナー記録）	1999年3月	地方分権で生活を変える自治体連合	申込制
976	パネルディスカッション「広域連合の役割」	地方分権の風（地方分権推進セミナー記録）	1999年3月	地方分権で生活を変える自治体連合	申込制
977	影響力の大きい“大統領”	日刊スポーツ 平成11年2月1日	1999年2月	日刊スポーツ新聞社	申込制
978	職員名の記載 閑話休題	町村週報 2262号	1999年2月	全国町村会	申込制
979	知の習得の始まりは自分との出会い	産経新聞 平成11年1月25日	1999年1月	産業経済新聞社	申込制
980	鳥瞰 閑話休題	町村週報 2257号	1999年1月	全国町村会	申込制
981	分権時代の地方公務員 宣誓書への署名の意味を問い直す	晨 第18巻第1号	1999年1月	ぎょうせい	申込制
982	「新しい知事像は 大森東大教授に聞く」	朝日新聞 1999年1月17日付	1999年1月	朝日新聞社	申込制
983	講演会「21世紀は地方の時代」(要旨)	行政かながわ 第130号	1998年	神奈川県行政書士会	申込制
984	分権改革と地方議会 地方自治に思う	地方議会人 第29巻第7号	1998年12月	全国市議会議長会・全国町村議会議長会	申込制
985	分権改革と自治体職員	市町村ふくおか 第44号	1998年12月	福岡県総務部地方課	申込制
986	NPOの衝撃―「市民への分権」研究の窓欄	季刊社会保障研究 Vol.34	1998年12月	国立社会保障・人口問題研究所	申込制
987	総長杯弁論大会に寄せて 第18回東京大学総長杯争奪全国学生弁論大会	－	1998年12月	東京大学弁論部大会実行委員会	申込制
988	基調講演「分権改革と地方議会」	連 ren 創刊準備号 No.000	1998年11月	Local Network 連 編集委員会 (民主党組織委員会地方議員局)	自由閲覧
989	介護保険への取り組み 閑話休題	町村週報 2249号	1998年10月	全国町村会	申込制
990	第4章 独任制組織とその運営、第5章 合議制組織の改革	組織の開発と活性化 分権時代の自治体職員 4	1998年10月	ぎょうせい	自由閲覧
991	日本官僚制の分権改革―機関委任事務制度の終焉	現代日本のパブリック・フィロソフィ ライブラリ相関社会科学 5 編：山脇直司、大沢真理、松原隆一郎	1998年10月	新世社	自由閲覧
992	今月の視点 情報公開制度は新たな段階に 東京都における情報公開制度の新たなあり方に関する懇談会座長	とうきょう広報 1998年10月号	1998年10月	東京都政策報道室	申込制
993	21世紀において過疎地域が目指すもの 平成10年度過疎対策担当職員研修会講演記録	過疎情報 No.322	1998年10月	全国過疎地域活性化連盟	申込制
994	対談「分権時代の議会はどうかあるべきか」	フロンティア180 No.27	1998年10月	北海道町村会	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
995	自治体は分権改革に応えられるか	自治労通信 No.654	1998年10月	全日本自治団体労働組合	申込制
996	分権改革と人材育成の基本戦略	都市問題研究 第51巻第9号	1998年9月	都市問題研究会	自由閲覧
997	序章 分権改革の意義、第7章 自治体職員のセンスと活性化	地方分権推進と自治体職員 分権時代の自治体職員1	1998年9月	ぎょうせい	自由閲覧
998	地方分権の推進と情報公開	都政研究 360号	1998年9月	都政研究社	自由閲覧
999	技術革新の突破 閑話休題	町村週報 2242号	1998年8月	全国町村会	申込制
1000	講演「情報公開と市議会」平成10年8月26日実施	第68回都市行政問題研究会総会講演録	1998年8月	都市行政問題研究会	自由閲覧
1001	分権委の政治過程 断章	書齋の窓 No.476	1998年8月	有斐閣	申込制
1002	くらしづくりと分権改革	地方分権と地方自治	1998年7月	ぎょうせい	自由閲覧
1003	ディフォーム・パフォーム・リフォーム	あすの三重 第110号、1998年夏季	1998年7月	三重社会経済研究センター	申込制
1004	CS 戦略 閑話休題	町村週報 2236号	1998年6月	全国町村会	申込制
1005	分権改革と地方議会	—	1998年6月	ぎょうせい	自由閲覧
1006	国立大学改革と一般教育—大学院拡充で新たな危機	朝日新聞 1998年6月8日付、夕刊	1998年6月	朝日新聞社	申込制
1007	地方議会の活性化 閑話休題	町村週報 2231号	1998年5月	全国町村会	申込制
1008	飢えた心と想像力 閑話休題	町村週報 2226号	1998年4月	全国町村会	申込制
1009	「大衆化」に抗う	教養学部報 第419号	1998年4月	東京大学教養学部	申込制
1010	基調講演「住民の元氣と明日の大井川」／パネルディスカッション「住民主体のまちづくりをめざして」[要旨] 平成10年2月14日実施 まちづくりシンポジウム記事	広報おおいがわ No.375	1998年4月	大井川町	申込制
1011	基調講演「NPOと地方分権とまちづくり」平成10年11月15日実施 まちづくりシンポジウム	大井川町・げんきまち作戦 in 大井川 まちづくりシンポジウム報告書	1998年3月	大井川町まちづくり事業実行委員会	申込制
1012	パネルディスカッション「“まちづくり委員会”で役場と住民は変わるか」平成10年11月15日実施 まちづくりシンポジウム／コーディネーター	大井川町・げんきまち作戦 in 大井川 まちづくりシンポジウム報告書	1998年3月	大井川町まちづくり事業実行委員会	申込制
1013	分権改革の効用 巻頭言	兵庫県政学 第4号	1998年3月	兵庫県政学会事務局	申込制
1014	分権改革と住民自治の拡充	研修所だより 石積み No.17	1998年3月	滋賀県職員研修所	申込制
1015	記念講演「地方自治制度50周年と分権改革」平成9年12月11日実施	地方自治法施行50周年記念大会〈兵庫県広域市町村圏連絡協議会発足25周年記念〉記念講演報告	1998年3月	兵庫県広域市町村圏連絡協議会	自由閲覧
1016	相談の効用 東大教養学部長・総合文化研究科長	学生相談報告 特集：駒場の学生相談機関のネットワーク	1998年3月	東京大学大学院総合文化研究科・教養学部学生相談所	自由閲覧

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
1017	地方分権の推進と人材育成の視点	人事委員会会報 No.68	1998年 3月	東京都人事委員会 事務局	申込制
1018	ニューズレター刊行によせて	CAS ニューズレター 創刊号	1998年 3月	東京大学教養学部 附属アメリカ研究 資料センター	申込制
1019	講演「分権改革と地方自治の充実」 尾鷲講演会平成9年7月30日、 松阪講演会7月31日、上野講演会7 月31日、四日市講演会8月1日	「さわやかセミナー」 [県民局さわやかセミ ナー]「さわやか講演 会」講演録	1998年 3月	三重県広報聴課	申込制
1020	権力に潜む魔力 閑話休題	町村週報 2220号	1998年 2月	全国町村会	申込制
1021	アメリカ研究資料センター30 周年を迎えて	アメリカ研究振興会 会報 第58号	1998年 2月	アメリカ研究振興 会	申込制
1022	先見の明と改革 閑話休題	町村週報 2215号	1998年 1月	全国町村会	申込制
1023	機関委任事務制度の廃止と都道 府県の変革	都道府県展望 No.472	1998年 1月	全国知事会・都道 府県会館	申込制
1024	トーク&トーク 聞けば聞くほ どすてきな関係 榎山文枝&大 森彌 平成9年2月8日実施	和泉市 女と男の フォーラム'97報告書	1998年 1月	和泉市	申込制
1025	講演「地方分権と自治体職員の 役割」平成8年2月12日実施	まちづくり講演集 4	1997年	大井川町課長職員 研修会	自由閲覧
1026	「形の喪失」と大学教育の将来 エッセイ	文部時報 No.1450	1997年	文部省	申込制
1027	分権改革の効用 シリーズこの 人に聞く「地方分権」第3回	広報みたか 1997年 12月21日号	1997年 12月	三鷹市	申込制
1028	対談「地方分権と大分の嵐」 平松守彦大分県知事と対談	NEOOITA 第26号	1997年 12月	大分県	申込制
1029	基調報告「地方分権時代の市町 村の役割Ⅱ」平成9年8月8日開催	'97 北海道市町村長 交流会議 講演録	1997年 12月	北海道市町村振興 協会	自由閲覧
1030	パネルディスカッション「地方 分権時代の市町村の役割Ⅱ」 コーディネーター/平成9年8月8日開催	'97 北海道市町村長 交流会議 講演録	1997年 12月	北海道市町村振興 協会	自由閲覧
1031	分権時代の人材養成(特集 地 方分権と都市)	URC 都市科学 Vol.34	1997年 12月	福岡都市科学研究 所	申込制
1032	アメリカ研究資料センターの 30周年に寄せて	東京大学アメリカ研究 資料センター30年の あゆみ	1997年 11月	University of Tokyo Komaba	申込制
1033	分権改革への誤解 随想	内外情勢 No.187	1997年 11月	内外情勢調査会	申込制
1034	イミダス最新情報「行政」イ ミダス内容概略	青春と読書	1997年 11月	集英社	申込制
1035	分権改革の「筋」	月刊自治フォーラム Vol.458	1997年 11月	自治研修研究会	自由閲覧
1036	勧告の解説書を作り、自治の手 引に	月刊自治研 Vol.39 No.458	1997年 11月	自治研中央推進委 員会	自由閲覧
1037	はじめに	東京大学公開講座「東 京大学」第88回 平 成9年秋号	1997年 10月	東京大学出版会	申込制
1038	〈インタビュー〉地域経営から みた分権委勧告一補助金の整理 合理化をめぐる	TOWN & BUDGET Vol.1	1997年 10月	第一法規	申込制
1039	話題の NPO 閑話休題	町村週報 2206号	1997年 9月	全国町村会	申込制
1040	分権改革の誤解 閑話休題	町村週報 2201号	1997年 9月	全国町村会	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
1041	教養学部とは何者なのか	1996/1997学生論文集	1997年 9月	東京大学教養学部	申込制
1042	JC「小さなデモクラシー」への声援 地域主権推進連絡会議アドバイザー	地域主権の確立一心に 小さなデモクラシーの 火を灯してー	1997年 7月	日本青年会議所 地域主権推進連絡 会議	申込制
1043	最後は自己形成問題 自らみが いて 地域論とからめ どう豊 かになっていくか EX インタ ビュー「あの人に会いたい」	月刊 EX 1997年7月 号	1997年 7月	ぎょうせい	申込制
1044	市町村合併 閑話休題	町村週報 2194号	1997年 6月	全国町村会	申込制
1045	地方自治法153条の廃止 閑話 休題	町村週報 2189号	1997年 5月	全国町村会	申込制
1046	第一次勧告と分権のゆくえ 平 成9年1月18日開催「地方分権を考 えるフォーラム」講演録	フロンティア180 No.21	1997年 5月	北海道町村会	自由閲覧
1047	記念講演「地方分権と自治の充 実」 平成9年5月30日実施	地方自治ととり 地 方自治法施行50周年 記念式典	1997年 5月	鳥取県	申込制
1048	アカンタビリティ 閑話休題	町村週報 2184号	1997年 4月	全国町村会	申込制
1049	座談会「地方分権推進委員会第 一次勧告をめぐって」	ジュリスト No.1110	1997年 4月	有斐閣	自由閲覧
1050	「不幸」への誘い	教養学部報 第410号	1997年 4月	東京大学教養学部	申込制
1051	入学式における教養学部長式辞	学内広報 No.1095	1997年 4月	東京大学広報委員 会	申込制
1052	講演「区制五十周年を迎えて」 平成9年3月15日実施	文京区区制五十周年記 念講演記念誌	1997年 3月	文京区	自由閲覧
1053	地方分権時代における県職員の 役割と責任	熊本県職員情報誌 あ んな、こんな	1997年 3月	熊本県	申込制
1054	パネルディスカッション「地方 分権でつくりよう『ゆとり都山 形』」 平成8年11月6日開催	地方分権シンポジウム 報告書「地方分権でつ くりよう『ゆとり都山 形』」	1997年 3月	山形県総務部財政 課	自由閲覧
1055	基調講演「地方分権とわたした ちの暮らし」 平成8年11月6日開 催	地方分権シンポジウム 報告書「地方分権でつ くりよう『ゆとり都山 形』」	1997年 3月	山形県総務部財政 課	自由閲覧
1056	「最初の政府」の新時代を 特 別区半世紀の想い出	都政新報 1997年3 月28日号	1997年 3月	都政新報社	申込制
1057	男は「一村一品」を女にまかせ てよいか	すぐ腕繁盛記一大分一 村一品味紀行	1997年 3月	大分県一村一品女 にまかせろ100人 会	自由閲覧
1058	基調講演「一村一品21を探る 一男も交えて花いちもんめ」	一村一品21推進大会 第3回一村一品女にま かせろ交流大会	1997年 3月	大分県一村一品 21推進協議会	申込制
1059	分権時代の人材育成	地方自治 No.592	1997年 3月	地方自治制度研究 会	自由閲覧
1060	対談「地方分権とこれからの社 会福祉」	全国青年経営者会 News No.6	1997年 3月	全国青年経営者会	申込制
1061	基調講演「地方分権の実現に向 けて」 平成8年11月7日実施	地方分権 うつくし ま、ふくしま。フォー ラム 実施報告書	1997年 3月	福島県総務部人事 課	申込制
1062	着眼大局・着手小局 閑話休題	町村週報 2178号	1997年 2月	全国町村会	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
1063	追想 佐藤優 追悼文	－	1997年 2月	在研究所	自由閲覧
1064	俗人の人生観 閑話休題	町村週報 2173号	1997年 1月	全国町村会	申込制
1065	地方分権の推進について 平成 8年3月12日講演録	地方自治年鑑 平成8 年	1997年 1月	自治研修協会	申込制
1066	基調講演「地方自治と高齢者福 祉施策」 平成9年1月14日実施	24時間365日型介護 支援システムづくり市 民シンポジウム報告書	1997年 1月	川崎市・川崎市高 齢者保健福祉計画 推進等市民協議会	自由閲覧
1067	自治体における文化行政の課題	これからの芸術文化政 策―その課題と方途を 探る 討論	1996年	芸術文化化政策連 絡会議	自由閲覧
1068	分科会「行政の中の女と男～男 女共生をどう進めていますか？ ～」 第8分科会コーディネーター ／平成8年10月15日実施	宇都宮市制100周年記 念 日本女性会議'96 うつのみや 報告書	1996年	日本女性会議'96 うつのみや実行委 員会事務局（宇都 宮市市民保健部）	自由閲覧
1069	地方分権時代の市町村の役割 '96北海道市町村長交流会議 講演録	－	1996年 12月	北海道市町村振興 協会	自由閲覧
1070	パネルディスカッション「地方 分権型行政システムは21世紀 地域経済のキーワード」 地方分 権推進フォーラム'96 コー ディネーター／記録集あり／平成8 年11月28日開催	日本経済新聞 1996 年12月14日付	1996年 12月	日本経済新聞社	申込制
1071	分権時代と制度活性化	NIRA 政策研究 Vol.9、No.12	1996年 12月	総合研究開発機構	申込制
1072	分権時代の自治体職員	群馬県市町村職員情報 誌 AGORA Vol.5	1996年 12月	群馬県総務部地方 課	申込制
1073	Interview 話題の人 大森彌さ ん	Care Worker 介護 労 働 第33号	1996年 12月	介護労働安定セン ター	申込制
1074	地方公共団体職員の人材育成― 分権時代の人材戦略―「はしが ぎ」 地方行政運営研究会第13次 公務能率研究部会座長／「はしが ぎ」に座長名の記載あり	－	1996年 12月	地方行政運営研究 会・公務能率研究 部会	自由閲覧
1075	パネルディスカッション「“地 方分権型行政システム”は21 世紀地域経済のキーワード」 コーディネーター／平成8年11月28 日開催	地方分権推進フォーラ ム'96 in しずおか 報告書	1996年 11月	静岡県総務部市町 村課	自由閲覧
1076	講演「市町村長と知事との地域 づくりを語る会」 平成8年4月22 日開催	平成8年度 市町村長 会議概要「市町村長と 知事との地域づくりを 語る会」	1996年 11月	新潟県町村会	自由閲覧
1077	基調講演「地方分権と自治体の 課題」 伊勢崎佐波地域 地方分 権シンポジウム（伊勢崎佐波広域 市町村圏）	地方分権推進シンポジ ウム報告書	1996年 11月	群馬県総務部地方 課	申込制
1078	先端 閑話休題	町村週報 2165号	1996年 10月	全国町村会	申込制
1079	地方分権 真の理解者 選択を 新制度に学者の目	北海道新聞 平成8年 10月7日	1996年 10月	北海道新聞社	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
1080	基調講演「地方分権が地域発展の礎となるか」平成8年6月26日開催	自治体学会沖縄地域フォーラム定例会／自治体学会沖縄プレ大会報告書 吹け！分権の風 輝け！地域の個性	1996年10月	自治体学会沖縄地域フォーラム	自由閲覧
1081	地方分権の推進について（地方分権講演録 第4回）平成8年3月12日実施	月刊自治フォーラム Vol.445	1996年10月	地方自治研究資料センター	自由閲覧
1082	基調講演「地方分権推進と自治体の課題」平成8年10月23日実施	第13回全国自治体政策研究交流会議沖縄大会報告書	1996年10月	全国自治体政策研究交流会議沖縄大会実行委員会	申込制
1083	不可欠な地教行法の改革 閑話休題	町村週報 2160号	1996年9月	全国町村会	申込制
1084	対談「新世紀の地方分権にみる保健・医療・福祉」巻頭特別対談 糸氏英吉日本医師会副会長	JAPAN MEDICAL SOCIETY	1996年9月	JMS 編集委員会	申込制
1085	高齢者自立支援の新しいシステム 平成7年4月29日実施	介護福祉学 Vol.3、No.1	1996年9月	日本介護福祉学会	申込制
1086	講演「大井川町ー新しい暮らしの発見」平成8年8月18日実施	まちづくり講演集1	1996年8月	地域政策フォーラム	申込制
1087	分権時代の都道府県のあり方 巻頭言	彩の国さいたま 研修だより No.43	1996年8月	埼玉県自治研修センター	申込制
1088	保健所長の医師資格ははずせないか 論壇	朝日新聞 平成8年7月31日	1996年7月	朝日新聞社	申込制
1089	難関の税財政改革 閑話休題	町村週報 2154号	1996年7月	全国町村会	申込制
1090	「相違」を「地域の個性」にー自治体は魅力を競い	日本教育新聞 1996年7月20日付	1996年7月	日本教育新聞社	申込制
1091	高齢者介護の新たなシステム	かんば資金 No.218	1996年7月	簡保資金振興センター	申込制
1092	土地と精神的荒廃 閑話休題	町村週報 2149号	1996年6月	全国町村会	申込制
1093	講演「地方分権と自治体職員」平成8年4月1日実施 新規採用職員研修講演「自治体職員に望む」記録	いちいがし No.83	1996年6月	北九州市総務局職員研修所	申込制
1094	地方分権推進法の重み	都道府県展望 No.452	1996年5月	全国知事会	申込制
1095	国にほしい大役人 閑話休題	町村週報 2143号	1996年4月	全国町村会	申込制
1096	高齢者保健福祉計画と新たな介護システム	土木学会誌 Vol.81-4	1996年4月	土木学会	申込制
1097	21世紀の地方自治・情報化が地方行政をどう変えるか 政策研究フォーラムパネルディスカッション	ー	1996年3月	岐阜県地方自治大学校	自由閲覧
1098	原案は七分の強み 閑話休題	町村週報 2138号	1996年3月	全国町村会	申込制
1099	パネルディスカッション「21世紀の地方自治…情報化が地方行政をどう変えるか」パネラー／平成8年3月21日実施	政策研究フォーラム記録 21世紀の地方自治…情報化が地方行政をどう変えるか	1996年3月	岐阜県地方自治大学校	申込制
1100	基調報告「暮らしから見た分権社会のイメージ」「95自治体学フォーラムIN ところざわ」の内容	地方自治 Journal 通巻215、Vol.17	1996年3月	公人の友社	自由閲覧

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
1101	パネルディスカッション「都市の暮らしを可能にしている諸条件を組み替える時のイメージ」コーディネーター／「95自治体学フォーラム IN ところざわ」	地方自治 Journal 通巻215、Vol.17	1996年3月	公人の友社	自由閲覧
1102	都市自治の停滞と新たな展望（研究会議分科会講演）	地方自治年鑑 平成7年特集編	1996年3月	自治研修協会	自由閲覧
1103	都市自治の停滞と新たな展望／The Fragility of Urban Autonomy 英訳あり	EROPA 東京総会報告書「アジア・太平洋地域における行政の新たな潮流—地方分権の推進—	1996年3月	EROPA 東京総会組織委員会	申込制
1104	求められる自治体のあり方とその職員像—自己改革とビジョン—	自治体の自己改革—北九州市の挑戦と変革 1988—1996—	1996年3月	北九州市イメージアップ事務局	申込制
1105	はじめに（山間過疎地域国際研究・研修委員会委員長）	「山間過疎地の地域リーダー国際研修講座」事業報告書・1995	1996年3月	山間過疎地域国際研究・研修委員会	申込制
1106	講演「地方分権を担う体制づくり」平成7年11月13日実施 都市経営トップセミナー	会報都市研 第10号	1996年2月	福岡県都市研究センター	申込制
1107	漫画と日本人 閑話休題	町村週報 2132号	1996年1月	全国町村会	申込制
1108	これからの芸術文化政策 その課題と方途を探る 論文掲載	—	1996年1月	芸術文化振興連絡会議	申込制
1109	都市自治の停滞と新たな展望（研究会議分科会 D 講演）	月刊自治フォーラム Vol.436	1996年1月	地方自治研究資料センター	自由閲覧
1110	分権型社会に向けて自治体職員に求められるもの 巻頭言	協議会だより 研修 No.43	1995年	埼玉県市町村職員研修協議会	申込制
1111	地域と人との関わり	コミュニティひろしま No.97	1995年12月	広島県コミュニティづくり推進協議会	申込制
1112	パネルディスカッション「地方分権と住民自治」パネルディスカッション司会／平成7年8月28日開催	「彩の国 地方分権大学開校式・記念シンポジウム」記録	1995年12月	埼玉県総務部地域総務課	自由閲覧
1113	今度こそ地方分権の「推進」 閑話休題	町村週報 2125号	1995年11月	全国町村会	申込制
1114	「文化」としての自治体職員	自治研究 第71巻第11号	1995年11月	良書普及会	申込制
1115	自治行政と住民の「元氣」続・自治体行政学入門 大森彌自治体行政学シリーズⅡ	—	1995年10月	良書普及会	申込制
1116	官官接待とアカウンタビリティ 閑話休題	町村週報 2119号	1995年10月	全国町村会	申込制
1117	提言 高齢者介護の新たなシステムの構築に向けて	日本労働研究雑誌 No.427	1995年10月	労働政策研究・研修機構	申込制
1118	座談会「医療と福祉の日本型介護を考える—国、自治体、民間いま何をすべきか」	日本経済新聞 平成7年10月28日	1995年10月	日本経済新聞社	申込制
1119	基調講演「新たな高齢者介護システムの構築を目指して（ポイント）」平成7年6月22日開催	公的介護サービスセミナー報告書「公的介護保険で日本人の老後は安心か～行動派教授が提言する～」	1995年9月	財団法人ユニバーサル財団	自由閲覧

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
1120	新サービス担う市町村 首長と職員の質が心配	AERA 臨時増刊号 Vol.8No.41	1995年9月	朝日新聞出版	申込制
1121	なぜ、新介護システムか ～7/18区市町村社協役員研究協議会から	福祉広報 第441号	1995年9月	東京都社会福祉協議会	申込制
1122	インタビュー 新介護システムと自治体	月刊自治研 Vol.37 No.432	1995年9月	自治研中央推進委員会	自由閲覧
1123	高齢者のニーズに対応した介護システムとは 巻頭言	社会福祉広報 No.370	1995年9月	社会福祉・医療事業団	申込制
1124	大震災の証言者としての県職員—兵庫県政学会誌創刊号に寄せて—	兵庫県政学 創刊号	1995年8月	兵庫県政学会事務局	申込制
1125	高齢者介護の理想的なシステム 閑話休題	町村週報 2113号	1995年7月	全国町村会	申込制
1126	高齢者自立支援の新しい介護システム	おはよう21 第5巻、第11号	1995年7月	中央法規出版	申込制
1127	インタビュー 新しいケアのあり方を求めて	老健 第21号	1995年7月	全国老人保健施設協会	申込制
1128	「地方課」の名称を変えよ 閑話休題	町村週報 2108号	1995年6月	全国町村会	申込制
1129	大森彌が語る地方分権 政策的な自立 巻頭言	地方自治職員研修通巻378号	1995年6月	公職研	申込制
1130	権力の相貌 閑話休題	町村週報 2103号	1995年5月	全国町村会	申込制
1131	都市博問題こう思う	朝日新聞 朝刊、首都版、1995年5月19日	1995年5月	朝日新聞社	申込制
1132	青島都知事の当選と「ムラ・モデル」の克服	自治ネット大阪 Vol.6	1995年5月	自治体職員大阪ネットワーク会議	申込制
1133	新たな理念で高齢者介護制度を構想—大森彌高齢者介護・自立支援システム研究会座長に聞く— 特別インタビュー	週刊社会保障 No.1837	1995年5月	法研	申込制
1134	座談会「新たな高齢者介護システム」	厚生 第50巻第5号	1995年5月	厚生問題研究会	申込制
1135	高齢者介護と家族 閑話休題	町村週報 2098号	1995年4月	全国町村会	申込制
1136	現代日本の地方自治 放送大学教材	—	1995年3月	放送大学教育振興会	自由閲覧
1137	座談会「新たな時代における都道府県と市町村の役割」	新たな時代における都道府県と市町村の役割自治論集10	1995年3月	大阪府自治研究会	自由閲覧
1138	第2セッション あなたのまちで生涯を楽しく過ごせますか 講師	地方振興ひとづくり大学—平成6年度地域活性化施策促進費「地域振興仕掛人大学講座」報告書	1995年3月	地域政策フォーラム	自由閲覧
1139	インタビュー「新介護システム」の展開には国民の理解と意識変革が必要	月刊総合ケア 第5巻第3号	1995年3月	医歯薬出版	申込制
1140	特別区制度の改革に寄せて 平成7年2月特別区制度改革実現決起大会によせるインタビュー抜粋	特別区協議会リーフレット	1995年3月	特別区協議会制度改革推進室	申込制
1141	公的介護保険制度導入と自治体	晨 第14巻第3号	1995年3月	ぎょうせい	申込制
1142	地方分権と自治体職員	季刊行政管理 No.380	1995年3月	東京都職員研修所	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
1143	分権と自治行政の改革	季刊 TOMORROW 通巻34号	1995年 3月	あまがさき未来協 会	申込制
1144	『高齢者介護・自立支援システム研究会報告』について語る	医療'95 Vol.11 No.3	1995年 3月	メヂカルフレンド 社	申込制
1145	シンポジウム「人に優しいまちづくりー身近な生活環境をとおしてー」コーディネーター／平成6年10月30日開催	五十崎町合併40周年 記念まちづくりシンポ ジウム「人に優しいま ちづくりー身近な生活 環境をとおしてー」記 録集	1995年 3月	愛媛県喜多郡五十 崎町	自由閲覧
1146	基本理念を重視し一貫したシス テムを	老人保健福祉ジャーナ ル	1995年 2月	長寿社会開発セン ター	自由閲覧
1147	自治体職員の自己形成一二題	地方公務員月報 379 号	1995年 2月	自治省公務員課	申込制
1148	本人が本人に出会う	校友だより 64号	1995年 2月	自治大学校友会	申込制
1149	公的介護どう実践 何でもトー ク／山口昇氏との対談	日本経済新聞 2月12 日号朝刊	1995年 2月	日本経済新聞社	申込制
1150	阪神大震災と「ムラの生命」 閑話休題	町村週報 2092号	1995年 2月	全国町村会	申込制
1151	第1章 省庁の組織と定員	講座行政学第4巻 政 策と管理	1995年 1月	東京大学出版会	申込制
1152	パネルディスカッション「女性 施策セカンドステージ～めざめ の時代からはばたきの時代へ ～」パネリスト／平成6年10月3 日開催	台東区女性行動計画 はばたきプラン21記 念シンポジウム 記録 集	1995年 1月	台東区女性・コ ミュニティ課	申込制
1153	地方行革の核心	農 第14巻第1号	1995年 1月	ぎょうせい	申込制
1154	地域語で書く条例 閑話休題	町村週報 2087号	1995年 1月	全国町村会	申込制
1155	理念の確立が重要 高齢者介護 支援システム研究会座長（談）	週刊社会保障 No.1821	1995年 1月	法研	申込制
1156	回想の辻清明 事務局／刊行経 緯の報告	—	1994年	辻清明追想集刊行 会編集世話人会	申込制
1157	地方分権について	論・地方分権	1994年	島根自治体学会	申込制
1158	政策主体としての都道府県のあ り方～地方分権の推進を基本と した魅力ある地域づくり～ 平 成6年6月8日	県勢振興講演録シリ ーズ5	1994年	山口県企画部企画 課	自由閲覧
1159	シンポジウム「日米（共生）の パラダイム」コーディネーター ／平成6年6月4日実施	アメリカ研究資料セン ター公開シンポジウム 「日米共生のパラダイ ム」記録	1994年 12月	東京大学教養学部 附属アメリカ研究 資料センター	自由閲覧
1160	基調講演「地域を生きる」	第1回 全 国 定 住 化 フォーラム報告書	1994年 12月	鉄の歴史村地域振 興事業団	申込制
1161	コメンテーター提言 総括コメ ント（一村一品運動研究交流大 会）平成6年8月20日・21日開催	おおいたの未来を創造 する・一村一品運動研 究交流大会報告書	1994年 12月	大分県広報広聴課	申込制
1162	自治体職員論 能力・人事・研 修 大森彌自治体行政学シリ ーズⅢ	—	1994年 11月	良書普及会	自由閲覧
1163	高齢者サービスの地域ネット ワークに向けて	—	1994年 11月	中央法規出版	自由閲覧

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
1164	特別講演「今、自治体に求められている行政革新」平成6年11月1日・2日開催	第2回 自治体行政文化革新フォーラム報告書 まちづくりのための「新しい仕事のカタチ」をめざして	1994年11月	自治体行政文化革新フォーラム事務局（北九州市行政管理課）	自由閲覧
1165	分科会「市民の評価を重視する“仕事のカタチ”をめざして」平成6年11月1日・2日開催／第3分科会司会	第2回 自治体行政文化革新フォーラム報告書 まちづくりのための「新しい仕事のカタチ」をめざして	1994年11月	自治体行政文化革新フォーラム事務局（北九州市行政管理課）	自由閲覧
1166	挨拶（第1回兵庫県政学会研究発表会 代表運営委員）	Policy No.3	1994年11月	兵庫県政学会	申込制
1167	基調講演「国土政策と交流人口」	交流の拡大によるイーハトーブの創造～交流人口の増加に向けて～（平成6年度地域政策フォーラム―国土庁設立20周年記念事業―）	1994年11月	国土庁・岩手県・北上市	申込制
1168	パネルディスカッション「2002年ワールドカップと豊かな地域社会の構築に向けて」コーディネーター／平成6年9月30日開催	2002年ワールドカップシンポジウム会議録	1994年11月	日本サッカー協会	申込制
1169	サッカー 足と手の政治学 閑話休題	町村週報 2079号	1994年10月	全国町村会	申込制
1170	第一部「第1章 地球社会が抱えていること」第4章 日本人のアイデンティティを」ナビゲーター	人類共存のシナリオ	1994年10月	時事通信社	自由閲覧
1171	地方分権の行方と都市自治の可能性（東京大学教養学部教授）	地方分権大阪シンポジウム（1994.7.8） 21世紀の分権型社会をめざして―大阪からの提言	1994年10月	地方分権大阪シンポジウム事務局	自由閲覧
1172	地方分権―問われる都道府県のあり方	THE SIGNAL Vol.86	1994年10月	岩手県総務部人事課	申込制
1173	連載 これからの自治行政と政策（その1～その7）平成4年2月実施鹿児島県職員向け講演の連載／平成6年10月～平成7年2月まで	フレックスさが No.9、11、16、17、18、20、21	1994年10月	―	申込制
1174	恨みと崇り 閑話休題	町村週報 2074号	1994年9月	全国町村会	申込制
1175	提言 自治体の人づくりがポイント【発言要旨】	広報おおいた 通巻463号	1994年9月	大分県広報広聴課	申込制
1176	知の技法 閑話休題	町村週報 2068号	1994年7月	全国町村会	申込制
1177	記念講演「まちづくり心と技」	第8回自治体学会北海道フォーラム IN 釧路記録集	1994年7月	第8回自治体学会北海道フォーラム IN 釧路実行委員会	自由閲覧
1178	パネルディスカッション「高齢社会への千葉県の挑戦」高年齢パネラー／平成5年6月25日実施	安心して暮らせる高齢社会をめざして 自治労千葉まちづくりブックレット Vol.2	1994年7月	自治労千葉県本部	自由閲覧

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
1179	基調講演「高齢社会と人間の尊厳」平成5年6月25日実施	安心して暮らせる高齢社会をめざして 自治労千葉まちづくりブックレット Vol.2	1994年7月	自治労千葉県本部	自由閲覧
1180	特別区が変わる	ビューすぎなみ No.28	1994年7月	杉並区広報課	申込制
1181	40前後の自己鍛練 閑話休題	町村週報 2063号	1994年6月	全国町村会	申込制
1182	自治権拡充をさらに進める「移管案」を歓迎	区政会館だより 制度改革特集号	1994年6月	特別区協議会	自由閲覧
1183	地方分権一憲法41条と92条の「連携」 閑話休題	町村週報 2058号	1994年5月	全国町村会	申込制
1184	東京からみた地方分権	地方分権—日本学術会議主催公開シンポジウムにおける記録—(日学双書21)	1994年5月	日本学術協力財団	申込制
1185	パネルディスカッション「話してみよう子どもの今」コーディネーター	フォーラム 遊びと子どもの文化	1994年4月	ところざわ児童文化祭実行委員会	自由閲覧
1186	地方分権の推進と都道府県 平成6年2月14日実施 全国知事会地方分権担当者情報交換会 講演概要	都道府県展望 No.427	1994年4月	全国知事会	申込制
1187	分権化と自治行政(八) 続・自治体行政学入門—第85講—	自治実務セミナー 33-4	1994年4月	良書普及会	申込制
1188	「少子化」考 閑話休題	町村週報 2052号	1994年3月	全国町村会	申込制
1189	第5章 過疎地域再生の視点	過疎地域のルネッサンス	1994年3月	ぎょうせい	自由閲覧
1190	大森教授の挨拶趣旨(兵庫県政学会の設立意義)	Policy No.1	1994年3月	兵庫県政学会	申込制
1191	自治体の新たな行政システム	自治体の新しい行政システム 自治論集9	1994年3月	大阪府地方自治研究会	自由閲覧
1192	分権化と自治行政(七) 続・自治体行政学入門—第84講—	自治実務セミナー 33-3	1994年3月	良書普及会	申込制
1193	「政策研究さいたま」創刊号の発刊に寄せて さいたまづくり懇話会副座長／巻頭言	政策研究さいたま 創刊号	1994年3月	埼玉県自治研修センター	申込制
1194	大会に寄せて(「新しい23区」実現大会) 平成6年1月26日実施	「新しい23区」実現大会—やります! 清掃事業は私たちの手で—記録誌	1994年3月	特別区協議会制度改革推進室	自由閲覧
1195	職員の選挙運動 閑話休題	町村週報 2047号	1994年2月	全国町村会	申込制
1196	府県から自治体らしく 市民立国第2部	神戸新聞 平成6年2月2日	1994年2月	神戸新聞社	申込制
1197	政策形成能力と人材開発	判例地方自治 No.116	1994年2月	ぎょうせい	自由閲覧
1198	はじめに(老人保健福祉計画その要点と課題)	トップクラスの実践シリーズ! 老人保健福祉計画づくり最前線 別冊総合ケア	1994年2月	医歯薬出版	申込制
1199	住民参加の新たな息吹	かんば資金 No.189	1994年2月	簡保資金振興センター	申込制
1200	行政学と行政手続法	ジュリスト No.1039	1994年2月	有斐閣	自由閲覧
1201	分権化と自治行政(六) 続・自治体行政学入門—第83講—	自治実務セミナー 33-2	1994年2月	良書普及会	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
1202	分権化と自治行政（五） 続・自治体行政学入門—第82講—	自治実務セミナー 33-1	1994年 1月	良書普及会	申込制
1203	講演「保健福祉新時代」 平成6年1月18日実施	みやぎの地域福祉を考えるトップセミナー講演録	1994年 1月	宮城県保健福祉部	申込制
1204	地方分権論と都道府県	滋賀の経済と社会 No.70	1994年 1月	滋賀総合研究所	申込制
1205	城下町竹田のまちづくりシンポジウム基調講演（要約） 平成5年11月19日実施	城下町竹田のまちづくりシンポジウム報告書	1993年	城下町竹田のまちづくりシンポジウム実行委員会	申込制
1206	長寿社会とファッション	季刊 REGION View Vol.7	1993年	第一法規	申込制
1207	調査企画は職員の手で 閑話休題	町村週報 2041号	1993年 12月	全国町村会	申込制
1208	第1章 市町村と保健福祉の計画行政	保健福祉計画とまちづくり 長寿社会総合講座3	1993年 12月	第一法規	自由閲覧
1209	分権化と自治行政（四） 続・自治体行政学入門—第81講—	自治実務セミナー 32-12	1993年 12月	良書普及会	申込制
1210	職員を人材（人材）たらしめる	いちいがし No.75 市制30周年記念号	1993年 12月	北九州市職員研修所	申込制
1211	地方議会と二元的な代表制 平成5年8月27日 第7回自治体学会・東京大会（第8分科会）記録	地域開発 Vol.351	1993年 12月	日本地域開発センター	申込制
1212	鼎談「市町村保健福祉の到達点と二十一世紀の課題」	月刊福祉 76巻14号	1993年 12月	全国社会福祉協議会	申込制
1213	パネルディスカッション「集権型社会から分権型社会へ」コーディネーター／平成5年11月1日実施	地方分権シンポジウム実施報告書	1993年 12月	東京都企画審議室	申込制
1214	分権と生活都市東京の主張 平成5年11月1日実施	地方分権シンポジウム実施報告書	1993年 12月	東京都企画審議室	申込制
1215	地方分権と機関委任事務の廃止	季刊 REGION View Vol.8	1993年 12月	第一法規	申込制
1216	分権化と自治行政（三） 続・自治体行政学入門—第80講—	自治実務セミナー 32-11	1993年 11月	良書普及会	申込制
1217	地域を担う人材一人を育て人を活かす「町村と人材」調査研究報告書に寄せて	町村週報 2039号	1993年 11月	全国町村会	申込制
1218	政治改革と地方分権のゆくえ（第280回地域開発研究懇談会から） 平成5年9月24日実施 地域開発研究懇談会講演録	地域開発 Vol.350	1993年 11月	日本地域開発センター	申込制
1219	講演「民間活動の息吹と地域の輝き—県民運動の新たな展開—」 平成5年11月5日実施	「こころ豊かな地域づくりを求めて—新しいライフスタイルの創造を」 地方から考える県民運動交流フォーラム講演録	1993年 11月	兵庫県・こころ豊かな兵庫づくり推進協議会	申込制
1220	鉄の歴史村のこと 閑話休題	町村週報 2034号	1993年 10月	全国町村会	申込制
1221	パネルディスカッション「新たな分権社会をめざして」 コーディネーター／平成5年8月26日実施	「新たな分権社会をめざして」 第10回全国自治体政策研究交流会議報告書	1993年 10月	第10回全国自治体政策研究交流会議実行委員会（東京都総務局）	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
1222	分権化と自治行政（二） 続・自治体行政学入門―第79講―	自治実務セミナー 32-10	1993年10月	良書普及会	申込制
1223	座談会「地方分権のあり方」	ジュリスト No.1031	1993年10月	有斐閣	自由閲覧
1224	座談会「自治大学校の過去・現在・未来―21世紀への課題と展望―」 自治大学校創立40周年記念特集	月刊自治フォーラム vol.409	1993年10月	地方自治研究資料センター	自由閲覧
1225	東京から見た地方分権	地方分権シンポジウムテキスト	1993年10月	日本学術会議	申込制
1226	過疎再生の政策的視点と国際研究交流 議長／平成4年7月23日・24日開催	地域開発 Vol.349	1993年10月	日本地域開発センター	申込制
1227	分権化と自治行政（一） 続・自治体行政学入門―第78講―	自治実務セミナー 32-9	1993年9月	良書普及会	申込制
1228	首長権力の腐敗防止策 閑話休題	町村週報 2029号	1993年8月	全国町村会	申込制
1229	パネルディスカッション「高齢社会の健康と福祉」 司会／平成5年8月30日実施	高齢社会の健康と福祉を考える町民フォーラム記録	1993年8月	前沢町	自由閲覧
1230	記念講演「活力ある長寿社会を実現するために」 平成5年8月30日実施	高齢社会の健康と福祉を考える町民フォーラム記録	1993年8月	前沢町	自由閲覧
1231	「常勝自民」の神話も崩壊、二重権力を発生させるな 戦後政党政治の終焉―転換期の日本政治2	週刊東京大学新聞 第2904号	1993年8月	東京大学	申込制
1232	各省庁を分権化に追い込め	富山新聞 平成5年7月20日	1993年7月	富山新聞社	申込制
1233	抵抗省庁を追い込め	京都新聞 平成5年7月20日	1993年7月	京都新聞社	申込制
1234	ピーターの法則 閑話休題	町村週報 2023号	1993年7月	全国町村会	申込制
1235	第1章4 人口流動と行政需要	人口動態と行政サービス 21世紀の地方自治戦略4	1993年7月	ぎょうせい	自由閲覧
1236	「コミュニティ」再考	地域政策 Vol.10	1993年7月	地域政策研究会	申込制
1237	自治体職員の能力（五） 続・自治体行政学入門―第76講―	自治実務セミナー 32-7	1993年7月	良書普及会	申込制
1238	まず自治体に権限移譲を	南日本新聞 平成5年6月6日	1993年6月	南日本新聞社	申込制
1239	埼玉らしさの追求 オピニオン	県民だより 1993年6月1日	1993年6月	埼玉県	申込制
1240	自治体職員の能力（四） 続・自治体行政学入門―第75講―	自治実務セミナー 32-6	1993年6月	良書普及会	申込制
1241	「地方」課の改称 閑話休題	町村週報 2011号	1993年5月	全国町村会	申込制
1242	高齢化社会の地域課題と自治体―高齢者保健福祉計画策定の意義―	自治総研ブックレット 33	1993年5月	地方自治総合研究所	自由閲覧
1243	筑紫野市市制20周年記念行事心つくしの市民フォーラム 開催記録 コーディネーター／平成5年3月7日実施	広報ちくしの No.509	1993年5月	筑紫野市総務部	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
1244	県総合計画の意義	熊本開発 No.65	1993年 5月	熊本開発研究センター	申込制
1245	自治体職員の能力(三) 続・自治体行政学入門—第74講—	自治実務セミナー 32-5	1993年 5月	良書普及会	申込制
1246	はしがき	ネットワーク型社会の構築 21世紀の地方自治戦略12	1993年 4月	ぎょうせい	自由閲覧
1247	小豆島池田町での語らい 閑話休題	町村週報 2011号	1993年 4月	全国町村会	申込制
1248	自治体職員の能力(二) 続・自治体行政学入門—第73講—	自治実務セミナー 32-4	1993年 4月	良書普及会	申込制
1249	第4章17 大部屋主義の職場組織と管理職の役割	行政管理と人材開発 21世紀の地方自治戦略9	1993年 3月	ぎょうせい	自由閲覧
1250	豊の国づくり塾 閑話休題	町村週報 2007号	1993年 3月	全国町村会	申込制
1251	第2章5 首長の演技、第4章14 人事権の行使	自治体の首長—その資質と手腕— 21世紀の地方自治戦略3	1993年 3月	ぎょうせい	自由閲覧
1252	自治体で生きる—魅力と可能性—	年報自治体学 第6号	1993年 3月	良書普及会	自由閲覧
1253	懇話会「所沢市における文化の見えるまちづくり」平成所沢市文化国際交流推進懇話会会長	文化の見えるまちづくり 所沢市文化国際交流推進懇話会リポート	1993年 3月	所沢市文化国際交流課	申込制
1254	自治体職員の能力(一) 続・自治体行政学入門—第72講—	自治実務セミナー 32-3	1993年 3月	良書普及会	申込制
1255	都市自治と福祉行政	中野区・福祉都市への挑戦 21世紀に向けての地域型福祉サービス	1993年 2月	あけび書房	自由閲覧
1256	御飯 閑話休題	町村週報 2001号	1993年 1月	全国町村会	申込制
1257	新春てい談 大詰めの都区制度改革 司会	都政新報 1993年1月8日号	1993年 1月	都政新報社	申込制
1258	高齢者保健福祉計画の策定—大切な留意点	都道府県展望 No.411	1992年 12月	全国知事会	申込制
1259	観光における交流の意義	観光 No.315	1992年 12月	日本観光協会	申込制
1260	第3回高齢者ケア国際シンポジウム「ゆとりある生活環境と自立」記事 平成4年10月21、22日開催	読売新聞 夕刊、1992年11月6日	1992年 11月	読売新聞社	申込制
1261	自治行政と研修政策	政策課題と研修 YGUPAC シリーズ(Ⅲ)	1992年 11月	山梨学院大学行政研究センター	自由閲覧
1262	講演「協働して地域を興す」平成4年3月25日実施 「日本海の楽園、隠岐」21シナリオ計画策定記念講演会	「日本海の楽園、隠岐」へのチャレンジ—平成3年度調査研修事業報告—	1992年 11月	隠岐、絵の島花の島振興協議会	申込制
1263	文化としての自然	コミュニティひろしま No.80	1992年 11月	広島県コミュニティづくり推進協議会	申込制
1264	社会変動と地方自治(五) 続・自治体行政学入門—第68講—	自治実務セミナー 31-11	1992年 11月	良書普及会	申込制
1265	若者の生きがい 閑話休題	町村週報 1993号	1992年 10月	全国町村会	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
1266	座談会「今、なぜ交流なのか」	但馬の情報誌 T2 Vol.10	1992年10月	但馬理想都整備促進委員会	申込制
1267	発想の転換を求められる市町村	熊本開発 No.63	1992年10月	熊本開発研究センター	申込制
1268	基調講演「選機許されぬ制度改革」平成4年10月23日実施	新しい23区を実現する集い もっと身近に もっと便利に 記録集	1992年10月	特別区協議会制度改革推進室	自由閲覧
1269	社会変動と地方自治(四) 続・自治体行政学入門—第67講—	自治実務セミナー 31-10	1992年10月	良書普及会	申込制
1270	ジンザイ・いろいろ 閑話休題	町村週報 1988号	1992年9月	全国町村会	申込制
1271	第2回講義 地域らしさの創造	平成4年度 新・伊達なクニづくり実践塾 報告書	1992年9月	宮城県	申込制
1272	社会変動と地方自治(三) 続・自治体行政学入門—第66講—	自治実務セミナー 31-9	1992年9月	良書普及会	申込制
1273	行革審第三次答申を読んで	総務庁広報誌 M&C 1992年8月号	1992年8月	総務庁	申込制
1274	記念講演「保健福祉の最前線に立つ市町村」平成4年8月31日実施	市町村トップセミナーⅡ 講演記録	1992年8月	山口県社会福祉職員研修所	自由閲覧
1275	講演「高齢者保健福祉計画と自治行政—最先端に立つ市町村—」	市町村トップセミナー「健康で明るい豊かな長寿社会を考える」報告書	1992年8月	滋賀県	申込制
1276	社会変動と地方自治(二) 続・自治体行政学入門—第65講—	自治実務セミナー 31-8	1992年8月	良書普及会	申込制
1277	サービス考 閑話休題	町村週報 1982号	1992年7月	全国町村会	申込制
1278	基調講演「市町村と老人保健福祉計画の意義」平成4年5月22日実施	「老人保健福祉計画市町村担当課長会議」講演録	1992年7月	群馬県県民生活部及び衛生環境部	自由閲覧
1279	社会変動と地方自治(一) 続・自治体行政学入門—第64講—	自治実務セミナー 31-7	1992年7月	良書普及会	申込制
1280	時間の観念 閑話休題	町村週報 1977号	1992年6月	全国町村会	申込制
1281	この世を生きる	CS Network 第2号	1992年6月	NHK 学園専攻科 CS ネットワーク事務局	申込制
1282	町村と国土(六) 続・自治体行政学入門—第63講—	自治実務セミナー 31-6	1992年6月	良書普及会	申込制
1283	鶏の鳴き方と葬式と文化と 閑話休題	町村週報 1972号	1992年5月	全国町村会	申込制
1284	地域の自律性ともてなしの文化	ゆふいん環境新聞 新・花水樹 創刊号	1992年5月	—	申込制
1285	インタビュー「手引き」のここが知りたい	老人保健福祉ジャーナル 第3巻第1号 通巻13号	1992年5月	長寿社会開発センター	申込制
1286	政争の具の疑い 埼玉県土曜会と畑知事との関係／コメント	東京新聞 1992年5月29日	1992年5月	東京新聞社	申込制
1287	町村と国土(五) 続・自治体行政学入門—第62講—	自治実務セミナー 31-5	1992年5月	良書普及会	申込制
1288	平等化の方策を早く 政治の風景⑫	新潟日報 平成4年4月30日	1992年4月	新潟日報社	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
1289	講演「これからの自治行政と政策」平成4年2月7日実施／鹿児島県職員研修	地方行財政調査会講演シリーズ 第48号	1992年 4月	地方行財政調査会	自由閲覧
1290	管理者のリーダーシップ 平成3年7月12日実施トップマネージメントセミナー記録	自治研修あきた No.30	1992年 4月	秋田県自治研修所	申込制
1291	『地方自治』改訂初版	－	1992年 4月	日本放送協会学園	自由閲覧
1292	じょあんへ〈出会い〉 インターフェイスじょあん 居酒屋じょあん	じょあん十周年記念文集 乾杯!! じょあん	1992年 4月	じょあん十周年記念文集発行委員会	申込制
1293	町村と国土(四) 続・自治体行政学入門―第61講―	自治実務セミナー 31-4	1992年 4月	良書普及会	申込制
1294	納豆と文化 閑話休題	町村週報 1966号	1992年 3月	全国町村会	申込制
1295	なりふり構わぬ擬態 政治の風景⑪	新潟日報 平成4年3月30日	1992年 3月	新潟日报社	申込制
1296	第1章 行政サービスにおける情報システムの意義と役割 研究会委員長／第1章執筆	平成3年度 高齢化社会における保健・医療・福祉情報システムの調査研究報告書―カードメディアを中心にして―	1992年 3月	長寿社会開発センター	申込制
1297	提言Ⅱ (ふくおか地域づくりセミナー)	ふくおか地域づくりセミナー記録	1992年 3月	ふくおか地域づくりセミナー実行委員会 (福岡県地方課)	申込制
1298	討論 (ふくおか地域づくりセミナー) コーディネーター	ふくおか地域づくりセミナー記録	1992年 3月	ふくおか地域づくりセミナー実行委員会 (福岡県地方課)	申込制
1299	ごあいさつ (湯布院町総合計画)	湯布院町総合計画 一人からはじまる湯布院のまちづくり	1992年 3月	湯布院町企画課	申込制
1300	開講式基調講演「地域の活性化に求められるもの」平成3年7月19日・20日実施	平成3年度いばらきふるさと塾記録集	1992年 3月	茨城県総務部地方課	自由閲覧
1301	パネルディスカッション (環日本海会議)「環日本海時代への提言」パネリスト／平成3年11月9日・10日実施	第3回 日本海・文化交流会議 報告書	1992年 3月	日本海・文化交流会議開催委員会	自由閲覧
1302	『交流人口と地域づくりに関する調査研究報告書』まえがき 調査研究委員会委員長／「まえがき」に委員長の記名あり	－	1992年 3月	地域活性化センター	自由閲覧
1303	男優位の物語とその克服	年報自治体学 第5号	1992年 3月	良書普及会	申込制
1304	町村と国土(三) 続・自治体行政学入門―第60講―	自治実務セミナー 31-3	1992年 3月	良書普及会	申込制
1305	特別区職員への期待 巻頭論文	特別区職員ハンドブック1992	1992年 2月	特別区職員研修所	自由閲覧
1306	地方勤務クライ 閑話休題	町村週報 1961号	1992年 2月	全国町村会	申込制
1307	地域保健・医療・福祉サービスと公衆衛生看護教育―老人福祉法等の改正とその意味について	公衆衛生 第56巻第2号	1992年 2月	医学書院	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
1308	過疎の克服に向かって	地域開発 Vol.329	1992年 2月	日本地域開発セン ター	自由閲覧
1309	全体会「地域の人・こころ・ロ マン 宇都宮大会」 コーディ ネーター／平成4年2月5日・6日実 施	文化のまちづくり全国 大会—第2回全国文化 の見えるまちづくり政 策研究フォーラム— 「地域の人・こころ・ ロマン 宇都宮大会」 記録集	1992年 2月	文化のまちづくり 全国大会実行委員 会	申込制
1310	パネルディスカッション「文化 の息づくまちづくり、人づく り」 コーディネーター／平成4年 2月5日・6日実施	文化のまちづくり全国 大会—第2回全国文化 の見えるまちづくり政 策研究フォーラム— 「地域の人・こころ・ ロマン 宇都宮大会」 記録集	1992年 2月	文化のまちづくり 全国大会実行委員 会	申込制
1311	たかり体質変わらず 政治の風 景⑩	新潟日報 平成4年2 月	1992年 2月	新潟日报社	申込制
1312	鈍感すぎる対米発言 政治の風 景⑨	新潟日報 平成4年1 月31日	1992年 1月	新潟日报社	申込制
1313	力量問われる市町村—「老人保 健福祉計画」の策定 ビュー	全社協 NEWS NORMA 1992年1月号	1992年 1月	全国社会福祉協議 会	申込制
1314	「和を以て貴しと為す」の原義 閑話休題	町村週報 1956号	1992年 1月	全国町村会	申込制
1315	座談会「いま求められている “コーポレート・シチズンシッ プ”とは」	地域開発ニュース No.235	1992年 1月	東京電力	申込制
1316	町村と国土（一） 続・自治体行 政学入門—第58講—	自治実務セミナー 31—1	1992年 1月	良書普及会	申込制
1317	Local Administration and Leadership of the Head	Local Government Review in Japan No.19	1991年	Jichi Sogo Center	申込制
1318	情報公開と個人情報保護—自治 体行政の運営のあり方—	季刊行政管理 No.364	1991年	東京都職員研修所	申込制
1319	特別区職員に求められるもの	人事委員会年報 平成 2年度	1991年	特別区人事委員会	申込制
1320	しつけ、先生に任すな 政治の 風景⑧	新潟日報 平成3年12 月31日	1991年 12月	新潟日报社	申込制
1321	座談会「辻行政学を語る」 平 成3年9月19日実施	季刊行政管理研究 No.56 辻清明先生追 悼特集	1991年 12月	行政管理研究セン ター	自由閲覧
1322	『公務員制の研究』の刊行と辻 行政学	UP 230号	1991年 12月	東京大学出版会	申込制
1323	この人に聞く 行政のあり方が 問われる『老人保健福祉計画』 づくり	長寿社会21 Vol.2 No.9	1991年 12月	長寿社会開発セン ター	申込制
1324	研修・人材開発・管理職	総研ジャーナル No.46	1991年 12月	神奈川県自治総合 研究センター	申込制
1325	討議「これからのまちづくりへ の提言—湯布院町を創ってきた もの—」 平成3年11月4日開催全 国まちづくり仕掛人会議	生涯フォーラム 第1105号	1991年 12月	社会教育協会	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
1326	基調講演「今、過疎新時代—その大いなるポテンシャル」平成3年10月29日実施／主催 国土庁、兵庫県、全国過疎地域活性化連盟	全国過疎問題シンポジウム報告書	1991年12月	全国過疎問題シンポジウム実行委員会	申込制
1327	パネルディスカッション「過疎地域の活性化を目指して」平成3年10月29日実施／主催 国土庁、兵庫県、全国過疎地域活性化連盟	全国過疎問題シンポジウム報告書	1991年12月	全国過疎問題シンポジウム実行委員会	申込制
1328	自治体の法務行政（三） 続・自治体行政学入門—第57講—	自治実務セミナー 30-12	1991年12月	良書普及会	申込制
1329	守れ農山村景観の美 政治の風景⑦	新潟日報 平成3年11月30日	1991年11月	新潟日报社	申込制
1330	行政計画としての高齢者保健福祉	地域開発 Vol.326	1991年11月	日本地域開発センター	申込制
1331	第1章1：地域間交流と町村政の活性化 第3章1：全国で展開する交流事業—町村の事例（共同執筆）	「地域を拓き 地域を結ぶ 町村の交流事業」報告書	1991年11月	全国町村会・町村自治研究会・町村研究フォーラム	自由閲覧
1332	「地域を拓き地域を結ぶ」町村の交流事業「町村と地域間交流」報告書まとまる 視点	町村週報 1952号	1991年11月	全国町村会	申込制
1333	自治体の法務行政（二） 続・自治体行政学入門—第56講—	自治実務セミナー 30-11	1991年11月	良書普及会	申込制
1334	まつわるカネの醜聞 政治の風景⑥	新潟日報 平成3年10月31日	1991年10月	新潟日报社	申込制
1335	辛苦みつ地域を興す 閑話休題	町村週報 1948号	1991年10月	全国町村会	申込制
1336	自主研究活動と職場	協議会だより 研修 No.35	1991年10月	埼玉県市町村職員研修協議会	申込制
1337	自治体の法務行政（一） 続・自治体行政学入門—第55講—	自治実務セミナー 30-10	1991年10月	良書普及会	申込制
1338	「ふるさと」と元気 閑話休題	町村週報 1943号	1991年9月	全国町村会	申込制
1339	情報の公開に及び腰 政治の風景⑤	新潟日報 平成3年9月	1991年9月	新潟日报社	申込制
1340	高齢者の女性に合わせた在宅サービスの整備が急務 シリーズ・長寿社会さいたま⑬	ONION 1991年3月号	1991年9月	ソニオンの会	申込制
1341	特集 公的福祉はどこへいく	福祉展望 第12号	1991年9月	東京都社会福祉協議会	申込制
1342	対談／計画の意義と基本的内容を話し合う 保健と福祉の総合めぐす 厚生省大臣官房老人保健福祉部老人福祉計画課長と対談	長寿社会21 Vol.2、No.7	1991年9月	長寿社会開発センター	申込制
1343	北九州市職員研修見直しに関する意見 北九州市職員研修見直し委員会顧問	—	1991年9月	北九州市	自由閲覧
1344	自治体間の差—意欲と力量	FURUSATO Vol.8	1991年9月	地域総合整備財団	申込制
1345	首長論（九） 続・自治体行政学入門—第54講—	自治実務セミナー 30-9	1991年9月	良書普及会	申込制
1346	円形テーブルで討議 政治の風景④	新潟日報 平成3年8月29日	1991年8月	新潟日报社	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
1347	Review 老人保健福祉計画策定への視点	晨 第10巻第8号	1991年 8月	ぎょうせい	申込制
1348	自治行政と首長のリーダーシップ	月刊自治フォーラム Vol.383	1991年 8月	地方自治研究資料 センター	自由閲覧
1349	首長論（八） 続・自治体行政学入門—第53講—	自治実務セミナー 30-8	1991年 8月	良書普及会	申込制
1350	国家機関は名ばかり 政治の風景③	新潟日報 平成3年7 月29日	1991年 7月	新潟日报社	申込制
1351	旅と「いつとき豪華主義」 閑話休題	町村週報 1937号	1991年 7月	全国町村会	申込制
1352	二元的な代表制と議会の改善 地方自治に思う	地方議会人 第22巻 第2号	1991年 7月	全国市議会議長 会・全国町村議 会議長会	申込制
1353	「所沢」球場へ 随想 私のところざわ	広報ところざわ No.677	1991年 7月	所沢市	申込制
1354	THE CULTURAL MILIEU AND PUBLIC ADMINISTRATION : THE JAPANESE EXPERIENCE 英語で大部屋主義を説明	Public Administration in the 1990s : Challenges and Opportunities	1991年 7月	G.B.N.Pradhan Mila A.Reforma	申込制
1355	首長論（七） 続・自治体行政学入門—第52講—	自治実務セミナー 30-7	1991年 7月	良書普及会	申込制
1356	差別撤廃、発想転換を 政治の風景②	新潟日報 平成3年6 月29日	1991年 6月	新潟日报社	申込制
1357	直営と民間委託と 閑話休題	町村週報 1932号	1991年 6月	全国町村会	申込制
1358	首長論（六） 続・自治体行政学入門—第51講—	自治実務セミナー 30-6	1991年 6月	良書普及会	申込制
1359	河童と人間 誕生のあり方に相違 政治の風景①	新潟日報 平成3年5 月31日	1991年 5月	新潟日报社	申込制
1360	首長論（五） 続・自治体行政学入門—第50講—	自治実務セミナー 30-5	1991年 5月	良書普及会	申込制
1361	「上り、下り」の廃止 閑話休題	町村週報 1926号	1991年 4月	全国町村会	申込制
1362	まちづくりの原点	石川自治と教育 第 449号	1991年 4月	石川県教育文化 会議	申込制
1363	福祉最前線に立つ市町村	社会福祉研究 第50 号	1991年 4月	鉄道弘済会	自由閲覧
1364	基調講演「地域を拓く」 平成3年4月20日実施 まちづくりシンポジウム in TARA'91	「太良町まちづくりシンポジウム」講演録	1991年 4月	太良町	申込制
1365	パネルディスカッション「人を起こし、まちを興す太良町の21世紀に向けて」 平成3年4月20日実施 まちづくりシンポジウム in TARA'91／アドバイザー	「太良町まちづくりシンポジウム」講演録	1991年 4月	太良町	申込制
1366	首長論（四） 続・自治体行政学入門—第49講—	自治実務セミナー 30-4	1991年 4月	良書普及会	申込制
1367	「コミュニティ」管見 閑話休題	町村週報 1920号	1991年 3月	全国町村会	申込制
1368	講演「保健・福祉と市町村の時代」 平成3年11月5日実施	市町村トップセミナー 報告書—長寿社会は 地域が主役—	1991年 3月	福岡県市長会・ 福岡県町村会	自由閲覧
1369	講演「自治行政と文化」 昭和63年12月23日実施 第2回文化行政講演会記録	あなたへのメッセージ 新たな文化のまち づくりをめざして— 文化行政講演会集—	1991年 3月	戸田市	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
1370	再び所沢市文化・国際交流懇話会によせて	国際交流の推進—所沢がばたかのために(所沢市文化・国際交流懇話会・レポート)	1991年 3月	所沢市企画部 文化・国際交流担当	自由閲覧
1371	パネルディスカッション「峡北の地域づくり 私たちのめざすもの」 パネラー／平成2年9月22日実施	明日の峡北を考える「甲斐路塾」～峡北の地域づくり 私たちのめざすもの～ 記録	1991年 3月	山梨県北巨摩地方振興事務所	自由閲覧
1372	基調講演「リゾートブームの中で地域づくりを考える」 平成2年9月22日実施	明日の峡北を考える「甲斐路塾」～峡北の地域づくり 私たちのめざすもの～ 記録	1991年 3月	山梨県北巨摩地方振興事務所	自由閲覧
1373	基調講演「地域の可能性を拓く」 平成2年9月4日実施	平成2年度地域づくりシンポジウム報告書	1991年 3月	愛知県	自由閲覧
1374	パネルディスカッション「地域づくりのすすめ」 コーディネーター／平成2年9月4日実施	平成2年度地域づくりシンポジウム報告書	1991年 3月	愛知県	自由閲覧
1375	講演「これからの自治体経営」—平成2年度トップセミナーの講演から— 平成3年1月14日実施 平成2年度トップセミナー	研修 HOKKAIDO No.76	1991年 3月	北海道自治研修所	申込制
1376	文化の見えるまちづくり	芸団協 218号	1991年 3月	日本芸能実演家団体協議会	申込制
1377	行政の「鉄格子」 巻頭言	季刊行政管理研究 No.53	1991年 3月	行政管理研究センター	申込制
1378	ふるさと資源活用に関する調査研究報告書 ふるさと資源活用に関する調査研究委員会委員長／「まえがき」に記名	—	1991年 3月	地域活性化センター	自由閲覧
1379	第1章「改正老人福祉法等における国、都道府県、市町村」第2章「事例研究・保健福祉行政—市と町村のちがひ」 分担執筆	老人保健医療福祉に関する理論研究事業の調査研究報告書	1991年 3月	長寿社会開発センター	自由閲覧
1380	座談会「21世紀の自治体を担う職員に求められるもの」 平成2年10月13日実施	自治総合センター40周年記念誌 10年のあゆみ	1991年 3月	神奈川県自治総合研究センター	申込制
1381	地域と上手につき合うために	県民活動研究 No.1	1991年 3月	埼玉県県民活動総合センター	申込制
1382	首長論(三) 続・自治体行政学入門—第48講—	自治実務セミナー 30-3	1991年 3月	良書普及会	申込制
1383	地方制度調査会の答申と特別区 地方政府新時代	研修のひろば 別冊 No.9	1991年 2月	特別区職員研修所	自由閲覧
1384	「地域づくり」としてのイベント	クォーターリーかわさき No.27	1991年 2月	川崎市	申込制
1385	第7章 課レベルの組織変動とその動因 研究委員会委員／分担執筆	行政体系の編成と管理に関する調査研究報告書(平成元年度)	1991年 2月	総務庁長官官房企画課	申込制
1386	首長論(二) 続・自治体行政学入門—第47講—	自治実務セミナー 30-2	1991年 2月	良書普及会	申込制
1387	昇任選考の改善 閑話休題	町村週報 1914号	1991年 1月	全国町村会	申込制
1388	首長論(一) 続・自治体行政学入門—第46講—	自治実務セミナー 30-1	1991年 1月	良書普及会	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
1389	今後の地域活動のあり方	平成2年度婦人大学校 専門コース講義要録 「地域活動への実践」	1990年	埼玉県県民活動総合センター	申込制
1390	過疎地域活性化への視点 過疎 地域問題調査会 調査研究委員会 委員長／分担執筆	地方振興対策調査報告 書—新たな過疎地域振 興計画のあり方等に関 する調査研究—	1990年	過疎地域問題調査 会	申込制
1391	住民サイドの地域づくりとは 巻頭言	舞たうん Vol.20	1990年 12月	まちづくりネット ワーキングえひめ	申込制
1392	対談「特別区の制度改正を語 る」	都政研究 257号	1990年 12月	都政研究社	自由閲覧
1393	機動隊の殴打がきっかけ 教養 学部大森彌教授（行政学）紹 介記事	週刊東京大学新聞 第 1693号	1990年 12月	東京大学	申込制
1394	地域を見る眼の大切さ	月刊自治フォーラム Vol.374	1990年 12月	地方自治研究資料 センター	申込制
1395	もやいの会除幕式発言記録 平成元年12月8日開催	もやい No.3 都市 と墓地研究会	1990年 12月	もやいの会	申込制
1396	無縁仏はない（「もやいの会」 へ寄せるメッセージ）	もやいの会会報 舩・ もやい 第1号	1990年 12月	もやいの会	申込制
1397	職員と人事異動（七） 続・自 治体行政学入門—第45講—	自治実務セミナー 29-12	1990年 12月	良書普及会	申込制
1398	シンポジウム「市町村福祉の時 代—地域福祉における行政・社 協・施設の役割」発言要旨 平 成2年11月15～17日開催 全国老人 福祉施設大会	週刊社会保障 No.1614	1990年 11月	法研	申込制
1399	高齢者保健福祉推進と町村 視 点	町村週報 1908号	1990年 11月	全国町村会	申込制
1400	職員と人事異動（六） 続・自 治体行政学入門—第44講—	自治実務セミナー 29-11	1990年 11月	良書普及会	申込制
1401	講演「地域の活性化と人づく り」[要約]	ふるさとニュース 平 成2年11月号	1990年 11月	茨城県総務部地方 課	申込制
1402	日本海・文化交流会議 閑話休 題	町村週報 1905号	1990年 10月	全国町村会	申込制
1403	町村総会 閑話休題	町村週報 1902号	1990年 10月	全国町村会	申込制
1404	国と地方の関係 平成2年5月23 日実施 食品保健特殊技術講習会 記録	食品衛生研究 第40 巻第10号	1990年 10月	日本食品衛生協会	申込制
1405	職員と人事異動（五） 続・自 治体行政学入門—第43講—	自治実務セミナー 29-10	1990年 10月	良書普及会	申込制
1406	職員と人事異動（四） 続・自 治体行政学入門—第42講—	自治実務セミナー 29-9	1990年 9月	良書普及会	申込制
1407	学校の喪失 閑話休題	町村週報 1896号	1990年 8月	全国町村会	申込制
1408	市民型文化ビジョン—実務と理 論の新たな出会いを求めて— （第四回自治体学会大阪大会を リポート）	地方行政 第8354号	1990年 8月	時事通信社	申込制
1409	職員と人事異動（三） 続・自 治体行政学入門—第41講—	自治実務セミナー 29-8	1990年 8月	良書普及会	申込制
1410	社会福祉と市町村の時代	地域開発 Vol.310	1990年 7月	日本地域開発セン ター	申込制
1411	戦場（職場）と基地（家庭） 閑話休題	町村週報 1891号	1990年 7月	全国町村会	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
1412	自治行政と住民の「元氣」 続・自治体行政学入門大森彌自治 体行政学シリーズⅡ	—	1990年 7月	良書普及会	自由閲覧
1413	職員と人事異動（二） 続・自 治体行政学入門—第40講—	自治実務セミナー 29-7	1990年 7月	良書普及会	申込制
1414	自治行政と職員育成の基本	季刊 TOMORROW 通巻15号	1990年 6月	あまがさき未来協 会	申込制
1415	職員と人事異動（一） 続・自 治体行政学入門—第39講—	自治実務セミナー 29-6	1990年 6月	良書普及会	申込制
1416	対談「男と女のハーモニーをも とめて」平成2年3月17日開催長 寿社会を考える女性フォーラムの レポート	月刊 埼玉タイムズ 通巻98号	1990年 5月	週刊埼玉タイムズ	自由閲覧
1417	大部屋執務 閑話休題	町村週報 1885号	1990年 5月	全国町村会	申込制
1418	住区協議会と住民自治	建築とまちづくり 158号	1990年 5月	新建築家技術者集 団	申込制
1419	憲法と地方自治—憲法記念日に 寄せて 今月の視点	とうきょう広報 1990年5月号	1990年 5月	東京都	申込制
1420	職員研修の改革（六） 続・自 治体行政学入門—第38講—	自治実務セミナー 29-5	1990年 5月	良書普及会	申込制
1421	風おこしのちかい 閑話休題	町村週報 1880号	1990年 4月	全国町村会	申込制
1422	座談会「国と地方の関係—新行 革審答申をめぐる—」	ジュリスト No.953	1990年 4月	有斐閣	自由閲覧
1423	職員研修の改革（五） 続・自 治体行政学入門—第37講—	自治実務セミナー 29-4	1990年 4月	良書普及会	申込制
1424	もうひとつの地方自治論（その 2）自治体学の創造をめざして コメント	—	1990年 3月	神奈川県自治総合 研究センター	自由閲覧
1425	組織風土の革新	自治の担い手研究Ⅰ 地域をデザインする— 自己実現のまちづくり と自治体職員	1990年 3月	特別区職員研修所	自由閲覧
1426	所沢市文化・国際交流懇話会に よせて	所沢市文化・国際交流 懇話会・レポート 所 沢がはばたくために	1990年 3月	所沢市企画部文 化・国際交流担当	自由閲覧
1427	文化・国際交流と行政への期待	所沢市文化・国際交流 懇話会・レポート 所 沢がはばたくために	1990年 3月	所沢市企画部文 化・国際交流担当	自由閲覧
1428	提言 地域の活性化は職員の活 性化から	個性ある地域づくりガ イドブック ふくおか クリエイターへの PASSPORT	1990年 3月	個性ある地域づく りガイドブック研 究会（福岡県総務 部）	申込制
1429	講演「地域興しと自治行政」 平成元年3月29日実施	ふるさとづくり講演会 —講演録—	1990年 3月	群馬県企画部地域 振興課	自由閲覧
1430	夢おこしと地方自治 平成元年 度管理者研修	研修講義録集	1990年 3月	岐阜県自治研修所	自由閲覧
1431	「夢おこし」シンポジウム記録 平成元年度管理者研修／オブザー バー	研修講義録集	1990年 3月	岐阜県自治研修所	自由閲覧
1432	地域と役所の活性化について	新世紀へ向けて—ぐん ま二十一世紀委員から の提言	1990年 3月	群馬県企画部	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
1433	新たなまちづくりと地域リーダー	市町村職員のためのまちづくりゼミナール公演から 第1号	1990年 3月	埼玉総合研究機構	申込制
1434	高齢者の生きがいと社会参加 特別寄稿	ことばき鳥取 第3号	1990年 3月	鳥取県社会福祉協議会	申込制
1435	職員研修の改革(四) 続・自治体行政学入門—第36講—	自治実務セミナー 29-3	1990年 3月	良書普及会	申込制
1436	先生 閑話休題	町村週報 1874号	1990年 2月	全国町村会	申込制
1437	講演「特別区の進むべき道」 平成2年11月2日実施	新しい東京23区を実現する集い 記録誌	1990年 2月	特別区協議会制度改革推進室	自由閲覧
1438	職員研修の改革(三) 続・自治体行政学入門—第35講—	自治実務セミナー 29-2	1990年 2月	良書普及会	申込制
1439	総括講演「これでいいのか市町村振興計画」平成元年8月26日・27日実施	市町村の振興計画を考える シンポジウム報告書	1990年 2月	愛媛県久万町・愛媛県市町村振興協会	申込制
1440	パネルディスカッション「地域経営を担う人材」コーディネーター／「(地域フォーラムin大分'89)地域の新しい産業政策を求めて第3セッション」の記録	地域開発 Vol.304	1990年 1月	日本地域開発センター	自由閲覧
1441	対談「新たなステップに向かって」平成2年1月17日実施／住区協議会活動事例集対談	住区協議会活動事例集	1990年 1月	中野区住区協議会	申込制
1442	河童 閑話休題	町村週報 1869号	1990年 1月	全国町村会	申込制
1443	第7章 法務省の組織変遷 分担執筆	行政体系の編成と管理に関する調査研究報告書 昭和63年度	1990年 1月	総務庁長官官房総務課	申込制
1444	「居は気を移す」一ふさわしい市政を	広報ところざわ No.641	1990年 1月	所沢市企画部	申込制
1445	職員研修の改革(二) 続・自治体行政学入門—第34講—	自治実務セミナー 29-1	1990年 1月	良書普及会	申込制
1446	職員研修の改革(一) 続・自治体行政学入門—第33講—	自治実務セミナー 28-12	1989年 12月	良書普及会	申込制
1447	分科会シンポジウム1「市町村行政のあり方」司会	月刊福祉 増刊号 福祉改革【福祉関係三審議会合同企画分科会意見見申をめぐって】	1989年 12月	全国社会福祉協議会	自由閲覧
1448	全体会議報告「市町村行政のあり方」報告者	月刊福祉 増刊号 福祉改革【福祉関係三審議会合同企画分科会意見見申をめぐって】	1989年 12月	全国社会福祉協議会	自由閲覧
1449	基調シンポジウム「福祉改革はどうなるか」シンポジスト	月刊福祉 増刊号 福祉改革【福祉関係三審議会合同企画分科会意見見申をめぐって】	1989年 12月	全国社会福祉協議会	自由閲覧
1450	長寿社会と自治行政の活性化 第四部「町村社会対策と町村自治」第二章	高齢化時代と町村自治—「朗年社会」をめざして—	1989年 11月	全国町村会町村自治研究会町村研究フォーラム	自由閲覧
1451	「高齢化町村の実態と課題」に関するアンケート調査—結果と分析— 第一部「高齢化町村の実態と課題」第三章(大森彌・岡崎昌之)／はじめにの言葉も執筆(P.9-12)	高齢化時代と町村自治—「朗年社会」をめざして—	1989年 11月	全国町村会町村自治研究会町村研究フォーラム	自由閲覧

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
1452	消費者運動の活性化をめざして —「消費者」の再規定—	国民生活 19巻12号	1989年 11月	国民生活センター	申込制
1453	対談「福祉事務所の改革構想」	月刊自治研 Vol.31 No.362	1989年 11月	自治労中央推進委 員会	自由閲覧
1454	「高齢化時代と町村自治」のま とめを終えて 自立心と支援の システムが不可欠 全国町村会 町村研究フォーラム代表	町村週報 1864号	1989年 11月	全国町村会	申込制
1455	第7章 新世紀の多摩へ 対談	TAMA もうひとつの 東京 多摩白書	1989年 10月	東京市町村自治調 査会	自由閲覧
1456	社会福祉における市町村の役割	社会福祉研究 第46 号	1989年 10月	鉄道弘済会	申込制
1457	秀でと目立ち 閑話休題	町村週報 1860号	1989年 10月	全国町村会	申込制
1458	市町村と都道府県（一） 続・ 自治体行政学入門—第30講—	自治実務セミナー 28-9	1989年 9月	良書普及会	申込制
1459	都市社会のゆくえ 大森彌、磯 村英一	地域開発 Vol.300	1989年 9月	日本地域開発セン ター	申込制
1460	マジック・ボックス 閑話休 題	町村週報 1855号	1989年 9月	全国町村会	申込制
1461	地域の課題と自治行政（四） 続・自治体行政学入門—第29講—	自治実務セミナー 28-8	1989年 8月	良書普及会	申込制
1462	地域の課題と自治行政（三） 続・自治体行政学入門—第28講—	自治実務セミナー 28-7	1989年 7月	良書普及会	申込制
1463	都区制度改革の促進のために	研修のひろば No.55	1989年 7月	特別区職員研修所	自由閲覧
1464	最初の政府 閑話休題	町村週報 1849号	1989年 7月	全国町村会	申込制
1465	地域の課題と自治行政（二） 続・自治体行政学入門—第27講—	自治実務セミナー 28-6	1989年 6月	良書普及会	申込制
1466	座談会「今後の社会福祉のあり 方について」	晨 第8巻第6号	1989年 6月	ぎょうせい	申込制
1467	選挙制度改革の動きとその思惑	時事教養 第644号	1989年 6月	自由書房	申込制
1468	特選区から全国区へ コラム 東大たる精神	スーパーカタログ東京 大学 90	1989年 6月	東京大学新聞社	申込制
1469	ポックリと天国へ往生 閑話休 題	町村週報 1844号	1989年 6月	全国町村会	申込制
1470	地域の課題と自治行政（一） 続・自治体行政学入門—第26講—	自治実務セミナー 28-5	1989年 5月	良書普及会	申込制
1471	退職記念 閑話休題	町村週報 1839号	1989年 5月	全国町村会	申込制
1472	「一票一揆」で自民惨敗—第15 回参議院議員選挙の分析	時事教養 第646号	1989年 5月	自由書房	申込制
1473	講義録「新しい地方自治と自治 体職員のあり方」	課題研修講義録 Vol.2	1989年 5月	大牟田市行政管理 部職員研修所	自由閲覧
1474	社会福祉制度のゆくえ—「今後 の社会福祉のあり方について」 をめぐって	自治研究 第65巻第5 号	1989年 5月	良書普及会	自由閲覧
1475	記念講演「夢・ときめき・幸せ 〜都市の自治」[要旨] 平成元 年5月2日実施 第14回豊島区憲法 記念のつどい	広報としま 第743号	1989年 5月	豊島区	申込制
1476	自治行政と住民（五）—新たな 関係 続・自治体行政学入門—第 25講—	自治実務セミナー 28-4	1989年 4月	良書普及会	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
1477	座談会「新しい組織像・職員像—職場活性化の戦略—」	月刊自治フォーラム Vol.353	1989年 4月	地方自治研究資料 センター	自由閲覧
1478	あとがき—編集後記 視察団団 長	「1988年 NOMA 海外 地方自治研究視察団報 告書～老いのシステム ～」報告書	1989年 4月	日本経営協会公務 能率協力本部	自由閲覧
1479	基調講演「地域の自立的発展を 目指して」 講演録	地域活性化セミナー報 告書	1989年 3月	埼玉県総務部地方 課／埼玉県市町村 行政振興協会	自由閲覧
1480	「婦人」から「女性」へ 閑話 休題	町村週報	1989年 3月	全国町村会	申込制
1481	自治行政と住民（四）—新たな 関係 続・自治体行政学入門—第 24講—	自治実務セミナー 28—3	1989年 3月	良書普及会	申込制
1482	講演「長寿社会と地方自治」	山村研究年報 第10 巻	1989年 3月	五箇山山村研究セ ンター	申込制
1483	パネルディスカッション「明日 の豊島を考える」コーディネ ーター／昭和63年11月11日実施	特別区制度改革推進豊 島区シンポジウム「明 日の豊島を考える—制 度改革の実現に向けて —」記録集	1989年 3月	豊島区・豊島区議 会	自由閲覧
1484	市民の生活空間としての水辺 平成元年3月11日実施 学際的シ ンポジウム「都市ウォーターフロン トを考える」	都市圏における環境計 画の体系化 昭和63 年度研究成果報告書	1989年 3月	文部省「人間環境 系」重点領域研究 N3「都市圏環境 計画」基礎班	申込制
1485	講演「地方自治の課題」	研修講義録集 昭和 63年度職員研修	1989年 3月	岐阜県自治研修所	申込制
1486	シンポジウム「地域活性化の方 策シンポジウム」オブザーバー	研修講義録集 昭和 63年度職員研修	1989年 3月	岐阜県自治研修所	申込制
1487	明日の多摩を考える 講演要旨 多摩・島しょを考える委員会委員	WHAT'S NEW? No.14	1989年 3月	東京市町村自治調 査会	申込制
1488	自治行政と住民（三）—新たな 関係 続・自治体行政学入門—第 23講—	自治実務セミナー 28—2	1989年 2月	良書普及会	申込制
1489	これからの日本、行政、公務員 （下）（公務員制度四〇周年記念 シンポジウム）	人事院月報 第459号	1989年 2月	人事院管理局	申込制
1490	地域の自立的発展を目指して 昭和63年11月24日実施 地域活 性化セミナー基調講演要旨	埼玉自治 第463号	1989年 2月	埼玉県自治研究会	申込制
1491	共に生きるために—今求められ ているボランティア活動 所沢 市第1回女性セミナーの講演録	家庭新聞 昭和64年1 月1日	1989年 1月	家庭新聞社	申込制
1492	自治行政と住民（二）—新たな 関係 続・自治体行政学入門—第 22講—	自治実務セミナー 28—1	1989年 1月	良書普及会	申込制
1493	自治体職員が自治体職員らしく あるために	明るい行政 Vol.5	1989年 1月	群馬県総務部	申込制
1494	これからの日本、行政、公務員 （上）（公務員制度四〇周年記念 シンポジウム）	人事院月報 第458号	1989年 1月	人事院管理局	申込制
1495	座談会「私たちの暮らしと特別 区の役割」 司会／昭和63年9月2 日実施	制度改革の早期実現を めざす集い	1988年 12月	特別区協議会制度 改革推進室	自由閲覧

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
1496	渋谷区の個人情報の保護及び情報公開制度の答申に当たって 渋谷区個人情報の保護及び情報公開審査会会長	渋谷区ニュース No.609	1988年 12月	渋谷区	申込制
1497	職業人としての大学教師	関連社会科学案内	1988年 12月	東京大学教養学科 第三・関連社会科学分科	申込制
1498	行政のスタイルと国の職員	公務員行政の課題と展望 人事院創立四十周年記念論文集	1988年 11月	人事院	自由閲覧
1499	座談会「ボランティアと自治行政—柔らかな地域行政の展開を求めて—」 司会	季刊 地方自治の窓 第25号	1988年 11月	地方自治協会	申込制
1500	自治体における行政責任 (五) 続・自治体行政学入門—第20講—	自治実務セミナー 27-11	1988年 11月	良書普及会	申込制
1501	私たちの暮らしと特別区の役割 (座談会「制度改革の早期実現をめざす集い」より)	都政人 562号	1988年 10月	都政人協会	自由閲覧
1502	社会福祉における集権と分権	福祉における国と地方 明日の福祉5	1988年 10月	中央法規出版	申込制
1503	親水 閑話休題	町村週報 1818号	1988年 10月	全国町村会	申込制
1504	自治体における行政責任 (四) 続・自治体行政学入門—第19講—	自治実務セミナー 27-10	1988年 10月	良書普及会	申込制
1505	“平等化”の流れの中の自治体 ～大部屋主義の職場と女性職員～	地方自治職員研修 通 巻277号	1988年 9月	公職研	申込制
1506	自治体における行政責任 (三) 続・自治体行政学入門—第18講—	自治実務セミナー 27-9	1988年 9月	良書普及会	申込制
1507	ボランティア活動と行政—その 関係の特質と問題点—	第35回 社会福祉夏季 大学副読本—掲載論文—	1988年 8月	広島県社会福祉協 議会	申込制
1508	第6章 厚生省の組織変動と 「政策」	行政体系の編成と管理 に関する調査研究報告 書 昭和62年度	1988年 8月	総務庁長官官房総 務課	自由閲覧
1509	十四歳の魔性 閑話休題	町村週報 1809号	1988年 8月	全国町村会	申込制
1510	自治体における行政責任 (二) 続・自治体行政学入門—第17講—	自治実務セミナー 27-8	1988年 8月	良書普及会	申込制
1511	まちづくりと地方議会の役割	第十九回全国市議会幹 部職員研修会講義集	1988年 7月	全国市議会議長会	申込制
1512	パフォーマンス 閑話休題	町村週報 1804号	1988年 7月	全国町村会	申込制
1513	自治体における行政責任 (一) 続・自治体行政学入門—第16講—	自治実務セミナー 27-7	1988年 7月	良書普及会	申込制
1514	座談会「輝け、コミュニティボ ランティア (2) ～ボランティア 活動をどうとらえるか～」	CS つうしん 第2号	1988年 6月	日本放送協会学園 高等学校専攻科	申込制
1515	住民の「元気」と自治 (七) 続・自治体行政学入門—第15講—	自治実務セミナー 27-6	1988年 6月	良書普及会	申込制
1516	湯布院まちづくり交流集会「ま ちづくりと交流」問題提起者／ 昭和62年12月11日開催	地域開発 Vol.284	1988年 5月	日本地域開発セン ター	自由閲覧
1517	座談会「輝け、コミュニティボ ランティア (1) ～あたらしく 学ぶ人たちをとり巻くもの～」	CS つうしん 第1号	1988年 5月	日本放送協会学園 高等学校専攻科	自由閲覧

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
1518	自治体における情報提供活動の基本的あり方	国民生活 18巻6号	1988年 5月	国民生活センター	申込制
1519	社会の加速化現象 閑話休題	町村週報 1798号	1988年 5月	全国町村会	申込制
1520	住民の「元気」と自治(六) 続・自治体行政学入門—第14講—	自治実務セミナー 27-5	1988年 5月	良書普及会	申込制
1521	地方自治 初版	—	1988年 4月	日本放送協会学園	申込制
1522	「大部屋主義」の職場と職員	地方公務員月報 297号	1988年 4月	自治省公務員課	申込制
1523	市町村行政に望む	自治研修 No.340	1988年 4月	地方自治研究資料センター	申込制
1524	国際空港発想 閑話休題	町村週報 1793号	1988年 4月	全国町村会	申込制
1525	住民の「元気」と自治(五) 続・自治体行政学入門—第13講—	自治実務セミナー 27-4	1988年 4月	良書普及会	申込制
1526	明日の四国 7 高松会議'87の記録 第2分科会	—	1988年 3月	清文社	自由閲覧
1527	東京23区シンポジウム'87講演録 パネルディスカッション参加	—	1988年 3月	特別区協議会制度改革推進室	自由閲覧
1528	まちづくりと交流—基本的視点— II章「まちづくり交流ネットワークと人材育成」	ソフトな交流ネットワーク形成による人材基盤の整備に関する調査報告書	1988年 3月	国土庁計画・調整局	自由閲覧
1529	まちづくり交流集会から 昭和62年12月11日実施「湯布院まちづくり交流集会」参加者	ソフトな交流ネットワーク形成による人材基盤の整備に関する調査報告書	1988年 3月	国土庁計画・調整局	自由閲覧
1530	「大部屋主義」の職場—その特色と活性化—	研修 193号	1988年 3月	兵庫県自治研修所	申込制
1531	住民の「元気」と自治(四) 続・自治体行政学入門—第12講—	自治実務セミナー 27-3	1988年 3月	良書普及会	申込制
1532	自治行政の枠組み 著書「自治体行政学入門」より抜粋	第10回行政管理研究会 新時代に対応した中央・地方関係	1988年 2月	行政管理研究センター	申込制
1533	住民の「元気」と自治(三) 続・自治体行政学入門—第11講—	自治実務セミナー 27-2	1988年 2月	良書普及会	申込制
1534	講演「自治行政の新たな可能性」 昭和62年11月7日実施 出雲フォーラム '87基調講演	NET WORK 第2号	1988年 2月	出雲地域まちづくり交流会議	申込制
1535	二元的代表制と地方議会の活性化	法律時報 60巻1号 通巻730号	1988年 1月	日本評論社	申込制
1536	講演「自治行政の充実求めて」	杉並区職労学習ブックレット 自治行政の充実求めて	1988年 1月	杉並区職員労働組合	申込制
1537	住民の「元気」と自治(二) 続・自治体行政学入門—第10講—	自治実務セミナー 27-1	1988年 1月	良書普及会	申込制
1538	自治体学会と自治体職員の知的躍動	自治体学会設立総会・記念シンポジウム報告書	1987年	自治体学会	申込制
1539	The Local Political System In Asia : A Comparative Perspective	Seoul National UP	1987年	Chung-Si Ahn ed	申込制
1540	座談会「基本提言」をめぐる多摩地域及び島しょ地域を考える委員会委員	活力ある多摩・島しょの創造—基本提言—	1987年 12月	多摩地域及び島しょ地域を考える委員会	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
1541	住民の「元気」と自治（一） 続・自治体行政学入門—第9講—	自治実務セミナー 26—12	1987年 12月	良書普及会	申込制
1542	記念講演「地方自治と地域の可能性」	わかとり 第10号（地方自治法施行40周年自治制公布100年記念号）	1987年 12月	鳥取県市町村振興協会	申込制
1543	パネルディスカッション「あなたなら何ができるか 人生80年時代」コーディネーター／昭和62年11月21日実施	レイカディア構想を考える県民討論会報告書 あなたなら何ができるか 人生80年時代	1987年 11月	滋賀県総務部広報文書課	自由閲覧
1544	基調講演「あなたなら何ができるか 人生80年時代」昭和62年11月21日実施	レイカディア構想を考える県民討論会報告書 あなたなら何ができるか 人生80年時代	1987年 11月	滋賀県総務部広報文書課	申込制
1545	高齢社会と自治体の施策（四） 続・自治体行政学入門—第8講—	自治実務セミナー 26—11	1987年 11月	良書普及会	申込制
1546	あなたはストリート・ライフをおもちですか	とうきょう広報 1987年増刊号	1987年 11月	東京都情報連絡室	申込制
1547	地方自治法施行40周年ついでの大森東大教授の講演から [講演発言抜粋] 杉並区基本構想審議会委員	杉並区基本構想 長期行政計画のお知らせ	1987年 10月	杉並区職員労働組合	申込制
1548	パネルディスカッション「地域経営の時代へ」コーディネーター／昭和62年8月31日実施	標 第1集《自治体学会いって自治体フォーラム in とおの》記録	1987年 10月	遠野市民センター運営プロジェクト・チーム	自由閲覧
1549	書評「国と地方—政府間関係の国際比較—」片岡寛光編	年報行政研究 22（公務員制度の動向）	1987年 10月	日本行政学会	自由閲覧
1550	高齢社会と自治体の施策（二） 続・自治体行政学入門—第6講—	自治実務セミナー 26—9	1987年 9月	良書普及会	申込制
1551	自治行政の独自性（三） 続・自治体行政学入門—第4講—	自治実務セミナー 26—7	1987年 7月	良書普及会	申込制
1552	統一地方選挙の分析 自民敗れ 売上税廃案	時事教養 第625号	1987年 7月	自由書房	申込制
1553	自治体行政学入門	—	1987年 6月	良書普及会	自由閲覧
1554	自治行政の独自性（二） 続・自治体行政学入門—第3講—	自治実務セミナー 26—6	1987年 6月	良書普及会	申込制
1555	序、第3章 行革審と「総合調整」	「総合調整」の概念の明確化に関する調査研究報告書	1987年 5月	総務庁長官官房総務課	自由閲覧
1556	自治行政の独自性（一） 続・自治体行政学入門—第2講—	自治実務セミナー 26—5	1987年 5月	良書普及会	申込制
1557	厚生省の組織変動—昭和30年代以降のパターン抽出—	行政体系の編成と管理に関する調査研究報告書 昭和61年度	1987年 5月	総務庁長官官房総務課	自由閲覧
1558	地方自治と初心 続・自治体行政学入門—第1講—	自治実務セミナー 26—4	1987年 4月	良書普及会	申込制
1559	拝啓サラリーマン 1987年3月 解説著	街 それはみんなでつくるもの 自治会・町内会・区の問題事例集 いろいろ集	1987年 3月	埼玉県コミュニティづくり県民運動推進協議会	自由閲覧
1560	老いを拓く行政—自治行政を中心に 3—1著作	老いの発見5 老いと社会システム	1987年 3月	岩波書店	自由閲覧
1561	自治体職員の活性化 巻頭言	市町村ふくおか 第3号	1987年 3月	福岡県市町村振興協会	自由閲覧

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
1562	拝啓サラリーマン様 時間価値の上昇とライフスタイル	さいたまコミュニティ 27	1987年 3月	埼玉県コミュニティづくり県民運動推進協議会	自由閲覧
1563	講演 フイズ23区 昭和61年11月5日実施	特別区制度の改革をめざす1万人の集い	1987年 3月	特別区協議会	自由閲覧
1564	第III部 都市経営と政策決定 分担執筆	新しい市役所事務機構の方向—第3次市役所事務機構研究委員会報告書—	1987年 3月	日本都市センター	申込制
1565	「偉大な社会」の夢—LBJ「貧困との戦い」再訪— 分担執筆	アメリカ研究 第21号	1987年 3月	アメリカ学会	自由閲覧
1566	新たな社会サービスの展開と住民参加	福祉展望 第3号	1987年 3月	東京都社会福祉協議会	申込制
1567	市町村の県政参加	自治研究埼玉 第7号	1987年 3月	埼玉県県民部自治文化課	申込制
1568	潜在的可能性を掘り起こす	地域づくりを考える1講演集・シンポジウム集（地域活性化シリーズ）	1987年 3月	地域活性化センター	申込制
1569	人と情報の連環を求めて 自治体学会と自治体職員の知的躍動	自治体学会設立総会・記念シンポジウム報告書	1987年 2月	自治体学会	自由閲覧
1570	「高松会議'86」を終えて—総括（明日の四国を考える'86）	地域開発 Vol.269	1987年 2月	日本地域開発センター	申込制
1571	自治体学会の可能性—「科学する心」と「市民の心」—（「徳島自治体会議」から）	都政人 542号	1987年 2月	都政人協会	自由閲覧
1572	政策研究のすすめ	All-around 別冊 2	1987年 2月	滋賀県職員研修所	申込制
1573	パネルディスカッション「〈三豊広域プログラム〉三豊広域圏の地域経済の活性化」（明日の四国を考える'86）コーディネーター	地域開発 Vol.269	1987年 2月	日本地域開発センター	申込制
1574	統一地方選と自治体の責務	読売新聞	1987年 1月	読売新聞社	申込制
1575	第4分科会「都市と祭りの再生」パネリスト／明日の四国を考える'86高松会議	地域開発 Vol.268	1987年 1月	日本地域開発センター	自由閲覧
1576	座談会「いま研修に求められるもの」	地方自治通信 No.206	1987年 1月	地方自治センター	申込制
1577	16 職員研修の実態と問題点（二）自治体行政学入門—第32講—	自治実務セミナー 25—12	1986年 12月	良書普及会	申込制
1578	自主研究のすすめ	研修情報誌 こだま 第29号	1986年 12月	東京都市町村職員研修所	申込制
1579	16 職員研修の実態と問題点（一）自治体行政学入門—第32講—	自治実務セミナー 25—11	1986年 11月	良書普及会	申込制
1580	第二次臨調の答申と公務員像	季刊人事行政 No.36	1986年 11月	日本人事行政研究所	申込制
1581	「地方の時代」と自治体職員の自立	いちいがし No.48	1986年 10月	北九州市企画局	申込制
1582	マイケル・リップスキー『ストリート・レベルの官僚制』翻訳刊行に寄せて	木鐸 No.40	1986年 10月	木鐸社	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
1583	対談「行革審をどう読むか」	晨 第5巻第9号	1986年 9月	ぎょうせい	申込制
1584	座談会「今日の内閣機能をめぐって」 司会	季刊行政管理研究 No.35	1986年 9月	行政管理研究センター	自由閲覧
1585	団塊の世代と新しいライフ・スタイル 昭和61年4月24日開催 地域開発研究懇談会 要約	地域開発 Vol.264	1986年 9月	日本地域開発センター	申込制
1586	提言にあたって（新宿区の情報公開制度の確立に向けて—提言—） 情報公開懇談会座長	新宿区広報 昭和61 年9月25日発行 情報 公開特集号	1986年 9月	新宿区企画部広報課	申込制
1587	新宿区の情報公開制度の確立に向けて 提言（まえがき）	—	1986年 8月	東京都新宿区情報公開懇談会	申込制
1588	第4章 施策の形成と評価、第5章 行政の管理	自治行政要論 地方公務員のための法律講座3	1986年 8月	第一法規	自由閲覧
1589	対談「これからの地方自治—広域自治体の役割と課題」	法学セミナー 増刊総合特集シリーズ34 これからの地方自治	1986年 7月	日本評論社	申込制
1590	てい談「これからの地方自治—基礎自治体の現在と行方」	法学セミナー 増刊総合特集シリーズ34 これからの地方自治	1986年 7月	日本評論社	申込制
1591	座談会「特別区制度の改革」	研修のひろば No.43	1986年 7月	特別区職員研修所	自由閲覧
1592	「地方」からの知的うねり「自治体学会」発足に寄せて	毎日新聞 昭和61年5 月23日	1986年 5月	毎日新聞社	申込制
1593	パネルディスカッション「情報ネットワーク化の進展と市民生活」 パネリスト／明日の四国を考える 高松会議'85（第2分科会）記録	地域開発 Vol.260	1986年 5月	日本地域開発センター	自由閲覧
1594	わが国の行政苦情処理制度とその課題 石川行政監察事務所主催「行政改善推進セミナー」講演要約	石川自治と教育 第39号	1986年 5月	石川県自治と教育研究会	申込制
1595	都区間合意—「都区制度改革の基本的方向」について	自治研究 第62巻第5号	1986年 5月	良書普及会	自由閲覧
1596	鼎談「監査を語る—会計検査と行政監察」	会計と監査 第37巻 第5号	1986年 5月	全国会計職員協会	申込制
1597	序論（プロジェクトの課題と目的、本年度の研究体制と研究計画、研究成果の概要） 委員長	行政体系の編成と管理に関する調査研究報告書 昭和60年度	1986年 5月	総務庁長官官房総務課	申込制
1598	詐欺商法の心理作戦への対策—新たな自治体消費者行政の課題—	くらしのインフォメーション 第7号／行政と消費者	1986年 4月	生命保険文化センター	申込制
1599	Ⅳ 日本官僚制の事案決定手続き	年報政治学 1985年度 現代日本の政治手続き	1986年 3月	日本政治学会	自由閲覧
1600	当面する国内情勢の課題	昭和60年度職員研修講義録集	1986年 3月	岐阜県自治研究所	申込制
1601	都区制度改革の合意について—大森彌 東大教授に聞く—	都政研究 209号	1986年 3月	都政研究社	自由閲覧
1602	地方自治の課題（昭和60年度現任研修（中級）講義録）	研修のひろば 別冊 No.4	1986年 3月	特別区職員研修所	自由閲覧
1603	東京慕情	とうきょう自治のかけはし 創刊号	1986年 3月	東京都区市町村振興協会	申込制
1604	自治体職員のアイデンティティ	自治研修 No.4	1986年 3月	茨城県自治研修協議会	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
1605	パネルトーク「人生80年時代のライフ・スタイルと社会システム」 パネリスト／昭和60年11月12日・13日実施「地方の時代シンポジウム 人生80年時代を考える」実施記録	月刊かながわ 第538号	1986年2月	神奈川県県民部広報課	自由閲覧
1606	女性差別を考える	季刊 地方自治の窓 第13号	1986年2月	地方自治協会	申込制
1607	パネル討議「なぜ今、自治体の政策研究か」 パネラー	地方自治通信 No.195	1986年2月	地方自治センター	申込制
1608	比較視座における「地方政府」の研究／「革新」と選挙連合—ローカル・オポジションの軌跡	日本の地方政府 編：佐藤誠三郎	1986年1月	東京大学出版会	自由閲覧
1609	総合調整機能をめぐる今日的視点	季刊行政管理研究 No.32	1985年12月	行政管理研究センター	自由閲覧
1610	対談「地方自治法をどう生かしていく—果たしてきた役割と今日的論点から—」 兼子仁	月刊自治研 Vol.27 No.315	1985年12月	自治研中央推進委員会	自由閲覧
1611	人事制度の日本の特色 巻頭言	人事委員会年報 昭和60年度	1985年12月	特別区人事委員会	申込制
1612	「公平」の原則と民間活動の固有性—もう一つの地方行革の視点—	法令解説資料総覧 第49号	1985年12月	第一法規	申込制
1613	基調講演「—新しいまちづくりの視点— “フロンティアとしてのまち・足立”」	昭和60年度 足立まちづくりシンポジウム報告集	1985年12月	足立区民憲章推進協議会	申込制
1614	シンポジウム「“都市と人間” —新しい下町社会を考える—」	昭和60年度 足立まちづくりシンポジウム報告集	1985年12月	足立区民憲章推進協議会	申込制
1615	行政の文化化とは—自治体職員のアイデンティティー	All-around 第2号	1985年10月	滋賀県職員研修所	自由閲覧
1616	知事に聞く 地方自治の根幹を揺るがす職務執行命令訴訟制度改訂案—行革審答申を読んで	地方自治通信 No.190	1985年9月	地方自治センター	申込制
1617	都区制度改革の課題	ジュリスト 増刊総合特集 No.40	1985年9月	有斐閣	自由閲覧
1618	自治行政要論 地方公務員のための法律講座3 共編著：西尾勝	—	1985年8月	第一法規	申込制
1619	座談会「歩きははじめた“行政の文化化” —行政の文化化の現状・課題・展望—」 司会	地方自治職員研修 通巻229号	1985年6月	公職研	自由閲覧
1620	第2章第7節 監視、第3章第4節 農業行政	行政作用の本質と機能に関する調査研究報告書（昭和59年度）（そのⅡ）—第2部 総論と最終年度の成果—	1985年6月	総務庁長官官房総務課	申込制
1621	現代日本行政論序説「行政学」（国の行政）行政管理庁講義教材（講義用参考文献）	—	1985年4月	総務省行政管理局	自由閲覧
1622	消費者相談業務のあり方—自治体を中心に	国民生活 15巻5号	1985年4月	国民生活センター	申込制
1623	パネル討論「高度情報化社会とコミュニティ」 コーディネーター	昭和59年度第4回快適環境シンポジウムの記録 高度情報化社会とコミュニティ	1985年3月	埼玉県コミュニティづくり県民運動推進協議会	自由閲覧

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
1624	Ⅲ 事務再配分の促進のために—3事務・権限の移譲と自治体の姿勢 調査研究会委員	市(町村)の規模、能力に応じた事務再配分のあり方に関する調査研究報告書(Ⅱ)	1985年 3月	地方自治協会	自由閲覧
1625	職場の活性化とリーダーシップ 担当講師	NOMA 社会通信教育 公務研修講座/自治体 管理者実務コーステキ ストブック〈第3単元〉	1985年 3月	日本経営協会	自由閲覧
1626	高度情報化と自治体の対応	自治研修 No.299	1985年 3月	地方自治研究資料 センター	申込制
1627	情報公開制度の創設にむけて	都政研究 196号	1985年 2月	都政研究社	自由閲覧
1628	高度情報化社会と自治体の主体 性	月刊かながわ 第526 号	1985年 2月	神奈川県県民部広 報課	申込制
1629	地域時評 自治体職員による自 主研究活動	地域開発 Vol.244	1985年 1月	日本地域開発セン ター	申込制
1630	政策発案と職場の障害	季刊自治体学研究 第 23号	1985年 1月	神奈川県自治総合 研究センター	申込制
1631	鼎談「地方自治の文化変容をめ ぐって—自治体改革への戦略」 司会	ジュリスト 増刊総合 特集 No.37	1985年 1月	有斐閣	自由閲覧
1632	パネルディスカッション「架橋 後の都市づくり」 明日の四国を 考える IV'84高松会議坂出プログラ ム/パネリスト	地域開発 Vol.243	1984年 12月	日本地域開発セン ター	自由閲覧
1633	女性主婦論断章	埼玉自治 413号	1984年 12月	埼玉県自治研究会	申込制
1634	レーガン圧勝と「祝福政治」 病める70年代を克服	朝日新聞 1984年11 月9日	1984年 11月	朝日新聞社	申込制
1635	まちづくりと行政の革新 誌上 研修講座 PART3	総研ジャーナル Vol.17	1984年 11月	神奈川県自治総合 研究センター	申込制
1636	住民参加の理論 自治体行政学 入門—第6講—	自治実務セミナー 23—9	1984年 9月	良書普及会	申込制
1637	「84地方自治体サミットセミナー」 第一部各論 変わる守備範囲 “情報の質”に住民は注目/第二 部討論 民間との協力も 既存 制度の壁があるが/第三部 質疑 総合セミナー出席	読売新聞 昭和59年8 月24日号	1984年 8月	読売新聞社	申込制
1638	自治体職員の知的躍動(特集 まちづくりと組織)	地域開発 Vol.239	1984年 8月	日本地域開発セン ター	自由閲覧
1639	総務庁の意義と可能性	月刊そうむちよう No.1、創刊号	1984年 8月	総務庁長官官房総 務課	申込制
1640	行政組織規制の弾力化が実現— 時代の変化に対応、総合的な政 策官庁へ ワイドアングル	政府広報	1984年 7月	—	申込制
1641	「新都構想」の検討—「有機的 一体性」の概念を中心に—(都 制度調査会報告)	都政研究 190号	1984年 7月	都政研究社	自由閲覧
1642	「優越的政党制」と「ニュー社 会党」 随想	ジュリスト 増刊総合 特集 No.35	1984年 6月	有斐閣	自由閲覧
1643	大田区を大田市へ—特別区制の 改革と憲法理念—	大田区報 No.471	1984年 5月	大田区広報課	申込制
1644	補助金がはらむ問題点	現社版 時事教養 第15号	1984年 4月	自由書房	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
1645	第1章 現代日本における行政責任の分析—試論—（行政責任の明確化に関する調査研究(1)）	季刊行政管理研究 No.25	1984年 3月	行政管理研究センター	申込制
1646	書評『大衆への反逆』—「大衆」への告発 西部邁著	教養学部報 第293号	1984年 2月	東京大学教養学部	申込制
1647	日本官僚制と裁量事象—着目点の整理	年報行政研究 18（日本の行政裁量—構造と機能—）	1984年 2月	日本行政学会	申込制
1648	新春座談会「都制度改革の焦点（中）」 司会	都政新報 昭和59年1月10日号	1984年 1月	都政新報社	申込制
1649	新春座談会「都制度改革の焦点（上）」 司会	都政新報 昭和59年1月6日号	1984年 1月	都政新報社	申込制
1650	ボランティアと在宅福祉（在宅福祉への指標⑩）	福祉広報 第302号	1984年 1月	東京都社会福祉協議会	申込制
1651	「臨調」後の地方自治をめぐる課題	市政研究 第62号	1984年 1月	大阪市政調査会	自由閲覧
1652	パネルディスカッション「本四架橋と都市づくり」 明日の四国を考える高松会議'83丸亀プログラム／パネリスト	地域開発 Vol.232	1984年 1月	日本地域開発センター	自由閲覧
1653	職員研修資料—行政管理論（東京大学助教授大森彌）—	—	1983年	総務庁長官官房秘書課	自由閲覧
1654	まちづくりと地域振興／新々遠野物語—北の田園都市	事例 地方自治—第4巻 地域振興 辻清明監修	1983年 12月	ほるぷ出版	自由閲覧
1655	自己啓発のすすめ	頭のシェパード—自己啓発のすすめ—	1983年 12月	特別区職員研修所	自由閲覧
1656	特別区制度をどうするか—財政調整権を都がもつ根拠はない—	都政人 504号	1983年 12月	都政人協会	自由閲覧
1657	特別区制度改革と都制度調査会—都制度調査会小委員会報告を読んで	都政研究 183号	1983年 12月	都政研究社	自由閲覧
1658	自治体における高齢者施策のあり方	地域開発 Vol.231	1983年 12月	日本地域開発センター	自由閲覧
1659	高齢化社会とコミュニティ 昭和58年12月23日実施	高齢化社会とコミュニティ講演記録	1983年 12月	足立区	申込制
1660	地方自治体における住民参加	公衆衛生 第47巻第11号	1983年 11月	医学書院	申込制
1661	自民党は角栄をかばいされるか—田中居すわりの必要条件と十分条件（10・12—田中判決前夜）	朝日ジャーナル Vol.25 No.43	1983年 10月	朝日新聞社	申込制
1662	都市論における UR 軸の再検討	UP 132号	1983年 10月	東京大学出版会	申込制
1663	座談会「市民・情報・行政—自治体の情報政策を求めて—」	季刊自治体学研究 18号	1983年 9月	神奈川県自治総合研究センター	申込制
1664	強まる国の統制と「政府間関係」のパラダイム	季刊行政管理 No.334	1983年 9月	東京都職員研修所	申込制
1665	対談「地域の政治状況と自治の課題—自治体の責任論 元気論」	地方自治通信 No.165	1983年 8月	地方自治センター	自由閲覧
1666	行政組織の整理合理化	ジュリスト No.791	1983年 6月	有斐閣	自由閲覧

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
1667	区長選「問われなかった争点」 将来の自治提示せず 望まれる 都からの“独立”	朝日新聞 昭和58年4 月27日号	1983年 4月	朝日新聞社	申込制
1668	東京自治体は身近な政府 自律 的な統合体であれ 論点	選挙と風土 昭和58 年4月5日号	1983年 4月	読売新聞社	申込制
1669	イベント論事始め	地域イベントと地域振 興	1983年 3月	日本地域開発セン ター	申込制
1670	講演録「コミュニティ形成と住 民自治」 昭和57年7月15日 施 泉民大学校短期講座	埼玉県自治講演集	1983年 3月	埼玉県自治振興セ ンター	申込制
1671	自治体職員に求められるもの 4	研修だより 第23号	1983年 3月	埼玉県自治研修所	申込制
1672	情報公開とまちづくり	地域開発 Vol.222	1983年 3月	日本地域開発セン ター	申込制
1673	自民大敗の背景—総選挙の結果 と分析	現社版 時事教養 第10号	1983年 2月	自由書房	申込制
1674	書評 派閥の構造と機能を「議 員政党」の視座から解く（『政 党派閥の社会学』居安正 著）	朝日ジャーナル Vo.25 No.6	1983年 2月	朝日新聞社	申込制
1675	対談「情報公開と市民参加の今 日の課題」	市民参加のまちづくり —各地の試みと情報公 開（地方の時代—実践 シリーズ No.7） 編： 磯村英一	1983年 2月	ぎょうせい	申込制
1676	座談会「自治体レベルの行政改 革」	地域開発 Vol.220	1983年 1月	日本地域開発セン ター	自由閲覧
1677	座談会「新しい時代の創造に向 けて—自治体の行財政改革を考 える—」 司会	総研ジャーナル No.10	1983年 1月	神奈川県自治総合 研究センター	申込制
1678	自治体職員に求められるもの 3	研修だより 第22号	1982年 12月	埼玉県自治研修所	申込制
1679	骨身にしみる臨調案を—“鈴木 行革”破綻の今こそ 論点	読売新聞 昭和57年 11月14日	1982年 11月	読売新聞社	申込制
1680	講評「堅気のくらしから歩み出 る」	あすの中野一区制50 周年記念自治論文入選 作品集—	1982年 11月	中野区企画部広聴 課	自由閲覧
1681	「土光臨調」報道と権勢現象	新聞研究 No.375	1982年 10月	日本新聞協会	申込制
1682	典型としての行政組織—覚書	組織科学 第16巻第 10号	1982年 10月	組織学会	申込制
1683	臨調「基本答申」と「地方分権」	行政改革下の自治体運 営 第44回全国都市 問題会議	1982年 10月	全国市長会、東京 市政調査会、日本 都市センター、熊 本市	申込制
1684	Ⅱ 消費者行政	東京大学公開講座35 消費者	1982年 9月	東京大学出版会	自由閲覧
1685	自治体職員に求められるもの 2	研修だより 第21号	1982年 9月	埼玉県自治研修所	申込制
1686	臨調「基本答申」と「行政」の 観念	季刊行政管理研究 No.19	1982年 9月	行政管理研究セン ター	申込制
1687	臨調「基本答申」と「地方分権」	都政研究 168号	1982年 9月	都政研究社	自由閲覧
1688	第1章 変転する環境と自治体 職員、第2章 公務の特質と自 治体職員の能力、第7章 管理 職の機能	自治体の経営と効率Ⅲ —職員とリーダーシッ プ	1982年 7月	学陽書房	自由閲覧

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
1689	自治体職員に求められるもの1	研修だより 第20号	1982年 6月	埼玉県自治研修所	申込制
1690	施策評価の枠組みと手法—アメリカ AID の実例を中心に—	季刊行政管理研究 No.18	1982年 6月	行政管理研究センター	申込制
1691	学際シンポジウム「新しい都市像を求めて」	ジュリスト 増刊総合特集 No.27	1982年 6月	有斐閣	自由閲覧
1692	座談会「大都市の都心を考える」	地域開発 Vol.212	1982年 5月	日本地域開発センター	申込制
1693	パネルディスカッション「憲法記念集会 地域の民主主義をめぐって」「地方自治を考えるつどい」憲法記念集会ディスカッション	PR No.612	1982年 5月	中野区企画部広報課	申込制
1694	座談会「行政の文化化を考える」	自治研修 No.262	1982年 3月	地方自治研究資料センター	申込制
1695	第1章 日本における行政責任の分析枠組み—試論 研究員	行政責任の明確化に関する調査研究報告書	1982年 3月	行政管理研究センター	自由閲覧
1696	社会変動と都市政治 共同報告者	第1回助成研究報告	1982年 3月	サントリー文化財団	自由閲覧
1697	行政の文化化	地域開発 Vol.209	1982年 2月	日本地域開発センター	申込制
1698	行政改革と地方自治のゆくえ 昭和57年2月22日実施 特別区職員対象の講演記録	行政改革と地方自治のゆくえ（東京大学教養学部助教授 大森彌氏の講演会の記録）	1982年 2月	特別区協議会	自由閲覧
1699	現代に甦るコミュニティ	コミュニティの社会設計 新しいまちづくりの思想	1982年 1月	有斐閣	自由閲覧
1700	座談会「『特例』市構想の課題と制度化」	都政研究 158号	1981年 11月	都政研究社	自由閲覧
1701	巨大都市東京に適應しうる自治制度を創造するために—特例市の構想について—	地方自治職員研修 通巻175号	1981年 11月	公職研	申込制
1702	「特例」市の構想	自治研究 第57巻第11号	1981年 11月	良書普及会	自由閲覧
1703	コミュニティ形成の意義	耕到天 第1集	1981年 11月	コミュニティづくりを考える女性の会	自由閲覧
1704	「参加による区政」のシンボルとして 住区協議会と地域センター構想	PR No.605	1981年 10月	中野区企画部広報課	申込制
1705	臨調第一次答申と中央—地方関係の再編	法と政策 No.4	1981年 9月	第一法規	申込制
1706	「特例」市の構想について	都政研究 156号	1981年 9月	都政研究社	自由閲覧
1707	政策（政治学の基礎概念）	年報政治学 1979年度	1981年 9月	日本政治学会	自由閲覧
1708	「特例」市の構想—特別区制度の将来 特別区政調査会答申／委員	—	1981年 8月	特別区協議会調査部	自由閲覧

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
1709	第四六代片山内閣―戦後初期の「民主」を象徴した社会党首班の中道連立内閣、第四七代芦田内閣―疑獄事件で自滅した中道連立政権の二代目、第四八代第二次吉田内閣―対日占領政策の転換と保守支配の基礎固め、第四九代第三次吉田内閣―冷戦下の「講和」と保守支配の原型	日本内閣史録 5 編：林茂、辻清明	1981年 8月	第一法規	自由閲覧
1710	都市住民の特性と可能性	都市問題研究 第33 巻第5号	1981年 5月	都市問題研究会	自由閲覧
1711	住民の「元氣」と自治の可能性 論文掲載	住民自治の権利 現代 の人権双書（改訂版） 編：高木鉦作	1981年 5月	法律文化社	自由閲覧
1712	座談会「地方公務員の思想と行動―行政と住民との回路を求めて―」 司会	ジュリスト 増刊総合 特集 No.22	1981年 4月	有斐閣	自由閲覧
1713	「行政の自己革新について」（シンポジウム討論での発言） 昭和56年2月12日・13日開催	南九州「市町勉強会」 レポート第10号	1981年 3月	南九州「市町勉強会」実行委員会	自由閲覧
1714	戦後日本の政治様式と「地方の時代」―「格差」の意識と「均霏努力」―	地方行政連絡会議 No.74	1981年 3月	自治大臣官房地域政策課	申込制
1715	ロンドンとその統治／ロンドン・パラ協会 特別区政調査会調査員／調査会報告議事録掲載あり	外国の行財政制度の実情調査について	1981年 3月	特別区協議会調査部	自由閲覧
1716	講演録「コミュニティ形成と住民自治」 昭和56年3月2日 実施「市町村コミ協研究交流集会」講演録	―	1981年 3月	埼玉県自治振興センター	自由閲覧
1717	第一章「1980年代以降の行政ビジョン」を求めて―戦後の政治様式との関連で― 研究員	1980年代以降の行政ビジョンに関する調査研究	1981年 3月	行政管理研究センター	申込制
1718	組織の知的生産力 翻訳／B. ヘアーズ＝G. パーソン著	―	1980年 12月	学習研究社	自由閲覧
1719	「都市化」を前提とした新しい地方の発展を―大森助教授に聞く―地方の時代の展望	社報 積水 1980年 11月号	1980年 11月	積水化学工業	申込制
1720	3章 自治体行政をめぐる変化と対応 分担執筆	地方自治の変動と対応―「地方の時代」の地方自治1 編：佐藤竺	1980年 10月	学陽書房	自由閲覧
1721	地方自治体における民衆の参加 翻訳 W. A. ハンプトン著	現代のエスプリ 住民参加 No.158	1980年 9月	至文堂	申込制
1722	日本型組織管理―「総量規制方式」の特色と問題点―	組織科学 第14巻第2号	1980年 6月	組織学会	申込制
1723	自治と連帯を求めて 所沢市自治連合会講演会要旨	自治連とこざわ 第2号	1980年 3月	所沢市自治連合会	申込制
1724	総論 これからの区政	特別区職員ハンドブック1980	1980年 3月	特別区職員研修所	自由閲覧
1725	町内会再考 四つの視点 論壇	会報・しもやすまつ No.3	1980年 2月	下安松町内会	申込制
1726	パネルディスカッション「現代行政フォーラム 1980年代への行政ビジョン」 討論者／昭和54年11月13日実施フォーラム要旨	行政と管理 No.28	1980年 1月	行政管理庁長官官房総務課	自由閲覧

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
1727	第Ⅲ部 比較視座における日本の行政管理の現状と改善 総合研究開発機構助成研究	社会経済の変化と行政の対応に関する調査研究—マネジメント・レビューなどの管理方式を中心とする—	1979年 12月	行政管理研究センター	申込制
1728	特別区の抱える財源問題—超過負担と地方交付税を中心に—昭和54年10月9日実施 自治権拡充杉並区民懇談会 記録	—	1979年 10月	自治権拡充杉並区民懇談会	自由閲覧
1729	まちづくりの連帯をめざして	昭和53年度「市長勉強会」活動のあらまし	1979年 10月	NIRA 総合研究開発機構	自由閲覧
1730	転換期の地方政治	地域開発 Vol.180	1979年 9月	日本地域開発センター	申込制
1731	「特別区の将来構想」について	都政研究 131号	1979年 8月	都政研究社	自由閲覧
1732	新しいタイプの自治体像を描く—「特別区の将来構想」をめぐって—	都政人 452号	1979年 8月	都政人協会	申込制
1733	一般現任基礎研修用Ⅱ 事例集(解説付)～住民参加と行政の対応～ 特別区職員研修所一般現任基礎研修用Ⅱ	—	1979年 7月	特別区職員研修所	申込制
1734	自治体の情報源としての新聞	地方自治ジャーナルブックレット No.1	1979年 5月	公人の友社	申込制
1735	「管理社会」論断章	あすど No.24	1979年 5月	全国電気通信労働組合	自由閲覧
1736	地方都市の課題	経済月報 昭和54年4月号	1979年 4月	千葉経済センター	申込制
1737	論壇 公選区長の4年と今後	都政新報 昭和54年3月2日号	1979年 3月	都政新報社	申込制
1738	書評 赤木須留喜著『東京都政の研究—普選下の東京市政の構造』	総合都市研究 第6号	1979年 3月	東京都立大学都市研究センター	申込制
1739	地方都市への視角	地域開発 Vol.173	1979年 2月	日本地域開発センター	申込制
1740	岩永教授を送る	教養学部報 第247号	1979年 1月	東京大学教養学部	申込制
1741	論壇 都区関係と都政改革	週刊とちょう 第581号	1978年 12月	東京都生活文化局	申込制
1742	第Ⅲ章 市民参加の現状と課題 第1節 座談会—調査結果について— 調査研究員会委員/分担執筆	市民参加—その実態と首長・議長の意見—	1978年 11月	地方自治協会	申込制
1743	第Ⅳ章 市民参加の実態調査報告 第1節 盛岡市における市民参加 調査研究員会委員/分担執筆	市民参加—その実態と首長・議長の意見—	1978年 11月	地方自治協会	申込制
1744	他府県におけるボランティア活動の視察報告「Ⅰ 山梨県ボランティアセンター」「Ⅱ 静岡県ボランティア協会」 埼玉県ボランティア調査研究委員会委員	自治と連帯を求めて—埼玉県におけるボランティア活動の実態と促進方策—	1978年 11月	地方自治協会	自由閲覧
1745	日本型管理社会の特質	思想の科学 No.97 通巻305号	1978年 10月	思想の科学社	申込制
1746	「コミュニティ」論断章	UP 71号	1978年 9月	東京大学出版会	自由閲覧

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
1747	「特別区人事行政の改革」について	都政研究	1978年 8月	都政研究社	自由閲覧
1748	特別区人事行政の改革 答申／委員	—	1978年 7月	特別区政調査会	自由閲覧
1749	これからの行政～行政哲学を求めて～ 昭和53年1月10日実施特別区職員研修所第8回係長研修講義録	特別区職員研修所昭和53年度研修講義録1	1978年 6月	特別区職員研修所	自由閲覧
1750	本音の建前化と「和のイデオロギー」	住民活動 No.18	1978年 3月	新生活運動協会	申込制
1751	「政策分析官」論	季刊行政管理研究 No.1	1978年 3月	行政管理研究センター	申込制
1752	座談会「市民自治と市民参加の論点 日・英の比較を通して」	地方自治通信 No.100	1978年 3月	地方自治センター	自由閲覧
1753	アメリカの地方選挙点描—「パークレー市民行動」の敗退—	地域開発 Vol.160	1978年 1月	日本地域開発センター	申込制
1754	「汗を流してうる住居 SWEAT EQUITY」運動—米国における新しい都市パイオニア—	教養学部報 第236号	1977年 11月	東京大学教養学部	申込制
1755	川内原発の建設と反対運動	地域開発 Vol.155	1977年 8月	日本地域開発センター	申込制
1756	住民運動の展開過程	地域開発 Vol.154	1977年 7月	日本地域開発センター	申込制
1757	第2章 地方自治と文化行政	地方行政における文化行政の対応に関する研究	1976年	地方行政システム研究所	申込制
1758	第2章3. 住民運動と地域政治・行政過程（第1部 コミュニティ形成運動の今日的意味—総論—）	コミュニティ形成運動の現代的意義と役割	1976年 11月	日本地域開発センター	申込制
1759	第10章 新しい政治参加—1960年代における都市住民運動	民主政と権力 総合研究アメリカ3	1976年 10月	研究社出版	自由閲覧
1760	第2節 住民運動と合意形成 編集委員	地域開発と住民運動—社会的コンフリクトの分析と対応の諸問題	1976年 5月	フジ・テクノシステム	申込制
1761	第二章 現代行政学の展開—アメリカ行政学における「行政」モデルとパラダイム—	行政の理論 行政学講座1	1976年 3月	東京大学出版会	自由閲覧
1762	住民運動の事例研究（住民運動の展開と分析—2—）	地域開発 Vol.136	1976年 1月	日本地域開発センター	自由閲覧
1763	住民運動の事例研究（住民運動の展開と分析—1—）	地域開発 Vol.135	1975年 12月	日本地域開発センター	自由閲覧
1764	住民運動と地方政治課程	地域開発 Vol.134	1975年 11月	日本地域開発センター	申込制
1765	座談会「公務生産性を考える」	自治研修 No.180	1975年 8月	自治大学校	自由閲覧
1766	座談会「地域振興と今後の課題」	新日本列島 30（公団設立1周年記念特集号）	1975年 8月	地域振興整備公団	申込制
1767	行政環境の変化と公務研修	明るい研修 No.28	1975年 8月	群馬県総務部人事課	申込制
1768	問いなおされる公務労働—その背景と現場職員の悩み—	都政人 402号	1975年 6月	都政人協会	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
1769	座談会「都民と私たちの仕事との関係について」 司会	職員研修 Vol.15 No.1	1975年 6月	東京都職員研修所	申込制
1770	第5セッション—住民運動 討論・自由討論	地域開発 Vol.129	1975年 6月	日本地域開発センター	申込制
1771	4. 統治過程と住民運動	高度産業社会における新しい問題解決のための社会システムに関する調査研究	1975年 5月	機械振興協会	申込制
1772	行政における機能的責任と「グラス・ルーツ」参加—4—	国家学会雑誌 第88巻第3・4号	1975年 3月	国家学会	自由閲覧
1773	政策立案能力高めよ 有能なリーダー育成 政治指導の条件	日本経済新聞 1974年11月8日	1974年 11月	日本経済新聞社	申込制
1774	特別区の制度とその運営について 専門調査員	—	1974年 4月	東京都中野区特別区制度調査会	自由閲覧
1775	現代行政における「住民参加」の展開—一九六〇年代アメリカにおける「コミュニティ活動事業」の導入と変容	現代行政と官僚制 上巻（非売品）辻清明先生還暦記念	1974年 3月	東京大学出版会	自由閲覧
1776	V 官僚制と自治	政治学研究入門	1974年 3月	東京大学出版会	自由閲覧
1777	書評「米政治学の知的本流—隣接諸科学との関連を回顧」 S. M. リブセット編「現代政治学の基礎」	日本読書新聞 1721号	1973年	日本出版協会	申込制
1778	対談「対話・参加と行政の責任—当事者原則の確立を」	都政人 384号	1973年 12月	都政人協会	申込制
1779	「ふり」—怨恨をうむ共存の技術—	教養学部報 第198号	1973年 7月	東京大学教養学部	申込制
1780	日本政治の持病と自治の可能性—住民運動の意義—	教室の窓 中学社会 No.162	1973年 7月	東京書籍	申込制
1781	党利党略と「小選挙区案の蹉跌」	成城大学新聞 昭和48年6月20日号	1973年 6月	成城大学	申込制
1782	「これからの研修」雑感 プロらしいプロの育成	職員研修—これからの研修— Vol.13 No.1	1973年 6月	東京都職員研修所	申込制
1783	行政学にたいするプロフェッショナル・アプローチ—アメリカ行政学の一動向—	年報行政研究 10（政策決定と公共性）	1973年 5月	日本行政学会	申込制
1784	2 都市経営と行政サービス	都市経営と行政 岩波講座 現代都市政策Ⅳ	1973年 3月	岩波書店	自由閲覧
1785	日本人の政治家像	教室の窓 中学社会 No.153	1972年 10月	東京書籍	申込制
1786	公務員と専門知識—流動化時代の公務員—	職員研修 Vol.12 No.2	1972年 8月	東京都職員研修所	申込制
1787	「汎政治主義」への訣別	わたしたちの所沢 No.12	1972年 6月	わたしたちの所沢を考える会	申込制
1788	行政における機能的責任と「グラス・ルーツ」参加—3—	国家学会雑誌 第84巻第11・12号	1972年 3月	国家学会	自由閲覧
1789	「行政の理論と実践—その範囲、目的、方法—5完—（ジェイムズ・C・チャールズワース編）」邦訳	国学院法学 第9巻4号	1972年 3月	国学院大学法学会	自由閲覧
1790	報告・郊外都市における新旧住民	週刊武蔵野 第2号	1971年	武蔵野文化人協会	申込制

No	タイトル	掲載誌	発行年月日	出版・発行者	閲覧
1791	行政における機能的責任と「グラス・ルーツ」参加—2—	国家学会雑誌 第84巻第9・10号	1971年12月	国家学会	自由閲覧
1792	書評「画一的世界の拒否 メシアのヒューマニズムを痛烈に批判」 D. ジェルミイノ著「甦える政治理論 伝統的探求への照明」	日本読書新聞 1623号	1971年11月	日本出版協会	申込制
1793	「行政の理論と実践—その範囲、目的、方法—4—(ジェイムズ・C・チャールズワース編)」邦訳	国学院法学 第9巻第2号	1971年10月	国学院大学法学会	自由閲覧
1794	私の履歴書	教養学部報 第181号	1971年9月	大学院総合文化研究科	申込制
1795	現代政治理論の構想 現代政治理論叢書2	D・イーストン：編	1971年9月	勁草書房	申込制
1796	日本政治の持病 時評	週刊武蔵野 昭和46年7月18日	1971年7月	武蔵野文化人協会	申込制
1797	「行政の理論と実践—その範囲、目的、方法—3—(ジェイムズ・C・チャールズワース編)」邦訳	国学院法学 第8巻第4号	1971年3月	国学院大学法学会	自由閲覧
1798	Public Administration	The Japan Annual of Law & Politics No.18	1970年	Science Council of Japan	申込制
1799	「行政の理論と実践—その範囲、目的、方法—2—(ジェイムズ・C・チャールズワース編)」邦訳	国学院法学 第8巻第2号	1970年9月	国学院大学法学会	自由閲覧
1800	「行政の理論と実践—その範囲、目的、方法—1—(ジェイムズ・C・チャールズワース編)」邦訳	国学院法学 第8巻第1号	1970年6月	国学院大学法学会	自由閲覧
1801	行政における機能的責任と「グラス・ルーツ」参加—米国連邦資源開発行政の一研究—1—	国家学会雑誌 第83巻第1・2号	1970年5月	国家学会	自由閲覧
1802	主体性の持続	國學院大學新聞 332号	1969年9月	國學院大學	申込制
1803	「近代化の政治社会学 (S. N. アイゼンシュタット著)」 共訳	—	1968年7月	みすず書房	自由閲覧
1804	行政における機能的責任と「グラスルーツ」参加 米国水資源開発行政の一研究 博士課程学位論文 辻先生	—	1968年3月	—	ガラスケース
1805	「議会政治家」の日本観 VI章執筆／日本観研究会委員	アメリカ指導者の日本観	1966年	外務省北米局北米課	自由閲覧
1806	現代政治学の思想と方法 現代政治理論叢書1 訳：内山秀夫・大森彌	—	1970年10月	勁草書房	自由閲覧
1807	照明灯 7月27日	神奈川新聞 7/27	不明	神奈川新聞社	申込制
1808	自治の姿を全国に示した沖縄 9月26日	沖縄タイムス 9/26	不明	沖縄タイムス社	申込制

大森彌先生追悼講演会講演録

～特別区の自治と今後を考える～

2026年3月31日 発行

編集・発行 公益財団法人特別区協議会
東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館
電話 03-5210-9914

制作・印刷 株式会社 ぎょうせい
東京都江東区新木場1-18-11
フリーコール 0120-953-431